

平成 22 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成22年
小樽市議会 第4回定例会 会期及び会議日程

会期 12月1日～12月20日（20日間）

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 1日（水）	提案説明	
2日（木）	休 会	
3日（金）	〃	
4日（土）	〃	
5日（日）	〃	
6日（月）	会派代表質問	
7日（火）	会派代表質問等	
8日（水）	一般質問	
9日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
10日（金）	〃	〃（総括質疑）
11日（土）	〃	
12日（日）	〃	
13日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
14日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
15日（水）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
16日（木）	〃	市立病院調査特別委員会
17日（金）	〃	
18日（土）	〃	
19日（日）	〃	
20日（月）	討論・採決等	

平成 22 年

第 4 回定例会会議録目次

小樽市議会

○ 12月1日（水曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	2
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 会期の決定	3
1 日程第2 議案第1号ないし第25号及び報告第1号	3
○市長提案説明（議1～24、報1）	3
○提案説明（議25 古沢議員）	4
1 日程第3 休会の決定	5
1 散 会	6

○ 12月6日（月曜日） 第2日目

1 出席議員	7
1 欠席議員	7
1 出席説明員	7
1 議事参与事務局職員	8
1 開 議	9
1 会議録署名議員の指名	9
1 日程第1 議案第1号ないし第25号及び報告第1号	9
○会派代表質問 菊地議員	9
○会派代表質問 鈴木議員	20
1 散 会	36

○ 12月7日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	37
1	欠席議員	37
1	出席説明員	37
1	議事参与事務局職員	38
1	開 議	39
1	会議録署名議員の指名	39
1	日程第1 議案第1号ないし第25号及び報告第1号	39
	○会派代表質問 斉藤（陽）議員	39
	○会派代表質問 林下議員	51
	採 決（議1）	58
1	散 会	58

○ 12月8日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	59
1	欠席議員	59
1	出席説明員	59
1	議事参与事務局職員	60
1	開 議	61
1	会議録署名議員の指名	61
1	日程第1 議案第2号ないし第25号及び報告第1号	61
	○一般質問 井川議員	61
	○一般質問 山口議員	66
	○一般質問 吹田議員	71
	○一般質問 新谷議員	74
	○一般質問 成田（祐）議員	81
	○一般質問 千葉議員	84
	○一般質問 中島議員	93
	予算特別委員会設置・付託	101
	常任委員会付託	101
1	日程第2 陳情	101
	取下げ（陳1165）	101
	市立病院調査特別委員会付託	101
	常任委員会付託	102
1	日程第3 休会の決定	102
1	散 会	102

○ 12月20日（月曜日） 第5日目

1 出席議員	103
1 欠席議員	103
1 出席説明員	103
1 議事参与事務局職員	104
1 開 議	105
1 会議録署名議員の指名	105
1 日程第1 議案第2号ないし第25号及び報告第1号並びに平成22年第3回定例会 議案第15号ないし第31号並びに陳情及び調査	105
予算特別委員長報告	105
○討 論 北野議員	109
採 決	110
決算特別委員長報告	111
○討 論 菊地議員	116
○討 論 成田（祐）議員	116
採 決	117
総務常任委員長報告	117
○討 論 菊地議員	119
○討 論 林下議員	120
○討 論 吹田議員	120
○討 論 成田（祐）議員	121
採 決	121
経済常任委員長報告	122
○討 論 中島議員	123
採 決	124
厚生常任委員長報告	124
○討 論 中島議員	126
○討 論 斎藤（博）議員	129
採 決	130
建設常任委員長報告	131
○討 論 秋元議員	133
○討 論 古沢議員	133
○討 論 成田（祐）議員	135
採 決	136
学校適正配置等調査特別委員長報告	136
○討 論 北野議員	138

採 決	139
市立病院調査特別委員長報告	139
○討 論 鈴木議員	141
○討 論 中島議員	141
○討 論 秋元議員	142
○討 論 山口議員	143
○討 論 成田（祐）議員	143
採 決	143
1 日程第2 議案第26号ないし第28号	144
○市長提案説明（議26～28）	144
採 決	144
1 日程第3 意見書案第1号ないし第14号	144
○提案説明 （意1～3 新谷議員）	144
○提案説明 （意4 山田議員）	146
○提案説明 （意5 秋元議員）	146
○討 論 横田議員	147
○討 論 菊地議員	148
採 決	149
1 閉 会	151

議事事件一覧表

議案

議案	案	第	1	号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	5	号	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案	第	6	号	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第	7	号	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	8	号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	9	号	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	10	号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	11	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	12	号	市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	13	号	工事請負変更契約について
議案	案	第	14	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市いなきたコミュニティセンター）
議案	案	第	15	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場）
議案	案	第	16	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市総合福祉センター）
議案	案	第	17	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市身体障害者福祉センター）
議案	案	第	18	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市銭函市民センター）
議案	案	第	19	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市夜間急病センター）
議案	案	第	20	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市産業会館）
議案	案	第	21	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市事業内職業訓練センター）
議案	案	第	22	号	公の施設の指定管理者の指定について（おたる自然の村）
議案	案	第	23	号	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市観光物産プラザ）
議案	案	第	24	号	公の施設の指定管理者の指定について（各市営住宅の集会所（会館））
議案	案	第	25	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	26	号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	27	号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	案	第	28	号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	報	告	第	1	号	専決処分報告〔平成22年度小樽市一般会計補正予算〕
----	---	---	---	---	---	---------------------------

意見書案

意見書案	意見書案	第	1	号	非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	2	号	道立衛生学院の存続を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	3	号	社会保障にふさわしい国保制度の改善を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	4	号	国に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	5	号	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	6	号	政府のTPP交渉に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第	7	号	公契約で働く人の「ディーセント・ワーク」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	8	号	鉄道分野・公共交通への予算配分と政策推進を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	9	号	「障害者権利条約」の批准のため、条約の精神にのっとったインクルーシブ教育を実現する国内法整備を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	10	号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）
意見書案	意見書案	第	11	号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	12	号	免税軽油制度の存続を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	13	号	メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第	14	号	国庫負担を増やし、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書（案）

陳情

陳	情	第 1176 号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書提出方について
陳	情	第 1177 号	看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出方について
陳	情	第 1178 号	新市立病院建設時における市内業者の参加方について
陳	情	第 1179 号	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について
陳	情	第 1180 号	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について
陳	情	第 1181 号	新小樽病院建設時における地場産砕石の使用方について
陳	情	第 1182 号	最上保育所の存続方について
陳	情	第 1183 号	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について
陳	情	第 1184 号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書提出方について
陳	情	第 1185 号	満寿美湯の経営存続方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

菊地議員（１２月６日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 国民健康保険について
- 3 介護保険について
- 4 住宅問題について
- 5 プール建設について
- 6 その他

鈴木議員（１２月６日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 第６次総合計画前期実施計画について
- 3 成年後見センターについて
- 4 新市立病院について
- 5 産業振興について
- 6 定住自立圏構想について
- 7 行政の継続性について
- 8 その他

斉藤（陽）議員（１２月７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 経済、財政問題について
- 2 市立病院の統合新築について
- 3 総合的なうつ対策と自殺防止対策について
- 4 地域見守りネットワークについて
- 5 忍路環状列石の保存と利活用について
- 6 その他

林下議員（１２月７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新時代の公共交通のあり方の提言について
- 2 小樽市の子育てプランについて
- 3 市立病院の統合新築計画について
- 4 合同納骨塚について
- 5 その他

○一般質問

井川議員（１２月８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 風力発電事業について
- 2 旧丸井今井小樽店及び旧小樽グランドホテルの施設再生について
- 3 子育て支援について
- 4 教育について
- 5 その他

山口議員（１２月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 本市観光の中・長期の展望
 - （１）国道３９３号、小樽－赤井川間の改良整備について
 - （２）港湾計画の見直しと第３号ふ頭整備について
- 2 新市立病院建設の工費圧縮について
- 3 その他

吹田議員（１２月８日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 気になる子、障害のある子について
- 2 幼稚園と「こども園」について
- 3 保育園と「こども園」について
- 4 その他

新谷議員（１２月８日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 医療・福祉問題
 - （１）乳幼児医療費の助成拡大について
 - （２）ひとり親医療費の助成について
 - （３）乳幼児医療費の現物給付について
 - （４）障害者タクシー券の助成拡大について
- 2 経済問題
 - （１）忍路漁港の整備について
 - （２）冬の観光について
- 3 その他

成田（祐）議員（１２月８日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市立病院について
- 2 その他

千葉議員（１２月８日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 経済対策について
- 2 発達障がい者の支援策について
- 3 女性と子どもの生命と健康を守る政策について
- 4 その他

中島議員（１２月８日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ごみ問題について
- 2 夜間急病センターについて
- 3 その他

平成22年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成22年12月1日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見楚谷	登	志		28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山田勝麿	副市長	山田厚
教	育	長 菊	病院局長	並木昭義
水	道	局長 小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財	政	部長 貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産	業	港湾部参事 鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医	療	保険部長 志久旭	福祉部長	中村浩
保	健	所長 秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会	計	管理者 中塚茂	消防長	会田泰規
病	院	局長 吉川勝久	教育部長	大野博幸
経	営	管理部長 迫俊哉	総務部総務課長	中田克浩
総	務	部 企画政策室長		
財	政	部財政課長 黒澤政之		

議事参与事務局職員

事務局 長	小 原 正 徳
庶務係 長	島 谷 和 大
調査係 長	関 朋 至
書 記	木 戸 智恵子
書 記	佐 藤 誠

事務局 次長	佐 藤 正 樹
議事係 長	中 村 弘 二
書 記	相 澤 幸
書 記	小 林 由美子
書 記	高 野 香 織

開会 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、平成22年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月20日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第25号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第24号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの平成22年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号平成22年度一般会計補正予算につきましては、昨年度に引き続き、生活困窮世帯に対する特別の措置として、小樽市社会福祉協議会・小樽市共同募金委員会が共同募金を原資として支給するふれあい見舞金に、市として上乗せして支給するための経費を計上いたしました。

次に、議案第2号から議案第7号までの平成22年度各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、国の経済危機対応・地域活性化予備費関連事業といたしまして、認知症高齢者グループホームに対するスプリンクラー等の設置費用を補助するための経費や、北海道から追加の補助内示がありました重点分野雇用創造事業として、民間事業者へ委託して、新卒未就職者等を対象に販売士等の資格講座や職場実習等を実施する人材育成雇用プログラム推進事業に要する経費を計上したほか、長橋中学校の屋内運動場耐震補強等工事を前倒しで実施するための所要の経費を計上いたしました。

さらに、国の平成22年度補正予算関連事業といたしましては、北防波堤改良事業費の一部前倒しに伴う国直轄工事費負担金につきまして、所要の補正を計上いたしました。

そのほか、星野町地区及び蘭島地区における地上デジタル放送の難視聴解消に要する経費や、高島小学校校舎等の耐震診断に要する経費などを計上し、以上に対する財源として、それぞれ歳出に対応する使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、身体障害者福祉センターほか8施設の指定管理者の指定代行業務等に係る経費並びにスクールバスの運行及び学校給食新光共同調理場の運営委託に係る経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は2億3,692万4,000円となり、財政規模は571億120万4,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計で高額介護サービス費の増額に係る経費を計上したほか、企業会計では、病院事業で病院給食の業務委託に係る経費について、水道事業で、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事について、それぞれ債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第24号までについて説明申し上げます。

議案第8号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、独自削減前の行政職給料表を改定し、及び自宅に係る住居手当を廃止するとともに、国家公務員の俸給の引下げ率を勘案して独自削減後の行政職給料表を改定するものであります。

議案第9号病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、自宅に係る住居手当を廃止するものであります。

議案第10号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健事業特別会計及び物品調達特別会計を廃止するものであります。

議案第11号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、若竹住宅の住宅改善事業に伴い、同住宅の戸数を変更するものであります。

議案第12号市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案につきましては、美術館の展示室の名称を変更するものであります。

議案第13号工事請負変更契約につきましては、設計変更の必要が生じたため、公営住宅改修工事（若竹住宅2号棟）を、契約金額3億7,973万2,500円をもって阿部・西條・小杉共同企業体と請負変更契約を締結するものであります。

議案第14号から議案第24号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。いなきたコミュニティセンターについては、株式会社小樽ビル管理を指定するものであり、駅前広場駐車場及び駅横駐車場については、小樽駅前ビル株式会社を、総合福祉センターについては社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、身体障害者福祉センターについては社団法人小樽身体障害者福祉協会を、銭函市民センターについては小樽市銭函連合町会を、夜間急病センターについては社団法人小樽医師会を、産業会館については協同組合小樽名店街を、事業内職業訓練センターについては小樽地方職業訓練協会を、自然の村については財団法人おたる自然の村公社を、観光物産プラザについては社団法人小樽観光協会を、10か所の市営住宅の集会所又は会館については各市営住宅集会所又は会館の管理委員会を、引き続き指定管理者として指定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成22年度一般会計において、中小企業経営安定健全化資金貸付金の予算を増加するため、同会計の補正予算について平成22年10月26日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、議案第25号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第25号小樽市非核港湾条例案の提案に当たり、その趣旨の説明を行います。

御承知のように、北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃を受け、アメリカ・韓国は、11月28日から黄海で合同軍事練習を実施しています。この演習には、横須賀から米原子力空母ジョージ・ワシントンも派遣されています。これに北朝鮮は猛烈に反発し、報復の可能性さえ示唆しています。

このように、今、我が国を巻き込んで緊張が高まる中、中国の楊潔篪外相は、北朝鮮の池在竜大使と、そして韓国の金星煥外交通商大臣と、さらには、アメリカのクリントン国務長官とは電話で会談し、それぞれの会談で、事態の推移を深く憂慮していることや、南北朝鮮双方に冷静さと自制的な姿勢、速やかな

接触と対話、これを要望しています。

こうした緊迫した中、同時進行的に東南アジア諸国連合、ASEANが示した動きは極めて重要で、かつ示唆に富むものではなかったでしょうか。

同連合スリン事務局長は、26日に声明を発表しました。その中で、東南アジア友好協力条約、TACに加入している国である韓国と北朝鮮に対して、武力の使用と武力による威嚇を控え、紛争の平和的解決というTACの精神を守るよう訴えると呼びかけました。どこかで聞いた言葉に似ています。各位にも響いてくるのではないのでしょうか。

この場に同席する皆さんには説明のかけらさえ必要ありません。言わずもがな、日本国憲法第9条第1項であります。日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。かつて、日本軍国主義が侵略、略奪を加えた国、ASEANの国々から憲法9条の声が聞こえてきます。

声明は、黄海上で起きた抗戦の犠牲者に深い追悼を表明した上、韓国と北朝鮮の和解だけではなく、関係するすべての政府が、朝鮮半島での敵対状況を終わらせ、非核化への実現を探索するよう促すとしています。

加えて、ASEAN議長国であるベトナム政府は、朝鮮半島の平和と安定は東アジア全体にとって決定的に重要だとし、関係国に最大限の自制、信頼醸成、平和的手段と交渉による紛争解決をとASEAN声明を発表しました。

今回の砲撃の背景には、半世紀以上も前の朝鮮戦争とその後の海上境界線をめぐる南北の対立がありますが、しかし、どんな理由をつけようとも、民間人居住地に対する北朝鮮側の無差別攻撃は断じて許されるものではありません。

それにつけても、我が国政府の対応であります。全く情けないとしか言いようがありません。日本海と一体の海上でのこと、隣国韓国と北朝鮮間における武力紛争であります。アジアの一員としての日本国政府の責任、その一端を担おうとさえ、私たちにはしているようには見えてきません。

黄海で高まる緊張をよそに、これまで歴代政権がやれなかった憲法の平和原則を覆すことに、今、一生懸命汗を流しています。武器輸出三原則の見直し、日本防衛限定からの決別、中国海軍への動きに対抗するとした沖縄南西部の島への陸自展開など、新防衛計画の大綱の策定作業がそれであります。何とも情けありません。何よりも、今、世界で一番の核問題危機の発信源は、今回、延坪島に対して砲撃を加えた北朝鮮です。朝鮮半島での緊張や対立が日本の安全に大きくかかわりを持つことは言をまちません。

小樽市が核兵器廃絶都市宣言をしてから28年、その宣言に命を吹き込むのがこの非核港湾条例案であります。北東アジアに開かれた港を持つ小樽市では、核兵器を搭載した軍艦は1隻たりとも港湾施設を使用させないのです。この条例の持つ現実的な力を想像してください。アジア諸国等から寄せられる国際的な賛同、賞賛の声を想像してください。日本という国の、それもわずか13万人の小さな港町が世界平和とアジアの緊張緩和にとって果たす役割を想像してください。ぜひとも本条例案に御賛同いただけますように、各位一人一人の心に呼びかけ、趣旨説明を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月2日から12月5日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 **見 楚 谷 登 志**

議 員 **井 川 浩 子**

議 員 **新 谷 と し**

平成22年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成22年12月6日

出席議員（28名）

1 番	秋	元	智	憲	2 番	千	葉	美	幸
3 番	鈴	木	喜	明	4 番	吹	田	友	三 郎
5 番	大	橋	一	弘	6 番	成	田	祐	樹
7 番	菊	地	葉	子	8 番	中	島	麗	子
9 番	高	橋	克	幸	10 番	斉	藤	陽	一 良
11 番	佐	野	治	男	12 番	山	田	雅	敏
13 番	佐	藤	禎	洋	14 番	濱	本		進
15 番	井	川	浩	子	16 番	林	下	孤	芳
17 番	斎	藤	博	行	18 番	山	口		保
19 番	佐々	木	勝	利	20 番	新	谷	と	し
21 番	古	沢	勝	則	22 番	北	野	義	紀
23 番	横	田	久	俊	24 番	成	田	晃	司
25 番	前	田	清	貴	26 番	大	竹	秀	文
27 番	見	楚	谷	登	28 番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
財 政 部 長	貞 原 正 夫	産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一
産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三	生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生
医 療 保 険 部 長	志 久 旭	福 祉 部 長	中 村 浩
保 健 所 長	秋 野 恵 美 子	建 設 部 長	竹 田 文 隆
会 計 管 理 者	中 塚 茂	消 防 長	会 田 泰 規
病 院 局 経 営 管 理 部 長	吉 川 勝 久	教 育 部 長	大 野 博 幸
総 務 部 企 画 政 策 室 長	迫 俊 哉	総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩
財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之		

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第25号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、質疑及び一般質問を一括し、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して質問します。

財政問題でお尋ねします。

初めに、地域主権改革と一括交付金問題です。

民主党政権が6月に閣議決定した地域主権戦略大綱に盛られたひもつき補助金の一括交付金化は、平成23年度、都道府県分5,000億円を配分するとのことです。国の負担金、補助金ですが、総体的に見れば、その8割は義務教育や社会保障などに関するものと言われています。小樽市の会計全体における国の交付金、補助金の内訳について、平成22年度を例にお示してください。

義務教育や社会保障に関する補助金に対応する部分は、必要額を確保するとして一括交付金化の対象外と当面はされているようですが、投資にかかわる補助金、交付金等の一括交付金化は2011年度から段階的に実施するとして、先に都道府県分が対象になりました。2012年度には市町村へも拡大になると言いますが、仮に実行された場合、小樽市として影響があると考えられる投資にかかわる補助金について、22年度予算ベースでの影響額は幾らになるのでしょうか、お伺いします。

経常経費へと段階的な移行を検討する方向のようですが、住民サービスの観点から、保育所を例にとれば、公立保育所の運営にかかわる補助金が交付金化された以降は、保育所の建設はされず、公立保育所廃止へと大きく道を開きました。結局は、住民サービスの後退につながるものです。このように、福祉、教育等の分野における特定補助金の廃止は、財源保障の基準があいまいになり、結果として国の財源保障責任の後退を招くと考えられるのですが、市長はどのように考えておられるのでしょうか、お考えを伺います。

続いて、地方交付税の追加交付にかかわってお尋ねします。

臨時国会では、地方交付税法が一部改正され、平成22年度の国の補正予算によって増額される同年度分の地方交付税1兆3,000億円のうち、1兆円が平成23年度分の地方交付税の総額に加算されることになりました。本来は、当該年度の地方交付税に加算して地方自治体に配分され、必要な財源に充てられるべきものではないかと考えます。

他方、平成23年度の地方交付税は、平成22年度並みとされています。本来、22年度補正予算の枠内で地方に回すべき増額分1兆円の地方財政への効果分も23年度交付税に包括されて、その実、23年度分の交付税は削減されることになるのではないのでしょうか。このような地方交付税の配分にした以上は、来年度に交付することとされた1兆円については、平成23年度交付金の実質増加分として配分するよう国に強く要請すべきではありませんか、お答えください。

次に、国民健康保険について何点かお伺いします。

初めに、高すぎる保険料についてです。

国保料の滞納相談は後を絶ちません。保険証を取り上げ、増え続ける無保険者、深刻な受診抑制、国民の3人に1人が加入する国民健康保険は、今、深刻な危機に陥っています。国民所得が下がり続ける中に

あり、社会保障費の負担は増大しています。平成20年、国民健康保険実態調査報告では、国保の世帯主の39.6パーセントが無職者です。被保険者1世帯当たりの年間平均所得は168万円、保険料の年間平均が1人当たり8万5,448円で、所得の8.9パーセントとなっています。小樽市の国保加入者の生活実態はどうなっていますか。1世帯の平均所得と1世帯当たりの保険料、1人当たりの保険料について、平成12年度と平成21年度との比較でそれぞれお答えください。

無職者や60歳以上の加入者が多いという保険制度としては初めから不安定な構造であるからこそ、国民健康保険法第4条で、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようつとめなければならない。都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならないと規定され、国庫負担が導入されました。1982年、老人医療費無料制度を廃止した国は、一路、医療費抑制政策へと施策を大きく転換させ、国保への国庫負担をそれまでの医療費の45パーセントから医療給付費の50パーセント、医療費ベースで換算すると35パーセントへと大きく後退させ、保険料高騰の道を開きました。国の責任を被保険者に転嫁してきた結果、自治体の国保財政、特別会計を悪化させ、保険料滞納世帯の増加と保険料滞納世帯への罰則強化の道をひたすら歩むことになりました。国保財政の安定化とだれもが払える国保料設定のためには、こうした歴史的経過と、国民健康保険法第4条の趣旨にのっとり、国庫負担金を1984年以前の水準に戻すことが喫緊の課題です。国に対し強く申し入れると同時に、北海道の責任分野として法定外負担の拡充を求めるべきと考えます。市長の見解をお示しください。

20年度決算で、小樽市の一般会計からの法定外繰入額は446万円、被保険者1人当たり127円と、夕張市の151円より少額でした。道内では、17の自治体が基金等の活用で平成21年度の国保料を引き下げっていますが、基金の保有が全くない自治体でも引下げに踏み切っているところがあります。支払可能な国保料への自治体の努力と見られます。小樽市は、平成21年度決算で、単年度収支では7億4,500万円の黒字となり、一気に累積赤字を2億円台に縮めています。来年度予算では一般会計からの繰入れも積極的にいき、支払可能な国保料への引下げを求めますが、市長の見解をお示しください。

国保一部負担金の減免についてお伺いします。

保険料支払の困難さと同時に、窓口での一部負担金の支払の困難さも生じています。国民健康保険法第44条で、保険者は、特別な事情がある被保険者に対し、医療費の一部負担金を猶予又は減免することができますと定めています。厚生労働省の調査によると、2006年時点で、全国の55パーセントの自治体が、一部負担金減免実施のため、何らかの制度を設けています。昨年、我が党の小池晃前参議院議員が、半数の自治体で減免制度がないのは問題だと指摘し、国の責任で財政支援も行い、制度の拡充を図るよう求めたことに対し、当時の舛添厚生労働大臣が、負担の半分を国が見ることができないか検討していると答えていたものです。

政府は、昨年来、国保の一部負担金減免制度について、モデル実施等を行いながら全国一斉に実施することを模索してきました。本年9月13日付けで局長通知を出し、促進することにしました。国による具体的な運用基準や財政支援が明確になり、活用が広がっていますが、小樽市における活用の実績をお知らせください。要綱を作成することとしていましたが、進捗状況をお知らせください。

厚生労働省の基準でもってしても、恒常的な低所得者や通院には対象になりません。非正規労働者の増加や不況が改善されない状況にあっては、恒常的に収入の少ない人も対象とすべきと考えます。市長のお考えをお示しください。

次に、無保険の問題です。

「貧困は子供の責任ではない」という全国的な運動と世論の声に押され、先行して資格証明書交付世帯の義務教育の子供たちに、後に高校生まで保険証交付措置がとられました。しかし、実態として保険証を

持たない子供たちは存在します。国民健康保険法は、第5条で市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とするとうたい、第6条で、健康保険法や船員保険法などの規定による被保険者を適用除外としています。加入・脱退の手続はみずから行わなくてはならず、こうした手続を行っていない世帯では、子供たちを含め、何の医療保障ありません。乳幼児医療の助成制度以前の問題です。会社の倒産やリストラなどで失業状態になり、同時に社会保険喪失の後、国保への加入手続をためらう理由の多くは国保料の支払困難です。治療の必要が生じて、過去2年にさかのぼっての国保料支払に多くの市民は加入をためらいます。

文字どおりの無保険状態を解消するためには、実態の把握が必要です。社会保障協議会では国に対して実態の調査を要求していますが、子供の無保険解消のためにも、どの健康保険にも加入していない市民の実態把握が急がれると考えます。無保険状態の児童の解消のために、庁内、市内の関係機関を通じて実態調査の可能性を追求すべきではありませんか、市長のお考えをお示してください。

国保の質問の最後は、広域化についてお尋ねします。

本来なら既に廃止となっているはずの後期高齢者医療制度は存命し、この8月、高齢者のための新たな医療制度について、いわゆる中間取りまとめ案が出されました。この中で、将来的な国保の広域化が打ち出されています。5月12日、医療保険制度の安定的運営を図るための国保法等改正案が成立し、法改正後、厚生労働省は通達で都道府県に広域化等支援方針の策定要領を示しました。年内に広域化支援方針を策定すれば財政調整交付金の減額が免除されると言われていますが、具体的な内容をお知らせください。

広域化支援方針に沿って北海道は市町村にどのような支援を行うのでしょうか、お答えください。

特別会計に見る平成21年度末基金保有額も、1人当たりゼロ円から芦別市のように6万円を超える自治体もあります。先の項での質問で述べた減免制度も、自治体の独自減免で拡大されているところもあります。国保料の滞納に親身に対応してくれるのは、やはり、市町村国保の窓口ではないでしょうか。住民の生活実態に即し、それぞれの自治体の努力で営まれているのが国保事業です。各地域のニーズや特性に即した事業運営が望まれ、地域に最も身近な地方公共団体である市町村が国民健康保険事業の実施を義務づけた理由だと、逐条詳解国民健康保険法の説明です。

北海道内自治体、広域連合で運営されている国保の平成22年度の保険料調定額は、1人当たりの最高が10万3,712円、最低が2万700円です。実に5倍もの差があります。本来、住む場所や職業のいかんを問わず、同一割合の所得による保険料の負担、平等な給付は望ましいあり方ですから、国の財源、財政一括管理の下、運営は住民に身近な自治体が行うことが望ましい姿であるとは思いますが、今、進められようとしている都道府県単位化によって、大幅な保険料の引上げ、一般会計からの繰入れ中止、減免制度の統一化、収納率の向上を目指し、取立てや機械的な制裁措置の横行など、被保険者の負担増が引き起こされる懸念が払拭されるものではありません。広域化の動向について市長はどのようにごらんになっているのでしょうか、見解を伺います。

介護保険についてお尋ねします。

2000年4月に介護保険がスタートして10年が過ぎました。介護保険全体を見ますと、サービスの受給者、介護費用は右肩上がりに増加し続けています。これまで3度にわたる制度改定がされましたが、制度改定のたびに、費用負担の増加、利用の制約、あるいは介護報酬の切下げがされてきました。この結果、政府が当初掲げた介護の社会化とは全く裏腹な介護崩壊と言われる危機的な状況が広がっているのが現実です。

11月25日、社会保障審議会介護保険部会がまとめた意見書では、負担増のオンパレードとなっています。調理や買物、掃除など生活援助中心の軽度の要介護、要支援を保険の対象外とする。ケアプラン、介護サ

ービス計画作成を有料化する。多床室の室料を1割負担から全額自己負担とするといった方向性が示されています。取りまとめられた意見書の内容の報道を見るたびに、血圧が上がるような気がするのは私だけでしょうか。

来年の通常国会に法案を提出するための検討が始まりました。介護保険制度では、サービス利用の1割を利用料、9割を保険からの給付費で賄います。給付費は、国と自治体の負担、いわゆる公費と40歳以上の国民が払う保険料で半分ずつ負担しています。高齢化が進み、介護保険の費用を賄うためには利用料を上げなければ保険料が増え、保険料を抑えようとすれば利用料負担が増える仕組みになっています。

介護部会の意見書では、全国平均で平成24年には1か月5,000円を超える保険料の見込みを示唆していますが、内閣府が9月から10月に行った介護保険制度に関する世論調査では、介護サービスを充実させていく場合の費用負担については、公費負担割合の上げを望むという声が41パーセントと一番多くなっています。世論調査の結果からは、現状でも利用料、保険料とも負担の限界を超えているとの思いが見てとれます。当面は、公費負担割合を10パーセント引き上げて、介護保険料、利用料の負担増を防ぐことが求められると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

小樽市は、第4期計画の介護保険料を基金の活用で、基準額で年間6,120円引き下げ、市民に大変喜ばれています。今後、第5期計画を策定していくことになりますが、国の動向も踏まえ、小樽市では介護保険料への影響がどう出てくるのか、お示してください。

第5期計画の策定に当たっては、第4期計画値の実績を踏まえながら検討することになりますが、21年度は計画値に対しての実績で大きく乖離しているサービスはないのでしょうか、お答えください。

介護療養ベッドについて、平成23年度までにすべて廃止するとの施策については、しばらくの猶予期間が設けられるようです。受入先の態勢が整わない状態ではこういった方向性については歓迎すべきことですが、第5期計画への影響についてお示してください。

先日、各会派の議員と女性団体とが懇談する機会がありました。特に、高齢者が地域で生き生きと生活できる環境について何ができるのかといった大変意欲的で、しかし、具体的に何ができるか模索している様子でした。その懇談の中でも出されていましたが、地域包括支援センターの職員はとにかく忙しいので、支援センターの増設も含めて検討してほしいといった要望も出されました。

地域包括支援センターは、中学校区で1か所が基本とされているものです。介護保険の認定手続や仕組みを認知していない高齢者も少なくありません。さらなる役割が求められています。第5期計画の中で増設の考えはないのでしょうか、お伺いします。

次に、住宅問題についてお伺いします。

62歳で介護の仕事についています。月5回から6回の夜勤は厳しく、今後働けなくなったことを考えると、賃貸住宅の家賃も捻出できなくなると思います。公営住宅を申し込んでいますが、なかなか当たりません。今、一番の悩みは住宅問題です。これまで何度も公営住宅に申し込んでいますが、抽選で外れてしまいます。何かいい案はないでしょうか。先般、花岡ユリ子事務所が行った市民アンケートには、こうした住宅についての相談が数多く寄せられています。

公営住宅については、住宅マスタープラン策定後、ストック重視、市場重視の方向性に基づくストック活用計画が策定されました。さらに、現存する住宅の計画的な改善、修繕により長寿命化を図るということですが、現状は、入居希望待機者が多く、募集倍率が高いと聞いています。市営住宅の申し込みに関し、一般住宅、特定目的住宅、それぞれについて募集倍率の直近5か年の状況をお知らせください。

高齢者の住環境はさらに深刻です。地域で頑張っていた小売商店が次々に店じまいをする。公衆浴場がなくなる。小樽市は全国に名立たる坂のまちです。小高い丘から海岸線を眺める風光明媚な情景を楽しむ

ことができる反面、足腰が弱くなってから坂の上で生活することに困難性を抱えている高齢者も少なくありません。現行の民間も含めた住宅施策を進める中で、高齢者が利便性の高い地域で安心して住み続けることができる施策を講じることが必要だと考えておりますが、これまでに取り組んでこられた高齢者のための住宅施策をお示してください。

高齢者の住居の安定確保に関する法律が平成13年に制定されています。札幌市では、この法律に基づいた高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受けた住居が建てられていますが、小樽市での制度実用化については改めての検討がされないのでしょうか、お伺いします。

市営プールについてお尋ねします。

駅前室内水泳プールが廃止になり、3年が経過しました。市民の早期建設に向けた熱心な働きかけを受け、第6次総合計画に盛り込まれ、平成25年度を目途とした前期実施計画にはプール建設の実施設計作成までの日程が示されています。この間、数回にわたり教育委員会とプールの早期建設を求める市民の会の皆さんが話し合いをされていますが、土地の確保も含め極めて不明瞭な進捗状況です。平成25年度までに実施設計作成となれば、土地の確保や施設規模も含め、一定の考え方はいつまでに定められるべきですか、お答えください。

土地の確保については、市民の方々も何か所か候補を挙げていますが、さまざまな理由で確定されません。平成25年度に実施設計作成の姿勢は崩されていませんが、突然、候補地が降ってくるわけでもありません。建設計画を見据えながら、小樽市行政の全体計画の中である程度の候補地は考えているのでしょうか、お伺いします。

庁内ワーキンググループは立ち上がっているのでしょうか、お答えください。

苫小牧市では、先月21日、25メートル8レーンの温水プールを兼ね備えた沼ノ端スポーツセンターが開設しました。平成23年1月から温水プールの教室開催の案内もされています。こうしたニュースを耳にするたびに、小樽市でも一日も早くプール建設をとの思いが強くなるのは当然です。市長におかれては、今期で退任されるとのことですが、市長在任中に廃止したプールの新規建設に明確な道筋をつける責任があります。お考えをお示してください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について、まず、本市の全会計における国からの交付金、補助金の内訳であります、平成22年度予算をベースに大きくくりで申し上げますと、まず、国民健康保険関係や生活保護関係、介護保険関係などのいわゆる社会保障関係費が約177億8,000万円で、全会計における国からの交付金、補助金の94.9パーセントを占めており、続きまして、公共事業関係費が約9億円で4.8パーセント、その他義務教育費を主なものとする文教・科学振興関係費などが約5,000万円で0.3パーセントとなっており、総額では約187億3,000万円となっております。

次に、現在、国において検討されているいわゆる補助金等の一括交付金化に関連して、第1段階として実施が検討されている投資に関する補助金等に係る本市の対象額であります、現時点では、ただいまお答えいたしました公共事業に関する国からの補助金、交付金が該当すると考えられますことから、平成22年度の予算ベースで申し上げますと約9億円となっております。

次に、経常経費に関する補助金等の一括交付金化への段階的な移行についての御質問でありますけれども、ひもつき補助金の一括交付金化に当たりましては、地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象とせず、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、総額についても現行の補助金総額を縮減することなく確保するとともに、具体的な制度設計について、地方交付税制度との整合性を図るなど、国と地方の協議の場で十分協議をし、地方の意見が反映されるよう市長会としても政府に対し要請しているところであり、私としてもぜひこういう方向で進めていただきたいと思っております。

次に、このたびの国の補正予算で増額された地方交付税の配分であります。総務省の平成23年度予算に係る概算要求におきましては、地方交付税について、本年度とほぼ同額の16.9兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保するとしているところであります。

私といたしましては、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額に向けて、まずは総務省の概算要求額である16.9兆円が確保されることはもちろんのこと、このたびの補正予算に伴って来年度に加算することとされた1兆円につきましては、その言葉どおり16.9兆円に加算して地方に配分するのは当然のことであると考えております。

なお、全国知事会におきましては、先月下旬に、地方財政の確立と地方交付税の復元・増額に関する提言の中で、地方交付税の増額分1.3兆円のうち1兆円については、23年度以降の地方交付税の実質的な増額に活用すべきことを国に要請したところであり、今後は、全国市長会などとも連携して、1兆円の実質的な増額について国に要請してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について何点か御質問がございましたが、初めに、本市の国保加入者の生活実態についてであります。平成12年度は、一般世帯の平均所得額が115万8,000円、1世帯当たりの保険料が14万7,811円、1人当たりの保険料が8万6,716円となっており、平成21年度は、1世帯当たりの平均所得額が86万3,000円、1世帯当たりの保険料が13万7,418円、1人当たりの保険料が8万9,115円となっております。

次に、国庫負担金の増額等についての国や道への申入れでありますけれども、国民健康保険は、昭和59年度の国庫負担割合の見直し以降、さまざまな制度改正を行っており、通常为国庫負担のほか、高額医療費共同事業の拡充や保険基盤安定の保険者支援制度の創設などを通じて一定程度の国費や道費が投入されております。また、全国市長会を通じて、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図ることや、低所得者層に対する負担軽減策を拡充することなどを国に要望しているところであります。

次に、一般会計からの繰入れによる国保料の引下げについてのお話であります。医療保険の本来の考え方では、公費の負担のほかは被保険者の保険料で賄うべきとされていることから、国保加入者以外の方々も間接的に負担することとなる一般会計の繰入金は慎重に取り扱わなければならないものでありますし、本市の財政状況から見ても難しいものと考えております。

次に、一部負担金の減免の実績でありますけれども、本市では、これまで具体的な基準を設けておらず、申請があれば、その都度、他都市の要綱等を参考にしながら減免等の可否を決定しておりますが、平成7年度に1件を承認した以降は実績がありません。

次に、本市の要綱作成についてであります。9月13日の厚生労働省の通知を受けて以後、道内の各市町村と情報交換をしながら、平成23年4月の施行を目指し、作成中であります。

次に、一部負担金の減免の対象に恒常的に収入の少ない人も対象にすべきとのことですが、一部負担金の減免は、本来、一定程度の負担をしながら医療の給付を受けるという現在の我が国の医療保険制度にあって、災害に遭った場合や失業等により収入が著しく減少した場合などの特例的な措置であり、恒

常に収入の少ない世帯は他の制度で措置されるべきものと考えております。

次に、無保険状態の調査ということでありますけれども、本市では、これまでも市民税が特別徴収から普通徴収に切り替わった世帯の情報に基づき、他の保険に入っていなければ早急に国保への加入を行うよう、文書で加入の促進をしているところであります。しかしながら、離職後、社会保険を任意継続している場合や、再就職し、既に社会保険へ再加入している場合などもあり、また、個人情報保護の点からも、いわゆる無保険状態になっている世帯の把握は難しいのが現状であります。

なお、今年度からは、非自発的失業者に対しての新しい保険料軽減制度も創設されましたので、この制度の周知を図りながら、引き続き、国保への加入促進に努めていきたいと考えております。

次に、広域化支援方針を策定した場合の財政調整交付金の減額免除の具体的内容でありますけれども、現在、保険料の収納率が一定の基準に満たない市町村は、財政調整交付金の普通調整交付金が収納率に応じ5パーセントから20パーセント減額される仕組みとなっておりますが、5月12日に改正された省令において、都道府県が定める広域化等支援方針において、保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めていると厚生労働大臣が認める場合、その都道府県の市町村は適用されない旨が規定されたものであります。

なお、平成22年度においては、12月末までに支援方針を策定した都道府県は減額の適用除外となります。

次に、北海道の広域化支援方針の支援内容でありますけれども、道からは11月上旬に素案が示されましたが、その素案に対する市町村の意見を集約し、年内に最終案を策定される予定であります。したがって、現在のところは明確にお答えできませんが、素案の段階では、広域連合や滞納整理機構の設立、保険料収納率向上対策、高医療費市町村における医療費適正化の推進に対する支援などが取り上げられております。

次に、広域化の動向であります。全国市長会では、国に対し、多くの市町村の要望を受け、保険財政の安定化、保険料負担の公平化等の観点から、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現すべきであり、その過程において都道府県単位の広域化を早急に検討することを要望してきた経緯があります。当市においても、高齢化率が高く、所得水準が低いことなどの国保の持つ構造的問題がより顕著であり、広域化による安定的な財政運営が見込まれることから、早期の実現を期待しております。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、まず、給付費に対する公費負担割合を10パーセント引き上げることにについてであります。全国市長会においても、介護保険財政の健全な運営のため、十分かつ適切な財源措置を講じることと要望しておりますように、国が責任を持って対処していただくことが必要であると考えております。しかし、そのためには約7,400億円の国費が必要となり、消費税の税率アップを念頭に置いた財源確保が見込めない中、公費負担割合の引上げは実質的に難しい情勢にあるのではないかと認識しております。

次に、国の動向を踏まえた第5期の計画への介護保険料の影響でありますけれども、国の示した介護保険制度の見直し案によりますと、国の平均保険料が月額約700円増加する試算となっております。これに加えて、本市では、第4期保険料の軽減に充てた準備基金がなくなりますので、第5期では、この分の500円が上積みされ、月額約1,200円の増加となる見込みであります。

次に、介護サービスにおける21年度の計画と実績の乖離であります。各サービスにおける利用者数に大きな乖離はなく、ほぼ計画どおりとなっております。

次に、介護療養病床の存続が第5期計画に及ぼす影響であります。10月中旬に市内の8施設に対し意向調査を実施したところ、1施設が本年11月に医療療養病床へ転換し、さらに1施設が平成26年度末に介護療養型老健等に転換予定であり、残る6施設が猶予期間まで存続するとの意向が示されました。この意

向調査の結果を基に第5期での保険料を試算しますと、月額約900円の増加となる見込みであります。

次に、地域包括支援センターの増設でありますけれども、第5期介護保険事業計画は、平成23年度に策定委員会を立ち上げて検討いただくことになりますので、地域包括支援センターのあり方についても協議いただくこととしております。

次に、住宅問題であります。初めに、市営住宅の申込みの募集倍率であります。一般住宅では、平成17年度が17.6倍、18年度が11.2倍、19年度が9.3倍、20年度が8.0倍、21年度が4.2倍となっており、特定目的住宅では、平成17年度が9.7倍、18年度が22.3倍、19年度が6.1倍、20年度が7.7倍、21年度が1.3倍となっております。

次に、これまでに取り組んできた高齢者のための住宅施策であります。民間住宅については、住宅のバリアフリー化などの改造に対して支援を行うバリアフリー等住宅改造資金融資制度を設け、また、市営住宅については、高齢者に配慮した設備や生活援助員を配置したシルバーハウジングの新光E住宅、高齢単身者専用の入船住宅の建設を進めたほか、建替え住宅でのユニバーサルデザインの導入や既存住宅での手すりの設置など、高齢者が安心して住み続けられるための事業に取り組んできたところであります。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅についてでありますけれども、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、北海道では、平成13年に高齢者向け優良賃貸住宅への補助制度を創設し、それに合わせて本市も北海道と連携して事業者の募集を行いました。建設には至ってはおりません。

その後、北海道が平成18年に当該補助制度を廃止したため、本市においても募集を停止したところであります。最近では民間事業者からも相談もない状況が続いておりますが、今後、事業者から具体的な計画の相談等がありましたら、制度導入について改めて検討してまいりたいと考えております。

最後に、市営プールの新規建設でありますけれども、これまでも早期建設について何度も陳情をいただくなど、市民の皆さんの強い思いは認識しているところであり、平成25年度の実施設計に向けて取り組んでいかなければならない重要な課題だと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

プール建設に関連して、何点か御質問がありました。

初めに、土地の確保や施設規模についての一定の考え方をまとめる時期についてであります。総合計画前期実施計画では、先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計を平成25年度までに行いたいと位置づけており、現在、先進事例の調査、関係団体との協議を進めております。アンケートや関係団体との話し合いの中で、施設規模については最大公約数的なものとしてまとめているところですが、土地確保を含め、現状ではその具体的な時期についてお示しすることはできません。

次に、建設の候補地について、小樽市行政の全体計画の中で考えているのかとのお尋ねですが、プール建設用地についてのアンケート調査では、郊外でも駐車スペースの十分とれる場所にといい希望と、駐車スペースが狭くても市内の中心部にといい希望が二分しております。また、現状の高島小学校温水プールの状況から考えますと、市内の中心部でありまして100台程度の駐車スペースは必要となり、5,000平方メートル程度の敷地が必要となります。こうしたことから、土地の確保については、教育委員会だけではなく、全庁的に情報を収集し、検討する必要があると考えております。

最後に、庁内ワーキンググループの立ち上げについてであります。現在、庁内ワーキンググループの立ち上げは行っておりません。今後、具体的に基本設計、実施設計などの段階で実務的なワーキンググループの立ち上げが必要になるものと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

○7番（菊地葉子議員） 何点か、再質問いたします。

先ほど小樽市の生活実態のことでお答えいただきましたけれども、国保料ですが、所得に占める保険料の比率は、平成12年度が21.3パーセントでした。平成21年度になると、これが26パーセントに引き上がっているのです。質問の中でも花岡ユリ子事務所がアンケート調査を行いましたということを言ったのですが、このアンケート調査には700通を超える返信をいただきました。8割を超える方が五、六年前と比較して生活が苦しくなったというふうに答えて、その理由として、収入や給与が削減された、仕事がなくなったと答えています。52.5パーセントの方が国保料、介護保険料の負担と答えているのです。所得に対する保険料の比率が大きく上がっている、負担率が上がっていることとあわせて見ますと、やはり相当な負担感になっているということがうかがわれます。

国保会計では、法定外の繰入れを削減してきました。その中でも相当な黒字決算ですから、累積赤字が物すごいスピードで減ってきているのです。確かに、赤字そのものを解消することは急がれるかもしれませんが、累積赤字の解消のスピードを緩めても保険料を下げ、今、負担感を減らす、だれもが払える保険料にしていくことが必要ではないかというふうに考えるのですが、もう一度、御答弁をお願いいたします。

それから、法定外の繰入金が増減されてきているのは全国的な傾向です。これは、国保財政については収納率によって財政調整交付金の削減などのペナルティーがあるというふうに先ほどもも言っていましたけれども、この法定外の繰入れについても国の指導はあるのでしょうか、お伺いしてみたいと思います。

生活の実態がこのように大変になっているということは、今、事例でお話ししましたが、先ほどの介護保険次期計画では国の動向なども踏まえると相当な負担増になります。保険料としての負担に対してどういう手だてをされようとしているのか、その考え方についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

それとプールの問題なのですが、私が、市長と代表質問でこのようにやりとりするのはたぶんこれが最後になるだろうと思います。第1回定例会では違う人にお任せすると思うので。私はあまり無理な注文をこれまで市長にしてきたことはないというふうに思っているのです。

（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

この後、教育長にもお伺いしますが、このプールについて、病院建設については、市長は、本当に公約にも掲げて一定程度の道筋をつけながら退任されていくということになっていますけれども、市民の健康状態とか、そういうことを考えながら、次期市長も全くお名前が上がってきませんけれども、山田市政の後継者には、何としてもプールについては早目につくってほしいというような、そういう申し送りをしていきたいという積極的な御答弁をいただければ大変うれしいというふうに思いますので、もう一度お願いいたします。

教育長、私は、25年度までに実施設計をつくっていくということになれば、その逆算方式でいつまでに施設規模とか土地の問題の決着をつけなければならないのか、そのことについてお伺いしたのです。それをもう一度お願いいたします。

それで、アンケート調査をされたり、いろいろな動きはこれまでも御答弁をいただきました。私は、市民の方々と、あそこに土地がある、この土地を使えないのだろうかというお話を聞いたときに、本当に市の財政のことも考えていて、決して民地を買ってということと言わないのです。やはり、小樽市が土地のために何らかのお金を必要とすることはなかなか皆さんおっしゃらないから、そこはさすがに市の財政の

ことも考えながら、プール建設にだけは何とかお金を投入してほしいと考えているのだろうというふうに思います。そういう意味では、本当に小樽市の土地は限られていますから、突然どこから降ってくるわけでもありませんし、そういうことについて、例えば、この時期までには土地の問題も規模の問題も決めなければ25年度の実施設計には間に合わないのだというようなこともきちんと明確にさせていただいたほうが、市民の皆さんもより希望が持てるのではないかと考えますので、その点、もう一度お答えいただければと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 最初に、国保料の関係ですけれども、確かに、実態としては私どもも高いなと思います。ですから、これは本当に大きな課題ですし、制度上の問題も含めて、これはこれから大いに検討されていくべきものだと思います。我々としては、医療保険制度について、すべての人が一本の保険制度の中で対応すべきだというふうに国に対して要望していますので、そういったことが早く実現できればいいなと思っております。

ただ、国保の黒字につきましても、まだまだ赤字ですから、赤字を抱えながらそういう制度に持つていくというのは、私は正しい道ではないと思いますので、それはそれとして、一日も早く黒字に持つていつて、その中で保険料の引下げに充てる財源を見つけていくというのも一つの方法だと思いますので、まずは黒字会計を目指すべきだと思います。

それから、法定外の繰入れの関係は担当部長から答えさせます。

それから、介護保険料の手だてですけれども、確かに、一つはこの第5期では値上がりが予想されますので、自然増の問題もありますし、もう一つは、介護療養病床の転換の問題が凍結されましたので、引き続きこの施設が残るということが、保険料の増加につながる話ですから、引下げにはなかなか厳しい状況もありますので、今後、まだ明確になっておりませんが、保険料のそういった状況が第5期の計画の中で出てくるのであれば、それに対する手当てというものが、当然、何らかの手だてができるのであればいただければというふうに思います。

それから、プールの問題ですけれども、これは、何ととってもやはり場所の問題だと思います。明確に申し上げられませんが、私も気にしております。それで、ある一つの場所を設定しまして、ここにできないかという話をして、ある体育関係団体とも話をさせました。でも、なかなか、やはり一つの団体のほうは我が權益を守りたい、この土地は我々のエリアだ、そこにそういうものを持ってこられたら、我々の楽しみがなくなるではないかというような話もあつて、なかなかスポーツ団体同士の話といたしますが、そういった問題もあつてちょっとこの話が中断しましたが、絶えず、我々も、場所の問題については、教育委員会に任せるのではなくて、市としても、適当な土地があれば、あそこあいているぞ、ここあいているぞ、これは可能性がないのかと絶えず検討させていますので、今の給食センターの問題も含めてやっていますので、これからもそういう姿勢で臨みたいと思いますし、どなたが新市長になるかわかりませんが、当然、申し送りをしていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

○医療保険部長（志久 旭） 法定外の繰入れに対します国の指導があるのかということだと思いますけれども、国からは、これまで、累積赤字を抱えている市町村に対しまして、やはり望ましくないということで、いわゆる医療費に見合った保険料を確保しなさいという指導は受けてございます。

それから、今、近い将来、広域化に向けての動きがあるわけですが、その中で、北海道であれば179自治体が一本化するに当たって、累積赤字を抱えたままで一体化はできませんので、それまでに赤字は解消することということで、やはり、方向性といたしましては、繰入れというものは国ではよしとはしていないのが現状であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

平成25年度の前期実施計画での基本設計や実施設計について、逆算しますと、大変心配されている気持ちには承知してございます。

先ほども申したように、小樽市教育委員会といたしましては、なにせ土地が5,000平方メートルでございますので、教育委員会だけというよりも、全市的にいろいろな土地を物色しながら、平成25年度の計画に向けて教育委員会としても全力で取り組んでいきたいと思っているところでございます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

○7番（菊地葉子議員） 法定外の繰入れ等についてもこのように国の指導があるというお話を伺ったのですが、市長は一本の保険にするのが望ましいと。それはそうですね。どこに住んでいても、どんな職業についていても、一定の医療の保障、一定の保険料ですね。そういうことについては望ましいとは思いますが、今の国が進めようとしている広域化によって、国民の皆さんが、今の保険料よりももっと高い保険料に、例えば小樽市なら保険料に合わせられるのではないかと。先ほど、5倍の開きがあると。その自治体によってみんなで頑張って払える保険料にしている、その頑張りが損なわれるような広域化になっていくのではないかとこの心配については全く払拭されないのですが、そういうことについてはいかがなのですか。

全国知事会だとか市町村の皆さんが、自分たちが納めるところに住んでいる住民の方々の負担増になるおそれがあるのかなのか。もっと引き下げるほうに向いていくのかということについて、財源措置も含めて国に対してどのような要求をされているのかをお尋ねしておきたいと思います。

プールのことなのですが、平成25年度に実施設計をしようとする、具体的な基本設計だとかはいつまでにつくらなければいけないのかということをお尋ねしているのです。そうすると、やはり、ここまでは土地を確保しなければいけないとか、そういうことが出てくると思うのですが、25年度に実施設計をつくるというのは、もうこれまでに何度も聞いていますし、できれば前倒しにしてほしいという要望も出ています。ただ、25年度に実施設計をつくるという総合計画に基づいて、では、いつまでに基本設計はつくらなければいけないのかという時期のルールみたいなものがありますよね。そのことについてお尋ねしたので、もう一度お答えいただければというふうに思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 初めに、国保の問題ですが、払える保険料にするのかどうかというのは、ちょっと広域化とは違うのですが、私がいつも思うのは、小樽市の国民健康保険の保険料と、たまたま隣のまちな余市町の保険料と、余市が幾らかはわかりませんが、これが違うということがおかしいのではないかと。同じところに住んでいて、例えば、小樽の人が余市に移転しましたと言ったときに保険料が上がったり下がったりするのはおかしいのではないかと。せめて道内はどこへ行っても同じ保険料

であるべきでないかなというのは、ずっと私はそう思っていました。それは、できれば広域化してほしいという気持ちがあったものですから。

ただ、払える保険料にするのかどうかというのは、やはり、総体の医療費とのかかわりと、公費の繰出しとの関係ですから、どこまで払える保険料とするかということは非常に大きな政策的な課題であります。それはそれとして、ただ、私は、やはり同一地域であれば同一保険料が望ましいのではないかと、こう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育部長。

○教育部長（大野博幸） 再々質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、平成25年度までに実施設計を終えたいというのが前期実施計画にのせている筋道です。一般的には、基本設計1年、実施設計1年というのが常識的な言い方だとは思いますが、病院のような大きな施設ではございません。建物としては、大体3,000平方メートル前後の建物だろうと思っています。

前段、教育長からも答弁しましたが、大きくは場所の問題、それともう一つは規模の問題があると思います。アンケート結果も公表しておりますが、50メートルプールと言う方もいらっしゃいますし、25メートルで十分だと言う方もいらっしゃいますし、附帯施設についてもいろいろな意見が出ております。担当では、今、それをまとめて、それを関係団体の方々にも案として示す場面もつくっていかねばならないだろうというふうに思っています。

いずれにいたしましても、基本設計、実施設計で1年1年ということではないだろうというふうには思っておりますので、最終的に土地がどこになるか、その地形等にもよるとは思いますが、1年程度、1年ちょっとぐらいあれば基本設計、実施設計はやっていけるのではないのかというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 先ほどの公費負担の割合は、全国市長会で、これは前政権時代から、今の政権でも、毎回言っていますが、読みますが、「国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講じること」と、一貫して全国市長会としては要望しています。

○議長（見楚谷登志） 菊地議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時40分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○3番（鈴木喜明議員） 平成22年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問をいたします。

前回の平成22年第3回定例会におきまして、平成22年度から27年度までの小樽市過疎地域自立促進市町村計画が承認されました。これは、平成21年度から30年度までの10年間の第6次小樽市総合計画に包括され、北海道過疎地域自立促進方針に基づき、道と協議した上で計画案として取りまとめられたものであり

ます。

本市が直近に抱える問題点として、その対策の具体的な計画案を上げ、説明しております。また、その内容は第6次総合計画前期実施計画に沿ったものであり、我が自由民主党も、毎年、詳細な予算要望を提出し、予算措置状況について精査をしております。そして、市長与党として詳細な説明を受けておりますので、本市が抱える問題点の認識と対策については共通認識を持っていると自負しております。

山田市長は、本年9月2日に勇退する旨の記者会見を開かれました。まだまだやっていただかなければならないこともありますし、任期もございますので、ねぎらいの言葉は先に延ばさせていただきますが、この会見の中で、後継はあえて自分から指名しない、ただ、行政は継続なので、例えば病院問題で引き続きやっていただける方になっていただきたい。病院問題は、議会も早期着手でオール賛成ですから、次にやる人にこれをやめたとと言われても困るので、この問題に取り組んでくれる人に引き継いでもらいたいと思っていますと述べられております。

今、市民感情からすれば、この小樽市を取り巻く不況感、閉塞感をドラスチックに解消し、短期間で光明を見いだしてくれる救世主のようなリーダーが生まれ、市政を変えてほしいという声はよく聞きますが、市政に対するアプローチ方法の違いとか、新たな発想とか、優先順位の違いにより、速やかにその方向に向かうことはできたとしても、実際にはあり得ません。これが率直な感想です。

市長は、9月の勇退会見の中で、行政は継続だという話をされています。私も、本市が抱える課題に適切に意思決定し、けじめをつけ、行政運営を継続していくことが重要であると考えております。行政運営に当たっては、総合計画で掲げる将来都市像である歴史と文化が息づく、健康、にぎわい、協働のまちの実現に向け、総合計画前期実施計画に盛り込まれた施策を着実に実施していくことが必要であると思います。

そのためには、今年度中に一定のめどをつけていただかなければならない項目がありますので、以下、その観点に沿って質問をさせていただきます。

平成22年度中に一定のめどをつけていただかなければならない項目としては、財政があります。本年9月に示されました財政の概要の平成21年度の収支状況で、実質単年度収支は6億2,900万円の黒字、前年の繰上充用が6億5,900万円あり、実質収支は3,100万円の赤字、しかし、上下水道事業会計より財源不足を補うため7億6,500万円の財源対策を行っているため、実質的単年度収支は1億3,600万円の赤字との報告を受けました。これは、企業会計から一般会計が借り入れたもので、法的には認められておりますが、この会計間同士の貸し借りはそれぞれの会計の本質をかなり見づらいものとしています。現在、一般会計が他会計から借入れをしているものにはどのようなものがありますか。また、その返済計画をお答えください。

また、半期を過ぎ、今年度の実質的単年度収支の見込みはどのようになっていますか。

また、全会計での公債費は、平成16年度をピークに下がり続け、21年度までに借り入れた市債までで計算しますと26年度ごろから急激に減少するようですが、第6次総合計画前期実施計画に掲載されている今後の主な大規模事業について、起債額と起債予定年度など試算できるものがありましたらお知らせください。

また、実施計画に具体的な事業費等が掲載されていない新市立病院の建設や小・中学校の適正配置による校舎の補修、建替え費用についてもあわせてお答えください。

次に、児童・生徒の安全を守るための施策の推進と設備の充実についてですが、このたびの補正予算で、高島、桜、長橋の各小学校の校舎等耐震診断事業費と銭函中学校の屋内運動場耐震診断事業費、長橋中学校の屋内運動場耐震補強事業費が提案されました。小樽・後志では、地震被害は今までほとんどありませ

んでしたが、校舎の耐震措置は国の施策でもあり、3小学校耐震補強工事もあわせて速やかに行っていたきたいと思います。

また、適正配置計画にも関係してきますが、校舎の耐震化・改修・新築事業には多大の予算が見込まれます。公債費負担の平準化も加味しなければならない事業規模だと考えますが、教育財産を総括する市長は、財源措置としてどのようなことをお考えでしょうか。

第6次小樽市総合計画前期実施計画の中で何点かお聞きをいたします。

まず、学校給食共同調理場統合・新築事業として、学校給食新光共同調理場とオタモイ共同調理場の統合・新築が平成22年度から24年度中に進められることになっております。その進捗状況と平成23年度から新光共同調理場の民間委託実施も計画中とお聞きしますが、具体的なスケジュールをお知らせください。

次に、生涯スポーツ振興において、新・市民プール整備事業のプール完成までの代替プール問題があります。

現在、高島小学校温水プールを市民開放し、代替プールとしての使用しておりますが、市内各所からのアクセスや利便性の問題、施設の充実度の観点からも、市民からはその運用はおおむね不評で、市内中心部で早期に新・市民プールの建設が望まれています。

小樽市総合計画前期実施計画の中には新・市民プールの建設事業が盛り込まれておりますが、現実的にはまだ先の話になりそうな中、旧ウェルビーを買収した株式会社ソプラティコ側は、本年9月25日の会見で、小樽市には、現在、市民プールが高島にしかないので、今後この施設を市民プールとして使えないか、市に提案してみようかと思っているとの発言があり、その後、実際に提案があり、当市として前向きに検討しているとお聞きしています。

このような事例は、提案側の会社の営業プランにも影響しますし、タイミングを逸すると交渉そのものが流れてしまう可能性をはらんでおります。市側の方向性を早急に決定し、返答する必要があると思いますが、今までの交渉経過と今後の代替市民プールの考え方、そして、新・市民プール整備事業の見通しをお聞かせください。

次に、子育て支援についてであります。

市内保育所の規模・配置に関する計画についてですが、現状、保育施設ごとの保育人数とニーズとの間や保育年齢に乖離があるため、一部の保育施設には待機児童があり、一部には募集定員割れという現象が起きております。保育施設は、子育てを支援するためにも育児期間にある女性が就業するためにも必須の施設であり、老朽化や保育に対するニーズの多様化、保育の質の向上、効率的な運営への対応が当市にとっても大きな課題でした。

11月22日に、担当部局から市立保育所の規模・配置に関する計画の説明がありました。要約すると、政府は、本年1月に子ども・子育てビジョンを閣議決定し、子育て家庭の負担軽減や待機児童の解消など、数値目標を上げ、各種施策に取り組むこととしました。6月には、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を発表し、平成23年3月の法案提出に向け、現在、幼保一体化の検討が進められている。そのように国策による保育環境が大きく変わる中、本市は、平成21年12月に出された小樽市保育所の在り方検討委員会の答申を踏まえ、現状と市民ニーズを反映した目標年次の修正を施した計画を立案したとのことですが、国の政策変更で市立保育所が受ける影響とは何ですか。

また、目標年次の修正をしたものと、その理由をお知らせください。

次に、し尿処理施設整備事業において、し尿処理基本調査及び受入施設基本設計の実施、MICS事業認可申請が平成21年度から25年度の実施計画になっております。銭函1丁目1番1号にあるし尿処理場、通称礼文塚処理場についてですが、本年3月の厚生常任委員会で、37年使用し、処理量も施設規模の16パ

一セントしかないが、少なくともこの5年間については、礼文塚は稼働する予定でとの答弁をしております。老朽化が激しく早急な改善が求められているようですが、現状の処理状態と今後の整備、運用スケジュールをお知らせください。

次に、成年後見人制度についてお聞きいたします

成年後見センター事業で、小樽・北しりべし成年後見センターが開設されてから半年がたち、先日、報道紙面で取り上げられました。相談件数は239件に上り、後見業務も8件を札幌家庭裁判所小樽支部から受任するという業績を上げていることや、身内でない一般市民による後見業務は道内初の試みだと書かれておりました。そこで、お聞きしますが、現在の市民後見人の登録数と実際に業務についている人数及び今後の増員計画がありましたらお知らせください。

また、相談件数のうち、小樽市内関係は何件になりますか。

市民後見人の主な業務と、市民後見講座等の基礎知識や実践編では想定できなかった事例がありましたらお知らせください。

こんなにも殺伐していると言われる時代に、交通費等も自己負担し、無報酬で後見業務を受託していただいている皆さんには頭が下がる思いです。同センターが受任している案件は、財産も身寄りもない高齢者の後見が中心であるとの記事でした。現時点では心配ありませんが、しかし、この制度も、今後利用件数が増え、市民後見人の数が増えていきますと、心配になってくるのは金銭事故の問題です。悪質な例として、任意後見人として選任された建築業者が不要なリフォーム契約を結び損害を負わせた例や、後見人などが本人の意思であるとして贈与を受けた事例などのトラブルもマスコミ等で報じられております。後見監督制度というものもあるそうですが、その内容と今後の活用の有無をお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、新市立病院についてですが、10月7日、病院局より、経済危機対応・地域活性化予備費9,179億円の活用が平成22年9月24日に閣議決定され、その中で、平成21年度補正予算で創設された災害拠点病院等の耐震化促進事業に360億円が追加され、平成23年度中に着工できること、新築建替えの場合、整備を行う病棟の病床数の10パーセント以上を削減すること、10月22日までに現病院の耐震化診断を添えて書類を提出すること、以上の三つの条件をクリアすると、災害拠点病院の耐震化整備として新市立病院建設に11.9億円が補助され、導入効果が極めて高く、その補助金を導入するために実施計画の短縮及び工事発注の前倒しを進めたいとの報告がありました。

我が自民党としても、新市立病院建設に係る起債は少ないほどよく、当然、これだけの額の交付金を導入できるなら、議会での協議、市民への説明に支障がないことを条件に、実施計画の短縮、工事発注の前倒しもやぶさかではないというふうに考えておりました。

しかし、聞くとところによりますと、北海道に耐震化交付金として交付されるのは16億2,500万円程度で、当市に満額交付されることは現実的には無理があるように思えますが、いかがでしょうか。

また、極度に減額された場合、実施計画の短縮、工事発注の前倒しの必要前提が崩れることとなりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

また、このように新市立病院の交付金申請を道から受けるということは、今後の起債認可とも受け取れるのですが、いかがでしょうか。

続いて、財務内容についてお聞きします。

今期当初、市立病院の収益に若干改善が見られ、改革プランの達成が見込まれるとの報告でした。しかし、ここへ来て収益が悪化してきたようですが、現時点での収益見込みをお聞かせください。

先月、11月22日に、同じく病院局より、新市立病院の平面プラン（案）と新市立病院建設工事等の発注

方法について説明を受けました。新市立病院の計画について、市側は、本年7月から基本設計業務を再開し、外来部門や検査部門などといった部門ごとの配置・ゾーニング作業を進めてきたところであり、我々自民党としても数多くの市民、関係諸団体からの御意見、御要望を受けてきております。今回提出された平面プラン（案）は概要ということなので、詳細なところにはまだまだ言及しませんが、そのプランニングの意図を何点か御説明ください。

配置計画の中で救急動線という記述がありますが、小樽市医師会との話合いの中で、現行の救急受入れ態勢の受持ち比率に問題があり、改善を求める旨の発言があったように聞いております。それはどのようなことなのか、その点は解消できるのか。また、今後の新市立病院の救急受入れ態勢はどのように考えられているのか、御見解をお示しください。

次に、平面プラン（案）の具体的な内容についてお伺いいたします。

まず、配置計画の部分についてですが、量徳小学校の記録を残すメモリアルガーデンを整備するとあります。これは、今回の建設用地の変更、基本設計の再開と新市立病院建設への一連の流れの中で翻弄されたとも言える量徳小学校への自戒の念もあると思われますが、その整備について、量徳小学校関係者とはどのような話合いが行われているか、お聞かせください。

また、配置計画では、建設コストを考慮した設計、コンパクトな平面計画とするとありますが、多くの市民並びに諸団体からは、建設コストの問題として、公で手がけると病院は建設コストが高いのではないかという指摘があります。後の発注方法にも関連しますが、平面プラン（案）の中で反映された低コストを表現した部分をお示しください。

一流ホテルのような豪華なものは論外ですが、配置計画の中には、外来患者、入院患者を和ませる、いやすホールスペースの確保などの記述はありませんが、そのようなことについてのお考えはどうお持ちでしょうか。

次に、1階と2階の外来部門についてですが、1階の記述では、外来患者の利便性を最優先にするとあります。外来患者の利便性の向上としては、新患受付や再来患者の受診待ち時間の短縮、会計処理の円滑化などが最たるものと考えます。また、2階のリハビリや透析との動線確保としてのエレベーターが設置されていますが、他の病院によく設置されているエスカレーターの必要はないのでしょうか。これらの点も踏まえて、この外来患者の利便性を最優先という記述は具体的にどのようなことで平面プラン（案）のどの部分に表現されているのかをお聞かせください。

病棟については、各病室の採光、展望の確保は入院患者の精神ケア、看護動線が短いことは看護師の労働負担軽減につながりますので、評価をいたします。そこで、各階のスタッフステーションの配置の考え方については、今、新しい医療現場、医療環境では、日常、患者がスタッフの顔を見ることができ、より親密な環境づくりが求められていると聞いています中で、あえてスタッフ動線を分離する理由についての説明を含め、病棟の平面プラン（案）の特徴についてお伺いをいたします。

平面プラン（案）については最後の質問になりますが、並木局長がこのプラン策定に当たって、ここは非常に迷った、又はぜひとも理解してほしいというところがあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新市立病院建設工事の発注方法についてです。

発注の形態、入札等の方法、入札等への参加者、参加条件という項目に分け、説明を受けました。今、市内では、建設、建築、設備関連企業の経営環境は悪化の一途であり、新市立病院建設に係る受注機会に対する期待は大きく、生命線とも言える状態です。我が自民党としては、新市立病院建設に関して、一貫し、適地で適正規模で早期に建設、最大限の地元経済波及効果をと主張してきました。建設コストは安い

にこしたことはありませんが、建設費がすべて市外業者に流れるような受注形態には賛成できません。市内建設業者の参入があつてこそ、税収の増加、一般消費の増加につながり、その波及効果が見込まれるわけで、単純に工事単価が安ければよいとは考えておりません。

また、三春町の病院建設が工事単価を下げる例として一部マスコミに取り上げられましたが、起債を受ける立場として、国土交通省が毎年度制定している公共工事標準歩掛かりが日本の土木建築工事の積算基準となっている現状の中、コストダウンの効果的な手法として、公共工事単価歩掛かり抜きで民間並みの建設単価を実現するとありますが、新市立病院建設に取り入れられるものなのでしょうか。逆に、最低制限価格を設けなければ過剰な入札競争を招くおそれもあると思いますがいかがでしょうか。

発注方法の説明の中で、市内業者が入札に参加できる可能性があるのは、設計・施工分離発注が前提で、建設工事が建築、機械、電気工事等の一体発注でも分離発注でも、共同企業体の構成員として参加する場合のみと説明を受けましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。そして、各工事業業者による共同企業体方式がより市内業者の参加を可能にしたいと思います、いかがでしょうか。

入札等の方法として、条件付一般競争入札とプロポーザル型入札方式を提示いただきました。プロポーザル方式は地元にとどれだけ貢献できるかなどを総合評価し、決定するわけですが、地元貢献とは具体的に何を指すのでしょうか。また、市内への経済効果はどちらが大きいのですか。

次に、工区分けについて、道発注の北海道小樽高等支援学校は分離発注の3工区分けでした。市内業者の参入しやすさの点でも最低2工区以上を希望しますが、それについてはどうお考えですか。

どうも市内業者に受注しやすくすると建設コストが上昇するように言われているようですが、その関連もわかりましたら御説明ください。

次に、産業振興についてお聞きます。

小樽商工会議所の作成した平成22年7月から9月の小樽市経済動向調査結果によりますと、採算については、好転したとする企業が全業種平均で12.4パーセント、悪化したとする企業が41.5パーセントとあります。前年同期のD I 比は15.1ポイント改善で、相対的には業況、売上げ、採算の各D I はマイナス水準にあるものの、原材料価格の高騰に対応した価格転嫁やコスト削減効果などから回復傾向にはあるが、来期の平成22年10月から12月の見通しとしては、採算については全業種平均で好転すると見られる企業が7.4パーセント、悪化すると見られる企業が32.1パーセントで、D I 値は前年同期並みで具体的な好転要因は乏しく、先行きは不透明で依然として厳しい経営環境を予測しているとあります。また、来期における新規設備投資計画の有無については、前年同期を下回っていると報告しています。

今定例会の専決処分報告の補正予算で中小企業経営安定健全化資金貸付金として1,923万3,000円計上されました。前年度までは準備された予算が消化しきれず、事業規模縮小をも指摘されることがたびたびありました。しかしながら、中小企業設備近代化合理化資金貸付金や土地購入資金貸付金に不用額が生じた中、このたびの追加措置は、企業の屋台骨の安定というよりは運転資金の困窮による伸びのようですが、状況はいかがですか。

当市は、市中の経済活性化のため、数々の対策を行っております。観光面では、尖閣諸島問題で水を差された格好になりましたが、外国人観光客、特に中国人観光客誘致を進めておりますが、実際、どのような効果が現れていますか。

また、前回予算措置した銀聯（ぎんれん）カードリーダーの設置状況もあわせてお知らせください。

次に、東アジア等マーケット開拓事業は道の後押しもあつて進めてまいりましたが、今期で3年目の期限となり、今後の当市の取組が懸念されますが、今後は当市独自の取組を考えておられますか、お聞かせください。

先ごろ、11月12日に、平成23年度忍路漁港の整備事業について説明を受けました。平成23年度農林水産予算概算要求において、水産基盤整備事業が724億円、対前年比12パーセント減と大幅縮減のため、北海道関係の水産基盤整備事業も大幅に削られ、あわせて、利用漁船100隻以上、陸揚げ金額5億円以上のどちらかを満たさない小規模漁港の整備は抑制するとの方針が出されました。まさに、またかという印象です。

我が自民党は、平成22年度施策要望の水産業及び水産加工業の振興の項目で忍路漁港の早期整備に触れております。本市としては、小樽市漁業協同組合と連携し、小規模漁港の整備の抑制方針の撤廃及び漁港整備事業の継続について国に要望書を提出したそうですが、今までの経緯と今後の対応をお知らせください。

この項の最後に、今、話題のＴＰＰ、環太平洋戦略的経済連携協定についてお聞きいたします。北海道は、国内でも規模拡大が進んでいる農業地帯です。この地域でさえ、農業産出額への影響は大きく、道の試算によると、ＴＰＰに日本が参加した場合、農産物輸出大国である米国、オーストラリア、ニュージーランドの３か国と競合する米、小麦、てん菜、でん粉、酪農、肉用牛、豚の７品目を対象にした場合、2008年の道内農業産出額の54パーセントに当たる5,563億円も減少し、販売農家全戸数の７割を超える３万3,000戸の農家の営農が困難になるとあります。また、関連産業への影響も深刻で、乳業、製糖業、精米業などを含めた関連産業全体の損失は5,215億円にも上り、17万3,000人の雇用が失われるなど、その経済的影響は２兆1,000億円を超えるとあります。まさに、これは北海道農業の壊滅的な打撃を与えることとなります。その他、道内漁業生産額にも500億円を超える影響が予想され、我が党は、断固、政府のＴＰＰ交渉への参加には反対ですが、本市の受ける影響と市長のお考えをお示してください。

次に、定住自立圏構想についてです。

昨年、９月15日に、本市は、定住自立圏構想において中心市宣言をいたしました。定住自立圏構想とは、人口減少、少子高齢化が進展する中、地方の生活基盤が衰退し、このままでは単独の市町村だけでフルセットの行政サービスを提供することが困難になると懸念されることから、医療、福祉、教育など住民の生活環境が密接に関係している地域を一つの圏域ととらえ、その圏域の核となる中心市は、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺の市町村は、農林水産業などの資源や豊かな自然環境を提供するなど、お互いの役割分担と連携交流の下、集約とネットワークの考え方により地域の活性化を図ることが求められ、その都市機能を有する市と近接する周辺市町村とが相互に連携し、役割分担をしながら、暮らしに必要な機能を確保していくための広域行政の取組とあります。

また、本年４月１日には、集約とネットワークの考え方を基本に、住みやすく魅力ある圏域を創造するための取組が記載された定住自立圏形成協定が、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村とそれぞれ交わされました。協定書を見ますと、それぞれの町村長の署名が違っただけで、どの協定も同一の内容でありました。当時は、概要論として受け取っておりましたので、それで十分だと理解しておりましたが、それから８か月がたち、去る11月29日、北しりべし定住自立圏を形成する６市町村が持つ地域資源の連携や活用に取り組み、魅力ある自然環境と歴史文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域の形成に向けた北しりべし定住自立圏共生ビジョンが公表されました。既に幾つかの取組が始まっておりますが、今後、共生ビジョンに示された各事業を実施するに当たり、どのような課題があるかをお聞かせください。

また、共生ビジョンでは、地域医療の確保について、中心市にある医療機関の役割の重要性が感じられましたが、新市立病院の役割について５町村はどのような期待をしているのか、お聞かせください。

最後になりますが、冒頭でも触れました行政は継続であるとの言葉です。

市長も言うておられましたが、新市立病院建設をはじめ、今から中断や白紙にされると市民に混乱を招

く事業、例えば、市立小中学校の学校規模・配置適正化事業とそれに伴う学校施設整備改修事業など、幾つもあると思われますが、市長は後継者を指名しないと言いましたが、これだけはやってもらわなければ困る、固有名詞は挙げないが、この事業を受け継いでくれる人が後継とも言えるという条件がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

我が自民党も、これから市長候補として上がってくる方と支援のための政策協定を結ぶ一助にさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ明確にお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について、まず、一般会計における他会計からの借入の内訳とその返済計画についてであります。平成21年度末の借入残高は、水道事業会計が2億9,500万円、下水道事業会計が15億2,000万円、産業廃棄物等処分事業会計が5億9,000万円であり、合計24億500万円となっております。

返済につきましては、21年度借入れ分までで、水道事業会計が平成23年度、下水道事業会計及び産業廃棄物等処分事業会計は36年度に完済する計画となっております。

また、財源対策としての他会計からの借入額と償還額を控除した22年度の実質的単年度収支の赤字見込額についてでありますけれども、既に本定例会に提案させていただいた補正予算の収支を基に試算いたしますと7億8,200万円となりますが、これにつきましては、不確定要素も多く含まれることから、今後の収支状況に応じて変わるものと考えております。

次に、今後見込まれる大規模事業に係る起債額と起債予定年度についてであります。まず、総合計画の前期実施計画ベースで主な事業を申し上げますと、学校給食共同調理場の統合・新築につきましては、総事業費を約23億4,000万円と見込み、それを基に試算いたしますと、起債額は約16億円となり、事業期間としては来年度から3年程度を予定しておりますので、その実施年度に合わせて借り入れていくことになります。

また、市立保育所施設整備事業は、前期実施計画の期間中に1施設分、事業費で3億円分を見込んでおり、起債額を試算いたしますと約2億4,000万円となります。

次に、前期実施計画に具体的な事業費が掲載されていないもののうち、まず、新市立病院の建設につきましては、本年6月策定の新市立病院計画概要でお示した事業で試算いたしますと、起債総額は約146億円、起債予定年度は平成23年度から26年度となります。

なお、これらの事業費につきましては、今後の実施設計業務等の作業の中で確定されていくものと考えております。

また、今後の小・中学校の適正化基本計画に基づく校舎等の補修・建替えにつきましては、現在、教育委員会において学校再編について各地域において保護者など関係者と協議中でありますので、今後の建替え等に要する事業費や起債額等について申し上げる段階ではありませんが、一つの参考として、過去の小・中学校の建替え事業等を例に申し上げますと、建替え事業費は1校当たり約18億円程度で、起債額はその2分の1程度、大規模改造事業費は1校当たり5,000万円から1億円程度で、ほぼその全額を起債で賄っております。

なお、このほかにも、校舎等の耐震補強工事にも1校当たりで億単位の事業費が見込まれますが、これについてはおおむねその6割を起債で賄うことになります。

次に、学校耐震化事業等の財源措置であります。現在、教育委員会において小・中学校の適正化基本計画に沿って学校再編を進めている段階にあり、今後、その進捗度合いに応じて施設整備の順番や事業規模が決まってくるものと考えますが、いずれにいたしましても、その財源措置としては国の補助制度を最大限活用するほか、市の負担分につきましては、将来の公債費負担を見据えながら可能な限り有利な市債を充当してまいりたいと考えております。

次に、第6次総合計画前期実施計画に関連しての御質問でありますけれども、まず、子育て支援についてであります。国の政策変更で市立保育所が受ける影響について、幼保一体化は、支援を必要とするすべての親子があらゆる施設で支援を受けられるよう、保育に欠ける要件を見直し、保育所、幼稚園などの垣根を取り払うことを目標としています。その中で保育所制度や幼稚園制度の廃止、統合も検討されており、影響は大きいと思いますが、国が平成25年に施行を目指す新システムの基本制度については、保育所や幼稚園などの関係団体の意見が一致しておらず、今後、幼保一体化を進めていくために不可欠な子ども家庭省の創設について、その見通しが立っていない状況となっているようですので、今後の議論経過を見ていかなければならないものと考えております。

次に、市立保育所の規模・配置に関する計画で修正した項目でありますけれども、まず、奥沢保育所につきましては、改築の目標年度を2年早めて平成25年度といたしました。これは、産休明け保育や延長保育の需要動向から実施を早めるためであります。また、銭函保育所につきましては、改築の目標年度を1年早めて24年度とし、銭函地区における子育て支援事業の開始を早めることにいたしました。次に、長橋保育所につきましては、廃止の年度を26年度末まで2年遅らせ、現在入所している一番下のクラスの児童が卒園できるように配慮いたしました。最後に、最上保育所につきましては、26年度から28年度の間に廃止することとしていましたが、現在の最上保育所や近隣保育所の入所状況から、現時点で廃止年度を特定せず、26年度に方向性を決定することにいたしました。

次に、し尿処理施設の整備についてでありますけれども、処理施設の現状としましては、昭和47年4月からの供用開始で老朽化が進んでいることから、毎年、修繕や処理関係機器の交換等を行っているところでありますが、施設の概況、耐用年数、維持・管理状況等の調査と今後の処理の方向性について検討を行うため、今年度、し尿処理施設の基本調査を行ったところであります。今後、し尿処理量の減少や施設の老朽化が進むことから、国土交通省の汚水処理施設共同整備事業を活用した下水終末処理場での一体化処理を進めるため、現在、下水道施設への影響や受入先の選定など、基本設計の中で行っているところであります。

今後の予定としましては、これらの基本調査・基本設計に基づき、22年度中に受入れ施設を決定し、23年度には国土交通省の事業認可申請を行い、24年度には受入れ施設の詳細設計を行い、25年度から受入れ施設の建設に入って、27年度には供用したいと考えているところであります。

次に、成年後見センター事業についての御質問でありますけれども、まず、小樽・北しりべし成年後見センターの市民後見人の状況であります。現在の登録人数は12名で、そのうち実際の業務についている方は8名になります。

また、市民後見人の増員計画であります。成年後見センターでは、市民後見人養成講座を事業の柱の一つとして毎年度実施していく予定でありますので、実践講座を終了した方については市民後見人として協力していただけるものと考えており、年々増えていくものと期待しております。

次に、相談の状況でありますけれども、4月から11月までの相談件数は350件で、このうち市内の方は305件であります。

次に、市民後見人の主な業務等であります。まず、小樽・北しりべし成年後見センターが法人後見を

受任した場合、実際の後見業務の担当については、基本的に弁護士や社会福祉士などの専門職の方と市民後見人がペアを組んで行うことにしており、実務を専門の方から学びながら活動できるようにしていることも特徴であります。市民後見人は、毎月の定型化した後見業務を担うこととしており、例えば、年金の引き落としや介護や医療などの費用の支払のほか、定期的な訪問により被後見人の心身や生活状況の把握などの業務が中心となります。

また、市民後見人養成講座で想定できなかった事例ではありますが、実際の後見業務に際しては、最初に被後見人との関係づくりが重要であり、講座では学び切れないものがあると聞いております。

次に、後見監督制度の内容や活用でありますけれども、後見監督人は後見人の業務が適切に行われているかをチェックする立場であり、家庭裁判所が必要と認めた場合に後見監督人が選任されるものであります。具体的には、被後見人に預貯金などの流動資産が多額の場合などで選任されていると聞いております。

本市の後見センターでは、資力が乏しい方々の利用がほとんどであり、後見監督人が選任されるような事例はなく、また、本センターの法人後見の受任は専門職と市民後見人の複数で当たり、運営においても事例・受任部会で定期的な進行管理をしており、このほか、適正化委員会を設けて事業の執行の公正で透明性のある運営を行うことにしております。

さらに、家庭裁判所に対しても、年1回、後見業務の報告を行い監査を受けることにしておりますので、現状では後見監督人が選任されることはないものと考えております。

次に、産業振興についての御質問でありますけれども、まず、中小企業経営安定健全化資金貸付金の追加補正についてであります。その要因としましては、短期の運転資金であります経営安定短期特別資金の貸付件数が平成20年度以降増加傾向にあり、特に、本年4月から9月において件数が前年同時期に比べて157パーセント、金額が137パーセントと予想を大きく上回る利用があったことによるものであります。このことは、原油価格の高騰や、リーマンショック以降、市内企業の資金繰りが厳しくなり、一時的な仕入れや決済などの短期の運転資金の需要が高まっていることによるものと考えております。

次に、観光についての御質問であります。今年度は中国人旅行者への個人ビザ発給要件の緩和もあることから、中国本土を重要なマーケットととらえる中で、上海市ゴルフ協会の招聘事業や上海万博でのキャンペーン事業、さらには、観光案内所に中国語の話せる職員を配置するなど、中国人観光客をターゲットに据えた誘致活動について積極的に取り組んでまいりました。それらの成果の一つとしては、中国のメジャーなゴルフ雑誌「世界ゴルフ」に小樽市の特集記事が9ページにわたり掲載されましたので、このことによっても本市の知名度の向上に寄与したものと考えております。

なお、上期の中国人観光客の宿泊人数は2,406人と前年度同期から倍増しており、引き続き中国本土からの入込客の増加に大きな期待を寄せているところであります。

また、銀聯カードについてであります。これまで、市内観光事業者に対し2回の説明会を開催し、銀聯カードのもたらす効果について広く周知を図ってきたところであります。今のところ、市の助成制度を活用しての申請は10件程度であります。その有効性を認識して独自に導入を図っている観光事業者も多く出てきており、市内における中国人観光客の受入れ態勢の整備が図られてきているものと考えております。

次に、東アジア等マーケット開拓事業についてであります。この事業は、平成20年度から3か年事業として、経済成長が続く中国及びロシアにおける地場産品の販路拡大と小樽港の利用促進を図るための調査事業として実施しており、今年度は、来年3月に上海市の商業施設等での商品販売と観光PRを予定しております。今後の取組につきましては、地場産品の販路拡大と小樽港の利用促進のためには海外との経済交流は必要と考えますが、輸出手続の面など課題も多いことから、まず事業の検証を行い、その上で必

要な施策を行っていくことが肝要と考えております。

次に、忍路漁港の整備についてでありますけれども、漁港整備事業の内容の検討や地元負担の調整などに時間を要しましたが、平成20年4月に平成22年度の事業着手を北海道に要請したところ、国から既存施設の機能診断を行うことが義務づけられたため、着手がさらに1年遅れることになり、平成23年度事業着手で予算要求がなされた経緯があります。

しかしながら、今般、国から示された平成23年度予算の概算要求の中で小規模漁港の整備抑制の方針が出されたことから、この基準が適用されますと事業不採択となる可能性が大きいとの説明を北海道から受けたところであります。

このため、さる11月17日に私と漁業協同組合長が小樽市、小樽市議会、小樽市漁業協同組合の3者の連名で、北海道選出国會議員に対し、小規模漁港の整備抑制撤廃を要請したところであります。さらに、後志管内の漁港のある町村も同様の状況にあることから、12月1日に後志総合開発期成会でも中央要望を実施いたしました。

今後の対応といたしましては、忍路漁港は、漁業後継者の育成が進んでいる地区であり、水産業の発展や地域振興の上からも極めて重要であると考えておりますので、予算の確保に向け最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、環太平洋連携協定、いわゆるTPPに参加した場合の本市への影響であります。農業では、直近平成18年の産出額を北海道が行った試算方法で推計した場合、米、豚、酪農に影響があり、全体産出額7億5,000万円のうち、6.5パーセントに当たる4,900万円が減少します。また、漁業では、平成21年度漁獲高を同様に算出した場合、タラ、ホタテガイなどに影響があり、全体漁獲高41億6,800万円のうち、11パーセントに当たる4億5,800万円が減少すると推計しております。

TPPについては、原則100パーセント関税撤廃とされており、参加した場合には、単に国内食料自給率の低下を招くばかりではなく、国内農漁業が大きな打撃を受ける懸念があるとともに、地域社会や経済・雇用にも甚大な影響を及ぼすものと考えられることから、国においてより慎重に対応すべきであると考えております。

次に、定住自立圏構想についての御質問でありますけれども、まず、共生ビジョンに示された各事業の実施に当たっての課題でありますけれども、定住自立圏構想は、まちの規模や産業構造などが異なる自治体の一つの圏域を構成し、連携と協力の視点でさまざまな事業に取り組むことになるため、事業を円滑に進め効果を上げるためには、まず中心市である本市がリーダーシップを発揮し、構成町村とさらなる連携強化を図ることが必要であると認識しております。そのためには、構成町村が受け身にならず、みずからの課題の解決に向けて能動的に取り組む、具体的な事業を生み出し、実行していける環境づくりが最大の課題であると考えております。

次に、新市立病院についての5町村の期待でありますけれども、地域医療の維持・確保は圏域自治体にとって大きな課題の一つであります。こうした中、圏域における地域医療の現状を見ますと、2次救急や小児・周産期医療など中心市である本市が果たしている役割は大きいものと考えております。中でも、市立病院は、脳・心臓疾患の救急医療や災害拠点病院、放射線治療など、圏域内唯一の機能を担っており、新市立病院ではそれらの充実が期待されております。さらには、新市立病院が目指す地域医療連携センターとしての機能充実や地域医療連携推進システム等の整備など、市立病院には地域の医療機関との連携を推進する中心的な役割が共生ビジョンに示されており、地域住民が安心して暮らせるような医療を継続的に提供してほしいという期待があるものと認識しております。

最後に、市長の後継についての考え方ですが、私といたしましては、行政の継続性の観点から、財政再

建や新市立病院建設、中心市街地の活性化といった本市が抱える喫緊の課題や第6次小樽市総合計画の着実な推進に取り組んでいただける方が望ましいものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 鈴木議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、医療施設耐震化臨時特例交付金についてであります。

厚生労働省は、11月4日付けで総額約360億円の都道府県ごとの内示額を公表し、北海道には約16億2,500万円が配分されました。本交付金の全国の要望額は予定の360億円を大きく上回っており、北海道においても要望額に満たない内示額であるとの情報を得ているところであります。

私は、要望時点で北海道庁に出向き、新市立病院は後志医療圏で唯一の災害拠点病院であることから、重点的に配分されるよう要請したところであります。また、先般、市長からも、北海道に対して同様の要請をしていただいたところであります。今後、北海道では、配分方法について、北海道総合保健医療協議会の医療施設整備検討部会の意見を聞き、各病院への配分額を決定していく予定であり、いましばらく時間がかかると聞いております。

なお、新市立病院の工事スケジュールにつきましては、本市への配分額が示された段階で判断してまいりたいと考えております。

次に、耐震化交付金と起債許可についてであります。

耐震化交付金と起債許可は、それぞれ所管省庁も違いますので、直接的には関連するものではないと認識しております。しかしながら、耐震化交付金の導入決定は、新市立病院建設を大きく進める要因の一つになるものと考えております。また、起債の導入は新市立病院の建設財源として必須でありますので、導入に向けての条件整備にはこれまで同様に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、現時点での市立病院の収益見込みについてであります。

今年度に入ってから、前年度よりも医師数が増加したこと、新市立病院建設に向けて今後の収支改善が特に重要であることを医師はじめ職員が強く自覚して頑張っている効果などが現れ、入院・外来収益とも4月当初から順調に推移してきておりました。9月に多少の落ち込みはありましたが、10月末累計では入院・外来合計で前年度実績を1億8,000万円程度上回る結果となっております。

しかしながら、10月末で心臓血管外科の医師1名が退職するなど予断を許さない状況もありますので、再度、私から、医師も含め、病院職員に対し、現在、病院の置かれている状況を説明し、収支改善についての取組を強化するよう指示をしているところであります。

次に、平面プランのプランニングの意図についてであります。

これは、第1には患者本意の環境づくり、第2には質の高い総合的な医療を効率的に行える施設づくり、第3には医療従事者にとって働きやすい環境づくり、第4には災害に強く将来の医療環境の変化に対応できる施設づくり、第5には土地の形状を利用した敷地利用計画であります。これらのことを基本に、今回の平面プラン（案）を計画したところであります。

次に、小樽市医師会との懇談会で取り上げられました救急受入れ態勢についてであります。

医師会からは、夜間急病センターからの受入れ状況について、小樽病院での受入れが特に内科において少ないとの御意見がありました。実態としては、内科医1人当たりの受入れは少なくなく、また、小樽病院の救急患者に占める夜間急病センターからの救急患者の受入れは一部であり、救急車による直接搬入など多くの救急患者を受け入れております。その旨を9月の市立病院調査特別委員会におきまして報告したところであります。

また、市内の救急医療の大きな課題として、内科の2次救急受入れの問題があります。現在、小樽市医師会が中心となり、市立病院、公的病院などによる協議会が設置され協議を始められたと聞いておりますので、その結果に期待をしているところであります。

次に、新市立病院における救急受入れ体制についてであります。

本市の救急医療体制の枠組みの中で、他の医療機関との連携の下、他では受入れの困難な2次救急患者を24時間スムーズに受入れられる体制の確立を目指しております。また、災害拠点病院としてヘリポートの設置を予定しており、ヘリコプターにより、主に後志圏域からの救急患者の受入れや札幌圏への大学病院などへの搬送の拠点としての役割も担いたいと考えております。

次に、メモリアルガーデンの整備についてであります。

新市立病院は、量徳小学校敷地を利用して建設することになります。そこで、学校関係者などの思いを敷地の一部に残す意味から、基本設計ではメモリアルガーデンとして配置したものであります。具体的な整備内容につきましては、今後、学校関係者などの意見を伺うなど、十分協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、平面プラン（案）の中で建設費の削減を反映した部分についてであります。

設計工事では、全体の工事費のうち、コンクリートや鉄筋などの躯体工事費の比率が高いことから、今回の計画では、建物を正方形に近いシンプルな形状とし、むだな建設費を発生しないようにしております。

また、病棟階は外壁面積の比較的少ないコの字型を採用し、冷暖房などの効率化も考慮した平面計画をしたところであります。

なお、建設費の削減につきましては、使用する建築材料や設備機器などについても、今後の詳細設計の中で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、ホールスペースの確保等についてであります。

外来患者の多い1階では、エントランスホールは比較的コンパクトなつくりとしております。主要な通路は約5メートルと幅広く、その突き当たりには外が見通せる大き目の窓を配置し、できるだけ外部とのつながりを持たせるなど、安らげる空間づくりを検討していきたいと考えております。また、病棟各階には患者や見舞いの客のために景観を生かしたデイルームを、最上階には眺望を確保した喫茶、レストランを配置し、外来患者や入院患者の心をいやすアメニティーの環境整備に努めてまいります。

次に、外来患者の利便性についてであります。

外来患者が主に利用することとなる1階につきましては、メインエントランスから見通しのよい広い通路を配置し、外来診療、検査、放射線など目的とする部門へ迷わず行けるように動線を確保します。また、2階のリハビリ部門や透析部門へは、車いす利用者等の安全性を考慮し、エスカレーターではなく、1階、2階専用のエレベーターを配置して外来患者の利便性の向上を図っております。

なお、外来患者の待ち時間の短縮につきましては、自動受付機や料金精算機などを設置するためのスペースも確保しており、今後、受付から検査、診察、会計などがスムーズに流れる運用面もあわせて十分検討し、その配置などを決定してまいりたいと考えております。

次に、病棟における特徴についてであります。

病棟形態につきましては、入院患者の療養環境や看護動線などについて病院スタッフと協議を行う過程で病院建設の専門家に意見を聞き、また、最近建築した病院の状況視察も行った上で、それらの結果を踏まえてコの字型病棟を採用したものであります。

また、ワンフロアの看護単位につきましては、看護動線を短くして看護効率を高める1看護当たりの病床数が40床から45床であることから、新市立病院計画概要でも示しましたとおり、44床程度を1看護単位

として2看護単位を配置する構成としました。二つのスタッフステーションは各病棟の中心に配置して入院患者との距離を短縮することや、病室への見通しを確保することなど、安心感の持てる病棟計画としたところであります。さらに、二つのスタッフステーションの間には通路を配置し、医療安全や感染予防のほか、スタッフ作業の効率化等を図るため、患者動線と明確に区別したゾーンを形成して、特殊浴室やリネン庫、機材具などを集約して配置しております。

次に、平面プラン作成にかかわる私の思いについてであります。

私は、いろいろな場面で医療に対する基本理念を申し上げております。それは、この地域の医療を考えると、まず、小樽の医療は、市民や後志など周辺地域住民によりよい、質の高い診療を提供することができ、安心、満足を与える診療体制をつくり上げることが大切であるということでもあります。その中で、新市立病院の果たす役割は大変大きいものと考えており、病院設置につきましても、その役割を担うにふさわしい機能を整えることが必要と考えております。

基本設計は、本年7月から業務を再開し、このたび平面プラン（案）として示すことができました。この平面プラン（案）を作成するに当たりましては、第1に、患者が利用しやすいこと、また、医療を提供する側にとりましても働きやすい病院となることを念頭にいたしました。そのため、各診療科の医師や各部門のスタッフなどとのヒアリングを重ね、意見を聞きながら進めてまいりました。また、道内3施設で病院視察と意見交換を行ったほか、病院設計の専門家にもアドバイスをいただきながら修正を加えてまいりました。したがって、このたびの平面プラン（案）は、現状では十分まとまった計画になっているものと考えております。

その過程におきましては、例えば、来院した外来患者がわかりやすく機能的な1階の配置や、高度な医療を提供するために手術室に隣接配置した血管造影室の設置、さらに、免震構造の採用などを検討しました。その一方で、面積や事業費に制約のある中で判断に苦労したものも少なからずありました。今後、この案を基本として詳細を検討していくことになるものと考えております。

私といたしましては、機能的で質の高い医療が提供でき、かつ、患者だけでなく、医療従事者にとっても安心・安全、やる気も出るコンパクトで機能的な病院になるようしっかり検討を進めていく考えであります。そして、一日も早い新市立病院開院をぜひ達成するため、誠心誠意、努力していく覚悟であります。

次に、新市立病院の建設工事費の算定における公共工事単価などの採用についてであります。

新市立病院の建設工事は公共工事として発注されることから、工事費の算定に当たりましては、基本的には公共工事の資材単価を採用することになるものと考えております。また、建物が大規模となることから、使用する建設資材についても数量が多くなりますので、個々の建設資材について見積りをとり、その価格との比較を行った上で採用価格を決定するなど、工事設計額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

また、競争入札を行う際の最低制限価格制度の導入などにつきましては、今後、工事発注方法についての検討を行う中で、不当な低価格での入札への対策など、詳細の入札条件などについても決定してまいりたいと考えております。

次に、市内業者が入札に参加できる発注方法などについてであります。

市内業者につきましては、新市立病院と同等規模の設計実績や施工実績などがないので、設計と施工を一体とする場合、また分離して発注する場合のいずれも、単独業者としての入札参加はできないと思っています。ただし、設計と施工を分離する発注形態の場合は、施工実績などを有する業者との共同企業体として入札に参加することが可能と考えております。また、より多くの市内業者が入札に参加できる発注形態としましては、建設工事を建築、電気、機械工事などに分離し、市内業者が構成員となる共同企

業体へ発注する方法になると考えております。

次に、プロポーザル型の入札方法における地元貢献についてであります。

プロポーザル型の入札方法は、入札価格のほか、技術提案、それから地域貢献への提案を総合的に審査して受注者を決定するものであり、幾つかのタイプがあります。入札参加業者から提案される具体的な地域貢献としましては、例えば、地元企業への下請などの方針や地域のボランティア活動への支援など、入札参加者が受注した際の取組についての提案であります。

また、市内業者への経済波及効果が大きいのはどちらの入札方法かということについてであります。

これにつきましては、入札への参加条件が同じである場合には、価格のみで落札者と決定する一般入札に対し、地元企業への下請などの方針を審査して落札者を決定するプロポーザル型の入札方法では、市内業者への受注機会が一定の割合で担保されることになります。

次に、建築工事の工区分けによる発注についてであります。

発注方法につきましては、本議会での審議をいただいた上で判断してまいりたいと考えております。この中で、工区分けにつきましても、経済性や工事施工に対する影響、さらに入札の競争性など、詳細な検討を行い、決定してまいりたいと考えております。

次に、市内業者の受注が建設費増加の要因になるかのお尋ねについてであります。

建設費につきましては、一つの工事を分離して発注することによってそれぞれの工事に諸経費を計上することになりますので、一括で発注する方法に比べ設計工事費の総額は増額となります。また、受注額につきましては、入札などの結果ですので一概に比較できませんが、一つの工事を幾つかに分離して共同企業体に発注する方法は、工事を一括して単独の業者に発注する方法に比べ、落札額は高くなる傾向となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食共同調理場の統合・新築についてであります。総合計画前期実施計画では、今年度に基本設計等に着手し、平成25年度に供用開始としておりますが、現在、建設地の選定を進めているところであり、今年度中の基本設計の着手は難しい状況となっております。

教育委員会としては、建設地の条件として1万平方メートル前後の敷地面積が必要であること、1か所の調理場から市内全域への配送となるため、できるだけ市内中心部が望ましいことなどを考慮し、市長部局とも協議しながら建設地の選定作業を詰めているところであります。現在、2施設の老朽化に伴い、平成25年度には新共同調理場の供用開始を計画に位置づけており、新年度には必要な予算計上をお願いし、建設に向けた具体的な作業を開始したいと考えております。

次に、新光共同調理場の業務委託にかかわる今後のスケジュールについてであります。本年7月、委託業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式により応募事業者5社の中から1社を選考いたしました。

今定例会に債務負担として平成23年度業務委託料予算案を提出しておりますので、議決を得た後、選定委員会が選考した事業者に対し業務委託仕様書を示し、見積依頼を行い、見積書を徴した上で業務委託契約を締結いたします。業務委託の開始は新年度からとなりますので、それまでに準備作業、テストランを行い、支障なく業務の引継ぎができるよう万全の準備をしてまいります。

次に、市民プールと関連して市内中心部の民間プール事業者との話し合いについてであります。これまで3回ほど事業者の方との話し合いを持ちしました。現在、高島小学校温水プールでの市民プールとしての活用は、個人利用、団体や大会の専用使用、教育委員会が行っている水泳教室の三つの事業があります。

話し合いでは、これらの三つの事業のうち、民間プールで受託していただける事業の検討と受託が可能な場合の経費等について意見交換を進めております。民間プールは会員制のプールでありますことから、これらの事業を移すことはできませんが、受注可能な事業についてさらに具体的な話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プール整備事業の見通しについてであります。総合計画前期実施計画では、先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計を平成25年度までに行いたいと位置づけており、現在、先進事例の調査、関係団体との協議を進めております。アンケート調査や関係団体との話し合いの中ではさまざまな要望や意見が出されておりますが、教育委員会では、目下、施設規模について最大公約数的なものとしてまとめの作業を行っているところであります。

また、土地の確保につきましては、アンケート調査の結果によりますと、郊外でも駐車スペースを十分とれる場所という希望と、駐車スペースが狭くても市内の中心部といった希望が二分されております。現在の高島小学校温水プールの状況から考えますと、市内中心部であっても100台程度の駐車スペースが必要となり、5,000平方メートル程度の敷地が必要と思われます。こうしたことから、土地の確保については、教育委員会だけではなく、全庁的な情報を収集し、検討する必要があると考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

○3番（鈴木喜明議員） 再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、耐震化交付金の件でございますが、私の質問では極度に減額された場合ということでお聞きしているのですけれども、先ほどの答弁では、まだわからないというか、現時点では算出できないということなのですが、たしか、お聞きしましたところ、国土交通省の別メニューの耐震化の件で、そちらで申し込んでも5億数千万円出るというお話なものですから、最終的に、5億円、6億円しかこの耐震化で出ない場合、今言った実施設計を前倒して早くしなければいけないという大前提が崩れる気がするのです。たら、ればと言ったら申しわけないのですけれども、その程度の場合は、やはり前回に戻って少し遅目というか、前倒しはしないのか、その件が一つです。

それから、病院の発注に関しては、市内への波及効果を考えているということでは理解してよろしいのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

それと、3点目なのですが、市長に先ほどお聞きしました行政の継続性ということで、総合計画並びに新市立病院とかをやっていた方に継いでもらいたいというお話だったのですけれども、例えば、どなたが市長になられても、行政で今小樽が抱えている問題というのはさほど変わりはしないと。ベースはあると思うのです。ですから、それが第6次総合計画だという捉え方をしているのですけれども、新市立病院と学校の適正配置は総合計画ではなくて別なものですから、別というか、その二つはメインで、そのほかは第6次総合計画を粛々とやっていただけの方ということで理解してよろしいですか。ほかにはとりわけ何かございませんかということだけお聞きしたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 継続性の問題でいきますと、やはり一番大きいのは病院問題でありますし、それから、学校の適正配置についても今進めているわけですから、これらは、当然、ぜひ引き継いでやってほしいということは要望してまいりたい、私としても後任者に要望していきたいと。そのほかは、先ほど申し上げたとおり、中心市街地の、例えば、丸井今井跡の問題とか、築港の問題とかたくさんありますので、

そういった問題についてもぜひ取り組んでいただけるようにお話をしていきたい、こう思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、耐震化交付金の件ですけれども、まだ金額については決定していないということですが、金額が我々の予想よりも少なくなってくると、先ほどお話しメニューも考えられますので、それによっては工事のスケジュールについてその段階で判断していくということでございますので、当然、予定額が示されましたその額によって判断していくということでございます。

それと、発注方式についての市内への波及効果ということですが、当然、市内への波及効果については考えていくということでございます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

○3番（鈴木喜明議員） では、5億円、6億円をめどにということによろしいですね、それだけ教えていただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 再々質問にお答えいたします。

今、数字がございましたけれども、国土交通省のメニューについても実際には建設工事を行う年度になりますので、そのときにこの交付金自体がどうなっているかということもありますので、ただ、めどとしては、今、議員がお示しされたような数字のあたりかというふうに考えてございます。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時06分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 秋 元 智 憲

議 員 斎 藤 博 行

平成22年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成22年12月7日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見楚谷	登	志		28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山田勝麿	副市長	山田厚
教	育	長 菊	病院局長	並木昭義
水	道	局長 小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財	政	部長 貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産	業	港湾部参事 鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医	療	保険部長 志久旭	福祉部長	中村浩
保	健	所長 秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会	計	管理者 中塚茂	消防長	会田泰規
病	院	局 吉川勝久	教育部長	大野博幸
経	営	管理部長 迫俊哉	総務部総務課長	中田克浩
総	務	部 企画政策室長		
財	政	部財政課長 黒澤政之		

議事参与事務局職員

事務局 長	小 原 正 徳
庶務係 長	島 谷 和 大
調査係 長	関 朋 至
書 記	木 戸 智恵子
書 記	高 野 香 織

事務局 次長	佐 藤 正 樹
議事係 長	中 村 弘 二
書 記	相 澤 幸
書 記	佐 藤 誠

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、佐藤禎洋議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第25号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○10番（斉藤陽一良議員） 平成22年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、経済・財政問題に関連して、何点かお伺いいたします。

2008年9月15日のリーマンショック以降、世界経済は、アメリカをはじめとして、EU各国においても、大規模な財政出動による景気刺激策にもかかわらず、当初の信用収縮に伴うデフレとその後の実体経済面での需要減退や雇用の悪化などの後遺症から、いまだに十分抜け出せているとは言えない状況であります。我が国は、第1次的な金融面での影響は比較的少なかったと言われますが、その後の輸出の落ち込みから回復しきれないうちに円高、ドル安の外圧にさらされ、デフレ基調を脱することができず、さらに、景気の下ぶれリスクも払拭されず、株価は低迷し、政治的な不安定さからくる経済対策の不徹底も加わって、失業率の推移や新規卒者の就職内定率の極端な落ち込みなど、経済状況は非常に深刻な情勢となっています。

政府は、23年度予算編成において、都市再生、環境・エネルギー技術、医療・介護分野の需要・雇用創出、観光などの地域活性化、国を開く経済戦略など五つの柱を設けて政策コンテストを行い、元気な日本復活特別枠の活用などを打ち出しておりますが、市長は、日本経済の現状を打開するため、地域経済振興の観点から見てどのような戦略が求められるとお考えでしょうか、御所見をお示しください。

また、北海道経済産業局が11月12日発表した管内経済概況によりますと、個人消費は持ち直しの動きがあるものの、一部に厳しさが見られ、公共工事は減少、住宅建設、民間設備投資は低調ながら持ち直しの動きが見られる程度で、生産活動は全体として持ち直しの動きが鈍化し、横ばいとなっています。有効求人倍率は、平成22年10月で、全国が0.56倍であるのに対して、北海道が0.45倍、小樽公共職業安定所管内で0.48倍と、小樽管内は4－6月期の0.38倍に比べて改善の兆しは見られるものの、依然厳しい状況が続いています。

各種経済指標から見た本市の経済状況について、市長はどのように認識されているか、お示しください。

このような状況の下で平成23年度予算の編成作業が始まるわけですが、まず、本年度の税収見込みを含めた収支状況についてお示しください。

また、来年度予算編成に対する基本的な考え方についてもお示しください。

平成21年度決算は、前年度の赤字6億5,948万円を引き継ぐ中で、実質収支3,072万円余りの赤字と赤字幅を大幅に圧縮することができたことについては、市長をはじめ、財政再建のために協力されたすべての職員、さらに、広くは全市民の御協力のたまものであり、山田市長指揮の下、安逸に流されずに毅然として赤字解消のために財政規律を貫かれた姿勢と御努力に心から敬意を表するものであります。

現時点で財政健全化計画の目標を2年前倒ししての平成22年度決算での赤字解消の見通しについて、現段階での判断をお聞かせください。

しかし、それはそれとして、平成21年度決算における赤字圧縮においては、職員給与費、生活保護費、

公債費、他会計への繰出金などでの不用額の寄与が大きかったわけですが、平成22年度決算においては、この点はどうか。さらに、赤字脱却の主要因を不用額に求めるということに結果的にそうなった、あるいは、そうせざるを得なかったという面のあることは理解するにしても、そのような形での赤字脱却は、本来の赤字脱却とは言いにくいのではないか、あるいは、また再び赤字体質に逆行する危険を常にはらんだ不安定な財政体質であると言わざるを得ないと考えますが、市長の御所見をお示しください。

次に、市立病院の統合新築に関連してお伺いいたします。

去る11月22日、市病院局から、新市立病院の基本設計のうちの平面プラン（案）が発表されました。6月に示された新市立病院建設計画概要における院内標榜を含む23診療科、病床数388床、1病床当たり約75平方メートルとして、総床面積2万9,100平方メートルという内容に沿ったもので、コストを抑えたほぼ正方形のプランで、地上7階地下1階で免震構造となっております。

今後、実施設計をはじめ、建設工事の発注方法などの検討が進められていくものと承知いたしております。当面、実施設計からは過疎対策事業債の起債対象になるとのことでありますから、23年度予算編成と並行して病院事業債、過疎債それぞれについて起債の許可に向けての北海道との協議が行われるものと考えます。

まず、この起債許可に至るプロセスとクリアすべき条件、スケジュール、今後の見通しなどについてお示しください。

実施設計をどのように発注するかは建設工事全体の発注方法の選択を大きく左右するものであり、言いかえれば、実施設計をどのように発注するかは、工事全体の発注方法の選択を十分念頭に入れた上で行わなければならないということでもあります。建設費の面からは、本市の厳しい財政状況や新市立病院建設、開院後の病院経営の安定のためには、少しでも建設費を抑制し、後年度への起債償還の負担を軽減することが望ましいことは言うまでもありません。その意味で、建設工事費を圧縮できる発注方法はどのようなものがあるのかは大きな論点となります。

しかし一方で、公共工事の減少にあえぐ市内建設関連業界においては、新市立病院建設は数十年に一度の受注機会であり、市内業者の参入に道を開く配慮は当然あつてしかるべきものであると考えます。

そこで、実施設計と建設工事を一体として発注して建設費を圧縮する方法と、建設費が割高になる可能性はあっても、実施設計と建設工事を分離して発注し、地元業者の入札参加の可能性を開く方法の幾つかについて、その利害得失を判断することになります。一体発注と分離発注について、それぞれ、一般的なメリット・デメリット及び地元業者が入札に参加できるかどうかの可能性についてお示しください。

一体発注は、建設費が圧縮できる可能性があるのに対して、現在、基本設計が進んでいる段階の本市にあつては、基本設計とは別の施工業者が実施設計を行うため、施工者側に偏った設計となりがちで、基本設計の設計者や発注者である市の意向が伝わりにくくなる可能性があり、チェック機能が十分働かないおそれがあると指摘されています。また、受注者は、設計部門を有し、同規模病院の設計実績と施工実績を持つ大手建設業者に限られ、現実には市内業者の入札への参加は不可能に近いと思われます。

一方、実施設計と建設工事を分離して発注する方法には大きく分けて2種類あり、実施設計と建設工事は分離するものの、建築、機械、電気工事、設備、配管などの建設工事を一体として発注する場合と、建設工事の中の建築、機械、電気工事などの工事区分ごとにそれぞれ分離して発注する場合とがあります。これらの場合は、市内業者の参加の可能性はあり得ると思われます。しかし、建設費は割高になることは避けられないようであります。

現在、試算されている建設費は附帯工事を含めて98億5,300万円ですが、実際の積算が行われる基本設計完了時の設計金額に対して、それぞれの発注方法をとった場合に、金額や割合でどの程度の圧縮あるい

は増加などの変動が考えられるのか、また、発注方法以外に、積算単価を再検討することなどによる建設費の圧縮は考えられないのかなども含めて、総合的な判断として現時点での基本的な考え方をお示ください。

次に、地域医療連携とネットワーク化について伺います。

昨年、9月11日、市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会がまとめた最終報告、市立病院改革プランに係る再編・ネットワーク化についてを基に、同年11月、市立病院改革プランが一部追加、修正されています。改革プラン策定当初から記載されていたプラン策定の趣旨、市立病院の果たすべき役割の項では、他の医療機関との役割分担により地域完結型の医療体制を確立する、他の医療機関との役割分担により適正な規模・機能へのスリム化を図るなどの表現においては、役割分担による公的病院そのものの再編のほかに、各公的病院相互間での話し合いによるそれぞれの規模・機能の調整、見直し、そういった規模・機能的側面での再編も含めて再編・ネットワーク化協議会に期待されていたと考えますが、御所見をお伺いいたします。

新市立病院の早期建設は市民の強い願いであり、計画を進める立場に変わりはありません。本年第2回定例会における我が党の千葉美幸議員の代表質問に対する御答弁にもありましたが、今後、総人口は減少するものの、有病率の高い65歳以上人口は15年後の平成37年においても現在と同じ約4万2,000人ということで、現在の入院患者数を考慮すると、当面は現在の両市立病院合計の許可病床数445床を圧縮した新市立病院の388床が過大であるとは考えません。しかしながら、将来的な人口減の予測を考慮しますと、新市立病院建設後において388床という病床数の見直しが必要な時期が来ることが考えられます。その際には、安定的な地域医療体制の確保のためにも、他の医療機関などとの連携や役割分担がより求められることとなり、さらに一歩進んだ再編が必要となるのではないかと考えます。

改革プランの追加修正された部分では、再編について、三つの公的病院はそれぞれ経営母体も異なり、独自の理念、経営方針を持って運営され、これまで、それぞれがその役割分担と連携を図る中で運営されてきたので、現時点では特段の再編をせず、現在の体制を継続する中でネットワーク化を推進するとしており、ここでの再編という言葉は、病院統合の意味に限定しているように見受けられ、機能的側面での再編、例えば、市立小樽病院の呼吸器内科の医師を小樽協会病院に集約した事例などのような意味での考え方が欠けているのではないのでしょうか。改革プランの再編・ネットワーク化計画の中では、末尾にIVその他として、地域医療を取り巻く環境は流動的であり、今後、それぞれの医療機関の状況も変化することが想定されるので、再編・ネットワーク化計画については、必要に応じ市内医療機関等との協議を行い、見直すとしています。新市立病院の建設に当たっては、ハード的には将来的なダウンサイジングに備えた工夫をする必要があり、具体的に検討をいただきたいと考えております。

また、ソフト面では、完成後においても役割分担や連携からさらに一歩踏み込んだ機能的側面での再編についての協議を進めていただきたいと考えます。機能的側面とはいえ、この協議には各公的病院が互いに身を切る覚悟を持って臨む必要もあると考えます。将来的な地域医療体制の安定的確保のためにも、再編・ネットワーク化の協議は深めていただく必要があり、このような再編こそが公立病院改革ガイドラインの求める経営改革に沿うことにもなると考えます。入院患者数の減少が始まるのを待つのではなく、より長期的な視野に立って早い時期からの協議が必要になると考えますが、将来的な再編に対する現時点での考え方をお示ください。

次に、総合的なうつ対策と自殺防止対策に関連してお伺いいたします。

警察庁のまとめによると、2009年の自殺者数は、全国で3万2,845人と12年連続で3万人を超え、40歳代から60歳代の男性が40.8パーセントを占めたとのことであります。国際比較においても、人口10万人当

たりの自殺者数である自殺率が2007年統計で24.4と、世界でベラルーシ、リトアニア、ロシア、カザフスタン、ハンガリーに次いで103国中で第6位と非常に高くなっています。その背景には、バブル崩壊後の年功序列型終身雇用の崩壊や成果主義による社会の格差の拡大が国民全体に大きなストレスを与え、うつ病など心身の健康を損なわせていることが挙げられています。

公明党は、現代日本が抱える新しいリスクに対応した新しい福祉政策を提案しており、児童虐待やDV、いじめ、不登校、孤独死などとともに、自殺防止と総合的なうつ対策について具体的な提言を行っています。公明党は、2008年4月、他党に先駆けて党内にうつ対策ワーキングチームを設置し、認知行動療法の普及などを柱とする総合うつ対策を発表し、政府に実施を求めて来ました。認知行動療法は、薬物療法のみに偏ることなく、カウンセリングを組み合わせたうつ病の有効な治療法で、本年4月、健康保険適用が実現しました。

しかし、1回の診療時間が30分を超えないと診療報酬に算定されないことや、保険が適用されるのは医師に限られている現状に対して、多くの患者を抱える医師にとって1回30分の診療は現実的でなく、臨床心理士にも保険適用すべきなどの課題も多く、英国では認知行動療法の専門家を育てるための年間予算が130億円であるのに対して、日本は約1,000万円にすぎないなど、日本の対策は諸外国に大きく遅れをとっています。

公明党の提言のうち、同療法の実施者の養成研修やかかりつけ医うつ病対応力向上研修などは既に実施されて成果を上げつつありますが、国のみならず、各自治体における積極的な取組が求められています。

まず、本市における自殺者数、自殺率について、最近10年程度の推移を全国、全道と比較してお示しください。

また、その主な原因別の内訳、さらに、死亡原因別標準化死亡比、SMRにおける自殺の値の推移と最近の本市における傾向、特徴についてもお示しください。

全国におけるこのような自殺あるいは自殺率の現状、また、本市の実情について、市長はどのように考えておられるか、御見解をお聞かせください。

次に、本市における自殺防止対策、その中でもとりわけ重要と考えられる総合的なうつ対策の現状について伺います。

現在、本市においては、講演などのメンタルヘルス関連普及啓発事業、相談事業としての精神保健福祉相談、さらに、国の自殺予防対策緊急基金を活用したうつ病及び自殺予防対策事業としてポスターやリーフレットの配布などが行われておりますが、各事業の実施状況をお示しください。

また、本市で実施している障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおいて、精神障害のある方が利用している主なサービスの概要とその利用状況をお示しください。

さらに、本市における精神科医療機関の数と病床数、病床利用率をお示しください。

また、精神科標榜医師数及び臨床心理士の数、精神保健福祉士数をお示しください。

うつ病を含む気分障害の患者数は、この10年間で43万人から92万人へと倍増し、我が国におけるうつ病の生涯有病率は6.3パーセントと、国民15人に1人が経験するいわば国民病となってきました。また、うつ病は発症期間が長くなれば長くなるほど回復率が低下するにもかかわらず、うつ病患者の1年以内の受診率は2割にとどまっています。この原因としては、患者本人の精神科外来を受診することへのためらい、おっくうさがあると考えられます。また、保健所などの心の健康相談窓口などがあまり周知されていない、知ってはいても何となく敷居が高いなどの声が聞かれます。したがって、受診率を高めるためには、かかりつけ医うつ病対応力向上研修など医療機関側の対策と同時に、身近なところであって、しかも、あまり目立たない場所に気軽に利用できる相談窓口があり、抵抗なく精神科外来を受診できるようアドバイ

スできる精神保健サポート体制をつくることが重要と考えます。

しかし、そのためには、既存の医療機関、保健所、精神保健福祉施設のマンパワーには限界があり、新たな人材も活用した相談体制の構築が必要と考えます。そのような相談窓口の担い手の一つとして精神対話士の活用があります。精神対話士は、財団法人メンタルケア協会が認定する資格で、現在、全国に800人の有資格者を擁し、協会から派遣される形で学校、企業、自治体などでの精神保健相談などに当たっています。

本市においても、医療機関、保健所、精神保健福祉施設の専門職員に精神対話士なども加わってチームをつくり、心のリフレッシュ健康相談窓口などの形で相談業務に取り組み、必要に応じてアウトリーチとして訪問相談なども行える体制の早期の確立を図るべきと考えますが、御所見をお示してください。

次に、高齢者などに対する地域見守りネットワークについてお伺いいたします。

去る11月24日、平成22年度高齢者見守りネットワーク会議が市総連合町会、市老人クラブ連合会、蘭島ふれあいネットワークなど関係の事業者、行政機関も含めて約60団体の代表が参加して開催されました。この会議は、独居高齢者や高齢者夫婦世帯などが増加し、核家族化や住民のつながりの希薄化により、孤独死や体調急変時に放置されやすい社会環境に対処するため、昨年7月に設置されたもので、通称おたるルールを取り決め、異変があったときの対応、地域団体や事業者等による日常の声かけや見守り、ボランティアや事業者、行政機関による配食サービス、緊急通報システム、家庭ごみのふれあい収集などを充実、拡大していくことを目指しています。

まず、本市における高齢者の孤独死の状況をお示してください。

また、異変に気づいた場合の、いわゆるおたるルールについてお知らせください。

さらに、今回の会議で、取組として新たに拡大された点があればお知らせください。

また、市の事業として、独居高齢者等給食サービスは、20年度に対して21年度、22年度と大きく拡大され、成果を上げておりますが、この取組についてお知らせください。

公明党小樽市議団は、去る10月、倉敷市の介護支援いきいきポイント制度を視察させていただきました。この制度は、お元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行った場合、その実績に応じて付与されるポイントを、本人の申出により年間5,000円を限度として換金できる仕組みです。元気な高齢者にボランティア活動で地域に貢献してもらうことを奨励し、高齢者自身の健康増進を図り、生き生きとした地域づくりに資することを目的としています。介護保険事業の地域支援事業に位置づけ、市内に在住する介護保険第1号被保険者のうち、要介護1から5の要介護認定を受けていない方が対象となっています。具体的な活動内容として、介護施設でのお誕生会等の会食会の食事の盛りつけ、配ぜん、デイサービスの利用者への昼食の盛りつけなどがありました。

本市においても、独居高齢者等給食サービスの分野などでお元気な高齢者の方々に力を発揮していただけるような場を用意して、しかも、それが目に見えるものとして還元されるような仕組みを工夫してはいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

最後に、忍路環状列石の保存と利活用についてお伺いいたします。

忍路環状列石は、忍路2丁目のフルーツ街道からわずかに山側に入ったところに、三笠山のふもとの標高20メートル程度の緩やかな海岸段丘状の斜面をさらに水平に削り取ったような形で存在します。12月2日の午後3時15分ごろ、現地に足を運んでみましたところ、周辺の畑は一面に雪が積もった状態で、遺跡に接する道路だけがやっとなんか土が見えているという状態でした。曇り空でしたが、西の山際に沈みそうな夕日が大変美しく輝いておりました。三笠山を背にして、北西側には緩やかな下り斜面が開け、鉄道線路の向こうにはかすかに遠く海も望めるすばらしい眺めでした。

なぜこのようなことを長々と述べたかと言えば、これがこの遺跡をつくり上げた縄文人も見たであろう風景だからであります。現在も、忍路環状列石の中に立って周りを見回すと、農業を営む人間の生活と小高い丘から海へと緩やかに開けていく自然環境が穏やかに調和した雰囲気を感じられます。道内では、駒ヶ岳を臨む森町の鷲ノ木5遺跡、青森県青森市の小牧野遺跡、秋田県鹿角市の大湯環状列石など、環状列石の多くは山や海を望む眺望のよい場所が選ばれているようであります。このような眺望のよさと環状列石のつくられることとは何か関係があるのでしょうか。

忍路環状列石は、昭和36年3月10日、国の史跡に指定され、小樽市総合博物館が管理する遺跡で、今から約3,500年前の縄文後期の配石遺構と言われます。南北に約33メートル、東西に約22メートルの楕円形で、外側には15センチから30センチ程度の小さな石が環状に置かれ、その内側には1メートル前後の大きな石が配置され、ストーンサークルの中心付近には角柱状の石材二、三本が突き立てられているように見えます。まず、日本の考古学上、初めて学会に報告されたストーンサークルとして有名だそうではありますが、発見から初期の発掘調査、現状までの保存の経緯などについてお聞かせください。

また、忍路環状列石の石材の種類や搬入方法、つくられた目的、縄文人の生活とのかかわりなどをお知らせください。

さらに、フルーツ街道の北側に隣接している、同じく縄文後期の忍路土場遺跡は、どのように発掘され、どのような遺物が出土し、忍路環状列石とのつながりはどうかなどについてもお示しください。

また、現在、忍路土場遺跡の保存と管理はどうなっているのか、案内板などはあるのか、忍路環状列石と関係づけた利活用は可能かどうかなど、利活用の実際についてもお示しください。

もう一つの問題として、現在、青森県の大きな集落の遺跡として有名な三内丸山、また、大規模な二つのストーンサークルから成る大湯環状列石、また、道内の中空土偶が出土した著保内野遺跡や鷲ノ木5遺跡のストーンサークルのような北東北から噴火湾沿岸にかけての縄文遺跡を一連のものとして見る見方がありますが、これについてどのようにお考えか、御所見をお示しください。

また、これらの遺跡群とママチ、カリンバ、キウスなどの石狩低地帯の縄文遺跡や日本海側に位置する忍路地鎮山、西崎山などの環状列石や、市内の多くの縄文遺跡とのつながりはどのように考えるべきなのかについても御所見をお聞かせください。

この項の最後に、保存と利活用について、教育長は、昨年の御答弁で、貴重な里山の風景や遺跡を取り巻く自然環境や営農風景も生かした遺跡探勝コースの提案などを研究されとのことでありました。その結果について何うとともに、遺跡の特性である縄文後期の配石遺構という面に注目して、里山の環境と縄文文化などのテーマを立てて、より深く縄文人の生活感覚や世界観、死生観などに思いをいたし、うかがい知ることができるような遺跡探勝、活用の方法などについてもお考えをお示しください。

また、冬期間の管理と利活用についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、経済・財政問題について、何点か御質問がございました。

まず、日本経済の現状を打開するための地域戦略という大変大きな問題でありますけれども、我が国の経済状況は、円高、株安などの影響により景気の回復が急速に弱まっており、地方においては、景気回復

の遅れから、より厳しい状況にあると考えております。我が国の景気が回復するためには、まず、地域経済が活性化することが必要であり、そのためには、地域が連携することにより、その強みを生かし、弱みを補完しながら経済循環を高める施策が重要であると考えており、国において、地域がその実情に応じてきめ細やかな経済対策が行えるよう自由度の高い財政支援を行う必要があるものと考えております。

次に、市内の経済状況でありますけれども、小樽商工会議所のほか、日本銀行札幌支店の経済調査でも業況が好転したとする企業が増えるなど、一部に持ち直しの動きが見られるとしており、ハローワークによる10月の小樽管内の有効求人倍率も0.48倍と前年同月より0.11ポイント上昇するなど、雇用情勢も厳しい状況にあるものの、回復傾向にあるとしております。

しかしながら、北海道信用保証協会による代位弁済金額が高い水準で推移しており、多くの企業が消費の低迷や受注の減少などによる業況の悪化に苦慮しており、先般、小樽のしにせ企業が民事再生法の適用を申請するなど、市内企業の経営環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。

次に、本年度の収支状況についてであります。市税収入は、法人市民税など年度末に向けての申告の状況にもよりますが、現時点での収入状況から推計いたしますと、予算額は確保できるのではないかと考えております。一方、歳出面では、これから冬期間にかけて除雪費や燃料費の動向など不確定要素も多くあり、加えて、まだ年度末にかけて4か月ほど残し、現時点では各事業の執行見込みを判断しにくい状況であるため、具体的な収支見込みをお示しできる段階ではありませんが、いずれにいたしましても、残された期間におきましても歳入確保と事業の効率的な執行等に最大限努めてまいりたいと考えております。

なお、このたびの国の補正予算に伴い、普通交付税の追加交付が予定されておりますが、その取扱いにつきましては、交付額の内訳や今後の財政需要等をよく見極めた上で判断してまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算編成についてであります。国は、本年度後半から23年度にかけて3段階の経済・雇用対策を実施していくこととしておりますが、その効果は未知数であり、いわゆるひもつき補助金の一括交付金化や国における事業仕分けの反映の問題など、今後の展開が極めて不透明な状況にあります。とりわけ、来年度の地方交付税が本年度の国勢調査の結果を反映して減額要因となることも懸念される中で、総額がどのように確保されるかが最大のポイントであり、いずれにいたしましても、予算編成上の財源対策には引き続き苦労が予想され、例年に変わることなく大変難しい編成作業になるものと考えております。

一方で、平成23年度は、市長及び市議会議員の改選期でありますことから、当初予算は義務的経費や経常経費などを中心としたいわゆる骨格予算となりますが、財政再建の取組は継続していく必要がありますことから、歳入の確保や経費の節減など収支改善の取組を引き続き強力に実行することを基本とし、あわせて、第6次小樽市総合計画の実施計画との整合性に留意するとともに、行政の継続性を踏まえた上で、本市が抱える諸課題の解決に向けて最大限の工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度決算での一般会計の累積赤字解消の見通しについてであります。平成21年度決算において累積赤字が約3,100万円まで圧縮できたことに加え、ただいま申し上げましたが、今年度は、市税収入が予算額を何とか確保できそうな状況であることや、他の収入項目において大きな減少要因がないことなどから、これからの不確定要素である除雪費や燃料費などの動向にもよりますが、累積赤字の解消はほぼ達成できるのではないかと考えております。

次に、平成22年度決算における不用額の見込みであります。職員給与費などにおいて多少の不用額が見込まれ、扶助費関係など他の項目においても例年の状況を勘案いたしますと一定程度の不用額が出ることは予想されるものの、現時点では年度の途中でもあり不透明でありますので、現段階においてその見込

みについて具体的にお示しすることは困難であります。

次に、本市の財政体質についてであります。一般会計における今年度の累積赤字の解消はほぼ確実になったというものの、一方では、財源不足を補うため他会計や基金から借入れを行っており、御指摘にもありましたとおり、不安定な財政体質であるため、歳入に見合った歳出構造をつくり上げる真の財政再建には残念ながらまだ至っていないのが現実であります。

また、不用額による赤字脱却ではないか、こういう御指摘もありましたが、歳出予算における不用額の発生はあくまでも事業執行の結果であり、財政再建に向かいつつある最大の要因は、やはり何といたっても将来の公債費負担の圧縮を考えた建設事業費の厳選や事務事業の見直しのほか、職員給与費等の削減などによるものであることは間違いなく、今後とも財政健全化の取組については緩めることなく継続していくことが必要であると考えております。

次に、総合的なうつ対策と自殺防止対策という点で何点か御質問がございました。

まず、本市における自殺者数、自殺率の最近10年間の推移ということですが、自殺者数は毎年20から30人台であり、人口10万人当たりの自殺率はおよそ17から25人で推移しています。一方、全国の自殺者数は毎年3万人、全道では1,500人前後であり、自殺率は、全国で人口10万人当たり24から25人、全道では25から28人で推移していることから、本市における自殺者数については全国、全道と同様に横ばい傾向となっており、自殺率については全国、全道よりも低い水準で経過しております。

本市における自殺原因の内訳につきましては、警察庁のデータによりますと、原因不詳のものが最も多く、次に健康問題や経済問題の順になっています。標準化死亡比につきましては、平成8年から平成17年の10年間は男性87.1、女性67.3となっており、全国よりも低い水準となっております。

次に、全国や小樽市における自殺の実情に対する私の見解ということですが、全国における自殺者数は高い水準で推移しており、また、本市における自殺者の実情については、相対的には全国や全道よりも低い水準であるとはいえ、減少傾向にはなく、まことに残念なことと思っております。

次に、うつ病及び自殺予防対策事業の実施状況ですが、平成21年度の実績で見ますと、メンタルヘルス関連普及啓発事業は、学校や企業を対象とした講演、健康教育を26回実施し、参加者数は1,269人、精神保健福祉相談は延べ511件の相談を受けております。また、自殺予防対策緊急基金を活用したうつ病及び自殺予防対策のポスター、リーフレット等の配布は、今年度、11月末現在で企業、病院等700か所に対し3,500枚を配布しております。

次に、精神障害のある方が利用している主な障害福祉サービス等の概要と利用状況ですが、平成21年度の利用登録者数で見ますと、日常生活を営む上で必要とする支援が受けられる訪問系サービスが23人、就労の支援や自立した生活に必要な知識や技術を身につける日中活動系サービスが84人、グループホーム等に入所して援助が受けられる居住系サービスが27人、また、社会生活への適用性を高める創作活動等の機会が提供される地域生活支援事業が61人となっております。

次に、精神科を標榜する医療機関、病床数ですが、市内には病院、診療所を合わせると9か所の医療機関があり、病床数は953床となっております。病床利用率は、平成21年で87.9パーセントとなっております。また、医師数については28名、精神保健福祉士については10名在籍しております。

なお、臨床心理士については、届出の対象ではないため、把握しておりません。

次に、うつ病等患者の早期受診を促すための相談体制でありますけれども、現在、保健所では、こころの健康相談において精神保健福祉士や保健師が市民の相談に当たるとともに、状況に応じて訪問を含む支援を行っているところであります。また、うつ病など精神疾患への早期支援を行う人材育成を目的として、国の自殺予防対策緊急基金を活用した自殺予防の相談技術研修会を予定しており、この研修は医療、福祉、

労働、教育などの相談実務者を対象としており、今後は、こうしたさまざまな分野の方々と連携し、相談体制の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者に対する見守りネットワークについての御質問でありますけれども、まず、本市における高齢者の孤独死の状況でありますけれども、市としてはいわゆる孤独死については把握できませんが、自宅などで一人で亡くなった場合には、警察署が変死の疑いがあるとして検視を行っており、高齢者の昨年までの取扱件数としては増加傾向にあると聞いております。

次に、高齢者などに異変があった場合の対応でありますけれども、高齢者見守りネットワークを立ち上げた目的の一つとして、対応方法を統一することであり、異変などに気がついた場合は、基本的にはその地区を担当する地域包括支援センターに連絡することとし、連絡を受けた支援センターは職員を現地に向かわせることにしています。ただし、夜中や休日の連絡先については、小樽警察署生活安全課としたところであります。

次に、このたびの会議で拡大した取組ということでありますけれども、これまで、構成団体であります新聞、郵便、電気、ガス、水道、乳飲料や配食などの事業者に加え、新たに商品の宅配サービスを行っているスーパー9社15店舗に加入していただいたほか、関係機関として消費者協会と保健所が加入し、消費者被害や認知症高齢者の関係も連携が可能となったものであります。

次に、独居高齢者等給食サービスについてであります。平成20年度までは、社会福祉協議会に委託し、町内会の配食ボランティアが、見守り事業として毎週金曜日に自己負担300円で夕食のお弁当を届けておりました。しかし、配食ボランティアがいない地域から給食サービスを利用できないという声があり、平成21年度からは、町内会の配食ボランティアに加え、民間会社にも委託することにより、利用者の希望する曜日に市内全域で給食サービスを利用できるようにしたところであります。この結果、平成20年度の登録人数が203人であったものが、21年度には706人、22年10月末現在では774人と、20年度に比較して約3.8倍に増加したものであります。

最後に、高齢者のボランティア活動に対する支援の仕組みについてでありますけれども、御指摘の制度は、平成19年に東京都稲城市で始まり、町田市や横浜市など都市部を中心に広がりを見せております。本市でこの制度を実施することにつきましては、ボランティアを管理する組織づくりなどさまざまな課題が考えられますので、平成23年度に実施する第5期介護保険事業計画策定に当たってのアンケート調査においてボランティア活動に関する市民ニーズを見極めた上で判断していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 斉藤陽一良議員の市立病院の統合新築についての御質問にお答えいたします。

最初に、起債許可に至るプロセスについてであります。

北海道との事前協議につきましては、現在の基本設計で概算の事業費を算出した後に行っていきたいと考えております。その後は、平成23年度の予算議決後、5月ごろに起債計画書を北海道に提出し、北海道、総務省とのヒアリングの後、許可予定額の通知、許可申請の手続を経て北海道の許可を受けるという流れになります。

また、許可のためのクリアすべき条件としましては、平成22年度の不良債務解消及び平成25年度の地方財政法上の資金不足解消をそれぞれ達成することに加え、給与の適正化としまして、自宅にかかわる住居手当の廃止、医療職給料表（2）・（3）の導入を指導されております。いずれにいたしましても、起債導入は新市立病院の建設財源として必須でありますので、導入に向けての条件整備にこれまで同様に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、実施設計と建設工事の一体発注と分離発注についてのメリット・デメリットと、地元業者の入札参加の可能性についてであります。

設計・施工一体発注の場合におけるメリットとしましては、設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計等が可能となります。デメリットとしましては、議員が御指摘のとおり、施工者側に偏った設計となりやすく、チェック機能が働きにくいと言われております。また、地元業者につきましては、入札の参加条件である新市立病院と同規模の設計及び施工実績がありませんので、参加することはできません。

一方、設計・施工分離発注の場合におけるメリットとしましては、設計と施工を分離することにより、基本設計の考え方が正確に実施設計に反映され、工事監理についても、分離して発注することで工事施工へのチェック機能が確保されます。デメリットとしましては、建設工事費は、設計の段階で施工者の意向を取り入れることができる設計・施工一体発注の場合と比べ、高くなる傾向があります。また、建設工事への地元業者の入札参加につきましては、共同企業体へ発注する場合において、その構成員として参加することが可能になります。

次に、基本設計の完了時点で算定される概算設計金額に対する発注方法ごとの金額や割合の違いについてであります。

基本設計業務では、業務が完了する来年2月までには病院建物の概算工事金額を算定することとしております。このため、現時点では発注方法ごとの違いについてはお示しすることはできませんが、業務の完了時点には、基本設計段階での概算金額とともに、発注方法ごとの試算についてもお示しすることができるものと考えております。

また、積算の際に使用する単価につきましては、基本的には、公共工事の資材単価を採用することになるものと考えております。また、建物が大規模となることから、使用する建設資材も数量が多くなりますので、個々に建設資材についての見積りをとり、その価格との比較を行った上で採用価格を決定するなど、工事設計額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院改革プラン策定当初の再編・ネットワーク化協議会に対する期待ということであります。

再編・ネットワーク化の検討の必要性は、改革プランにも示してありますように、市立病院のみならず、市内の医療機関においても医師不足等による厳しい経営環境にあることを踏まえ、市立病院の果たすべき役割を明確化し、それに応じた規模や機能を適切に見直すこと、限られた医療資源を有効に活用するためにも、地域の医療機関相互の連携を図り、その役割分担を検討することとし、市内医療機関の再編・ネットワーク化を協議することとしたところであります。

同協議会からの最終報告におきましては、二つの市立病院は再編の必要性があること、市立病院と公的病院とは、現時点では再編せず、ネットワーク化を推進すること、がん診療の充実を含め、市立病院の役割の明確化、市立病院の統合新築の必要性和新市立病院の病床数などの方向性、各公的病院の特色の明確化による役割分担、連携の強化、共通の部門についてそれぞれ切磋琢磨することにより医療水準の向上などが打ち出されましたので、当初の同協議会の設置目的に沿った答申が得られたものと考えております。

次に、将来的な再編に対する現時点での考え方についてであります。

財団法人統計情報研究開発センターの推計によりますと、小樽市の総人口は減少するとはいえ、15年後の平成37年においても有病率の高い65歳以上の人口は減少しておりませんので、少なくともそれまでは現状と同程度の医療ニーズがある状況が続くと考え、新市立病院の病床数を決定したところであります。

将来的には、確かに、議員の御指摘のとおり、病床数の見直しが必要となる時期が来ることも予想されます。しかしながら、現状においても医療環境の変化は目まぐるしいものがありますし、また、将来的に

は医療のあり方そのものも変化してくるのではないかと考えられますので、現時点で将来の再編について明確にすることは難しいものと考えております。

私といたしましては、安定的な地域医療体制は将来にわたって確保していかなければならないものですし、そのためには、将来的にも市内医療機関等が協議を重ねていくことが有意義であり、そのような場は設けられるべきだと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、環状列石の立地についてであります。このことについて、近年の研究者の意見を紹介します。

現在、各地の環状列石にはさまざまなバリエーションがあり、立地についても明確な統一性は見られません。ただ、環状列石は葬送儀礼に伴う視覚に訴える構造を持つ遺構であることが基本的な説であることから、周囲からよく目立つ場所につくられたのではないかと考える研究者もごいます。

次に、忍路環状列石の発見と保存の経緯についてであります。幕末に忍路場所に来ていた和人にこの存在が知られていましたが、明治19年に人類学会報告に渡瀬荘三郎が田内捨六の行った調査を初めて全国に紹介しております。戦後になって当時の北海道学芸大学の小規模な発掘調査も行われましたが、詳細は明らかにされておられません。昭和36年には、国指定史跡となりましたが、それまでの間、中村子ノ吉氏ら地元住民の地道な保存活動によって守られてきたものでございます。

次に、使用されている石材などについてであります。環状列石に使用されている石材は、主に安山岩で、肉眼観察によりますと余市町シリバ岬付近のものと類似しており、恐らくそこから運ばれたものと考えられております。

次に、忍路土場遺跡と環状列石とのかかわりについてであります。忍路土場遺跡は、昭和60年から62年、北海道埋蔵文化財センターによってその一部が調査されております。その結果、30万点を超える土器や石器のほか、漆器、多量の木製品、繊維製品などが出土しております。環状列石は、一般的に、先ほど申しましたように葬送にかかわる遺構であり、忍路環状列石の場合は、それに加えて、周辺の地域の当時のムラの人々が共同で管理を行う場であったとされております。また、隣接する忍路土場遺跡は、交易や作業の場であったと考える意見が有力であります。市教育委員会では、現在、忍路土場遺跡と忍路環状列石は一体の遺跡であると考えており、段丘の上の部分を忍路環状列石、低湿地を含む段丘の下を忍路土場遺跡と区分しております。

次に、忍路土場遺跡の保存などの現状についてであります。先ほどお答えしました北海道埋蔵文化財センターによる調査は、遺跡の一部のみの調査であり、調査終了後は広域農道となっております。また、その他の部分は、水田等の地下に現在も埋没されております。

次に、案内板や利活用の実際についてであります。現在、未指定の遺跡であるため、案内板等は設けてはおりませんが、忍路環状列石のパンフレットの中で紹介しており、ここから出土した土器や木製品の一部は総合博物館運河館で展示、活用をしております。

次に、北東北と噴火湾の縄文遺跡とのかかわりについてであります。日本列島の縄文文化を大きく分類した場合、東北地方から道央部にかけては縄文時代各期を通じて共通の基盤を有しているものと考えられます。このことは、噴火湾沿岸に限ったことではなく、日本海側においても東北地方との関連をうかがわせる遺跡が知られています。

次に、市内の遺跡などとの関連についてであります。縄文時代後期の大型の土木遺構を持つ点や、漆

製品が出土した点など、東北、道南の遺跡と共通する点もあります。一方、恵庭市カリンバ遺跡や千歳市キウス周堤墓などと同様、他地域には見られない特色を指摘する研究者もおります。忍路環状列石は、余市湾周辺に広がる環状列石群の中核をなすもので、後志北部の地域色を強く持つものと理解することもできますが、今後、考古学の研究の成果を待ちたいと考えております。

最後に、忍路地区の遺跡探勝コースの研究状況についてであります。現在、他地域の実例について資料の収集を検討している段階にあります。道内では、釧路市北斗遺跡、標津町ポー川史跡自然公園などが参考事例になるものと考えております。

また、縄文時代の生活感覚などをうかがうことができる遺跡探勝の考え方についてであります。従来の出土した土器や石器を単に展示する方法だけではなく、新しいアプローチが必要であろうと考えております。また、考古学の新しい研究成果を取り入れるだけではなく、宗教学、民俗学、社会学など、他の研究分野の成果も取り入れることが肝要であろうと思いますが、これらについては将来的な課題としたいと思っております。

なお、冬期間の管理についてであります。郊外にある遺跡で積雪の対応もありますことから、現在、冬期間の利活用については、他の市町村同様に取り組むまでには至っておりません。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員

○10番（斉藤陽一良議員） 1点だけ再質問させていただきます。

うつ対策に関してですけれども、いわゆる精神科外来というのが、ちょっと敷居が高いといいますが、特別な場所ではないのだということを必要な方に知っていただくようなメッセージを出すということが非常に大事なのではないかと思います。そういうケアの必要な方が必要なときに診療所あるいは病院の精神科の外来を受診できるように持っていくことが大事だというふうに思います。そういった意味で、いわゆる病院ということではなくて、メンタルケアといいますか、そういった相談をする場所が、例えば、商店街ですとか商業施設の一角だとか、そういう入りやすいところ、非常に身近なところで、しかも、あまり目立ちすぎないといいますが、わかりやすく目立ちすぎなくて、入りやすい、ちょっと難しい条件もあるのですけれども、そういったところに気軽に利用できるような相談の窓口が必要なのではないかと、そういったことが、予防といいますか、治療の効果をよくするのではないかと。そういう問題点が非常にあると思います。

それで、今言いましたようにちょっと難しい条件はありますけれども、本市として、新たに、入りやすい形の相談窓口をつくるという面で具体的な検討をお願いしたいというふうに思いますが、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 先ほどもお答えいたしましたけれども、うつ病患者の早期受診を促すということは非常に大事なことでありますので、今のお話にあったそういう相談の場所も、こういった場所がいいのか、比較的簡単に相談できるような場所について今後検討させたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時40分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 平成22年第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、小樽市の新しい時代に向けた公共交通のあり方について提言をいたしたいと思います。

小樽市は、大変公共交通に恵まれた地域として、道内はもとより、全国的にもよく知られております。鉄道や港、都市間バス、そして路線バスに至るまで、先進的な歴史を築いてきました。小樽市の発展は、この公共交通の充実によるところが大きかったと思います。市民生活に直結した路線バス網も市内の隅々にまで充実されており、今なお市民の足として重要な役割を果たしております。これまでは、山坂の厳しい地理的条件と環境が利用者をつなぎとめ、事業者の経営努力によって維持されてきたと言えます。

昨年、札幌市内の路線バスが赤字を理由に大幅に撤退をする計画が明らかにされ、大きな社会問題として各方面から公共交通のあるべき姿について議論がなされました。結果的には、札幌市が事業者に一定の赤字補てんをすることで決着が図られましたが、人口が集中する大都市であっても、通学や通院の足としての路線バスを維持させることの困難さを改めて示すこととなりました。

少子高齢化が進む小樽市にとって公共交通を守ることは、極めて近い将来、重要な課題となることは避けて通ることができないのは確実であります。市民のニーズも、高齢者からは、バス停から住宅地まで坂を上るのが大変厳しくなってきた、住宅地の奥までバスの乗り入れはできないか、小樽市に住み続けるにはバス路線をもっと広げてほしい、マイカーを運転できなくなったらここで生活ができないといった声も多くなってきています。私も、再三にわたってこの問題を取り上げてきましたが、さきの定例会でも、他の議員から高齢ドライバーの免許返上の対策の視点から発言があったように、公共交通の利便性の向上を求める声が多くなってきています。

しかし、地域公共交通として最も利用され、期待も高い乗り合いバス事業は、2002年の法改正によってより困難さが増し、それまで特定の事業者が地域ごとにほぼ独占的に運行する枠組みの免許制度とされてきたものが、不採算路線であっても事業者の内部努力が求められ、それでも不足する場合は公的補助によって、事業者の一存で廃止することは認められない制度になっておりました。2002年以降、独占的な事業維持を前提とせず、路線ごとの参入・退出の規制が緩和され、国や道の補助も、事業者ごとから路線ごと、しかも複数の市町村にまたがる路線に限定されるなどの政策変更が行われ、路線バスの経営環境は大きな影響を受け、地域から路線バスが相次いで撤退する事態となり、地方自治体も対策に翻弄されております。さらに、乗り合いバス事業者にとって、少子高齢化による利用者の減少、景気低迷の長期化による通勤・通学客の減少、燃料費の高騰による経費の増大、走行環境の悪化などによって経営が厳しさを増していると言われております。

それでも事業者の懸命な企業努力によって、小樽市の乗り合いバス事業は減便や廃止もなく維持されてきましたが、経営環境の改善が進まない今日、小樽市内といえども、いつ路線バスの撤退や削減があっても決しておかしくない情勢だと思われます。市民の多様化するニーズにこたえるためには、事業者の理解と協力は絶対条件ですから、小樽市として現状のバス路線を維持するために最低限の環境整備に対する配慮が必要と考えます。

これまで小樽市が実施しているふれあいバスは、乗り合いバス事業者の安定した収入と利用促進というメリットはあるものの、事業者の負担部分もあることや、広報を通じた公共交通利用の呼びかけも経営環

境の改善には至っていないことから、さらに政策的な支援が必要と思われます。その具体例として、最近、バス停で雨風を防ぐ上屋が設置されてきていますが、国道や道道では国や道の負担で上屋の一部が建設されていますが、その場合、事業者の負担が求められることはない聞いております。市道に設置する場合はすべて事業者負担となりますが、景観条例により一部地域では屋外広告物を掲出することが規制され、設置が難しく、占用許可はもとより、市税が課せられるなどによって他の都市から見ても設置が遅れていると思われます。公共的な使命と利用者の利便性の向上のためには、景観条例の弾力的な運用や占用料の減免措置についての配慮がなされるべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

路線バスの走行環境の整備も、定時性確保や安全性の向上に役立ち、経営面でも大切な課題と考えます。市長をはじめ、多くの市の職員がバス通勤をしておりますから承知のとおりでございますけれども、市道と国道の交差点での渋滞は特定の路線で常態化しております。こうした渋滞の解消は、道路の改良や信号の調整によってかなり改善すると言われ、除排雪はバス路線を優先する、路線によっては滑りどめの砂の散布を徹底する、違法駐車取締りの徹底など、路線バスの走行環境の整備は、定時性を確保し、バス離れを防ぐ重要な施策と思われます。こうした対策こそ、行政が連携して積極的にかかわることによって環境は大きく改善すると期待されます。そうした点で、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、学校適正配置に関して検討されているスクールバスの運行問題について提言したいと思います。

この間、教育委員会が行った地区別懇談会においても、適正配置には一定の理解が得られても、通学距離が延長されることによる安全性の問題や、スクールバスの運行に対する意見や要望が多かったと言われています。教育委員会の説明では、小学生で2キロ以上、中学生で3キロ以上の通学距離でスクールバスの利用を含めた通学支援策を示していますが、これまで先行してきた自治体の例を見ますと、スクールバスが大きな財政負担となる一方で路線バスが廃止されるなど、多くの自治体がバスの確保に苦悩してきました。

そこで、スクールバスを一般利用者に有料で利用してもらうスクール混乗方式など、多くの試みが行われてきました。現在は、法整備も進み、通院や一般利用者も含めたコミュニティバス、デマンドバスという工夫の中で、むだを省きながら路線バスとして維持されております。これまでは過疎地の問題としてとらえがちですが、今は大きな都市でも取組が進んでおります。いずれも市町村が垣根を越えて主導し、地域の要望や利用実態に即した路線網を形づくるのが成功の重要なポイントになっているようです。運営主体も、バス事業者と商店街や病院、自治体が応分の負担や補助を行い、利用者も利便性に見合った負担によって新しい時代のニーズにもこたえ得る公共交通をつくることができると思いますし、その時期は学校適正配置とスクールバスの運行のときが最適だと思います。

2006年の道路運送法の改正により、地域に即した輸送サービスの提供により地域住民の交通の利便性の確保、向上のために、自治体、事業者、住民などが地域の乗り合いバスの態様、運営や路線バスなどを具体的に協議する場として地域公共交通会議の仕組みが導入されております。2007年に施行された地域公共交通活性化法でこうした新たな取組への国の補助制度が設けられ、この制度の活用によってそれぞれの負担の軽減が図られることから、この制度を活用したコミュニティバスの運行も全国的に増えていると言われております。小樽市も、公共交通を担当する専門の窓口を設け、地域の関係者や事業者も含めた地域公共交通会議を設置し、少子高齢化時代に向けた公共交通のあり方の議論を始めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、定住自立圏構想で中心都市宣言をした小樽市として、圏域内における地域交通ネットワークの取組についての考え方についてお知らせください。

次に、小樽市の子育てプランについてお伺いいたします。

小樽市における出生数は、平成10年の1,022人から減少し続け、平成21年では723人に減少しています。現状の保育施設の入所状況はほぼ定員を満たしており、保育所の入所待ち児童は平成22年の4月1日現在で10人となっているとのことであります。しかし、最近の子育て世代の雇用環境の悪化によって、ゼロ歳児から2歳児の入所児童は逆に増加傾向に転じていると言われていたし、保育ニーズも多様化しており、これに対応するために従来の国の制度や枠組みを見直してほしいとの声が拡大してきております。

全国知事会は、10月25日、保育所の居室面積基準の緩和策として、現行乳児1人当たり1.65平方メートル以上などと定められている居室面積、職員数の配置基準を市町村条例で可能とすること、保育所に対する給食の外部搬入規制の緩和、保育士の配置人数基準の緩和などについて提言をしております。

政府の待機児童ゼロ特命チームは、60億円から80億円の予算を投入し、待機児童が10人以上いて対策に意欲的に取り組んでいる自治体を対象に支援し、効果が認められれば、3年後には全部の自治体に広げることを検討していると言われております。現状では、認可外の保育所は、国の基準を満たしていても自治体の財政状況によって補助金を受けられないケースがあることから、政府は、認可外でも一定の基準を満たしていれば自治体を通じて支援をしていく方針を示しております。

小樽市の次世代育成支援行動計画の前期計画、平成17年度から21年度の事業実績を見ますと、延長保育事業、産休明け保育事業、一時保育事業、母子訪問指導事業、妊婦健康診査、放課後児童健全育成事業など、主な事業は確実に取り組まれていることは評価されますが、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育に対する取組が未実施となっており、新市立病院の建設計画の推移を見守ることとされておりますが、雇用環境の悪化に伴う要望が強いことから、早期の実現が求められるところであります。

最近、示されました市立保育所の規模・配置に関する計画につきましても、小樽市の保育事情は公立と認可保育所ではほぼ定数を満たしていることから、少子化がさらに進むことを見越し、公立保育所の廃止を進めることが計画されております。

しかし一方で、認可外保育施設の役割は全く触れられていないことが大変気がかりなところであります。市立にしろ、認可保育所にしても、あらゆる角度から検討され、将来の役割や位置づけが明確に示されているのに対し、認可外保育施設は自然淘汰を待つという姿勢なのか、歴史的な経過を含めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

児童数が減少し、保育が減少するとの予測は理解できますが、大都市を中心に待機児童は今年4月で2万6,000人もいるとされ、不況の影響で働く女性が増加し、今後さらに増加するとの予測もされております。東京都杉並区では、待機児童ゼロの目標を掲げ、対策を強化し、今年の4月時点では23人まで減少しましたが、対策を強化すればするほど移住人口が増加し、来年度は実に10倍の230人に待機児童が増えることが判明したと報じられております。道内でも、札幌市は待機児童が1,000名を超えており、認可外保育施設を認可保育所へ変更させるための支援や保育ママ制度の導入などを行っているものの、対策が追いつかないとも言われております。全国的に大都市周辺の市町村が、保育所の余裕を積極的に活用するなどして、子育て支援のまちをアピールし、子育て世代の移住に成果を上げている例は多くあります。

小樽市は、認可外保育施設に対する独自の支援を行っておりますが、認可外保育施設も、多様なニーズにこたえる保育方針や独自の理念に基づき、特色を生かした保育所として地域に定着し、30年、40年の歴史と実績を積み重ねておりますが、特定非営利活動法人とはいえ、経営環境は極めて厳しく、存続の危機にあると言われております。今年4月1日現在で、小樽市の認可外保育施設のうち、不特定の児童を預かる施設は8施設で、定員は231名あり、入園児童数は141名で90名の余裕があります。事業所内保育施設も含めると115名にも及ぶ余裕があります。これを積極的に活用し、子育て世代の移住政策に小樽市として役立てることができないか、市長の見解をお伺いいたします。

また、今後、取組が予定されているファミリー・サポート・センター事業について、これまでの札幌市や認可外保育施設の例や、先進的な取組をしている他市のお話などをお伺いしますと、病児緊急預かりの料金が1時間当たり1,000円から4,000円と大きな差があり、行政の支援によって地域格差が大きくなっております。やはり、行政の支援があつて利用料金が低く抑えられなければ、パート労働の賃金実態から利用したくても利用できないサポート制度になるおそれがありますが、制度発足に当たっては特段の配慮がなされるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、政府は、教育施設と福祉施設の性格をあわせ持った新たなこども園を新設する方針と言われますが、小樽市としてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、市立病院の統合新築計画についてお伺いいたします。

山田市長が市立小樽病院の統合新築を公約し、当選以来、今日まで、建設費の問題をはじめ、公立病院改革ガイドライン、起債の見通しなどを含め、これほどの紆余曲折を経て着工にこぎつけた例は全国的にも珍しいのではないと言われるほど、市長も苦労の連続であったと思います。私も、思い起こせば、4年前に市議選の立候補に当たり、多くの疑問を持ちながら公開討論会や勉強会にも参加してきました。地域医療の崩壊が進むことを目の当たりにし、公立病院改革ガイドラインが示され、小樽の医療を守るためには、やはり統合新築を急がなければならないと確信をいたしました。

曲折を経ながらようやく建設地が決着し、2014年の開院に向けて動き出した今、建設費が高すぎるとの指摘がある一方で、地元経済への配慮を求める声も高まっております。私自身も、6月の定例会で、建設費はできる限り安く抑え、病院経営に余分な負担を押しつけるべきではないと訴えましたが、公共事業が減る中で、事業者も労働者も厳しい環境にあることを踏まえ、悩みながらも地元への配慮を加えて発言をいたしました。その矛盾を引きずりながら、何とか両立できないものかと考え、下呂市立金山病院の調査に向かいました。下呂市立金山病院も、当初の基本計画の段階で100床で30億円の試算から始まり、医療施設近代化センターとのアドバイザー契約、公開プロポーザル方式の発注を採用し、建設費を20億円まで削減し、地元業者には一定率の業務量を発注する協定が結ばれていることが明らかになりました。現段階でこれを小樽市にそっくり当てはめることは不可能だと思いますが、今、マスコミ報道の影響もあつて、市民の関心は市立病院の建設コストをいかに抑えるのかということだというふうに思います。

新市立病院の建設費は、一定条件での試算で96億円から148億円の総事業費まで含めて、民間病院の建設費に比べて高すぎるとの批判が、単純ではありますが、最も一般的と受け止めることができます。特に、公共建築工事標準仕様書に頼らず、独自の仕様書を策定し、1平方メートル当たり20万円程度で完成させた北海道医療センターの例や、三春町方式、下呂市方式など次々にローコストで病院ができる例が紹介されているからです。しかも、地元業者に対する配慮もしっかりとなされていれば、市民の期待も関心も高まるのは当然であります。

小樽市は、公共建築工事標準仕様書を念頭に置いて基本設計が進められていることから、コスト削減の選択肢はそう多くはあり得ないと思いますが、これから起債申請に当たり、1平方メートル当たり30万円以下と言われる総務省の指針も重視する必要があると考えます。

先般、病院局から新市立病院建設工事などの発注方式についての資料を見ますと、発注の形態、入札などの方法は、コスト優先で考えると組合せは限られ、入札などの参加者と参加条件は、現実として免震構造の施工実績、同規模病院の工事施工実績がある小樽の業者はいないことから、選択肢は極めて限られることになります。これから、基本設計の完了時点で実施設計を行い、計画図と仕様書によって数量、金額を積み上げ、設計金額を算定し、予定価格を設定して入札するという手順だと思われませんが、コスト削減の試みとして、基本設計完了時点で実施設計の時期に合わせ、建設工事請負業者を選定し、そこでコスト

削減の提案をさせることができないのか、検討する必要があるのではないのでしょうか。

10年余り前から大型公共工事が減少し、大手ゼネコンと言われる建設事業者が多く、民間病院の建設を手がけ、そこで培ってきたノウハウを生かすことによってかなりのコスト削減が可能だと指摘されております。その上で、地元業者の参入がどこまで可能かを数値的に示すことができれば、地元業者としても実をとることも可能ではないかと思われま。

病院局としては、将来の安定した病院経営のために可能な限りコストを抑えてもらいたいと願っていると思います。

市長は、建設工事の発注方法について、すべての選択肢を示し、議会の議論を見守っていると思います。この種の議論はなかなか一致点が難しく、むしろ割高な結果を引き出すこともあり得ると思います。市長は、実施設計と同時に建設工事入札まで指導力を発揮し、建設への道筋をつけるべきと思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、合同納骨塚についてお伺いいたします。

市長への手紙をきっかけに新聞報道もあったことから、市民からの問い合わせや要望が多く寄せられております。核家族化の進行や少子化の影響でお墓を守る人がいなくなるなどが主なものですが、遠方で暮らす子供たちに迷惑をかけられないので、自分の代でけじめをつけなければといった相談もありました。

市営、民間を問わず、数年間にわたってお参りに来た気配もなく、放棄されたのではと疑われるケースや、放棄されたことが明らかになった場合でも、親族などから正式に手続がない限り勝手に処分することもできずに管理者が大変苦慮されているとのことであります。それでも新たにお墓を求めようとする需要があることから、放棄地を再整備して販売しようとしても、条件が整わず、思うように活用されないケースも少なくない聞いております。さまざまな団体や行政の担当者、個人も含めてお話をお伺いして、子孫への継承を前提にした日本のお墓は、今、家族の形の多様化とともに岐路に立っていると思われま。

お墓の継承が無理と判断したとき、みずから手で墓石を撤去することは非常に複雑な思いに駆られるものだとの経験談もありましたが、遺骨はそれぞれのお寺に引き取っていただくということが一般的なようであります。最近、遺骨を灰のようになるまで砕いて山や海に散骨して弔う自然葬も行われているようであります。しかし、こうした取扱いも、宗教観の違いなどから条例によって禁止すべきであるとの考え方もあります。

いずれにしても、お墓の需要が増える一方で、墓地を拡張し続けることは自然保護の観点から疑問もあり、諸外国では、墓の個人所有を認めないとか、厳しく制限しているところもあると聞きます。放棄されて処分できない墓も増え続ける可能性もあることから、墓じまいの要望に対応するため、合同納骨塚は必要な施設として設置を急ぐ必要があると思います。

小樽市に対しても、8月14日の新聞報道以来、問い合わせもあると思いますが、札幌市は、合同納骨塚を昭和63年7月に市民の方々の利用する合葬式のお墓として建設、焼骨の埋葬を希望する方は一体につき永代使用料1,900円で使用できることになっており、利用者は多いと聞いております。こうした情報を基に、高齢者を中心に早期建設を求める声が多いことから、市長の決意をお伺いしたいと思います。

また、NPO法人などを設立して合同納骨塚を建設する場合の法的な規制や制約があればお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

(山田勝麿市長登壇)

〇市長（山田勝麿） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共交通に関する御提言がありましたが、まず、バス停上屋についての景観条例の弾力的運用についてでありますけれども、本市では、小樽らしい良好な景観を形成するため、屋外広告物についても、景観条例に基づき、中央通沿線から小樽運河周辺などの小樽歴史景観区域内では自家用広告物以外の広告物については設置しないようお願いしております。また、小樽歴史景観区域内でのバス停上屋への広告物の設置につきましても、これだけを適用除外することは他の建築物に設置する広告物に与える影響も大きく、難しいものと考えておりますが、バス停上屋の占用料の減免につきましても、このバス停上屋は利用者の利便性の向上など公益性も高いことから、減免に向けては検討してまいりたいと考えております。

次に、路線バスの走行環境の整備であります。従来から、各道路管理者で構成されます道路整備に関する会議や除雪体制連絡会議などにおいて渋滞箇所の改善について協議を行い、交差点周辺の除排雪や滑りどめ砂の散布、また、必要に応じて右折車線の付加など、定時性の確保や安全性の向上のための対策を連携して講じてきたところであります。今後につきましても、各道路管理者はもとより、小樽警察署やバス事業者などの関係機関とも連携を図りながら、渋滞対策などに関する協議の場を設け、引き続き走行環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共交通への取組でありますけれども、本市では、管内の生活路線の維持、確保のほか、新幹線や高速道路など広域的な交通問題に取り組んでおりますが、人口の減少や少子高齢化によって市内路線バスにおいても将来的には収支悪化が懸念されるなど、今後はより身近な地域公共交通の維持確保が課題になるものと考えております。このため、市といたしましては、今後、多様化する交通問題を所管する組織のあり方について、現在、検討を行っているところであります。

また、地域公共交通会議の設置につきましては、現在、国において国民の移動権の確保を目的に交通基本法制定に向けた検討を進めている中に、地域の関係者が生活交通の維持、確保について議論する協議会の位置づけがあることから、交通基本法制定の動きを見ながら検討したいと考えております。

次に、定住自立圏構想における圏域内の公共交通ネットワークの取組の考え方ですが、本市が策定した共生ビジョンにおいては、今後、圏域の住民が中心市である本市の都市機能を利用するための移動手段として、現在の乗り合いバス路線の維持に努めることにしております。また、高齢者などが外出しやすい環境づくりの観点から、路線バスを補完する役割を担う多様な交通手段の確保など、生活機能の維持を図るため、圏域間の公共交通のあり方について検討を進めることと位置づけております。

次に、小樽市の子育てプランについての御質問でありますけれども、最初に、認可外保育施設に対する見解であります。認可外保育施設は、産休明け保育や延長保育などを認可保育所が実施する以前から保護者のニーズにこたえて実施することにより、いわゆる認可保育所の補完的な役割を長く果たしてきた経過がございます。現在、本市には、認可外保育施設としては、事業所内が2か所、病院内が8か所、それ以外が8か所あり、多くの認可保育所が産休明けや延長保育を行うようになった今でも、夜間、早朝、短時間の預かりをはじめとして、認可保育所を補完する役割を果たしながら、保護者のさまざまなニーズに弾力的かつ速やかにこたえていただいているものと認識しております。

次に、認可外保育施設の定員のあきを子育て世代の移住政策に活用できないかとのことでありますけれども、子育て世代が移住を考える場合、保育環境の充実も一つの要素と考えられますが、最終的には、保育のほか、居住や雇用など生活に必要なさまざまな要素を考慮して決められるものと考えております。このため、認可外保育施設の利用だけをよりどころとして移住を促進することは難しいのではないかと考えております。

次に、ファミリー・サポート・センター事業の利用料でありますけれども、会員制で運営されるこの事業の仕組みについては、昨年度から庁内で検討を重ねてきております。子供を預かった際に、サービスの利用会員が提供会員に支払う利用料のうち、病児や緊急時の預かりにつきましては、財源との兼ね合いもありますが、所得の低い方も利用しやすい料金設定を考えていく必要があるものと認識しております。

次に、こども園についての見解でありますけれども、国が検討している子ども・子育て新システムの基本設計の中で幼保一体化が示されていますが、これは、支援を必要とするすべての親子があらゆる施設で支援を受けられるよう、保育に欠ける要件を撤廃し、保育所や幼稚園などの垣根を取り払い、こども園とすることを目標としています。これにより、すべての子供に質の高い幼児教育、保育を提供することが可能になると言われておりますが、今後、幼保一体化を進めていくために不可欠な子ども家庭省の創設について見通しが立っていない状況となっているようですので、今後の議論経過を見ていかなければならないと考えております。

次に、市立病院の統合新築計画について、実施設計と同時に建設工事の入札まで指導力を発揮して建設の道筋をつけるべきとお話でございますが、建設工事の発注方法につきましては、基本設計の設計者からの提案を基に、工事発注方法ごとの特徴、事例等を整理した資料を議会にお示しし、御審議をお願いしているところであります。今後、今議会で審議いただいた内容などを考慮して慎重に検討し、私の任期中に判断が必要なものは時期を逸しないよう対処してまいりたいと思います。

最後に、合同納骨塚についての御質問でありますけれども、初めに、合同納骨塚の建設であります、本市は既に高齢化社会を迎えており、合同納骨塚建設に対する要望も多数寄せられている状況でありますので、早期に建設する必要性は十分認識しておりますので、現在、市営で管理している札幌市の視察を行うなど、設置に向けて課題を整理しているところであります。

次に、NPO法人等が合同納骨塚を建設する場合の法的な規制や制約についてでありますけれども、お墓を建設する場合は、墓地、埋葬等に関する法律により都道府県知事の許可を受けた墓地区域内とされています。

なお、墓地の許可を受けることができるのは、永続性及び非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体とされており、例外として認められるのは宗教法人又は公益法人に限られております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

○16番（林下孤芳議員） 非常に前向きなお答えをいただきまして、感謝をしております。

特に、公共交通の関係で申しますと、小樽市でも、市として将来的にスクールバスの対応が必ず必要になってくると思います。そうしたときに、コミュニティバスとかデマンドバスというのが国の支援によって比較的運営しやすくなっていると思うのです。しかし、事業者ベースで考えますと、採算をとるというのは非常に難しいというふうに言われておりまして、やはり、そういう協議のための時間というのが非常にかかると思うのです。それで、地域公共交通会議というのをできるだけ早く立ち上げる必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、その点についての御認識はありますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、認可外保育施設の関係で、このことだけで子育て支援世代の人たちが小樽に移住してくるということはなかなか困難があるというふうな御認識でありますけれども、やはり、私は、小樽の資源として、例えば、住宅の安価なあっせんとか、あるいは、札幌へ通勤する手段としては小樽は非常に恵まれているわけですから、もう少し前向きなアピールができないものかというふうな印象を持ちました。ぜひ、

検討していただきたいと思います。

合同納骨塚についても、前向きに検討していただいているということで、ぜひよろしく願いをいたします。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 初めに、地域公共交通会議の設置という話でございますけれども、先ほどもお答えしましたけれども、現在、国のほうでは交通基本法の制定に向けて議論をされておりますし、私どものほうにも意見があったら言ってほしいという話も来ておりますので、そういった状況を見ながらこの協議会については検討していきたいと思っております。

それから、移住政策についての保育所のあきの利用ですけれども、全国的に見て、移住政策について、子育てしやすいというアピールをしてやっているところがあります。それは、保育所ばかりではなくて、トータルで子育て環境がいいですよという宣伝をしてやっていますので、それは一つの売りだと思いますので、これからの大きな検討課題だというふうに思っています。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号について、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 中 島 麗 子

議 員 佐 藤 禎 洋

平成22年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成22年12月8日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見楚谷	登	志		28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山田勝麿	副市長	山田厚
教	育	長 菊 譲	病院局長	並木昭義
水	道	局長 小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財	政	部長 貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産	業	港湾部参事 鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医	療	保険部長 志久旭	福祉部長	中村浩
保	健	所長 秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会	計	管理者 中塚茂	消防長	会田泰規
病	院	局 吉川勝久	教育部長	大野博幸
経	営	管理部長 迫俊哉	総務部総務課長	中田克浩
総	務	部 企画政策室長		
財	政	部財政課長 黒澤政之		

議事参与事務局職員

事務局 長	小 原 正 徳
庶務係 長	島 谷 和 大
調査係 長	関 朋 至
書 記	木 戸 智恵子
書 記	佐 藤 誠

事務局 次長	佐 藤 正 樹
議事係 長	中 村 弘 二
書 記	相 澤 幸
書 記	小 林 由美子
書 記	高 野 香 織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第25号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 15番、井川浩子議員。

（15番 井川浩子議員登壇）（拍手）

○15番（井川浩子議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、風力発電事業についてお尋ねいたします。

私は、先月、本市銭函地域において、昨年5月、風力発電事業者の大手である日本風力開発株式会社から蓄電池併設型風力発電事業計画の表明があった蓄電池併設型と同様の設備を有する青森県六ヶ所村の風力発電所を見て、規模の大きさに驚きました。この地域は、広大な敷地を利用し、銭函で風力発電事業を計画している事業者の子会社2社ほか3社が、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などを排出しないクリーンなエネルギーを発電する風車を77基設置しており、今後も増設の話があります。東京の新丸の内ビルディングでは、この六ヶ所村の風力発電所などから直接送られる生グリーン電力により、ビルで使用するすべての電力を賄い、ビルから排出する二酸化炭素を大幅に削減しております。

風力発電をはじめとする自然エネルギーは、発電する地域と使用する地域が異なる場合がありますが、これからは、それぞれの地域の特性を生かした発電を行い、地球規模での二酸化炭素削減を進め、豊かな環境を構築していかなければならないと改めて感じました。本市において事業者が計画している銭函の石狩湾新港地域は、本市で、唯一、広大で平たんな敷地を有し、市の第6次総合計画において、食料品、物流、機械金属関連のほか、エネルギー関連企業の立地誘導を行おうとしている地域であり、今回の計画はまさに的を射たもので、今後、この地域はもとより、市にとっても大きなメリットがあると考えております。

まず、市長は、今回の風力発電事業について、地球規模の環境や地域へのメリットをどのように認識しているのか、お聞かせください。

二酸化炭素削減に大きく貢献する発電所として全国で展開されている風力発電事業ではありますが、発電所から発生する騒音や低周波音による健康への影響のほか、開発による自然への影響を心配する方がいらっしゃいます。事業を進めるのに、このような心配を取り除く努力を行っていかなければならないと考えます。

そこで、伺いますが、本計画の事業主体で、日本風力開発株式会社の100パーセント出資会社である銭函風力開発株式会社は、風力発電事業を進めるに当たって、事業の概要、騒音、低周波音による自然への影響などについて、周辺住民などに行ってきた説明会の開催状況をお聞かせください。

風力発電事業については、法令等で環境影響評価の義務づけはありませんが、事業者は、事業を進めるに当たって、自然や住民生活への影響を考慮し、自主的に環境影響評価を実施しています。昨年7月には、環境影響評価方法書案を縦覧し、本年9月には評価書案を縦覧し、広く意見を募集してきました。この評価書案では、騒音、低周波音、動植物などの調査結果と評価が示されております。この中で、当初、風車の建設を20基で計画されておりましたが、新川右岸側に存在する池の周辺に計画していた3基については、環境調査結果と有識者の意見などを踏まえて、動植物に対する影響を可能な限り低減するため、また、

内陸部の2基については、環境面での問題はないと考えているが、周辺住民の心理的な影響などを考慮して、合わせて5基減らし、15基に計画変更となっておりますが、発電所建設や稼働に当たっては、周辺的环境などを考慮し、対策を行うことは不可欠であります。事業者は、騒音や低周波音、自然環境などについてどのような対策をとろうとしているのか、お尋ねをいたします。

また、評価書案に対し、市としては、庁内で検討された結果、問題がないとされておりますが、今後、事業を進める上での要望を行ったと聞いております。市として、どのような内容を要望したのか、お尋ねいたします。

今回の評価書案については、提出された意見などにより、事業者が最終的に評価書を取りまとめた後、事業が進められると考えられますが、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

風力発電事業は、エネルギー資源の少ない我が国にとって、今後欠かすことはできないものだと考えており、また、本市における今回の計画は、銭函地域のシンボルともなりますし、本市発展の一助となると期待をしておりますので、市としてもできる限りの協力を行い、ぜひ実現させていただきたいと思っております。

この項の最後になりますが、今回、残念ながら、風力発電施設の規模が風車20基から15基へと計画が縮小されましたが、地球温暖化対策が叫ばれる中、地域へのメリットもあることから、今後、風力発電事業者から新たな立地のお話があれば、市として風力発電所の誘致を進めていくべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、旧丸井今井小樽店及び旧小樽グランドホテルの施設再生についてお伺いいたします。

サンモール一番街のにぎわいがどんどん衰退してきており、まち行く市民から痛切な声が聞こえてきており、一日も早く明かりがともることを願うところでございます。旧丸井今井小樽店が閉店してから5年、旧小樽グランドホテルが閉館してから1年10か月がたちますが、本年4月に施設の管理会社であった小樽開発株式会社が破産手続を開始して以降の動向についてお知らせください。

その間、数件の問い合わせがあったと聞いておりますが、いずれも売却に至らずに今日となっておりますが、方法の一つとして、商業施設棟とホテル棟を一括して売却先を探すことが難しいのであれば、ホテル棟だけでも単体で売却することができないものなのか、お尋ねをいたします。

ホテル棟のみの購入希望の問い合わせがあったのかもお答えください。

先般、市町村議員の特別セミナーが実施され、商店街の活性化とまちづくりの研修会において、まちなか再生事業の成功例として四国の高松丸亀町商店街が全国的に注目されており、学ぶことができました。この商店街の再生に当たり、平成11年1月に第三セクターである高松丸亀町まちづくり株式会社を設立し、この会社が核となって、市とも連携をとりながら現在の再開発事業を進めていると聞いてきました。

旧丸井今井小樽店及び旧小樽グランドホテルの施設においても、まちづくり会社を設立して再生を図っていくことはできないものか、市長の御見解をお聞かせください。

今後、中心市街地の活性化を進めていく上で、人材育成が重要なポイントになると考えられます。現在、商店街団体や市において、商業にかかわる人材育成のためどのような取組がなされているのか、お知らせください。

非常に厳しい経済状況の中で、全国ではさまざまな先進的な取組があります。インターネットなどからも先進事例を学ぶことができるとはいえ、やはり、百聞は一見にしかずと申します。先進地の実情を自分の目で見て、現地で関係者から直接お話を聞くという視察はとても大切であると考えます。財政難といえども、人材育成のために商店街の若手や市職員をできる限り先進地視察に行かせて今後の商店街活性化に反映させていくべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

市は、少子化や保護者の保育ニーズが多様化してきていることなどに対応するため、市立保育所の規模・配置に関する計画を策定することとし、第2回定例会においてその素案を発表し、この間、関係する保育所を利用する保護者との懇談やパブリックコメントの募集、当議会での質疑などが行われてきたところであります。

小樽市も、かつては1年間に2,000人も3,000人も出生がありました。しかし、平成11年には1,000人を割り、昨年は723人と出生数の減少が続いています。こうした出生数の減少は、晩婚や非婚など理由はさまざまですが、以前は、同じ年代の子供を持つ家庭が隣近所にて、子育てに対する相談相手が身近にいました。しかし、現在は、核家族化の進行や少子化の進行により、身近に相談相手がいないことから孤立し、子育てに関する不安、ストレスを抱える家庭が多く、新聞、テレビなどでたびたび幼い命を奪う悲しい出来事が報道されており、家庭で育児をしている方への育児相談や交流の場の提供など、子育てに対する支援が大変重要になってきていると考えます。

こうした中、今回の計画では、銭函地区においても銭函保育所の改築に伴って子育て支援センターを併設することとなっていますが、その規模はどの程度のものを考えているのか、お答えください。

また、現在の銭函保育所の敷地では、子育て支援センターと保育所を併設して建て直すことは非常に困難のように思いますが、建設場所についてどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

最後に、教育についてお尋ねをいたします。

いじめや不登校、学力など、保護者は子供の教育についてとても関心を持っております。このように、保護者からは多様なニーズが学校に求められております。教員も、これらのニーズにこたえるため、さまざまな経験や知識を持っている教員が求められます。

そこで、教員の人事異動についてお伺いいたしますが、一般的にどのような基準で異動を行っているのでしょうか。保護者や地域の求めにこたえられるよう、校長は学校経営に取り組んでいると思いますが、このような校長の意見などを考慮して異動を行っているのでしょうか。

中学校の部活動の指導に当たっているのは、大部分、その学校の教員の方が行っていると思います。少子化に伴い、子供の数も減少し、教員の数も減少している中で担当する部活動の専門的な技術や知識を持っている人も少なくなっているということもあり、一部の学校では外部の方が指導に当たっているところもあると聞いております。このような状況の中で部活動の指導に当たっている教員が人事異動でいなくなった場合、その部活動を行うことができなくなるので困るという話を聞きます。このような状況をどのようにお考えでしょうか。

現在、進めている学校規模・学校配置適正化基本計画により学校統合が行われ、学校が減少することになりますが、これにより余剰教員が出たり新規採用者がいないということが考えられますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、風力発電事業についての御質問でありますけれども、まず、事業計画でありますけれども、今回の風力発電事業は、風力発電の弱点と言われる出力の変動を調整できる蓄電池を併設し、電力の安定供給を図ることのできる先進的取組でありますし、また、一般家庭約1万8,000世帯分の電力消費量に相当

する発電量が確保されるなど、今後進めていかなければならない低炭素社会づくりに大きく貢献できるものと考えております。また、風力発電施設の建設に当たっては、北海道内で製作される風車が利用されることや、建設工事における地元企業の参入が期待できるなど、地域経済への波及効果があるものと考えております。

次に、周辺住民などへの説明会の開催状況でありますけれども、これまで、事業者におきましては、風力発電事業について理解が得られるよう、事業計画や環境影響評価書案などのほか、騒音や低周波音などについて、今回の計画地に隣接する石狩湾新港地域の企業や手稲区民のほか、小樽市民に対して説明会を開催しております。小樽市民を対象にした説明会には60人ほど、手稲区民を対象にした説明会には180人ほどが参加し、低周波音や自然環境への影響などについて質問があったと聞いております。

次に、環境影響評価書案における事業者の対策についてであります。地域住民の生活環境や企業活動、さらに、野生生物の生息・生育環境への影響を低減するため、建設工事中においては、建設機械や工事用車両の稼働は決められた時間帯を厳守し、低騒音・低振動型の機械を用いるとともに、土地の掘削範囲を最小限に抑えるなどの配慮をしております。また、風力発電施設稼働後においては、その施設の適切な維持・管理を行い、消耗等による騒音、低周波音の発生を極力抑制するとともに、バギー車の進入などにより荒廃した部分には、掘削した土地を利用し、海浜植生の回復を図るなどの対策を講ずるとしております。

次に、市が事業者へ提出した要望書でありますけれども、今回の風力発電事業は、事業者によりまとめられる環境影響評価書などにより環境保全対策が講じられることとなりますが、風力発電施設の建設に当たっては、周辺企業や環境に与える影響を回避、低減するとともに、発電所稼働後には、騒音、低周波音などに関するモニタリング調査や、当該地域の環境保全対策を適切に実施するよう要望しております。

次に、風力発電事業の今後のスケジュールでありますけれども、現在は環境影響評価書案に対し、出された意見を基に、追加調査などを行っている状況であり、年明けに評価書を取りまとめる予定と聞いております。その後、建築確認申請など、発電施設建設にかかわる法令等の手続が行われることになっており、これらの手続が終了次第、工事に着手し、平成24年12月の完成を目指すと考えております。

次に、風力発電施設の新たな立地についてでありますけれども、本市は、第6次総合計画の中で、戦略的企業誘致を推進することとし、特に、石狩湾新港地域はエネルギー関連企業の誘致を目指す地区として位置づけております。市としましては、今回の計画地がこの地区に近接しており、今後、環境への配慮から自然エネルギーの活用などを目指す企業の誘致にもつながるものとして、先般の風力発電事業を推進しているものであります。今後の風力発電の展開につきましても、自然環境、市民生活や経済活動との調和を図りながら、基本的には低炭素社会の実現に資するものとして推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルについての御質問でありますけれども、初めに、小樽開発株式会社が破産手続を開始して以降の動向であります。現在、本年4月の破産手続開始決定と同時に選任されました破産管財人が中心となって施設の売却先を探しているところであり、これまで複数の企業から打診を受けてはいるものの、いまだそれ以上の進展には至っていないと伺っております。

一方、小樽開発株式会社が所有している不動産につきましては、本年2月に競売開始決定がなされており、現在、札幌地方裁判所におきまして入札に向けた手続が進められていると聞いております。

次に、ホテル棟単体での売却などについての御質問でありますけれども、当該施設は、商業施設棟及びホテル棟それぞれを分割してではなく、一つの建物として登記がされております。このため、一体となっている建物からホテル棟を分離して単体で売却するという事は極めて困難であり、これまでも単体での

購入打診はあったようでありますけれども、お断わりしていると聞いております。

次に、まちづくり会社を設立しての再生ということでありますけれども、高松丸亀町まちづくり会社の設立に当たりましては、出資金1億円のうち9,300万円を商店街が負担し、市が5パーセントに当たる500万円を出資しましたが、再開発に向けての取組は、地元商店街みずからが再開発のプランを描き、その上で市との連携を図りながら国などの助成を受けて進めていると伺っております。

旧丸井今井小樽店等の施設再生に当たり、まちづくり会社を設立して進めていくことは一つの方法ではありますが、設立に当たり主体となるべき団体はどこになるのか、資本金をどのように集めるのかといった課題があります。

いずれにいたしましても、当該施設は、本市の中心市街地活性化を図る上で大変重要な施設でありますので、一日も早く再生されるよう、商工会議所など関係団体と十分連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、商業に係る人材育成の取組でありますけれども、現在、商店街独自の取組はしていないようでありますけれども、市といたしましては、昨年に引き続き、本年11月から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業を活用し、市内で起業を考えている方や起業されてから月日が浅い方、あるいは、既存事業者の後継者などを対象として、経営についての基本的なノウハウをともに学び合う小樽商人（あきんど）塾を開催しております。また、来年1月には、株式会社全国商店街支援センター主催の商店街活動研修事業を4日間にわたって当市で開催していただき、商店街が抱える課題の解決、実行可能な事業計画の作成、実現に必要な知識やノウハウなどについて商業関係者が受講することになっております。

次に、人材育成のための先進地視察でありますけれども、以前は、小樽市商店街振興組合連合会や協同組合、日専連小樽、あるいは、単体の商店街振興組合主催の先進地視察が行われ、これに市職員も同行してさまざまな事例を学んできましたが、ここ数年、財政的な理由などからなかなか先進地視察を実施できない状況にあります。また、市職員単独では、札幌など道内で開催される研修会やセミナーなどに出席させ、先進地の事例報告を関係者から直接伺うとともに、会議で道内他都市に行った際にはその都市の商店街の状況なども視察するよう指導しているところであります。

いずれにいたしましても、今後、商店街の活性化を図るためには、人材の育成と商業者と行政が一体となった取組が必要でありますので、商店街の若手や市職員をできる限り先進地に派遣し、現場を学んでほしいというふうに考えております。

次に、子育て支援についての御質問でありますけれども、最初に、銭函保育所に併設を予定している子育て支援センターの規模であります。現在、奥沢保育所に併設されている子育て支援センターげんきを参考にし、銭函地区を中心に地域での子育て支援事業を展開してまいりたいと考えております。

最後に、銭函保育所の建設場所でありますけれども、現在地がやや狭いという状況であります。現在地も含め、周辺地域にどのような適地があるのか、現在検討しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教員の人事異動についてであります。小樽市の小・中学校の場合、北海道教育委員会の後志管内人事異動実施要領に基づき、行われております。この要領には、基準勤務年数が定められており、小樽市に勤務する教員については勤務年数6年となっておりますことから、これに基づき、直接、学校経営に当たる各校長からの意見具申を踏まえ、小樽市教育委員会が異動の内申を任命権者であります北海道教育委員会に行い、最終的に決定することになります。

次に、校長の意見などを考慮して異動が行われているかどうかという御質問についてですが、学校経営に当たり、教員の年齢や男女の構成についての要望が、また、中学校の場合には担当教科や部活動の指導などについて校長からの意見具申がありますので、これらを考慮しながら異動の内申を北海道教育委員会に行っているものです。

次に、部活動の指導者と異動についてであります。人事異動については、先ほどお答えしましたように、北海道教育委員会の人事異動の基準や免許の有無などを考慮しながら行っております。御質問にありますが部活動の指導につきましては、中学校の教育活動の中でも大きな役割を果たしていることから、異動による後任の選考に当たっては、できる限り校長の意見具申を配慮しながら道教委に内申してまいりたいと考えております。

最後に、学校統合後の教員についてであります。基本計画では、学校再編の期間を15年間としており、この間の平成22年度から平成36年度までの定年退職者は362人予定されております。この数は、教員全体の半数以上になります。また、国では30人、35人の少人数学級の実施に向けて教員の定数改善計画案も出されていることから、余剰教員や新規採用者については心配がないものと考えております。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 15番、井川浩子議員。

○15番（井川浩子議員） 御答弁ありがとうございました。

詳しくは、予算特別委員会でまた質問させていただきます。

○議長（見楚谷登志） 井川議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 一般質問を行います。

まず、本市観光の中・長期の展望について、2点お伺いいたします。

去る10月18日、民主党4区総支部主催の北海道後志総合振興局、小樽市、後志各町村長出席の下、政策懇談会が開かれ、私もオブザーバーとして出席させていただきました。各地域からさまざまな要望が出され、興味深く聞かせていただきました。本市からも、山田副市長が出席され、小樽―余市間の高規格道路整備について、余市方向からの朝里ジャンクションの設置方についてや、小樽港の港湾整備のための重点港湾の指定、医師確保などについて、要望されておりました。後志の町村からもさまざまな要望が出されておりましたが、その中でも、赤松赤井川村長から、国道393号、赤井川―倶知安間が一昨年開通し、交通量も増大してきている、今後は赤井川―小樽間の改良が課題であり、道道小樽定山溪線からトンネルで赤井川とつないでほしい旨、要望されておりました。

私も、この間、本市の重要な政策課題の一つとして、この国道393号、小樽―赤井川間の道路改良について議論をさせていただいております。小樽、赤井川、倶知安、ニセコ羊蹄エリア間の移動時間の短縮は、札幌を起点とした後志エリア観光の新たな魅力を引き出す大きな力になると申し上げてまいりました。また、小樽、赤井川、倶知安の国道393号が国道5号のバイパスとして機能すれば、国道5号と並ぶ市内幹線である道道小樽臨港線の交通量も減少し、仮に現在の交通量の4割程度が減少すれば、6車線の車線を片側1車線ずつ減らし、4車線の供用とすることができると伺っていると申し上げてきました。

私は、かねがね、小樽を代表する観光資源である小樽運河と小樽を代表する歴史的建造物である石造倉庫群が6車線の産業幹線道路で分断されてしまったことが、本市観光の可能性を小さくしていると考えてまいりました。また、かつて本市経済の中心であり、今も多くの近代建築遺産の残る色内大通の再生が進

まないのも同じ理由からではないのか。私は、この無味乾燥な6車線の道路がまちと運河や港とを大きく分断した印象を与えているこのマイナスをいずれ解消しなければ、本市観光の発展は望めないのではないかと考えております。私は、今でも、運河が昔のままの幅の運河で、臨港道路がかつてポートフェスティバルの出店のにぎわいであふれた遊歩道として整備されていたならば、本市は、国内では類を見ない圧倒的な観光地になっていたのではないかと感慨を持って想像をするわけであります。

しかし、現実を直視するとき、車線の減少なら十分可能ではないのか。減少した両側の1車線分を緑地帯として整備をし、両側に植えられたカエデやナナカマドなどの木陰にはパーキングエリアが設置されるなど、それだけで十分印象を変えられるのではないかと。また、将来、第3号埠頭基部周辺や第3号埠頭が観光・交流ゾーンとして整備されることを想定すれば、そうした臨港地域のアメニティを高める整備が必ず必要になってくると考えるからであります。

以上、これまで申し述べさせていただいた理由から、小樽―赤井川間の国道393号の改良は、本市、赤井川、倶知安、ニセコ羊蹄エリアを結ぶ広域観光推進に資するのみならず、本市の運河観光を新たなステージへと押し上げる可能性を秘めるものであることなどから、本市の中・長期の重要な政策課題として位置づけ、その実現を国に対して強く要望されるよう求めたいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、本年10月28日、北海道新聞の記事に、「クルーズ船寄港拡大へ視界不良 小樽港整備重点港湾外れ財源に壁」と題して、近年の大型クルーズ船寄港の増加に対応して、第3号埠頭での客船専用ターミナルの建設や水深9メートル岸壁のさらなる掘削の検討も視野に入れた、港湾法に基づく港湾計画の改訂に23年度にも着手したい考えと書かれてありました。

私は、昨年の第4回定例会の一般質問でも、第3号埠頭について、観光交流空間としての港湾施設等の活用という観点から、旅客ターミナル施設の整備の必要性を議論させていただいております。平成19年11月に策定されました小樽港将来ビジョンには、第3号埠頭は交流・生活ゾーンに見直すとされておりますが、いまだ港湾計画に正式に位置づけられてはおりません。計画年度を早め、検討されるよう求めましたが、この時点では、現在の物流機能の移転が困難な状況であることなどとして芳しいお答えをいただけなかったと記憶しております。

私は、第3号埠頭の観光交流空間としての活用は、本市観光の発展にとって不可欠と考えております。また、その経済的価値も高く、整備には民間の協力も得られやすいものと考えております。記事のように、港湾計画の改訂作業に23年度にも着手をされるのか、また、第3号埠頭についてどのような整備を考えておられるのか、お聞かせください。

最後の質問です。

新市立病院についてお伺いいたします。

本年6月の第2回定例会予算特別委員会で、私は、民間病院と自治体病院の建設費の価格差が問題となっている、倍近いと言われるこの差は、一体、何が起因をしているのかとお尋ねしました。その際、民間病院と公立病院では仕様の違いもあり、同列に比較はできないが、事業の発注の仕方の違いが価格差を生んでいるのではないかという議論となり、民間病院と同様の、又はそれに近い発注方法でコストを抑えた自治体病院の事例をお尋ねしたところ、福島県三春町の町立三春病院と、岐阜県下呂市の市立金山病院の例を、名前は伏せておられましたが、紹介されておりました。私も、この事例の資料を取り寄せ、現地に外出いて調べてまいりましたので、ここで紹介させていただきたいと思っております。

三春町の町立三春病院につきましては、この病院計画を町の保健福祉課長として中心となり進められた遠藤誠作氏が、現在、北大公共政策学研究センターの研究員として在籍されていることから、去る10月22

日に市民センターで行われた新市立病院に関するシンポジウムに講師として招かれ、事例について講演をされていますので、御存じの方も多いかと思います。私は、当日、都合が悪く出席できませんでしたが、氏が、本年4月から6月にかけて、月刊「公営企業」に「病院建設コストと公立病院経営 町立三春病院の経験から」と題して3度にわたり寄稿された報告を読ませていただきました。要約しますと、新築時に、医業収益を超える過大な設備投資や建設費をかけると、医業収益から病院建設のための企業債を償還することが困難となり、その結果、病院の運営資金がショートして経営危機を引き起こす、そして、過剰な投資をして病院財政を硬直化させると、コスト削減の締めつけが必要以上に厳しくなり、医師やスタッフの処遇改善ができず、多くの退職を招き、経営のますますの悪化を引き起こすという悪循環になりかねない、このことから、医業収益に見合った投資と民間病院並みの建設費の圧縮に大きな御苦労をされ、実現された事例が紹介されておりました。

この町立三春病院は、規模が小さく、86床、地上3階建て、延べ床面積6,060平方メートルで、建設費10億3,000万円、1平方メートル当たり17万円、発注方法は設計・施工一括発注方式を採用されています。

また、先月、11月16日、私ども民主党・市民連合で調査をしてまいりました岐阜県下呂市立金山病院も、直接担当された病院の前事務局長と現事務局長からお話を伺うことができました。当初計画では100床で30億円との試算が提示されていたそうですが、平成19年、公立病院改革ガイドラインに示された1平方メートル当たり30万円の上限枠の設定を機に、議会の議論や市の厳しい財政状況もあり、事業費圧縮のため見直しが求められ、人口3万7,000人と小規模な都市のため病院建設にかかわる専門家も外部に求めることとなり、自治体病院建設で、近年、その事業見直しで大変実績のあるNPO法人医療施設近代化センターと病院建設にかかわるアドバイザー委託契約を交わされたそうであります。

このNPO法人が、市立病院の決算書を精査された結果、基本計画で100床、30億円とされていたものが、現状の年間収益、経営状況から新病院の建設費の上限は20億円と指摘され、この20億円以内でいかに機能的で質の高い病院を建てるかが課題となり、最終的には、4階建て、一部5階、免震構造で、延べ床面積7,000平方メートルで、病床数99床、本体工事費20億円以内という条件でプロポーザル型の入札方式を行い、単なる価格重視ではなく、地元事業者の工事参入や資材納入を配慮することを条件に落札業者を決定したそうであります。結果、地元参入割合を35パーセントとした準大手ゼネコンが落札をし、落札額は17億円、1平方メートル当たり約24万円だったと聞きました。

私は、新市立病院の規模や内容について、この間、相当の議論がなされ、並木局長を迎えられて以降、院内で十分練られた成果が計画としてまとめられたものと感謝をし、評価するものであります。私は、現場の医師やスタッフに過大な負担を強いる結果を回避するためにも、建設費の当初負担をいかに圧縮するにかかっていると申し上げたいわけであります。

今議会には、地元建設業団体などから工事参入を求める陳情が出されております。地元配慮と工事費の圧縮を両立させることは容易ではないでしょう。しかし、岐阜県の小さなまちの試みは、本市にとって大変参考になる事例ではないでしょうか。近年、独立行政法人となった国立病院機構の病院も民間病院並みの建設単価となってきております。先日、市病院局により示された資料の中の国立病院機構北海道医療センターの事例では、1平方メートル当たり21万8,000円となっております。地域医療の現実、また、自治体病院の置かれている厳しい経営環境を考えると、起債償還の負担をでき得る限り小さくすることは、私たちに今課せられている課題だと考えます。

福島県三春町の病院建設では、大手に一括発注して建設単価を下げ、下がった分で別に老人保健施設を計画して、それを地元の業者に発注するという事で地元に対する配慮も実現したそうですし、一方、岐

阜県下呂市では、単なる価格重視ではなく、下請としての地元の参入を重要なプロポーザルの条件として業者選定をして一定の地元配慮を実現し、かつ、建設費の圧縮にも成功しております。さまざまな知恵や工夫が私たちにも求められているのは自明であります。御所見をお伺いいたし、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 山口議員の御質問にお答えいたします。

本市の観光の中・長期展望について何点か御質問がございましたけれども、初めに、国道393号の小樽―赤井川間の改良整備についてでありますけれども、国道393号の全線開通の効果を最大限に発揮し、地域の発展、広域観光の振興に寄与するためには、この区間の早期整備は必要であると考えております。特に、市内天神町と毛無山の区間につきましては、急カーブ、急勾配が連続していることから、線形改良などの早期整備について国に対して要望しているところであります。

次に、港湾計画の見直しと第3号埠頭整備でありますけれども、現行の港湾計画は、平成9年に改訂したものでありますが、既に10年以上が経過し、港の利用状況や経済社会情勢も大きく変化してきておりますので、港湾計画の改訂作業に着手したいと考えております。見直しの具体的なスケジュールや内容につきましては、まだ提示できる状況にはありませんが、今後の物流動向やまちづくりの視点からのニーズを的確にとらえつつ、目標貨物量や施設計画、さらには土地利用計画などの見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、第3号埠頭の整備についてでありますけれども、既存の物流機能との調整を図る必要がありますが、この埠頭周辺には多くの観光施設があり、また、近年はクルーズ需要も高まっておりますことから、客船埠頭としての機能を核とした小樽港ならではの魅力ある交流空間としての活用を目指していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 山口議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

新市立病院の医業収益に見合った建設費はどのぐらいと考えているのかというお尋ねがありました。

公立病院は、その地域で担うべき医療を行うために必要な機能を持った施設であることが基本であります。また、不採算部門や災害拠点病院としての役割も担う必要があるなど、医業収益と建設費については一概には論じられるものではないと考えております。新市立病院につきましても、必要な機能を持った施設づくりをするとの考えで計画概要をまとめ、基本設計を行っているところであります。一方、将来の財政的な負担の軽減ということも重要な要素であると認識しております。これまでも、コンパクトで機能的な病院建設を心がけてきておりますし、今後も、積算方法などを含め、十分検討することにより、事業費のさらなる圧縮に努めてまいりたいと考えております。

なお、病院の規模や機能が異なっているため、単純に比較はできませんが、議員が事例としてお話のありました二つの病院におきましては、医業収益に対する建設工事費の割合は、86床の三春病院におきましては1.53倍、それから99床の下呂市立金山病院におきましては1.58倍となっております。一方、388床の新市立病院におきましては、あくまでも仮定による試算しかできませんが、前回示しました新市立病院の収支試算における医業収益に対しまして、これも前回示した基本設計料を算定するために試算した建設工

事費で比較しますと1.33倍と低くなっております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） 細々とした再質問をするつもりはありませんが、この間、市長も出席をしているところで、小樽市の将来展望についてずっと議論をさせていただきました。前回の代表質問のときにも申し上げましたけれども、市長は、任期中、ほとんど財政再建ということに終始をされて、政策的な大きな仕事は、病院建設以外のところではなかなかできてこなかったのではないかと。その中でも旧国鉄手宮線を買っていただいたりしましたけれども、そうした中で、本市の将来に向けての政策的な課題は何かという議論を今一部させていただいたのですけれども、一般的には新幹線建設と高規格道路というふうに、どうもそういう議論になっている嫌いがある。私は、本当に小樽のまちの将来を考えたときに、観光が数字の上でも3割5分から4割の主要産業になっているこのまちで、都市の魅力度をいかに維持してさらに底上げを図っていくのかということが重要だと思っているのですが、そういう意味で、私は、港の話もさせていただいたし、当然、天狗山の話もこの間ずっとしておりますけれども、特に、国道393号の話は、私は、小樽にとって余市までの高規格道路よりもはるかに重要であるという認識を持っているわけです。

そういう認識について、市長がどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたことはあまりないので、優先順位でどちらかということではありませんが、市長も今期で勇退されるということで、私も次の選挙で通るかわかりませんが、今私がお伺いしたことが次の市長に、行政の継続性からいって、これが重要課題だということでお伝えを願えるようなことなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝磨） 今、まちづくりについて、新たな展開がなかったというような話もございましたけれども、振り返りますと、何と申しても、今ある危機に対してどう対応するか。特に、先ほど井川議員から御質問がありましたように、旧丸井今井小樽店の後をどうするのかと。そういう緊急の危機対策をどうするかということに奔走したといった状況もありましたのでなかなか進まなかったのですけれども、一つは、やはり、小樽のまち特有の、古いものに磨きをかけて、それをまた魅力づくりに変えていくという視点でやってきましたので、その点は、何点か事例を挙げればたくさんあります。ただ、今の国道393号については、重要性を十分認識していますけれども、今の民主党政権は、コンクリートから人へということでどんどん公共事業を削減していますので、そういう中でこれを優先的にやれというのはなかなか難しいのではないかと思います。

そういうことですから、山口議員にもぜひ後押ししてもらってよろしくお願ひしたいと思います。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

○18番（山口 保議員） 今、市長の御答弁を聞いて、やめようと思ったのですけれども、一言、私の方からも申し上げなければと思って立ちました。

民主党政権は、確かに、コンクリートから人へということで、予算の配分も、従来型ではだめですと、社会保障分野のニーズが多いから、そちらの方に何とか予算を回すように歳出の構造を変えていこうということです。しかし、地域にとって非常に重要な事業は、必要なわけです。ただ漫然と、これまでの前政権のように、私は、北海道の高規格幹線道路全線開通、それから新幹線を――

（「393」と呼ぶ者あり）

だから、私は国道393号は別ですということを言いたいわけ。わかりますか。だから、そういう必要な事業についてはやればいいのです。

（発言する者あり）

わかりますよ。だから、そういう認識を市長もぜひ共有していただきたいと思うわけです。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 道路は必要でないとは言っていないので、重要な道路だと思っていますけれども、今の現実を見ますと、今日の新聞に出ていましたけれども、道路維持費が22パーセント削られているのです。ですから、国道の除雪基準も下げますと言っているのです。私も、北海道開発局、それから国土交通省北海道局に行って、それぞれの局長に、今年の冬は大変なことになりますよと言ってきているのです。やはり、冬の除雪は大変な問題ですから、今までは国道を基準にして市道もよくしましよとやってきましたけれども、今度は逆になるのではないかと、市道を基準にして国道をやる、そういうふうになってしまう可能性があるので、道路の問題ばかりではなくて、トータルで公共事業費をきちんと維持してもらわなければ困るという話をしているのです。

○議長（見楚谷登志） 山口議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時20分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 一般質問をさせていただきます。

我が国の少子化の流れは、国のさまざまな政策にもかかわらず、改善の兆しを感じられません。これからの近未来に向かっては、少子社会の子供たちをどのように大切に育てることができるかが当面の課題であります。

まず、教育委員会にお尋ねいたします。

このような中で、気になる子、障害のある子への対応も重要なことであります。初めに、発達障害に関しては、知的障害、ダウン症候群、自閉症スペクトラム、身体障害、てんかん発作などがあります。現在、教育委員会では、発達障害児の取組はどのような基本姿勢、方針で臨まれておりますか。ソフト面、ハード面についてお尋ねします。

このような対象児の中には、障害認定に至らない者も多数いるものと考えており、学校教育の上では大変重要な位置づけと考えております。このような事案について、学校現場ではどのようなかわりを持っておられますか、お伺いします。

これらの気になる子、障害のある子は、就学前には幼稚園、保育所などさまざまなところで関係機関と連携をしながらかわりを持っているものと考えております。教育委員会は、就学前の対象児童をどのように把握、認識し、就学後の対応の連携をとっておられますか、お伺いいたします。

就学前にかかわった関係者からは、就学後の対応に不十分な面が見られるとの意見がありますが、教育

委員会ではこのような指摘を受けたことはありませんか、また、受入れにかかわって常に見直し等を行っておりますか、お伺いいたします。

次に、民主党は、幼保一体のこども園の導入を公約に掲げ、内閣府は、子ども・子育て新システム検討会議等で経過期間後に幼稚園と保育所をこども園に統合することを表明、通常国会で法制化の準備を進めております。幼稚園の私学の独自性、建学の精神と、保育所の児童福祉施設としての公共性と、その性質、内容に大きな違いがある中での統合であります。しかし、新システムにかかわっては、幼保関係者からの反発が強まっております。

そこで、教育委員会は、就学前教育施設としての幼稚園を所管しており、幼稚園をどのような位置づけを持ってその機能を活用されてきましたか。そして、今後、就学前教育での幼稚園という機能をどのように活用していくのか、こども園など他の機能の活用を考えているのか、お伺いします。

次に、十数年来の待機児童問題、これは、特定の地域、年代に集中している中で、このこども園は児童福祉施設としての保育所にもかかわる問題となっております。本市の子育て支援の中心となっている保育所機能を今後どのように活用されるのか、又は、新たな施設機能を考えておられるのか、お伺いします。

幼保一体化の実施となる場合は、国は、財源確保の状況を勘案してなどとの言い回しの中、本市はどのような財源と担当部署の位置づけで家庭の子育て支援をされますか。これらの点につきまして、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 吹田議員の御質問にお答えします。

保育所とこども園についての御質問でありますけれども、まず、国が検討を進めています子ども・子育て新システムにかかわっての今後の本市の保育所機能をどのように考えるかという御質問でございますが、国が平成25年度に施行を目指す新システムの基本制度については、保育所や幼稚園など関係団体の意見が一致しておりませんし、何よりも、今後、幼保一体化を進めていくために不可欠な政府の推進体制の一体化、すなわち、子ども家庭省の創設について見通しが立っていない状況のようでありますので、今後の議論経過を見ていかなければならないものと考えております。

次に、幼保一体化が実施される場合の財源でありますけれども、新しい仕組みの中で子供や保護者が安心して必要なサービスを利用でき、安定した事業運営ができるよう、国において十分な財源を確保していただきたいと考えております。

また、担当部署の位置づけにつきましては、今後の制度改正の中で検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、障害のある児童・生徒の取組に対する基本姿勢や方針についてであります。本市においては、小樽市学校教育推進計画を作成し、観点の一つに特別支援教育の充実を掲げ、その基本方向として、障害のある子供一人一人の教育ニーズに応じた適切な支援の充実に努めることとしております。こうしたことから、各学校では、主な実践項目として、一つ目は、障がいの理解に基づく指導力を高める研修の推進、二つ目には、校内支援体制の充実及び個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成、そして、三つ目に、

特別支援学校や幼・保・小・中・高との連携を柱に教育活動を進めております。

教育委員会としまして、ソフト面においては、個別の教育支援計画例や自立活動における個別の指導例も載せた特別支援教育課程編成の手引づくりはもとより、市内全体の交流教育として体育大会や宿泊学習を行うほか、学校における日常生活の介助のための介護員の配置や、発達障害の児童・生徒に対する学習支援などを行う特別支援教育支援員の配置をしております。また、ハード面では、特別支援学級の運営が支障なく行われるよう、その障害の状況に応じて施設・設備の改修なども行ってまいりました。

次に、日常の学校生活における配慮の必要な児童・生徒への対応についてであります。各学校では、学習面や生活面において、つまずきや困難を抱えている児童・生徒について、その状況を的確に把握し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を開催するなどしながら、児童・生徒一人一人に応じた指導や支援のあり方等について協議し、これらを踏まえ、学級担任が適切に対応しております。

なお、指導に当たっては、児童・生徒のプライバシーに十分配慮しながら、学校全体で情報を共有し、保護者と連携を図りながら進めております。

次に、就学前の対象児童の実態の把握や就学後の対応、連携についてであります。教育委員会では、就学する前の年に幼児に対する就学相談を実施しております。ここでは、幼稚園、保育所や小樽市こども発達支援センターとの連携の下に、直接に保護者と相談することになります。また、各小学校においては、幼児の障害の有無にかかわらず、該当する幼稚園、保育所を訪問するなどしながら、日常生活の活動の様子を把握したり、配慮すべきことについて引継ぎを行っております。

次に、就学後における学校の対応についてであります。各小学校では、幼稚園や保育所等からの引継事項について全教職員が情報を共有し、指導に当たることとなります。特別支援教育を充実していくには、保護者の理解を得ながら指導に当たることが何よりも大切であることから、学校での対応について保護者からの要望や意見があった場合には、校長、教頭や学級担任が保護者と十分に話し合い、理解を得る努力をしながら指導に当たるようお願いしております。

次に、幼稚園の位置づけとその機能の活用についてであります。学校教育法では、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的として設置されております。本市には、15の私立幼稚園がありますが、こうした幼稚園においても、目的を踏まえ、それぞれの園の特色を生かしながら幼児教育を推進いただいているものと考えております。また、各小学校においては、子供の発達段階を踏まえ、教育活動の連続性を考慮しながら教育課程を編成し、一人一人の児童が健やかに育っていくよう指導に当たっております。

最後に、こども園についてであります。11月16日、幼保一体化ワーキングチームから「こども園（仮称）について考えられる複数案（案）」が示され、子ども・子育て新システム検討会議作業グループでそのための協議が進められていると聞いております。この制度については、幼稚園の幼児教育の機能と保育所の福祉的側面についてどのように議論されていくのか、今後の経緯を注意深く見ていかなければならないものと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） 御答弁ありがとうございました。

今の御答弁を踏まえまして、予算特別委員会等でまた展開したいと思います。

○議長（見楚谷登志） 吹田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 初めに、医療・福祉について伺います。

第1に、乳幼児医療費の助成拡大についてです。

子供の健やかな成長は、だれもが願うことです。小樽市は、小樽市次世代育成支援行動計画後期実施計画策定に当たり、市民の次世代育成支援に関するニーズ調査を行っています。設問の項の子育てをする上で特に不安に思っていることや感じていることでは、子育ての出費がかさむが23パーセントで、この項のトップになっています。子育てに関して日常悩んでいることや気になることでは、病気や発育・発達にすることがこの項の上から4番目、また、行政の子育て支援サービスに対する意見・要望では、乳幼児医療費等の医療助成費の拡大は上から2番目になっています。

子供が病気になったとき、お金の心配をしないで安心して病院にかかりたいという親の願いが広がり、平成16年10月1日から就学前まで拡大されました。しかし、自己負担が導入され、3歳未満の乳幼児は、医科580円、歯科510円の初診時一部負担金が、3歳以上の幼児は、市民税非課税世帯は同様に初診時一部負担金がかかり、市民税課税世帯では医療費の1割負担があります。平成22年4月1日現在の全道の類似都市の乳幼児医療費助成状況はどうなっているか、お知らせください。

乳幼児医療費は、まだ全面的に無料化になってはいないものの、近年、全道的にも医療費無料化を望む母親たちの運動が前進してきました。後志管内を見ると、黒松内町、神恵内村、古平町では中学校3年生まで、寿都町、真狩村、留寿都村では小学校6年生までの助成、蘭越町では高校生まで拡大されています。仁木町は、就学前までは所得制限なしで全額助成、小学生の入院も全額助成されています。後志管内の19自治体のうち、12自治体で所得制限を設けていません。乳幼児医療費助成は、小樽市の少子化対策としても重要な役割を果たす施策であると思いますが、市長は、今後の施策についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

本来、子供の医療費の無料化は国の政策として行われるべきだと思いますが、当面、小樽市において、課税世帯を含め、初診時一部負担金を市が負担して子育ての負担を軽減できないでしょうか。

次に、ひとり親医療費助成制度について伺います。

「収入が10万円を超えたことで市民税がかかり、しかも、児童扶養手当も減らされ、生活が苦しいです。自分の保険料も3割負担になり、母子家庭にはつらい世の中です。」「夫が亡くなり、小樽に4歳の子供と戻り、2人で生活しているが、現在は働き、収入が安定しているものの、体調を崩し、心療内科と脳外科にかかっており、月2万円の医療費が厳しいです。」などの訴えが、本年10月、花岡ユリ子道議会議員事務所で行った市民アンケートに寄せられました。母子家庭に係る医療費の切実さが胸を打ちます。

ひとり親家庭の医療費助成制度はありますが、市民税が均等割でもかかると課税世帯となり、親は3割負担ですから、病気をすると重い負担になります。一生懸命働きながら子育てに頑張っているひとり親の市民税均等割世帯の親の外来の医療費負担を非課税世帯と同じ1割負担にしたら大変助かりますが、いかがでしょうか。

次に、乳幼児医療費の現物給付についてお聞きします。

乳幼児が小樽市内と札幌市手稲区の北海道立子ども総合医療・療育センター以外の医療機関で受診した場合は、小樽市に償還払いの手続をしなければなりません。以前は小樽市役所まで来て手続をしなければならなかったのが大変で、何とか近くのサービスセンターで手続できないものかと市民から陳情も上がり、平成15年から、市役所のほか、市内各サービスセンターで申請できるようになりました。このことは市民から大変喜ばれましたが、市外の医療機関にかかるときは、いったんお金も必要ですし、手続にも日

数を要します。

現在、各サービスセンターで申請を受け付けしている95パーセントが銭函地区と伺っていますが、この地区は、札幌市手稲区にも近いことから、この地域の医療機関にかかることが多いということです。手稲区の小児科は夜7時まで営業していることや、手稲溪仁会病院の小児科も夜間の診療を受け入れていることなど、共働き家庭には大変助かると聞いています。

現在、支払基金に委託して現物給付を行っている全道の市町村は、平成22年7月1日現在39で、このほか、江別市では北海道大学病院、天使病院のほか、札幌市豊平区、清田区で各1病院、厚別区では8医療機関で現物給付を行っています。石狩市では、札幌市の医師会などと協定を結び、現物給付を行っています。どちらの市も、札幌の医療機関にかかる乳幼児が多いからとの説明でした。

現物給付にしてほしいという市民の願いが出てから時間がたっています。我が党の議会質問の後、どのような努力をされたのか、伺います。そして、ぜひ現物給付にしていきたいと思いますが、いかがですか。

次に、障害者タクシー券の助成拡大について伺います。

「足が不自由なので、高齢者が車を利用するとき、少しでも安く乗車できるようにお願いします」花岡事務所に届いたアンケートに寄せられた声です。ほかにも、「足が悪くてタクシーを利用するが、タクシー代がかかって困る、タクシー代の助成をしてもらいたい」「札幌市は障害者に対する助成がいいから札幌市に移りたい」という声も聞きます。

札幌市の知人が障害3級でタクシー券の助成を受けていると聞き、札幌市に聞き取りをしたら、札幌市は、病名に関係なく1級から4級まで助成があり、1級及び2級は重度障害とし、年間500円券が30冊、3級及び4級は中度障害として500円券が10冊、療育手帳Aと精神障害1級及び2級は重度、療育手帳Bと精神障害3級及び4級は中度と同じ扱いになっています。ただし、申請月によって助成枚数は違います。また、タクシー券か、ガソリン券年間3万円か、ウィズユーカードのいずれかを選択できるということです。その他の全道類似都市のタクシー券の助成状況はどうなっているか、お知らせください。

小樽市の障害者タクシー券利用助成制度は、市内に住所を有し、両下肢、体幹、移動機能の1級・2級、視覚1級、腎臓機能障害1級の場合にタクシー券を年間1冊助成となっていますが、それぞれの交付人数と助成金額の合計を平成19年度から21年度でお知らせください。また、小樽市の身体障害と精神障害手帳交付の1級から3級の各人数、療育手帳交付の人数を19年度から21年度でお知らせください。

平成19年3月に策定された小樽市障害者計画・障害福祉計画の生活環境の整備では、まず、福祉のまちづくりの推進をうたっています。その中の交通環境、移動手段の充実の現状と課題として、移動支援事業や障害者タクシー利用助成制度などの施策により、障害者の外出の機会を増やし、行動範囲が拡大できるよう支援を行っていること、障害のある人が今後さらに積極的に社会参加していくために、障害の特性に応じた移動手段の確保や交通環境の整備を一層推進する必要があると述べています。この趣旨に沿うと、小樽市の助成は、知的や精神障害に助成がない上、障害の対象範囲が狭いと思いますが、いかがですか。

他市の実施状況や市民の声からも、障害者タクシー利用助成の対象範囲をもっと拡大すべきです。お答えください。

次に、経済問題について伺います。

一つ目は、忍路漁港整備にかかわってお聞きます。

忍路漁港は、平成23年度から5か年計画で整備する計画で、来年度は測量調査等に着手する予定でした。しかし、平成23年度、農林水産概算要求において水産基盤整備事業が対前年比88パーセントと大幅に縮減され、北海道関係の水産基盤整備事業も対前年比88.1パーセントで、補助事業の漁港整備事業は対前年比

79.4パーセントと特に大きく縮減され、さらに、国は、漁港整備について、利用漁船100隻未満又は陸揚金額5億円未満の漁港整備を抑制する方針を打ち出しているということを産業港湾部から説明を受けました。この基準が採択されると忍路漁港整備は事業予算が不採択になる可能性が大ということで、忍路漁港関係者はもとより、小樽の漁業にとっても大きな打撃です。全国的には第1種漁港は2,200港あり、そのうち214港が北海道だと聞きますが、小規模漁港が地元の経済を支えているのに、漁港整備の基準を満たしていないからといって小規模漁港整備を抑制する政府の方針は認められません。特に、忍路では、漁業従事者のうち、20代、30代の若い世代が27.5パーセントを占め、後継者が育っているのは貴重です。

ついこの前、小樽港が重点港湾から外され、さらにこうした漁港でも選択と集中の国のやり方を市長はどうお考えですか。市長は、小樽市漁協と上京し、小樽市忍路漁港の整備事業に関する要望書を地元選出国會議員などに手渡すなど頑張ってきたんですが、その後の国の動きや見通しはいかがですか。また、この事業が採択されない場合、漁業者だけでなく、地元建設事業者への影響も大きいと思いますが、その場合、来年度の測量をはじめ漁港整備の計画はどうなりますか。

次は、冬の観光について伺います。

平成19年度から21年度の下期の観光入込客数は、19年度336万2,000人、20年度315万4,000人、21年度310万3,000人と下降しています。しかし、その中でも2月は他の月を大きく上回っているのは、市民や多くのボランティアの皆さんで盛り上げている雪あかりの路が全国的に広がったためと思います。冬場はどうしても観光入込客数が落ち込むところを、逆に寒い冬でも楽しめる雪を活用する小樽ならではの施策はほかにもあると思います。かつて、小樽はスキーマッカでした。今年からスキー修学旅行に対する助成制度が始まりますが、一般観光客に旧国鉄手宮線を活用した歩くスキーを楽しんでいただけたらよいのではないかとアイデアが市民から寄せられました。これを参考に、観光客の皆さんに歩くスキーを楽しんでいただくことはできないでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に、医療・福祉問題について何点か御質問がございました。

まず、平成22年4月1日現在の道内主要10市の乳幼児医療助成についての状況でありますけれども、北海道の基準と同一内容で助成している市は、本市のほか、室蘭市、釧路市、江別市の4市であり、このほか、給付対象年齢の拡大や自己負担額の軽減などを行っている市は、札幌市をはじめ、6市となっております。

次に、本市の少子化対策としての乳幼児医療助成の今後の施策でありますけれども、安心して子供を生まれ、健やかに育てることができる環境整備の一環として、医療費の一部助成による負担軽減策としての乳幼児等医療助成事業の果たす役割は重要なものと考えておりますので、一層の負担軽減が望ましいとは思いますが、財政的な面も考慮し、道の補助基準に沿って事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療等医療助成における対象者すべての方の初診時一部負担金を市に負担してほしいということでもありますけれども、小樽市においては、昭和48年の制度創設以来、初診時一部負担金の助成を実施してまいりましたが、平成16年10月の北海道の制度改正を機に廃止した経緯があります。この事業は、北海道から2分の1の補助を受けておりますが、平成21年度決算においては一般財源で約6,000万円の負

担となっており、助成の拡大には新たな財政負担が生じることから、現状の厳しい財政状況を考えますと実施は難しいものと考えております。

次に、ひとり親家庭の市民税均等割世帯の親に対する負担の軽減についてでありますけれども、本市では、これまでも、市民税非課税世帯の親に対する通院の助成を市単独事業として拡大実施してきております。現在、道内主要都市の中で親に対する助成の拡大を行っているところは、本市を含め、3市のみであります。これまでも、大変厳しい財政状況の中で制度の維持に努めてきたところであり、平成21年度では約2,200万円を負担しており、これ以上の新たな助成は難しいものと考えております。

次に、市外での受診に係る現物給付の実施についての御質問ですけれども、まず、平成18年第2回定例会で御指摘後の経過でありますけれども、平成18年度から診療報酬支払基金や国保連合会が、順次、安い手数料で道内どこでも現物給付が可能な事務代行の受託体制を整えたことから、道内全体の動向を注視しながら情報収集に努めてきたほか、北海道市長会の事務研修会において、既に実施している重度心身障害者やひとり親家庭に加えて、乳幼児分も全道一律で現物給付が可能となるように北海道が主体となって調整してほしい旨を要望してきたところであります。

次に、乳幼児等医療助成受給者が医療機関の窓口において助成分を除いた自己負担分のみを支払う、いわゆる現物給付化についてであります。道としては実施の意向がありませんので、既に実施している他都市の状況も参考にしながら、札幌市医師会などと協議し、実施に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、障害者タクシー券についての御質問ですけれども、まず、全道類似都市の助成状況であります。対象となる障害区分及び等級で申し上げますと、函館市は、「両下肢・体幹・移動機能」1級から3級、視覚1・2級、すべての内部障害1級、療育手帳A、旭川市は、「両下肢・体幹・移動機能・視覚」1・2級、すべての内部障害1級、療育手帳A、釧路市は、「両下肢・上肢・体幹・移動機能・視覚」1・2級、すべての内部障害1級、療育手帳A、帯広市は、「両下肢・体幹・移動機能」1・2級、視覚1級、すべての内部障害1級、療育手帳A、精神1級、北見市は、「両下肢・体幹・移動機能・視覚」1・2級、すべての内部障害1級、苫小牧市は、「両下肢・体幹・移動機能・視覚」1・2級、上肢1級、腎臓1級、療育手帳A、江別市は、「両下肢・上肢・体幹・移動機能・視覚」1・2級、聴覚2級、すべての内部障害1級、免疫機能2級、療育手帳A、精神1級という状況であります。

次に、障害者タクシー券の障害区分別の交付人数と助成金額でありますけれども、平成19年度は、両下肢・体幹・移動機能619人、視覚90人、腎臓312人の計1,021人、助成金額は996万3,295円、20年度は、両下肢・体幹・移動機能613人、視覚94人、腎臓317人の計1,024人、助成金額986万6,457円、21年度は、両下肢・体幹・移動機能583人、視覚97人、腎臓335人の1,015人、助成金額950万1,385円となっております。

次に、本市の身体障害、精神障害の1級から3級の手帳交付者数及び療育手帳の交付者数であります。平成19年度は、身体障害1級2,365人、2級1,471人、3級1,317人、精神障害1級47人、2級235人、3級65人、療育手帳A441人、B524人、20年度は、身体障害1級2,389人、2級1,451人、3級1,328人、精神障害1級49人、2級258人、3級81人、療育手帳A451人、B551人、21年度は、身体障害1級2,374人、2級1,398人、3級1,323人、精神障害1級55人、2級284人、3級83人、療育手帳A457人、B584人となっております。

次に、小樽市障害者計画の趣旨からすると対象となる障害者の範囲が狭いという御指摘でありますけれども、知的障害者、精神障害者については、身体的能力の面ではタクシー以外の公共交通機関を利用しての移動が可能であるとの判断により、現在のところ、助成対象としてはおりません。また、このような給付事業は、一度、対象範囲を拡大するとその後の縮小は極めて難しいため、財政状況を踏まえて、安定的な継続性を考慮しつつ、昭和55年度事業開始以来、数回の改正を経て、平成16年度から現在の助成対象に

至っているものであります。

最後に、他都市の状況などから、助成対象範囲をもっと広げるべきとの御提言でありますけれども、本事業は、本市の単独事業として実施しており、助成対象の拡大につきましては、他の障害福祉サービスとのバランスにも配慮して慎重に検討を重ねなければならないものと考えております。

次に、経済問題について、忍路漁港の整備に関連しての御質問ですけれども、まず、漁港整備予算の縮減など国の公共投資に対する選択と集中の考え方がありますが、人口減少、少子高齢化の進展、財政状況の逼迫により、社会資本整備が抑制的にならざるを得ない中で、選択と集中という視点に関しては基本的には理解しております。しかし、その判断をするに当たっては、投資効果を求める余り画一的に基準を当てはめるのではなく、地域の実情や振興に十分配慮されなければならないものと考えております。忍路漁港地区は、規模としては小さいものの、漁業後継者の育成が進んでいる地域であり、漁港整備は、水産業の発展はもとより、地域振興の上からも極めて重要でありますことから、決してむだな公共事業ではないと考えております。

次に、中央要請活動以降の国の動きや見通しでありますけれども、要請した道内選出国議員を通じ、国へ忍路漁港の整備や小規模漁港の整備抑制方針の撤廃について協議いただいておりますけれども、今のところ具体的な動きはございません。

また、見通しでありますけれども、平成23年度予算の全体の状況は、水産基盤整備事業費の大幅な削減が予想されるなど大変厳しいものとなっておりますが、いずれにいたしましても、最後まであきらめず予算確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、事業採択されない場合の来年度に予定されていた測量をはじめとする整備事業でありますけれども、国においては、このたびの小規模漁港の考え方について、平成23年度概算要求に当たったのものであり、今後の次期計画の考え方ではないという話を道を通じて聞いておりますので、引き続き、道及び国に対し、忍路漁港の整備の必要性及び重要性を強く訴えて整備の実現を求めてまいりたいと考えております。

最後に、冬の観光についてでございますが、小樽観光大学校の運営委員の方からも、雪を楽しみにして本市を訪れる中国人観光客を中心とした皆さんに歩くスキーを楽しんでいただく観光メニューについての提案がなされており、スキー関係者の方々もこれまでも実現の可能性について検討してきたところであります。

旧国鉄手宮線での実施につきましては、毎年2月に開催される小樽雪あかりの路のメイン会場となるため、1月下旬からの準備作業段階はもとより、イベント期間終了後においても実行委員会の予算の関係から除排雪が難しく、現状のままで雪解けを待つこととなり、歩くスキーのコースとしての活用は困難な状況であります。

一方、市内中心部では、例えば、総合博物館本館構内や色内埠頭公園などのように平たんで広い敷地の施設や場所がありますので、市としても、現在、観光客や市民の皆さんが歩くスキーを楽しむことができるコースとして実現に向けた検討を進めているところであります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再質問を行います。

乳幼児等医療費の助成拡大についてですけれども、全道の類似都市の状況をお答えいただきましたが、非常に簡単で詳しくなかったですけれども、例えば、札幌市では、就学前は初診時一部負担金で、1割負担はありませんし、旭川市では、初診時一部負担金相当分を助成して、さらに3歳未満は市民税非課税世

帯が全額助成で、帯広市は、就学前は全額助成、苫小牧市は、就学前は初診時一部負担金だけということですね。このほかにも北広島市では、市内の病院にかかる場合のみ全額助成しております。北斗市は、中学卒業まで医療費の助成を行ってきまされたけれども、本年10月から子ども医療費助成制度と名称を変えて、高校生まで対象を広げ、自己負担の全額を助成します。これは、北斗市の広報に載っていました。

今、全国的に見ても、勤労者世帯の収入が1997年を頂点に減り続けています。それが、市が次世代育成支援に対して行ったアンケートで、子育ての出費がかさむという回答に表れていると思います。先ほど一般財源6,000万円がかかっているという御答弁でしたけれども、平成21年度で見ますと、3歳未満の市民の一部負担金は913万3,000円ほど、就学前の課税非課税世帯の市民負担分は約2,756万円です。このうち、課税世帯の初診時一部負担金は幾らかわかりませんが、そう多くない予算でできると思います。仮に、3歳未満から小学生に係る一部負担金を小樽市が全部負担するとしたら4,000万円と伺っております。本当は全額を要望したいところですが、せめて初診時一部負担金を小樽市が負担するというささやかな要望でございます。これくらい、すぐできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、ひとり親家庭医療費助成について、日本における貧困化が大変問題になっております。2007年の母1人子1人の母子家庭の貧困ラインは手取りで195万円と言われております。このライン以下で暮らしている子供たちは約58パーセントで、諸外国、OECDの中でも突出している状況です。昼と夜とかけ持ちで必死に働いていても貧しいのは国の政策が問題だと思いますが、親が健康で働けばいいですが、病気になったときに困ります。給与収入が204万4,000円を超えると小樽市の市民税均等割がかかって、それで親の通院助成がなくなって3割負担になりますから、医療費の負担は重いです。先ほど小樽市も含めて独自施策として3市があるということでしたけれども、前はたしか無料だったと思いますけれども、少しでも均等割のみのひとり親への通院助成は考えられないでしょうか。

それから、乳幼児医療費の現物給付についてですけれども、これは、札幌市医師会と相談をして検討していきたいということでしたけれども、私は、平成11年6月、本会議での初質問だったのですけれども、手稲溪仁会病院で小樽からの乳幼児の救急受入れを質問して、それがすぐ実現しました。これは、協定書もないし、手数料もかかっていないということです。これができて現物給付ができないのはなぜかというふうに思っておりましたけれども、検討するということでしたので、早く実現するように、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、障害者タクシー券助成拡大ですけれども、先ほどお答えいただきましたけれども、類似都市でのタクシー券助成は小樽市より範囲が広いです。身体障害者手帳交付の数を聞きましたけれども、3年間で1級から3級は58人少なくなって、1・2級では64人少なくなっています。療育手帳は16人、精神障害1級は8人増えております。障害者手帳交付は、全体でそう多くは増えておりません。タクシー券利用助成枚数は3年間で若干増えておりますけれども、合計金額をお聞きしましたらだんだん少なくなっております。この分を勘案して、身体障害者の1・2級の少なくなった部分を3級まで拡大するか、療育手帳Aなどに拡大できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、忍路漁港整備については、本当にそのとおりだと思います。ぜひ、引き続き予算をつけてもらうように頑張ってくださいと思います。

以上について、再質問をいたします。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 医療助成の関係、乳幼児、それからひとり親それぞれございましたけれども、現状

としては、財政的に余裕のあるところが拡大して実施しているというような状況でありますけれども、いわゆる少子化対策として本当にやろうと思うのであれば、国としてこういったものをきちんと制度化するべきではないか、基本的にはそう思います。したがって、今いろいろお話がございましたけれども、なかなか厳しい財政状況の中では、現状ですぐに拡大というふうにはなかなかならないのではないかと、いうふうに思っています。

それから、乳幼児医療の現物給付の関係は、いろいろ議論がありましたけれども、ぜひ実施していきたいということで、これは、手続的に医師会との協議その他ありますので、なかなかすぐというふうにいきませんが、早速、協議を始めて、早い時期に実施していきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

また、タクシー券の助成につきましても、いろいろ各市の状況が違いますので、また、それぞれの市の考え方でやっておりますので、財政的に余裕があれば拡大も考えられますけれども、現状を御理解願いたいと思います。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再々質問を行います。

乳幼児医療費助成の拡大ですが、なかなか財政が厳しいということですが、合計特殊出生率は、平成21年度で見ますと小樽市は1.08です。北海道は1.19、それから全国は1.37ですから、小樽市は大変低い状況です。先ほど高校生まで対象を広げたという北斗市は1.40、1.50とちょっと高い水準です。小樽市のこの状況を見ますと、それだけ子育てをしにくいということが表れていると思います。先ほども言いましたけれども、小樽市が全額助成するとしたら約4,000万円、そのうちの初診時一部負担金を市が持つのは最低の支援ではないかというふうに思いますが、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それから、今日、いいニュースが来ました。北海道が、市町村ごとの地域活性化交付金・きめ細かな臨時交付金、それから、住民生活に光をそそぐ交付金、この配分が小樽市に1億3,300万円措置されるということが飛び込んでまいりました。これは、住民生活に光をそそぐ交付金の概要ということで、国のほうの考え方としては、幾つか挙げておりますけれども、その中の一つに弱者対策自立支援というものがあります。こういうお金が来るということですので、これも活用しながら、乳幼児医療費の助成とか障害者タクシー券の助成拡大などに充てていけないのか、ぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 地域活性化交付金の話は、額的には内々の通知をもらっていますけれども、詳細はまだ来ておりません。したがって、これからどういう中身になるのか、詳細をよく検討した上で、どういった事業に充てていくのか、これから検討になりますので、それを待っていただきたいと思いますが、聞くところによりますと、今年度、配分されて、来年度の事業計画を今年中に出せという話ですから、来年度の事業になるかと思いますが、よく内容を検討した上で、どういった事業に充てていくのか考えたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇)

○6番(成田祐樹議員) 市立病院について伺います。

今定例会前に、新市立病院建設における発注形態の検討資料が配付されました。また、それにあわせて、北海道新聞の取材の中で、発注方法を議会に問うとの報道もありましたが、この発注方法を議会に問うに当たり、今回こういうふうに提示されたどの発注方法を選択した場合でも起債することが可能なのか、お答えください。

当然ながら、議会に問うのであれば、どの発注方法でも可能であるという前提条件がなければ、これは議会に対しても重大な責任問題になると考えるからです。

また、検討資料の中においても費用面で差が生じるということを記述してありますが、一番高く費用がかかると思われる発注方法であっても、起債は可能であると市が判断しているのか、御見解をお聞かせください。

また、昨日の御答弁にもありましたが、費用を見積もった上で起債の協議にかけるということです。これがどんな価格でも、高くても協議がうまくいくということにはならないはずです。当然、発注形態や発注方法によって費用の差が出てしまうのですから。そこで、今回出された検討資料の二つの発注形態の中ではどちらが、また、全部で五つにわたる発注方法の中では最も確実に起債できるのはどの手法だと本市は考えているのか、御見解をお聞かせください。

また、それにあわせて、費用総額が一番安くなると思われる発注方法はどの手法だと考えられていますか、お聞かせください。

総務省の病院改革ガイドラインの規定に従った形で小樽市立病院経営改革評価委員会が設けられますが、この委員会が今後どのようなスケジュールによって開催されるのか、また、その改革委員会は病院開業まで継続的に開催されるのか、御見解をお聞かせください。

最後の1点になりますが、市立病院経営改革評価委員会の設置要綱の第7条において、病院局は、病院事業の経営改善を推進するに当たっては委員会の提言を尊重しなければならないという記述があります。もう一度繰り返しますが、委員会の提言を尊重しなければならないとありますが、ここで、経営改革評価委員会から病床数の変更など病院建設計画の変更が示唆された場合には、提言を尊重し、計画変更を受け入れるのか、御見解をお聞かせください。

また、病院建設とは別な話ですが、経営形態の変更として、例えば、地方公営企業法の全部適用から独立行政法人化が示唆された場合にはその提言をどう受け入れるのか、御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 成田祐樹議員の市立病院についての御質問にお答えいたします。

最初に、新市立病院建設の発注方法による起債の可能性についてであります。

新市立病院建設にかかわる起債に関しましては、発注方法について特段の定めはございませんので、いずれの方法を採用するかによる起債許可への影響はないものと考えております。

次に、発注方法の中で、最も確実に起債できる方法についてということであります。ただいま答弁いたしましたとおり、発注方法による起債許可への影響はないものと考えております。

また、一番安価な発注方法ということですが、それぞれの事例により条件が異なりますので、一概に比較ができません。ただし、設計・施工一体発注の場合は、設計の段階で施工者の意向を取り入れ、

経済的な設計を行うことも可能であることから、設計・施工分離発注の場合に比べて建設工事費が低額になる傾向はあるものと考えております。

次に、市立病院経営改革評価委員会の開催スケジュールについてであります。

この評価委員会は、7名の外部委員から構成されており、平成21年1月に策定した市立病院改革プランについて年度ごとの進捗状況の評価をいただくことにより、病院事業の経営改善に資することを目的として設置した諮問機関であります。今回は、平成21年度の進捗状況に関する評価をしていただくこととなります。12月中に第1回目の会議を開催し、数回の協議を経て、遅くとも2月までには報告をいただきたいと考えております。また、改革プランの計画期間の最終年度が平成25年度ですので、この評価委員会は平成26年度にその評価をいただいて解散する予定となっております。

次に、評価委員会から新市立病院の計画変更についての提言があった場合に受け入れられるかという御質問についてであります。

この評価委員会は、改革プランの進捗状況を客観的に評価していただくものであり、あくまでも現病院の経営改善に関する内容を協議していただくことを目的として設置したものであります。したがって、新市立病院の計画に関して協議をいただく場と考えておりません。

次に、この評価委員会から独立行政法人化など経営形態の見直しが示唆される場合の取扱いについてということであります。

経営形態に限らず、評価委員会から提言があった場合には、検討できるものは検討し、取り入れられるものは取り入れていくということになります。経営形態の見直しについても同様と考えております。本市では、昨年度に地方公営企業法の全部適用を行ったばかりでありますので、私といたしましては、病院事業管理者として、与えられた4年間の任期の中で病院事業の経営改善に全力を挙げることが重要だと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

○6番（成田祐樹議員） 何点か再質問したいと思います。

経営改革評価委員会から、内部的な建設計画の新しい箱をつくるものでないことに関してはそのまま受け入れたりするという話だったのですが、現実問題、医師の数が減っているわけです。2名減っても、今後は388床で回していくということですが、これでは非常に医師の負担が重くなります。先ほど山口議員もおっしゃいましたが、やはり医師に負担をかけるような体制をこのまま続けていくことが果たしていいのかと。医師2名がもう減ったわけで、それを388床で、さらに90パーセントの病床利用率でやっていくとなれば、相当な負担がかかると思うのです。全くそういったことが出ても変えないのか。もししたら5名、10名と減ったときに同じ388床でやるとなったら、これはもう医師は地獄ですよ。

（発言する者あり）

いや、だから、維持できるという話ですから、そういった医師減少という部分も考えて、当然ながら長く続く病院が欲しいわけです。そういう部分をどういうふうにお考えになられているのかということと、もう一点、医師数が減ったということで、やはり、局長は、一度、委員会で、基本設計が通れば医師数が増えるというふうにおっしゃいましたが、結果としてこれは逆になってしまったわけです。そういった部分に関してどのような要因があったのか。

やはり、私は、前から、建設とかそういった部分のコストだけに費用をかけるのではなくて、人材育成の部分に費用をかけて、医師に残っていただくということも提言してまいりましたが、やはり、医師がいなくなってしまうえば、そもそも病院を建てられなくなってしまうわけですから、ぜひ、その部分の御見解

をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 今、小樽病院は223床で、医師が1名減っています。それから、医療センターが222床で医師が1名減ったということで、445床の中でそういう状況です。そういうこともあって、今、445床から388床に減少させているということの一つ理解していただきたいのと同時に、医師がなぜ減っていくかということなのです。これは、北海道全体の問題で、だからこそ、早く統合新築してくれないと進まないのです。昨日も、私は札幌医大の教授に会ってきたのですけれども、行ったら、まず、本当ですかから始まるのです、私の顔を見てね。そこで、これからちゃんと基本設計や実施設計を見せる、進捗状況を見せていくからと強調してきました。それと同時に、これからは大学も人が少なくなっていくと思いますから、とにかく自分たちの若い医師がそこへ行って勉強できるような、何か資格を取れるような、そういう病院にしてくれと。ですから、質の高い医療ができるような形にしてくれると、教授としても、若い人に小樽病院に行ってくれと言えるのですけれども、ただあそこに行きなさいというのは今は通用しなくなってきたのです。ですから、私としては、この後、4年間、新築がありますから、この間に何とか小樽病院、医療センター両病院の質を高めて、そして、あそこへ行って勉強したいという形にぜひしていきたいと思います。

そういう意味で、例えば、今、新研修医で、今年度卒業するような人が実際に小樽病院に研修に来て、来年度から来たいという人が4人いたのです。その人方の中で2人しか選びませんでしたけれども、もう1人来ると、来年3人の研修医が来てくれる。そういう人たちを何年かかけて教えていきますと、その人たちが大学とかそういうところに行って、あそこはこういうことをやれるという宣伝になるのです。私としては、小樽病院は質の高い医療ができるようにこれから努力していき、それによって医師を減らさないようにしていくということにしていきたいと思っています。

そういうことで、私は、これからは、道内だけではなくて、道外の方の各大学にも回って小樽を売っていきたいというふうに思いますし、これからは大学だけに頼るのでなくて、やはり我々も医師を集めて、教育していく、そして、小樽に行きたいという医師が増え、医師たちが小樽に住みたいと思うような雰囲気をつくり市民の皆さん方もつくっていただきたいとお願いする次第でございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

○6番（成田祐樹議員） もう一つだけお伺いしたかったところは、もちろん、医師招聘のために非常に御努力されているところはあると思うのですが、でも、医師が増えるという担保はやはりとれないわけです。ここでは明言できないですし、非常に難しいことだと思います。

やはり、医師が増えるだろうという予測の下に規模より大きい病院をつくってしまうことは非常にリスクが高いと思っているので、私としては、医師数が減っているのだったらそれに合わせた病院のサイズに変更するというのが現実的な路線ではないかと思っているのです。もちろん局長の希望もあるのですけれども、やはり、希望と現実というところはざまみtainな部分があると思うので、その部分を私としては非常に現実的なラインに持っていったほしいと。減ったなら減ったなりの、それなりの医師で回せるような病院をつくってほしいというのが願いなのですが、そこについてどのようにお考えですか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） やはり、地域医療をやっていくために重要なことは、地域に見合った医療というだけでは満たされないのです。それ以上の医療をしていかないと地域のいい医療はできていかない。これは、もうどこの地域の院長たちもそういう目標で、下に合わせるのではなくて上に持って行って、そして引っ張っていく、そういう方針でやっていくべきではないかと思っています。小樽病院も、医師がどんどん減ってきて、病床を減らしていつてますますだめになってきたと、その悪循環になっているのですが、私としては、とにかくそれを食いとめて、少しでも良い循環にしていくとこれから小樽の医療はよくなっていくのではないかと思います。

私としては、長年いろいろやってきましたけれども、やはり、小樽病院には、この地域の中核病院となって地域の住民の方々に信頼されるような病院をつくるべきだというふうに思いますし、もう一つは、昨日も札幌医大の教授たちと話をしてきたのですけれども、今、小樽以外のいろいろな地域は非常に医師が少ない。「だけど、そこが埋まったら、必ず、先生、小樽の方に行きます」と、慰めかもしれませんけれども、そういう話をさせていただきました。非常に、小樽というのは札幌圏に入った病院になりまして、今、そういう意味ではここで勤めたいという方は、恐らく、その教授も言っていました、結構いるのです。そういう人たちが来やすいような病院、そして、先ほど言いましたけれども、若い人が来やすい病院にしていく、そういうモチベーションがないと、どんどん病床を減らしていくということはかえって医師たちのモチベーションも下がってしまうのです。

それから、388床と言いますけれども、この前も私は言いましたけれども、こういう脳神経外科と心臓血管外科をやれて、精神科もあったり、ある程度の災害拠点病院になったということでは、小樽の388床が一番少ないのです。そういう意味では、決して、私としては現時点では大きい病院ではないと思います。これから、10年後、20年後になるとわかりませんが、そのころは医療もいろいろな意味で変わってきておりますので、そのときには考えるとしまして、とにかく、私としては今の下でとにかく頑張っていくと、そういうことを医師、職員たちにも言って、そうやって我々は現在頑張っているところでございます。

確かに、そういういろいろな心配をしてくれるということは非常にありがたいと思いますし、そういうふうに厳しく批判された方が、かえって我々は燃えますので、時々、厳しく言っていただければと、そういうふうに思っています。

○議長（見楚谷登志） 成田祐樹議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時45分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 一般質問いたします。

小樽市の経済対策について伺います。

アメリカのサブプライムローン問題から端を発し、平成20年のリーマンショック以降、日本をはじめ、世界経済は百年に一度の不況に陥り、明るい兆しが見えていない状況であります。11月に発表した内閣府の経済報告を見ますと、景気はこのところ足踏み状態となっている、また、失業率が高水準にあるなど、

厳しい状況にあるとなっており、先行きについては、当面、弱目の動きが見られるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気が持ち直していくことが期待され、株価の変動などにより景気がさらに下押しされるリスクが存在する、また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとされております。

小樽市の経済の状況は、商工会議所が行っている経済動向調査結果からは、前年同期に比べ、景気動向指数のマイナス幅が縮小した業種があるものの、依然として大変厳しい状況がうかがえます。市内の経済状況については、この商工会議所が行っている調査もごさいますが、市として、市内の経済状況はどのように把握されているのでしょうか、現状についてお聞かせ願います。

また、本年度に入り倒産に追い込まれた企業の件数や負債総額、その従業者数について把握されている範囲でお答え願います。

小樽市では、公共工事の早期発注などに積極的に取り組み、中小企業の支援、雇用の確保に努めておりますが、企業が抱える経営課題や問題は多種多様であります。経営者自身が知恵を絞り努力することはもちろんであります、行政の役割も大きく、市職員が、直接、企業に出向き、各業種の実態を聞くことは重要と考えます。小樽市では、どのように企業との情報交換を行い、企業ニーズを把握されているのか、お伺いいたします。

また、ものづくり企業が多く集積している小樽の地場産業を育成していくためにも、企業の経営課題への対応も重要と考えますが、市としての経営相談の対応状況についてお聞かせください。

次に、空き店舗対策について伺います。

事業主の高齢化、人口減少や長引く不景気で売り上げが伸び悩んでいる商店街は、空き店舗がますます増えたように感じております。空き店舗対策支援事業として、小樽市では、商業起業家支援と既存事業者支援の取組を行っておりますが、本年度、本事業を活用し、出店された事業者数と、現時点で、今後、申請が見込まれている事業者数をお示しください。

また、助成対象者は、小樽市内に住所を有していることを条件としておりますが、その理由もお答えください。

小樽市の中心商店街7地点の総通行量の推移は、平成21年度平均2万7,541人となっており、平成16年度の数値と比べ約1万2,500人減少しております。その原因の一つとして、必要なものを購入できる商店がないことなどが挙げられておりますが、商店街組合などが必要な業種の事業者を誘致したり、市外からの出店や起業家を積極的に受け入れるためにも、空き店舗対策支援事業の助成対象者の条件緩和をぜひ検討していただきたいと思います、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、国の中小企業融資制度についてであります、業況の悪化した中小・小規模企業の資金繰りを円滑にするため、平成20年10月に創設された緊急保証制度は、中小企業の方々が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が100パーセント債務を保証するというものであります。平成22年11月18日の速報値では、全国約129万件、総額23兆2,000億円を超え、北海道は4万3,625件、総額6,850億円を超えました。

平成22年2月より、景気対応緊急保証制度として生まれ変わった本制度は、来年3月末に終了する方針が打ち出されております。小樽市におきましては、本制度の利用状況はどのようになっておりますでしょうか。承諾件数と総額についてもお示しください。

また、景気回復の兆しが見えていない中での本保証制度の終了は、市内の中小企業への影響が懸念されております。従業員20人以下の零細企業に対しては、1,250万円を上限に制度は継続されるようですが、小樽市として、緊急保証制度終了の影響をどのように推測され、終了後の企業の支援に取り組まれる対策についてお示しください。

不況の中、雇用状況もまだまだ深刻であります。日本の雇用状況は、総務省が発表した労働力調査によりますと、9月の完全失業率は5.0パーセントで、前月に比べ0.1ポイント低下し、3か月連続改善し、厚生労働省が発表した9月の有効求人倍率は、前月に比べ0.01ポイント上昇し、5か月連続で改善したそうであります。しかし、道内の状況は同様に改善しているとは考えにくく、とりわけ小樽市の雇用状況はどのようなになっているのか、お聞かせ願います。

小樽市では、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、雇用の創出を図っております。この事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業等の機会を創出、提供するものであります。本年度の実施事業の雇用人数と年代別の内訳、また、求人に対する応募状況についてお答えください。

緊急雇用創出事業は、短期事業ではありますが、本事業の経験を生かすなど、次の就職につなげることも必要と考えます。雇用期間中に次の就職に向け、就職活動をしている方もいらっしゃると思いますが、昨年度からの本事業雇用者で、事業終了後に安定した雇用に結びついた方はいるのでしょうか、お聞かせ願います。

また、緊急雇用創出事業は、平成23年度までの期間限定であることから、小樽市では失業者の継続的な支援をどのように図っていくというお考えなのか、市長の御見解をお聞かせ願います。

次に、発達障害者の支援策について伺います。

発達障害者支援法は、平成17年度より施行され、目的の第1条は、「この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。現在、発達障害は、脳の機能障害などとも言われておりますが、不明な点が多く、原因がはっきりしていないことや、国民の理解も進んでいないことから、適切な支援を受けることができるよう支援体制を整備することが大切であります。

文部科学省が発表した特別支援教育の資料を見ますと、特別支援学級数や在籍児童・生徒数、通級による指導を受けている児童・生徒数は増加しており、障害のある子供たちへの支援は、自立や社会参加に向けた喫緊の課題になっております。

初めに、関連して、小樽市の小・中学校の特別支援学級の状況について伺います。

小・中学校別に過去3年間の学級数と児童・生徒数の推移について、障害の種別ごとにそれぞれお示し願います。

また、小樽市の特別支援学級の現状と認識について、見解もお聞かせ願います。

次に、平成19年第4回定例会の一般質問で、私は、5歳児健診について質問させていただきました。小樽市では、3歳児健診で精神発達や心理面で何らかの問題を指摘された幼児や、養育環境などに問題のある母子に対して、その後も、心理相談員や保健師により、個別相談も含め、さまざまな場において支援をしておりますので、改めて5歳児健診を行っておりませんと御答弁されております。

そこで、お伺いいたしますが、何らかの問題を指摘された幼児へのさまざまな場においての支援とは具体的にどのように行われているのか、お示しください。

学習障害や注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害は、集団生活を経験する幼児期以降になって初めてその臨床的特徴が顕在化してくると言われ、3歳児健診を最終とする乳幼児健診システムの中では十分に対

応できていない可能性も挙げられております。全国に先駆けて5歳児健診を行っている鳥取県では、軽度の発達障害が見つかった児童のうち、半数は3歳児健診で何も指摘を受けていなかったことも判明しており、早期の発達支援を行う重要性から、改めて5歳児健診の実施について市長の見解をお聞きいたします。

次に、小・中学校時における支援体制の整備について伺います。

小樽市学校教育推進計画の重点目標1、確かな学力の育成にある、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援充実の基本方向は、発達障害の児童・生徒を持つ保護者にとりまして要望の多いところです。個別的教育支援計画や指導計画の作成について、いつ、どのような機関で協議され、計画が進められていくのか、具体的にお示し願います。

保護者からは、担任がかわるたびに子供との接し方が変わり、支援の統一性がない、また、要望を言いづらいなどの声が聞かれ、定期的な相談や協議の場が必要ではないでしょうか。教育長のお考えをお聞かせ願います。

支援の統一性や継続性を考えた場合、幼児期から進級・進学時などに引継ぎを円滑に行うための方策として、子育てサポートファイルを作成し、支援を必要としている子供への配付や希望者へ配付している自治体もあるようです。発達障害のみならず、障害をお持ちの子供の保護者の悩みの一つに、ライフステージにおいて、関係する方や関連機関がかわるごとに、今まで受けてきた支援や子供の特徴を初めから説明しなくてはならず、成長すればするほどその過程の情報が正しく伝わらない場合もあるそうです。また、仮に説明できたとしても、内容が十分に伝わらず、支援に反映されないこともあると言います。乳幼児期から成人時期に至るまでの成長過程や支援内容などを共通の様式に記録し、整理することは、家庭や関係機関等の情報の共有化を図り、一貫した支援を行う上で大変重要と考えます。

小樽市の取組として、サポートファイル作成を進めるべきと思いますが、御見解をお聞かせ願います。

次に、発達障害者の進路について、とりわけ就労に向けた支援についてお伺いいたします。

近年、北海道内では、知的障害の児童・生徒の増加に伴い、高等養護学校進学者が増えており、体制整備に向けた検討もなされているようであります。発達障害者支援法では、教育的支援はもちろんのこと、就労に向けた支援を行っていくことも記されており、市町村のかかわりも重要であると思います。平成21年に開校した北海道小樽高等支援学校は、いよいよ23年度、小樽市銭函の旧道立小児総合保健センター跡地に建設中の校舎で学習が始まります。

職業学科を有した本校では就労に向けた訓練を行っているそうですが、本校に通う生徒の保護者の声を聞きました。小樽市内で職場実習を受け入れてくださる企業等が少ないのではないかと心配する声であります。職場実習を行う先の企業が少ないことは、発達障害者の特性に応じた職種を見いだすことや、就労意欲をそぐことにつながるのではないかと懸念しております。

小樽市では、市内で、発達障害者等の職業実習を受け入れている企業を把握されているのか、状況についてお答えください。

また、事業主の発達障害者に対する理解を促進する対策をどのように進めるのか、具体的にお聞かせ願います。

京都市では、市役所において、障害のある方の職場実習を実施し、就労体験を通じ、就職に向けた支援を行ったり、企業や市民への障害者雇用への啓発を図っております。このような取組に関しての認識と、小樽市においても、発達障害者等が地域で自立した生活ができるよう支援するために職場実習実施を検討したいと思いますが、市長の御見解をお聞きいたします。

この項の最後に、特別支援教育における課題及び特別支援教育の充実について、教育長のお考えをお聞かせ願います。

最後に、女性と子供の生命と健康を守る政策について伺いいたします。

我が党は、女性特有のがん検診の推進、子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成について、また妊婦健診の拡充など、女性と子供の命を守る政策について、国会議員、地方議員が協力し、強く推進してまいりました。

初めに、女性特有のがん検診無料クーポン券について質問いたします。

平成21年度に女性特有のがん検診推進事業は216億円の予算が計上され、対象年齢を定め、始めました。本年度予算は3分の1の76億円となり、自治体の財政負担が必要となりましたが、小樽市をはじめ、全国約96パーセントの自治体が継続して事業を行っております。本事業は、平成21年度経済危機対策の一環として措置され、22年度以降は、その効果を検証し、継続について検討していくとされております。対象者は、一定の年齢に達した方に限定されていることや、がん検診の受診率を向上させることから継続するべきと考えます。

小樽市における本事業の効果をどのように認識されているのか、伺います。

また、小樽市の23年度予算につきましても、本事業の継続を強く求めたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、3種のワクチンについて伺います。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、公明党が早期承認を国に対して強く求め、平成21年12月に承認、販売となりました。子宮頸がんはウイルス性のがんで、定期検診とワクチンの接種で子宮頸がんの予防と早期発見がほぼできるとされているがんであります。また、国内で毎年約1,000人が発症すると言われている細菌性髄膜炎は、その約5パーセントが死亡し、助かったとしても約25パーセントが脳に重い後遺症を残すと言われております。この感染症の原因菌は約6割がヒブ、インフルエンザ菌b型で、2割を肺炎球菌が占め、初期症状が風邪と酷似しているため、見分けるのが大変難しいそうであります。特に、病気の原因とされているヒブ菌は、せきやくしゃみで自然感染し、集団保育での感染も報告されております。このため、感染を防ぐために有効なワクチン、ヒブワクチンは2008年12月から、小児用肺炎球菌ワクチンは本年2月から販売され、任意接種が始まっております。

我が党は、国会や地方議会でこの3種類のワクチンにつきまして公費助成を強く主張してきましたが、政府は補正予算に関係経費を1,085億円計上し、定期接種に位置づける方向性で検討していることを明らかにしました。これを受け、開会中の今定例会で補正予算を計上し、3種類のワクチン無料接種を開始する自治体や、明年度から一部接種費用を助成する動きが出てきております。

小樽市におきましては、現在、任意接種であることから、国のほうへ定期接種に向け働きかけていることなどを理由に、それ以上の回答が得られておりません。そこで、現在、任意接種となっている3種のワクチンですが、それぞれ小樽市での接種費用についてお示しいただき、市内における接種状況について把握されている範囲でお示しください。

また、小樽市でもぜひ3種のワクチン接種費用について早急に公費助成に動いていただきたいと思います。市長の御見解を求めます。

この項の最後に、妊婦健診について伺います。

妊娠から出産まで母体と赤ちゃんを守るため、望ましい健診回数が14回とされ、小樽市でも拡大され、14回の健診が昨年度から始まっております。妊娠された母親からは、家計が助かる、母子の健康状態が確認できて安心できるなどの声が届いておりますが、この14回の健診費用は国と地方の負担で行っており、23年度以降の国の負担が約束されております。国の補助がなくなると、健診回数を減らさなければ事業が行えなくなる自治体も出てくると懸念されております。

小樽市では、今後も妊婦健診について、さらなる拡大はあるとしても、14回の健診回数を縮減することなく恒久的に行っていただきたいと思いますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、経済対策について何点か御質問がございました。

まず、市内の経済状況についての御質問ですが、小樽商工会議所のほか、日本銀行札幌支店の経済調査でも業況が好転したとする企業が増えるなど、一部に持ち直しの動きが見られますし、ハローワークにおける10月の小樽管内の有効求人倍率も0.48倍と前年同月より0.11ポイント上昇するなど、雇用情勢も厳しい状況にあるものの、回復傾向にあるとしております。

しかしながら、北海道信用保証協会による代位弁済金額が高い水準で推移しており、多くの企業が消費の低迷や受注の減少などによる業況の悪化に苦慮しており、先般、小樽のしにせ企業が民事再生法の適用を申請するなど、市内企業の経営環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。

また、市内企業の倒産状況であります、本年4月から11月末までの倒産件数は12件、負債総額は約192億円、従業者数は257名となっております。

次に、市として、どのように企業と情報交換しているか、企業ニーズを把握されているかという御質問でありますけれども、産業施策の推進に当たりまして、市内企業のニーズを把握することは大変重要なことと考えております。市といたしましては、日本銀行札幌支店や小樽商工会議所との定期的な会合のほか、ハローワークなどの関係団体や民間調査機関との情報交換会など、日常から情報収集を行うほか、市が事務局を担っている異業種交流会での定例会の開催や、鉄工組合、水産加工組合などの業界団体との意見交換会はもとより、職員が直接、企業に出向き、企業ニーズの把握に努めているところであります。

次に、市としての経営相談の対応状況でありますけれども、現在、産業振興課で融資などの経営相談について対応しております。今年度は、新規開業や設備投資などの相談があり、新規開業については、必要な資金計画や事業計画のアドバイスを行い、資金調達について金融機関の融資を紹介するなど、開業に成功した事例がございます。また、専門的な案件としては、中小企業総合支援センターや中小企業基盤整備機構などを活用するなど、相談者のニーズに合わせた対応を行っております。今後とも、企業からの経営相談には、関係機関と十分に連携しながら、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き店舗対策支援事業でありますけれども、本年度、本事業を活用し出店された事業者数は、商業起業家については昨年度からの継続者2名、既存事業者については新規が1名であります。また、現時点で今後申請が見込まれている事業者数につきましては、商業起業家が1名、既存事業者が1名であります。

次に、助成対象者について、小樽市内に住所を有していることを条件にしている理由でありますけれども、商店街等を活性化させるために、市民みずからが空き店舗を活用し、起業なり出店なりをして事業活動を行っていただきたいとの趣旨から住所要件を定めた経過があります。また、一定の予算の中で制度を運用しておりますことから、助成件数も限定されるため、対象を市民としたものであります。

次に、本事業の助成対象者の条件緩和についてでありますけれども、これまでも空き店舗対策を進めてきましたが、商店街や市場において空き店舗が拡大してきておりますことから、この対策として、対象業

種の拡大や住所要件も含め、助成対象者の条件緩和について既に検討を開始しているところであります。今後、商店街や市場の皆さんの御意見も十分にお聞きしながら、平成23年度に向けて制度内容の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急保証制度の状況であります。北海道信用保証協会によりますと、平成20年10月31日の制度開始から本年10月末までの保証承諾件数は1,219件、保証承諾の総額は約200億円となっております。また、制度終了後の影響であります。企業の資金調達が厳しくなることから、市内企業の業況悪化による倒産の発生などを懸念しております。終了後の対策につきましては、国が制度終了後も特に業況の厳しい中小企業や小規模企業向けの保証などは継続するとしていることから、その動向を注視するとともに、市内中小企業の資金調達の円滑化が図られるよう必要な対応を行うことが必要なものと考えております。

次に、小樽管内の雇用状況でありますけれども、ハローワーク小樽によりますと、直近10月の有効求人倍率は0.48倍で、前月よりも0.04ポイント上昇し、前年同月より0.11ポイント上昇しております。雇用環境は厳しい状況が続いているものの、改善の動きが見られると発表もされております。

次に、平成22年度の緊急雇用創出推進事業の雇用人数と年代別の内訳等でございますけれども、現在までに雇用した人数は129名であり、その年代別内訳は、10代1名、20代24名、30代33名、40代20名を、50代24名、60代以上は27名となっております。また、応募状況であります。例を挙げますと、小樽の物産と観光を支える人材育成事業では、求人数10名に対し41名、介護雇用プログラム推進事業では、求人数26名で、計4回の求人に対し、合わせて99名の応募がありましたことから、雇用状況の厳しさを反映しているものと考えております。

次に、平成21年度の事業終了後、安定した雇用に結びついた方がいるかとの御質問でありますけれども、雇用期間終了1か月後の調査によりますと、新規雇用者84名のうち、次の仕事が決まっている方が36名、引き続き求職活動の方が45名、職業訓練の方が1名、その他2名となっております。このうち、正社員として雇用された方は12名でありました。

次に、平成24年度以降の失業者に対する継続的な支援でありますけれども、雇用環境につきましては、現状、改善の動きが見られているとは言いながら、いましばらくは厳しい状況が続くものと思われまので、今後も雇用情勢や国の雇用対策事業の動向等を十分注視しながら対応していくことが必要であると考えております。

次に、発達障害者の支援策についての御質問でございますが、まず、3歳児健診後の支援であります。保健所では、経過観察が必要な母子に対し、心理相談員や保健師による発達相談、幼児教育の利用を勧め、支援を継続しております。その後、専門的な支援が必要と判断されたケースは、市の地域子育て支援センターの親子通園やこども発達支援センターへつなぎ、さらに、必要がある場合は道立子ども総合医療・療育センター等の医療機関を紹介しております。また、保育所や幼稚園等と連携し、発達が気がかりな児童が通所、通園している場合は、保育士や幼稚園教諭等から家族に対し、保健所の発達相談の利用等について情報提供していただいております。

次に、5歳児健診の実施についてでありますけれども、発達障害を早期に発見するための健診は、他の乳幼児健診と異なり、集団生活の場において子供の行動を観察、評価ができる健診が必要であります。また、軽度発達障害の見きわめが可能な専門職の確保をはじめとする人員体制や、発見後のフォロー体制などさまざまな課題があります。現在、5歳児健診の内容、手法については、国において研究、検討が進められていると聞いておりますので、市といたしましては、今後、国の動向等を見守りながら対応してまいりたいと思っております。

次に、子育てサポートファイルの作成でありますけれども、これは、子供の成長や教育、福祉、医療な

ど、さまざまな情報を成人期まで記録していくものであります。障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことは重要であり、その方策としては、議員から御提案がございました支援情報をファイルしたものを保護者が所有する方法、関係者による支援会議で情報を共有する方法などが考えられます。今後、関係機関と連携してその取組について検討してまいりたいと思います。

次に、発達障害者等の職場実習受入先でありますけれども、高等養護学校等の特別支援学校においては、進路指導対策の一環として、企業に対し、職場実習の受入れを要請しているものの、受入先の確保が難しい状況であり、現在受け入れている企業はないものと聞いております。

次に、発達障害者に対する事業主の理解を促進する対策でありますけれども、発達障害者の就労の支援は、発達障害者支援法第10条で規定され、主に、国や都道府県等の機関が担うものとされていることから、本市単独での支援策は実施していないところであります。本市には、ハローワークのほか、北海道が開設する小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばがありまして、障害者手帳の有無にかかわらず相談に応じるほか、企業側へのアドバイスも行っております。

なお、市といたしましては、障害者の雇用に積極的に取り組む企業で組織される小樽市知的障害者職親会による学習会や情報交換、さらには、障害者週間啓発事業である小樽ほほえみフェスタなどの機会を通じて、障害者問題全般の理解と認識を深めていただくための活動を継続していくことが重要であると認識しております。

次に、京都市の取組に関する認識などについての御質問であります。京都市では、昨年度、8名の障害のある方を迎え、職場実習を行うとともに、このうち2名をチャレンジ雇用という名称で臨時職員として採用したと聞いております。さらに、今年度も16名の障害のある方を九つの職場に迎え、実習を行う予定とのことで、地方自治体として先進的な取組を行っているものと考えております。

また、小樽市において検討できないかとのことでありますけれども、これまで高校や大学の職場実習は行っておりますが、障害のある方の職場実習受入れにつきましてはほとんど実績がありません。しかしながら、こういった就労体験を通じて将来の企業就職に向けた取組は大変重要であると思いますので、京都市のこうした取組について研究してみたいと思います。

次に、女性と子供の命と健康についての御質問でありますけれども、まず初めに、女性特有のがん検診推進事業の効果であります。平成21年度の受診率については、子宮頸がんが37パーセントになり、前年比7.1パーセント増、乳がんは32.6パーセントとなり、前年比10パーセント増となり、わずかながらも受診率は向上したところであります。また、本事業の継続でありますけれども、今後の国の補助制度等の動向を見定めながら実施の方向性について検討してまいりたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの現時点における市内の接種状況であります。これら3種のワクチンの1回分の接種費用は医療機関ごとに決められており、子宮頸がんワクチンが約1万5,000円、ヒブワクチンが6,000円から8,000円、小児用肺炎球菌ワクチンが9,000円から1万円となっております。

また、実施医療機関数と接種者実人数につきましては、平成22年1月以降11月末現在で、子宮頸がんワクチンが四つの医療機関で73人、ヒブワクチンが五つの医療機関で279人、小児用肺炎球菌ワクチンが五つの医療機関で139人と聞いております。

次に、この3種のワクチン接種費用に係る公費助成でありますけれども、国の助成制度が決定しましたので、来週12月13日に北海道が説明会を開催する予定でありますので、その内容を踏まえて、接種対象者の範囲など、他都市の動向も参考にしながら、接種費用の公費助成について今定例会に補正予算を追加提案したいと考えております。

最後に、妊婦健診でありますけれども、本事業の23年度以降の実施であります。来年度の妊婦健診に対する国の公費助成については継続することで補正予算が成立しましたが、今後とも制度を継続していくためには引き続き国の公費助成が必要となりますので、その継続に向けて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、過去3年間の小・中学校別の特別支援学級の推移についてであります。各年度の5月1日現在の数字でお答えしますと、小学校においては、平成19年度の知的障害は17学級26人、肢体不自由は6学級7人、病弱・身体虚弱は1学級1人、自閉症・情緒障害は15学級21人です。平成20年度の知的障害は19学級28人、肢体不自由は6学級9人、病弱・身体虚弱は1学級1人、弱視は1学級1人、自閉症・情緒障害は16学級25人です。平成21年度の知的障害は21学級34人、肢体不自由は6学級9人、病弱・身体虚弱は2学級3人、弱視は1学級1人、自閉症・情緒障害は18学級27人と推移しております。一方、中学校においては、平成19年度の知的障害は10学級22人、肢体不自由は2学級2人、病弱・身体虚弱は4学級4人、自閉症・情緒障害は6学級10人です。平成20年度の知的障害は10学級22人、肢体不自由は2学級2人、病弱・身体虚弱は4学級4人、自閉症・情緒障害は7学級12人です。平成21年度の知的障害は7学級18人、肢体不自由は1学級1人、病弱・身体虚弱は2学級2人、自閉症・情緒障害は8学級13人と推移しております。

また、このほかに、通常学級の中にはLDやADHDなどの発達障害と思われる児童・生徒も在籍しております。平成22年度の特別支援教育支援員を配置するに当たりまして、該当するであろう児童・生徒数を確認したところ、小学校では101名、中学校では11名おりました。

次に、小樽市の特別支援学級の現状と認識についてであります。特別支援学級に在籍する児童・生徒の全児童・生徒数に占める割合は、平成19年度は1.01パーセント、平成20年度は1.16パーセント、平成21年度は1.22パーセントとなっており、若干ではありますが、増加の傾向になっております。そのうち、障害の種別では、知的障害と自閉症・情緒障害が大半を占めております。こうした現状から、保護者と一体となった各学校における特別支援教育の充実は、今後ますます大きなものになるであろうと認識しております。

次に、個別の教育支援計画や指導計画の作成などについてであります。個別の教育支援計画は、教育機関が障害のある幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切に対応していくという視点から、医療、健康、福祉等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うことを目的として策定されるものです。学校で作成する個別の指導計画は、児童・生徒一人一人の障害の状況等に応じたきめ細かな指導を行うためのものであります。本市の各小・中学校におきましては、学級担任が中心となり、特別支援教育コーディネーターの協力や校内委員会での話し合いを基にしながら作成しております。

しかしながら、これらの計画については決して固定したものではなく、児童・生徒の発達を状況に応じて、その都度、学級担任が見直しを行い、改善するなどしながら教育活動を進めることになります。

次に、児童・生徒への支援の統一性と定期的な相談や協議の場の必要性についてであります。教員の異動などに伴い、学級担任が変わる場合もありますことから、児童・生徒の特徴や、指導上、留意すべき点などについて、一人一人の児童・生徒についてきめ細かな引継ぎを行っております。学級担任からの言葉のかけ方や接し方など、前任者と同じようにいかない場合もあるかと思ひます。児童・生徒により

効果のある支援を行うため、学級担任と保護者が相互にコミュニケーションを図り、気軽に相談できる雰囲気づくりに心がけておりますが、今後も、これまで以上に連携を図り、定期的に保護者との相談や協議をする懇談会等の場を増やすなどしながら、障害のある子への支援のあり方を一層工夫していく必要があるかと思います。

最後に、特別支援教育における課題と教育活動の充実についてであります。先ほど答弁しましたように、特別支援学級に在籍する児童・生徒は年々増加の傾向にあり、また、各学校においては発達障害と思われる児童・生徒も在籍していることから、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援が必要であると認識しております。こうしたことから、校長や特別支援教育コーディネーターが中心となって学校全体で特別支援教育についての理解を深めていくことが必要となり、教育委員会としましても、研修の機会の拡充はもとより、関係機関とのさらなる連携を図りながら指導や支援の充実に努力してまいります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） 1点だけ再質問させていただきます。

先ほど発達障害児の職業実習を受け入れている企業について質問をさせていただいたのですが、現在の状況については、ないというお答えだったかというふうに受止めておりますが、実際に、高等支援学校で実習に向かう子供は、学校から学校の近くへ職業訓練に行く場合と、自宅からそういう企業だとか事業主の方のところに通って実習を受けている場合があるそうです。とすれば、小樽に住んでいらっしゃる生徒が実際に自宅から各企業へ職場の実習に向かう場合に、市内で受け入れてくれる企業がないということになれば、非常にそれは残念なことだと思っておりますし、できれば、先ほど経済対策の方でちょっと質問したときに、経済状況についていろいろな各機関とのお話し合いがあると聞いておりますので、そういった中において、こういう形での協力もぜひ要請をしていただきたいと思います。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） なかなか企業の受入れが難しいということでございますので、今後いろいろな会合の場で協力要請をしていきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 千葉議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 一般質問をします。

初めに、ごみ問題です。

小樽市は、平成19年度から桃内に新設した北しりべし広域クリーンセンターにごみを搬入して、分別、資源化、焼却、埋立てをして4年目になります。広域クリーンセンター施設の運営、維持・管理は、日神サービス株式会社と平成34年3月31日までの15年間で149億4,990万円の契約をしており、委託料は固定費と変動費に分かれ、ごみの減量に伴い、委託料が減額すると説明を受けてきました。平成19年度から21年度までの搬入ごみ量について、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみのそれぞれ各年度の計画値に対する達成率をお答えください。

また、可燃ごみ搬入量の平成33年度の計画値に対する19年度実績量を比率でお答えください。

北しりべし廃棄物処理広域連合の平成21年度決算では、焼却ごみ量は当初計画の86パーセント、リサイクルプラザに搬入される不燃・粗大ごみ、資源ごみは計画量の74パーセントと下回っているのに、委託料は前年度より2,465万円増えています。小樽市の負担金には管理費、運営委託費、施設建設公債費が含まれていますが、19年度8億2,353万円、20年度8億6,871万円、21年度10億163万円と増額が続いており、22年度当初予算は13億6,573万円です。毎年ごみ量は減少しているのに、なぜ負担金は減らないのか、説明を求めます。

小樽市では、焼却ごみは、平成13年度から17年度の間、ダイオキシン問題で全面埋立てにしてきました。平成18年度以降の焼却量は、平成12年度までの焼却量に比べて大幅に増加しています。これは、大型ごみ焼却炉に合わせてごみ焼却量を増やした結果と考えますが、大型焼却炉の設置で焼却ごみを増やし、結果的にはCO₂排出を増加させてきたことにはなりません。

日本は、ごみ発生そのものを抑えるのではなく、焼却によって減らす方針のため、日本の一般ごみの焼却率は2006年度には77.7パーセント、ドイツ25パーセント、フランス34パーセントなど、ヨーロッパと比べても突出しています。特に、1997年以降は、ダイオキシン対策として100トン以上の大型焼却炉の建設と広域処理を補助金交付の条件にして大型焼却炉設置を推進してきました。その後、資源リサイクルが進み、ごみ量が大幅に減量したため、全国の焼却炉の処理能力は1日平均19万トンに対して焼却ごみ量は1日約10万トンと、燃やすごみが足りないという事態が起き、プラスチックまで燃やす自治体が出ています。また、横浜市のように、ごみ減量に積極的に取り組み、7か所の焼却施設を4か所に減らした自治体もあります。

小樽市もまた、計画搬入量を大幅に下回るごみ搬入量の実態を見ても、過大な焼却施設をつくったことになるのではありませんか。今後、ごみ量が不足して、炉の24時間運転が妨げられる心配はないのか。この際、さらに減量を進めて、1炉運転、あるいは、焼却炉を廃止することを考えるべきではないのか、市長の見解をお聞きます。

今、地球の温暖化が大きな問題になっています。最近の気象庁の報告でも、暑さや寒さなどの判断基準になる平均気温の更新では、札幌市や旭川市では平均値で0.4度C上昇してきており、温暖化とヒートアイランドの影響が指摘されています。気温の上昇で世界的な洪水の多発、真夏日の増加、大雨の増加、猛暑による熱中症の増加など、地球環境に深刻な変化が起きています。自治体施設の中で一番CO₂を発生する焼却炉対策として、焼却ごみをいかに減らしていくかです。小樽市の焼却場への搬入ごみ量は、平成19年度から3年間横ばい状態です。平成19年度搬入ごみ量が大幅に計画量を下回っていることで減量対策が鈍化しているのではありませんか。

一般ごみを大幅に減量した横浜市は、事業系ごみを排出する事業者に対して、減量・資源化計画の作成、提出を義務づけ、市みずから立入検査を行い、厳しくチェックして市の焼却施設に資源化可能なものを持ち込むことを禁止し、事業系ごみ搬入時には、違反物はその場で持ち帰らせたと言います。チェックした車の台数は、2007年度で15万2,314台にもなっています。

小樽市の一般ごみのうち、21年度の生活系ごみは2万3,106トン、事業系ごみは2万351トンです。今後、ごみ減量を進めるためには、事業系ごみに対する対策も重要です。これまでの事業系ごみに対する減量の取組、資源化の実践とその結果についてお知らせください。

また、ごみ質検査は行われているのでしょうか。今後、ごみ量を減量していくために、生活系、事業系ごみのそれぞれの課題についてお知らせください。

最後の質問項目です。

自治体発注のごみ焼却炉建設工事で、公正取引委員会は、1994年から1998年、談合を繰り返した5社に独占禁止法違反で排除勧告をし、2009年に最高裁で確定しています。札幌市は、1997年に白石清掃工場建設工事を受注した株式会社タクマが談合業者であったため、談合の被害を受けたと24億円の損害賠償を裁判で勝ち取っています。北しりべし広域クリーンセンターも談合に参加していた日立造船株式会社による建設です。談合の疑いはないのか、札幌市の事例に沿って検討したのか、お聞きします。

次に、夜間急病センターの建設についてです。

小樽市夜間急病センターは、昭和52年6月に緑1丁目の日赤会館に開設し、平成5年4月に梅ヶ枝町の済生会小樽病院に併設する形で新築し、現在に至っています。施設運営は、最初、小樽市医師会が小樽市から委託を受けて運営し、その後、平成18年4月から小樽市の公的施設の指定管理者として運営しています。契約期間は5年間で、今年度で終了するため、指定管理者選考委員会は、今後の契約について医師会と意見交換をし、契約期間は2年間としています。本来なら5年間の契約期間が2年間になった理由は、現在、夜間急病センターを併設していた済生会小樽病院が築港地区に新病院を建設し、平成25年度には開院する計画を明らかにしたためです。済生会の地域説明会では図面上に夜間急病センターがないため、夜間急病センターがなくなると市民から心配の声がありましたが、これは小樽市の施設ですから、済生会の新病院建設には出てきません。しかし、夜間急病センターの今後の動向については大きな関心が寄せられています。

そこで、何点かお聞きします。

最初に、母体病院である済生会小樽病院が移転した後、夜間急病センターは新たに建設するのか、現在地に残ることはあり得るのか、お答えください。

新たに夜間急病センターを建設するなら、済生会の新病院開院予定まで2年しかありません。現在の夜間急病センター建設時の経過を見ると、医師会が臨時総会を開いて夜間急病センターを済生会小樽病院に併設することを決定したのは平成2年6月、センター供用開始は平成5年4月ですから、この間、3年間ありました。建設地や施設計画はどこで審議をして、いつごろまでに決定するのでしょうか。新市立病院の建設のほかに、夜間急病センターの建設計画が始まると考えるべきではありませんか。答弁を求めます。

現在、医師会とはどのような話合いがされてきたのか、今後の話合いについても、その内容と日程について計画をお聞かせください。

夜間急病センターの設置形態ですが、日赤会館のような単独施設にするのか、済生会小樽病院に併設したような施設にするのか、この点についてもお聞きします。

また、現在の夜間急病センターの建設費は1億4,180万円、設備費は3,500万円と聞いていますが、一部補助金も充当されていると聞いております。この補助金については、新築後に返還を求められることはないのでしょうか、お答えください。

新市立病院には、夜間急病センターは設置しないことは聞いておりますが、日赤会館のように単独施設の設置にするなら、新市立病院の駐車場建設を工夫して夜間急病センターの建設は可能ではないでしょうか。済生会小樽病院の移転に伴い、夜間急病センターもまた築港地区に移転すると自動的に決めるものではないはずです。管理・運営をする医師会の意見や計画はあると思いますが、新市立病院建設地は市民の要望に基づいて現在地周辺に変更しました。夜間急病センターもまた市民の要望に基づいて検討すべきではないでしょうか。市長の見解をお聞きします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

〇議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ問題について何点か御質問がございました。

まず、北しりべし広域クリーンセンターの搬入ごみ量の計画値に対する達成率であります。可燃ごみは平成19年度83パーセント、20年度84パーセント、21年度85パーセント、不燃・粗大ごみは19年度61パーセント、20年度61パーセント、21年度63パーセント、資源ごみは19年度129パーセント、20年度106パーセント、21年度96パーセントとなっております。また、33年度の計画値に対する19年度の実績量の比率は93パーセントとなっております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金であります。ごみ量の減少により、負担金のうち、運営費の変動費が当初に比べ減額となっております。平成20年度は16年度に借入れした地方債の元金償還の開始により、21年度は17年度借入分の元金償還の開始及び灯油価格の高騰によりそれぞれ増加したものであります。また、22年度は18年度借入分の元金償還の開始に加えて、瑕疵担保期間が終了したことから、これまで建設工事受注者である日立造船株式会社が負担していた法定点検費、定期点検補修費や消耗品費等の費用負担の開始により負担金が増加したものであります。

次に、平成18年度以降の焼却量が12年度までの焼却量に比べて増加しているとのことですが、現在は可燃ごみを全量焼却処理しておりますが、12年度までは旧焼却施設の処理能力以上に可燃ごみが排出されていたため、その全量を焼却できなかったものであり、当時の焼却量との比較で現在の焼却施設の規模が適切かどうかを判断することはできないものと考えております。

また、焼却に伴う二酸化炭素であります。資源物収集や家庭ごみの有料化などによるごみの減量と広域処理によって電力や灯油使用量の縮減を図っているほか、蒸気タービン発電機により使用電力の一部を補うなど、二酸化炭素排出量の低減に努めているところであります。

次に、焼却施設の規模でありますけれども、現在の受入れごみ量は計画量の85パーセントとなっており、70パーセント以上がストーカ式焼却施設の処理性能の範囲内にありますので、適正な施設規模であると考えております。今後、可燃ごみの減量が進んだ場合は、ごみピットでの貯留と2炉ある焼却炉の交互運転で24時間連続運転は可能であり、さらに減量が進んだ際は、焼却炉の常時1炉運転も生じる場合があるものと考えますが、焼却せずに埋立処分することで、埋立処分場の長期使用に支障を来すことや、カラスなどの害鳥による被害が生じる場合もありますので、焼却炉を廃止することは想定しておりません。

次に、焼却ごみの減量対策であります。平成17年度の家庭ごみ有料化により、ごみ量が大幅に減少し、その後のリバウンドもないことから、一定程度のごみ減量化が進んだものと考えておりますが、19年度以降も、さらなる減量対策としてエコショップ認定店の拡大や出前講座の実施などにより家庭ごみの排出抑制と適正排出の周期を図り、減量化、資源化の推進に努めてきたところであります。

次に、事業系ごみに対する対策でありますけれども、平成12年7月の廃棄物最終処分場の供用開始に合わせて、埋立量の抑制と処分場の延命化を図るため、事業系一般廃棄物埋立処分について有料化するとともに、ごみに混在していた紙類、プラスチック類、金属類などを資源化するため、埋立処分場への搬入を規制したところであります。このことにより、11年度に4万8,000トンありました事業系ごみ量は、12年度が2万8,000トンに、13年度が2万トンとなり、約6割が減量化されたものであります。減量施策の周知につきましては、有料化時に各事業団体へ説明会を開いたほか、事業系ごみ分別チラシの配布や商店街等へ戸別訪問し、啓発を進めたところであり、その結果、現在までに事業系ごみ量は2万トン前後で推移しております。また、ごみ質検査につきましては、埋立処分場での搬入車両の展開検査を毎年数回実施し

ており、広域クリーンセンターの受入れが開始されてからは広域連合でも搬入物のチェックを行っている
と聞いております。

今後のごみ減量についてであります。生活系ごみ、事業系ごみとも、より一層のごみ分別、適正排出
の周知徹底が課題と考えております。

次に、ごみ焼却施設建設工事の発注についての話でありますけれども、公正取引委員会が独占禁止法違
反で排除勧告を行った対象は、1994年、平成6年4月1日から1998年、平成10年9月17日までの間に地方
自治体が発注した87件のごみ焼却炉建設工事のうち、勧告を受けた5社が落札した66件であります。北し
りべし廃棄物処理広域連合では、広域連合が発注したごみ処理施設の入札は、2004年、平成16年5月に行
われたもので、勧告の対象外であり、また、落札率が64.5パーセントのため、当該入札で談合の疑いを持
っていないことから、損害賠償を求める考えはありません。

次に、夜間急病センターについての御質問でありますけれども、初めに、済生会小樽病院の移転新築後
の夜間急病センターについてであります。現在は済生会小樽病院へ併設していることから、移転後は、
構造上、夜間急病センターのみ残ることはできないものと考えております。また、9月に示された新済生
会小樽病院基本計画によりますと、新病院の開院が平成25年度中に予定されていますので、夜間急病セン
ターの新築はそれと同時期までには完成させる必要があるものと考えております。

したがって、夜間急病センターの建設については、このような状況を踏まえて、指定管理者である
医師会と協議してまいりたいと考えております。

次に、医師会との協議でありますけれども、現在の夜間急病センターについては、平成5年現在地に移
転するに当たり、夜間急病センターの運営に当たっている医師会において運営体制や設置場所等の検討を
行い、その結果を踏まえて、市が済生会小樽病院に併設する形で設置をいたしました。今回につきまして
も、従来の経緯を踏まえて、まず、医師会に今後新設することになる夜間急病センターについて検討をお
願いしているところであります。

市といたしましては、今後、医師会での検討結果を基に、新たな夜間急病センターの設置形態や運営体
制について、より具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターの建設費用等に係る今後の対応ですけれども、現在の夜間急病センターは平成
4年度に建設されたものであり、建設費、設備費用を合わせて1億7,680万円を支出しております。この
うち、北海道から2,646万円の補助金が充当されており、今後の取扱いについては、現在、北海道に照会
しているところであります。

次に、夜間急病センターの設置場所ですけれども、夜間急病センターは本市の救急医療のかなめ
であり、新たな設置に当たっては、まず、必要な救急医療を安定的かつ永続的に提供していくための
運営体制並びに市民の利便性が確保されることが基本的な要件であると考えております。今後とも、これ
らのことを念頭に据えて医師会と協議を進め、設置場所も含めて、市民が利用しやすい夜間急病センタ
ーの設置に向けて努めてまいりたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

○8番（中島麗子議員） 再質問を行います。

最初に、ごみ焼却施設の問題ですけれども、受入れごみ量が計画量の70パーセント以上で適正な焼却、
現在85パーセントなのでいいところではありませんかというお話なのですが、問題は、この15年間の委託
契約をしたその契約数値なのですね。平成19年度が最初の年でありましたから、そのときに運ばれたごみ
量が計画に対してどうだったのかということを出しましたら、可燃ごみで83パーセント、粗大・不燃ごみ

で62パーセント、資源ごみで129パーセントということで、これは、ごみ減量の観点とリサイクルの観点からいけば決して悪い話ではないのです。

しかし、問題は、最終計画年度の平成33年度に予定していたごみ搬入量より既に初年度で下回っている。33年度に運び込むごみ量の93パーセントが19年度に運び込まれた量なのです。15年間の計画のうち、最初の年から15年先の分の計画量を下回っているということは、あまりにも数値が違い過ぎませんか。私たちは、これは、やはりごみ量を多く見積もって、当時の政府の指導で大型焼却炉を設置しなければならないということに話をつけるために過大なごみ量を設定した結果がこうなったのではないかという疑いをぬぐい切れません。はっきり言って、このような大幅な実績値の違いが起きた理由についてどのようにお考えになるのか、説明してください。

それと、もう一つの問題は、ごみ量が減れば委託料は減るのだ、変動費と固定費で設定しているから一生懸命ごみを減らせれば委託料も減ると言って説明を受けてまいりました。しかし、今お話を聞いたとおり、いわゆる借金を返す時期の問題、灯油価格の高騰などや、これから法定点検の費用だとかいろいろ入ってきて結果的に減らない。ごみ量はもう15年先の計画量より減っているのに委託料は13億円台ですよ、今年度、小樽市が出しているのは。小樽市が出している負担金の中では、石狩湾新港で3億6,000万円台ですから、13億円というのは異常に高い負担金なのです。こういうお金を設定するに至ったごみ量の計算そのものに大変疑問を感じるのですが、こういう契約自体、もう一回見直すべきだ、契約のし直しが必要ではないかと思いますけれども、その点についても御意見をいただきたいと思います。

今後のごみ減量の問題については、横浜市という人口350万人、焼却施設を7か所も持っていた大都市で、15年度比30パーセント減を目標にしてごみ減量計画を立てたと言いますが、平成21年度で既に15年度比42パーセント減という大きな目標達成をして、焼却施設を3か所廃止して、4か所目は休んで、そして対応しているのだそうです。その中では、資源ごみ10分別15品目という積極的な取組もありますが、やはり、大都市としての事業系ごみへの厳しいチェックと指導があったと言います。そういう点では、小樽市でも、事業系ごみに対しては適切な指導と対応の中で半減するような状況が出ております。

それで、これから先、ごみ減量をどうするのかという問題なのです。平成19年度から21年度の経過を見ても大きな減量にはなっていません。積極的にごみを減量するとしたら、事業系ごみ、それから生活系ごみのごみ質検査をして、問題点は何かを明らかにして減量計画を立てるべきだと思うのです。そういう点でごみ質検査をしているのかということ聞いたのですが、それを分析して今後の方針にするというところまで話が進んでいるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

夜間急病センターの問題です。

今の梅ヶ枝町の場所には夜間急病センターは残らないという形はお話を聞きました。そうなれば、一般的な状況からいけば済生会小樽病院に併設して築港に行くという可能性が一番考えられるわけです。

しかし、私は厚生常任委員会に属してしまして、この間、医師会の皆さんと話し合いを何回かしてまいりました。その中では、併設病院の負担とといいますか、大変な実態というのを時々聞かされておまして、済生会が今後も夜間急病センターの併設を受けられるかどうかということではなかなか大変な問題があるように私たちは聞いております。この問題については、併設病院の負担という点で保健所のほうではどのように状況を把握しているのでしょうか。この点についてお答えください。

それと、補助金の問題では、北海道に問い合わせをしていると言っていますが、返さなければならないような事態になりそうなのか、この感触というのはどうなのでしょう。

さらに、夜間急病センターは、市民の利便性のいいところに要望に沿って建てていきたいということですが、単独設置になるか、併設になるかで全くこの状況は変わると思うのです。大体、併設になる

のですということをお願いいただければそれ以上の話には全然なっていないわけです。当然、場所も決まってきます。しかし、単独施設になるとなれば、また事情は大きく変わります。そういう点で、医師会との話合いの状況の中でどういう見通しが強いのか。結論が早期に出されるというふうには聞いていますが、夜間急病センターは併設型になる可能性が高いのか、そうではないのかということもあわせて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） ごみ問題は、担当部長から答えさせます。

夜間急病センターの関係ですけれども、併設病院の負担については、保健所長から答えさせます。

補助金の関係は、まだ正式ではありませんが、今のところ、たぶん、返済しなくてもいいのではないかなという話を内々には聞いていますけれども、そういう感触です。

それから、併設型かどうかという話ですけれども、これは、平成4年度、今の夜間急病センターを設置したときには、医師会としては併設型を望んで、そして済生会に併設されたのですけれども、今、当時の状況とまた変わっていますからそういう話になるのかどうか。まだ具体的に協議していませんのでわかりませんが、医師会の内部でいろいろと議論していると思いますが、いずれにしても、医師会の一定の結論をもらった後で、市としてもまたいろいろと考えていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

○生活環境部長（明井隆生） 中島議員の再質問にお答えします。

初めに、15年間の契約の数値が適正だったのかということについてでございますが、ごみの当初の計画というものは、各6市町村でこれだけ減量してください、これだけリサイクルのほうに回してくださいというふうに定めまして、平成14年当時出されている6市町村のごみ量を約25パーセント削減したごみ処理施設の計画を策定したというふうに広域連合からは聞いております。ですから、当然、過大なごみ量を設定したということではなくて、6市町村の住民の方々、皆さん、非常に協力して減量に取り組んでいただいたということになります。

ただ、この契約の量に関してふぐあいはないかと言われると、広域連合議会でもお答えしておりますが、この契約書は固定費と変動費で成り立っておりますので、変動費に関してはごみの量によって当然上下する値であると。逆に、固定費に関しては、電気や水道の基本料金とかそういった部分になりますので、例えば、1炉運転がずっと継続されるとか、それから、何かの処理をしなくてもよくなるとか、そういった大きな変化がない限り影響を及ぼさないという状況ですので、この契約書は何ら不備はないというふうに考えております。

またもう一つ、ごみを減らせば委託料も減ると説明を受けたが、実際は減っていないということです。

先ほど市長から答弁がありましたとおり、ごみの減量が進んでおりますので、負担金のうちの変動費は、当初の計画、当初の計画というのは、日神サービスと結んだ事業契約書に添付している毎年度の委託料と比べると減額になっています。

ただ、この15年間の契約というのは、トータルの金額を、各年度、均一に割賦で払っていくという考え方ではないのです。どうしてかという、ごみ処理施設というのはさまざまな設備があります。当然、毎年検査をするもの、2年に1回検査をするもの、それから四、五年に1回検査をするもの、その都度、検査によって大幅に額が変わってきます。そのため、2年目よりも3年目が逆に低くなる、それから、3年

目の次の4年目、5年目が高くなるということで、毎年支払う額が変わってきています。比べるべきは、前年度のごみ量とではなくて、当初計画していた委託料とどうだったかというふうに比べますと、19年度も20年度も焼却施設においては2,000万円の減額になっているという状況でございますので、御理解願いたいと思います。

それから、事業系ごみ、生活系ごみのこれからの減量という部分ですけれども、実際、生活系ごみは、19年度に、家庭ごみの有料化ですとかリサイクルの拡大ですとか、そういった施策を打って大幅に減ったところです。それが、今もってリバウンドがないということは先ほど市長が答弁したとおりです。それから、事業系に関しましては、桃内の埋立処分場が開設される12年の7月にかけて積極的な減量施策を打って、それ以降、大幅に変動はしていないという状況から、どちらも一定のレベルといいますか、かなりいいレベルにまで達しているものだと思っています。

特に、家庭系ごみに関しましては、1人1日当たりごみ排出量という原単位がありますが、日本で平均が1,100グラムぐらいですが、小樽は今のところ700グラムを切るという状況ですので、皆さん、かなり一生懸命減量してもらっている。これ以上の減量というのはなかなか難しいとは思いますが、まだ適正排出されていない部分が生活系も事業系も見られますので、こういった部分を周知していく、それから、さらに埋立処分場なり焼却施設の中で検査も密に行っていきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 中島議員の再質問にお答えいたします。

夜間急病センターを併設するという場合、それは、当然、建物上の問題ではなく、母体病院の協力を仰ぐという意味でございますので、小樽市におきましても、済生会小樽病院、当時の北生病院に併設をという議論のときには、当然、北生病院の協力を仰ぐということで併設問題が議論されていたわけでございまして、当初から済生会小樽病院の協力を仰いでおります。現在に至っても、いろいろな形で協力を仰いで夜間急病センターが運営をされているということでございます。

これは、小樽だけでなく、どこの地域においても、夜間急病センターを併設するという議論が行われるときには、当然、その母体病院の協力というのは、言いかえれば負担となりますけれども、これが前提となっているということになります。私どもも、そういう一般論と同様のお話はいろいろな方面からは聞いてございます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

○8番（中島麗子議員） 夜間急病センターの方は、医師会との話合いの最中ですからなかなか明快な答弁にはならないかと思いますが、しかし、方向性については、やはり2年間という期間の限定と、場所や形態の問題では速やかに明らかにしていく必要があると思うので、それは、やはり医師会にすべてお任せしてあります、その結果決めますということだけでいいのだろうか、ちょっと市民の一人としては疑問を感じるのですが、そこら辺の兼ね合いですね。市は、どういう主体性を持って夜間急病センターにかかわっていくのか、そのあたりがちょっとよくわからない。お任せしていますということでもいいのかなという気がするのですが、そこら辺で一言お願いしたいと思います。

それと、ごみの問題では、15年間の最終目標をもう下回っているのですよ。そうすると、149億円の契約金で新市立病院をつくるのと同じだけのお金をかけることになっているのですね。大変な額です。確かに65パーセントで安く落札したかもしれませんが、その後、大変なお金を払い続ける、こういう責務が15年間続くわけです。高いお金で維持・管理費を設定する、そういう仕組みにはまったのではないか

なという疑念があります。

そういう点で、問題は、では目標を下回っているから、今度は何を目標にやるのかということなのです。もう目標値は15年分終わってしまったから、今度はどんな目標を持ってやるのですか。前年度にちょっと毛の生えた程度の調整でいくのか。積極的なごみ減量にならないのではないか。この目標設定について最後にお聞きして、終わります。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 夜間急病センターの問題は、すべて医師会にお任せということではなくて、私どもも、併設型か、それから独自型かということで、どこがいいかということは内々でもって当然やっております。記録を読みましたら、平成4年当時いろいろな議論をやっているようですから、そう簡単に医師会を無視するわけにいかないわけですね。ですから、そこは慎重にやっているつもりでございますので、我々としても医師会の結論を待つて動くのだということではなくて、内々にそれなりに検討しているということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

○生活環境部長（明井隆生） 今後の目標についてでございますけれども、先ほど答弁したように、適正な排出抑制、適正な分別というところに尽きるかと思っておりますけれども、まだまだ実際のごみを見てみますと資源化できないごみも多々ありますし、そこら辺できちんとした方向に持っていくといえますか、周知の方法を考えながらさらなる減量に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし第7号及び第14号ないし第24号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、鈴木喜明議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、斉藤陽一良議員、濱本進議員、井川浩子議員、林下孤芳議員、古沢勝則議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第8号ないし第10号、第12号及び第25号は総務常任委員会に、議案第11号及び第13号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成22年第3回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第1165号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、取下げを許可することに決定いたしました。

次に、陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託の上、

審査いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(見楚谷登志) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月9日から12月19日まで、11日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 高 橋 克 幸

議 員 濱 本 進

平成22年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成22年12月20日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉						
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊					讓						
病	院	局	長	並	木	昭	義			水	道	局	長	小	輕	米	文	仁		
総	務	部	長	山	崎	範	夫			財	政	部	長	貞	原	正	夫			
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	生	活	環	境	部	長	明	井	隆	生	
医	療	保	険	部	長	志	久		旭	福	祉	部	長	中	村		浩			
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子		建	設	部	長	竹	田	文	隆			
会	計	管	理	者	中	塚		茂		消	防	長	会	田	泰	規				
病	院	局	長	吉	川	勝	久			教	育	部	長	大	野	博	幸			
経	営	管	理	部	長					監	査	委	員	小	鷹	孝	一			
総	務	部	長	迫		俊	哉			事	務	局	長							
企	画	政	策	室	長					財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩										

議事参与事務局職員

事務局 長	小 原 正 徳
庶務係 長	島 谷 和 大
調査係 長	関 朋 至
書 記	木 戸 智恵子
書 記	佐 藤 誠

事務局 次長	佐 藤 正 樹
議事係 長	中 村 弘 二
書 記	相 澤 幸
書 記	小 林 由美子
書 記	高 野 香 織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第25号及び報告第1号並びに平成22年第3回定例会議案第15号ないし第31号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 多くの皆さんの拍手をいただきながら、予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

高齢者等インフルエンザ予防接種事業費について、これは、委託先となる医師会との協議により、1人当たりの接種費用が当初予算を上回る3,000円となったことから増額補正をしており、生活保護受給者など市が負担するものについては、上限額である3,000円を支出する内容となっている。しかし、接種費用は、市立小樽病院でも2,250円であるように、医療機関によってまちまちであるにもかかわらず、一律に3,000円を支出するという金額設定は問題であり、上限額の範囲内で実額を助成すべきではないのか。

今定例会には、新光共同調理場調理等業務委託料の補正予算が提案されているが、これは、既にオタモイ共同調理場で実施されている業務委託を来年度から全市に拡大するものである。全国的には、受託業者に対する指導が十分に行き届かないといったことや、委託先の調理員の入れかわりが激しく、なかなか職場に定着しないといったことも耳にするが、安全・安心な給食を提供していく上で影響が出るといった懸念はないのか。

学校給食は、温かいものをすぐに提供できることが基本であり、また、食育の観点からも、子供たちが実際に調理作業を間近に見ることができる自校方式のほうが望ましいことから、今後、学校規模・配置の適正化の中で新設される学校については、自校方式を取り入れる考えはないのか。

石狩湾新港では、新年度から北防波堤の延伸工事を予定しているが、この施設は、平成12年当時、建設後わずか1年で、発達した低気圧による高波により、小樽側約340メートルが損壊した経緯がある。市は、この母体協議に同意する方向で考えていると言うが、国の施設基準は当時と変わっておらず、前回と同じ轍を踏まないよう、安全性の確保についてどのような検討がなされたのか。

また、この工事は、西地区のマイナス14メートルバースの静穏度が基準を満たしていないため、船舶の安全運航等を目的に実施すると言うが、現在でも、500トン未満の船舶が荷役作業を行っていて支障があるという話は耳にしない。こうした多額の費用を要する不要不急な事業に対し、管理組合の言いなりで安易に同意しようとする市の姿勢は問題ではないのか。

各種行政委員会の委員報酬については、全国的に勤務実態に比べて高額であると指摘があることから、札幌市では選挙管理委員の報酬を月額制から日額制に改めたと聞く。また、委員会によっては、会議に出席の都度、交通費相当として報酬が支給されるものもあるが、これは辞退を申し出ても、公職者は公職選挙法の規定による寄附行為に該当するため、受取を拒否できないことになっている。こうした他都市の状況や委員の声を踏まえ、本市としても、例えば議会選出委員の報酬は廃止するなど、委員報酬の抜本的見直しを行う必要があると思うがどうか。

本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例では、地方自治法第96条第1項

の規定により、工事又は製造の請負の契約については、予定価格1億5,000万円以上、不動産や動産の買入れや売払いについては、予定価格3,000万円以上のものを議決に付すと定めている。物品購入に関し、過去10年間で議決を経た事例としては、指定ごみ袋の購入のみであり、財産内訳書に物品として記載されている6,000万円を超える消防関係車両などについては、議案として提出されていない。これは、消防装備を艤装する部分が含まれているため、請負契約として扱っていると言うが、本来、議決事件としているのは、高額な物品の購入に当たり、広く議会の意見を聞くという趣旨であることからして、消防関係車両などのように買入れが主たるものについては取扱いを改めるべきではないのか。

平成21年度の市税滞納繰越額約36億6,900万円のうち、収入額は約5億2,900万円であるのに対し、延滞金の額は約1,100万円となっている。市は、本税の徴収には力を入れているが、延滞金については必ずしも徴収できるものではないとの理由から、発生した段階で調定を上げており、全体額を把握していない状況にある。しかし、厳しい財政状況の中、2次的に発生した延滞金も少ない金額ではなく、大事な未収債権であることから、正確な金額を計算しておくとともに、適切な債権管理を行う必要があると思うがどうか。

今後も市の努力に期待しているが、毎年、多額の滞納繰越が生じており、真に健全な市の経営状況とするためには、これらの解消に向けた取組を強化してほしいと思うがどうか。

市は、市分庁舎を文化・芸術の専用施設として、1階を市民ギャラリーに、3階を一原有徳記念ホールにするなどの再整備を進めているが、これに賛同する民間団体が文学館・美術館の外壁に設置するロゴ看板の寄贈を計画していると聞く。しかし、現状の外壁は、経年による汚れが目立ち改修が必要なものの、予算上の制約から今回の再整備事業の中には含まれておらず、せっかくの文字が映えないことが懸念される。市分庁舎は、旧国鉄手宮線や数々の歴史的建造物に隣接し、多くの観光客の目に触れる場所に立地しており、また、寄贈者からの改修を望む声もあることから、外壁の一部だけでも塗装することを検討してほしいと思うがどうか。

新・市民プールについては、多くの市民が早期の建設を望んでいるが、以前、駅前にあった市営プールの収支は、歳出が歳入を上回り、大幅な赤字であったと聞く。民間が運営する会員制の施設と異なり、広く市民に利用してもらうことを目的とする公共施設が赤字であるのはある程度やむを得ないと思うが、赤字を圧縮するための工夫は必要である。今後予定している先進事例の調査に当たっては、施設規模等だけではなく、効率的な運営手法についても研究すべきではないのか。

また、施設規模を検討する際には、公式の競技大会を開催することができる公認プールとするなど、市民のニーズを十分に反映するよう配慮してほしいと思うがどうか。

先日、旧丸井今井旭川店は約2億円で売却に至ったという報道があったが、小樽店については、権利関係が複雑であることなどから、任意売却の話はとんざし、来年3月にも競売入札が行われるとのことである。小樽市経済の発展や中心商店街活性化のためには、施設の再活用は最重要課題であり、市として売却に至るよう支援策を講じてほしいと思うがどうか。

また、周辺の街路灯は、旧グランドホテルから電源を引いたため、現在は消えており、周囲は暗く危険な状態が続いている。これは、観光客からも不評であり、安全のためにも、当面の対応として市で街路灯を整備すべきと思うがどうか。

本年度の市内における倒産件数は12件と依然として厳しい状況にあり、こうした中、市は、企業の実態やニーズの把握については各種業界団体等との意見交換を通じて行っていると言うが、団体に加盟していない小さな事業所についてはどのような対応をとっているのか。

また、起業に当たり、金融機関から融資を受ける際に提出する経営計画や資金計画などの作成にはある

程度の専門的知識が必要であり、起業を目指す方にとって高いハードルとなっていると聞く。今年度、市がこうした方から相談を受け、アドバイスを行い、金融機関に融資の橋渡しをした結果、自己資金ゼロで開業にこぎつけたという事例もあるとのことであり、今後も引き続き、相手の立場に立ったきめ細やかな経営相談に当たってほしいと思うがどうか。

経済成長の続く中国からの観光客数は、昨年同期に比べ倍増しており、市内経済活性化のためには、この購買力を取り込むことが非常に重要である。最近の消費傾向としては、化粧品や日用品、家電製品などの人気が高いと聞くが、市はそうした分野での消費を促すためのPRは行っているのか。

市としては、さきに助成を行うこととした銀聯（ぎんれん）カード決済システムを設置している店舗を紹介し、利用促進を図りたいと言うが、このシステムを導入しているのは比較的規模の大きな店舗が多く、小さな商店では、言葉が通じないことで、受入れに消極的であると聞く。そのため、こうした店舗の従業員が接客になれるまでの手助けとして同時通訳のホットラインを市が開設するなど、受入れ態勢を整える方法を検討してほしいと思うがどうか。

桃内の廃棄物最終処分場が供用開始されるまでには、準備期間に4年、実際の工事期間に3年と、合計で7年を要していたと聞く。次期埋立適地の選定には、地元との合意が必要であり、デリケートな問題であることから、市が慎重に進めようとしているのは理解するものの、現在の処分場の埋立期間は平成27年度までとなっており、28年度に新たな処分場を供用開始するためには、逆算すると既に準備を始めていなければならないと思うが、現在はどのような状況なのか。

廃棄物最終処分場の建設には多額の事業費を要することとなるが、新市立病院や新・市民プールなど大きな事業がメジロ押しである中、第6次総合計画の前期実施計画には具体的なスケジュールは何も示されておらず、所管する生活環境部と財政部との間で十分な協議はされているのか。

小樽市は、ごみ減量化が進んでいるため、北しりべし広域クリーンセンターの焼却炉が稼働した段階で、計画の最終年度のごみ量を下回っている。既に目標が達成されている中、今後は何を目標としてやっていくのか。

市は、計画の見直しには言及せず、適正なごみ処理をさらに進めたいと言うが、今後は、大型家具や衣類を新たなリサイクル品目に追加することや、焼却炉管理のために不純物を調べているごみ質検査を活用し、資源物の混入率を調査するなど、ごみ減量化の鈍化にならないような対策を積極的に検討してほしいと思うがどうか。

本年、試験的に実施されたもったいない収集は、引っ越しや買換え等により不要になった大型家具を無料で収集し、希望者に無償で提供するもので、今回は、公開抽せんが行われるほど多数の申込みがあり、大変好評を博したとのことである。この事業は、ごみ減量化とリサイクルを推進し、循環型社会を構築する上でも有益であるため、継続して行うことを望むが、収集した家具を展示していた北しりべし広域クリーンセンターは交通の便が悪いため、今後は多くの市民に参加してもらえるよう、市内中心部で展示会を行うことはできないのか。

こうした家具は、多くの家庭にまだまだあると思われることから、さらなる周知を図るとともに、他都市で行っている有料化も視野に入れ、事業を拡大してほしいと思うがどうか。

基本路線に縛られることなく、利用者のニーズに応じて運行するデマンドバスは、全国161市町村で運行しており、新たな交通形態として広がりを見せている。本市での導入について、市は、公共交通機関が充実している状況下、まだその運行を検討する段階にはないとの認識だが、実施までには相当の準備期間を要することが想定される。現在、政府が制定に向け検討している交通基本法では、交通政策の決定を国から地方自治体に移行する考えも示されていることから、山坂が多く高齢化率の高い本市の実情にかんが

み、市が主体性を持って交通体系のあり方について積極的に検討してほしいと思うがどうか。

孤独死と見られる件数は、本市においても増加傾向にある中、地域とのつながりを深め、地域福祉の向上を目的とする市の独居高齢者等給食サービスは非常に重要であり、その拡大を期待するものである。しかしながら、このサービスを受けるには、対象世帯へ給食を配達する町会ボランティアの協力が不可欠であり、週一度の配食時には必ず拘束されるというプレッシャーが広がりへのネックになっているため、都合の悪い日は曜日を変更できるよう委託業者と調整を図ることはできないのか。

また、市内には、健康な高齢者も多く、こうした方々がより元気に過ごしていくために、ボランティアへの参加を促し、貴重な戦力として活躍してもらえようような仕組みの構築を検討してほしいと思うがどうか。

高等職業訓練促進給付金支給事業は、母子家庭の母親が生活の安定に資する資格の取得を促進するために、取得に係る受講期間の生活費を給付するものであり、国の制度改革により、給付期間の延長や給付金が増額したことから受講者は増加傾向にある。本市では、看護師や保育士など5種類の資格を対象としているが、いずれも家庭や仕事を抱えながら入学試験をクリアすること自体難しい状況にあり、他都市では理美容学校などを含めている例もあると聞く。対象の拡大を求める声はないとのことだが、そもそも合格しなければ自立にはつながらず、潜在的なニーズはあると思われることから、資格のメニューを増やすべきと思うがどうか。

景気の後退により生活保護受給者は増加しており、中でも医療扶助は、世帯人員等の基準により歯止めがかかる生活扶助に比べ、高額な手術なども全額支給対象になるため増大する傾向にあり、指定都市市長会では、国に生活保護費の中から医療費の一部負担を求める制度改革を提案したと聞く。しかし、これは、最低限度の生活を保障するという制度の趣旨に照らし矛盾があることから、まずは、後発医薬品の積極的な使用を医療機関に要請するなど、医療費の抑制対策をとるべきと思うがどうか。

また、生活保護制度を悪用し、薬を転売する事件が報道され、全国的にも、頻回受診等による薬の不正入手が問題になっているので、市としても、レセプト審査を強化し、監視を強める必要があるのではないのか。

国は、ヒブ、子宮頸がん、小児用肺炎球菌の3種のワクチンについて、定期接種化に向け本格的な検討に入る考えを示すとともに、当面は緊急措置として市町村が行うワクチン接種者への助成に対し、都道府県に設置する基金を通じて必要な経費を当該自治体に助成するとのことである。本市では、この決定を受け、2月から実施する方向で今定例会に係る補正予算を追加提案するとのことだが、自己負担を求めない全額公費負担で行う考えなのか。

子宮頸がんワクチンは、他の2種に比べ、その効果に若干の懸念があるため、実施には慎重を期す必要があり、制度設計に関する北海道の説明を聞いた上で実施時期を判断するとのことだが、この有効性は既に認められており、助成を待ち望んでいる人も多いことから、3種とも同時期に行うべきと思うがどうか。

新市立病院の建設に当たっては、多額の事業費が必要となることから、将来の財政負担について非常に不安を感じているとの声をよく耳にする。さきに市が示した新市立病院の建設工事に係る起債償還のシミュレーションでは、かたく見積もり、利率を2.1パーセントとしているが、市中では1パーセントに満たない利率で資金調達ができる現状にあることから、実態より過大な試算になっているのではないのか。

また、建設費についても、今後、実施設計を進めていく中で圧縮され、さらには、競争入札の結果、低減することが想定されることから、広く市民の理解を得るためにも、いたずらに不安を与えることのないよう現実に即した数値を示していくべきと思うがどうか。

小樽市立病院改革プラン「再編・ネットワーク化協議会」の最終報告では、再編の対象として二つの市

立病院のみをうたっている。しかし、10年、20年後には市内の医療環境は大きく変わることも想定され、将来的には公立病院と公的病院の垣根を越えた再編も視野に入れたビジョンを考えていく必要があると思うかどうか。

その際には、経営母体が異なるなど多くの問題点があるため、一朝一夕で協議が調うとは考えがたいことから、市民が安心できる医療環境を守るためにも、再編について協議できる場を継続して設ける必要があると思うかどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号及び第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの予算特別委員長報告に反対し、議案第2号及び第6号に反対する討論を行います。

初めに、議案に関してです。

議案第2号には、新光共同調理場調理等業務委託料の8,200万円が含まれており、新光共同調理場の調理業務を新規に民間委託するためであり、反対です。

民間委託のための公募型プロポーザル方式の募集に対して、5者が応募、1次、2次選考で1者に決定し、年明けに随意契約することとします。同調理場が直営のときは、調理場の人件費総額は、ボイラー2人を含めて2億1,000万円でした。ところが、民間への業務委託費は8,200万円です。そのうち、人件費は幾らかと言えば7,602万円、何と直営のときの36.2パーセントにすぎません。小樽市としては、1億3,300万円が儉約されたことになり、今の瞬間は会計上いいかもしれませんが、働く者の賃金の大幅な削減は、近い将来、小樽市の会計にもマイナスとして働くことは明らかであり、認められません。

議案第6号は病院事業会計補正予算に、給食業務委託料として、平成23年度から25年度までの債務負担分として5億2,500万円が提案されています。小樽病院や医療センターでは、業務委託によって従業員がそれぞれ大幅に削減され、人件費でも、両病院合わせて1億2,980万円の儉約ですが、先ほどと同じ理由で、認められません。

去る12月15日、野田市に続いて、政令指定都市の川崎市議会において公契約条例が全会一致で可決されました。このように、今、地方自治体が公契約条例を制定し、公共事業の安値競争が進む中で適正な賃金確保が保障されたことは画期的なことです。地元企業の受注拡大とともに、そこで働く人たちの賃金を正に保障するというのが時代の流れになっています。こういうときに、官製ワーキングプアを小樽市教育委員会、市立病院が率先してつくり出すことは時代の流れに反するもので、到底、認めるわけにはいきません。

議案第24号の公の施設、各市営住宅の集会所の指定管理者の指定については、賛成いたしますが、一言、付言しておきます。

平成17年4定のときは、市内の市営住宅の10か所に及ぶ集会所の管理運営を各自治会などの管理委員会

に任せることになれば、住民同士のトラブルなどが起きた場合、管理責任者の精神的苦痛、負担や責任の所在などで問題が起きるのではないかと等の心配から反対いたしました。その後、5年間の経過に照らして、不安は基本的にないとのことなので、今回は賛成することにいたしました。

今後とも、これらの心配が起きないように注意を払っていただくとともに、同じ市営住宅集会所でありながら受けるサービスに大きな差が生じないように要望いたします。

最後に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が昨年に続いて交付されることに関して、住宅リフォーム助成制度を新たに立ち上げるよう提案するものです。

国は、地域活性化交付金を本年度も昨年度と同じように行うことを決め、既に国会で議決されています。この交付金事業は、あくまでも臨時的な事業、補修、改修などで、恒常的な事業や維持・管理費的な事業は対象外との国の方針に照らせば、住宅リフォーム助成制度は交付金事業になじまないということです。

しかし、多くの自治体では、地元企業の仕事確保などでこの制度を新たに立ち上げています。我が党は、繰り返しこの制度の立ち上げを要求してきていることは御承知のとおりです。同時に、小樽市議会では、建設常任委員会で、住宅リフォーム助成制度について常任委員会として提案する意気込みで検討中と伺っています。

昨年度は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金だけで3億1,950万円の事業が行われています。本年度は、来春の第1回定例会での提案となりますが、小樽市に配分予定は昨年度の3分の2程度とのこと。しかし、引き続きこの臨時交付金が配分されるわけですから、新年度予算でやろうとしている改修・補修事業などはこの臨時交付金事業で行い、これに充てようとしていた一般財源などで住宅リフォーム助成制度を新たに行うよう要求するものです。

山田市長は次期市長選に立候補しませんが、政策予算に類する新市立病院事業は第1回定例会に提案すると伺っていますので、不況打開のために、ぜひ、住宅リフォーム助成制度を新年度予算に計上するよう要望します。

これが実現となれば、議会での建設常任委員会の意向を先取りすることになりますが、けしからんなどという見の狭い高橋建設常任委員長でないことは我が党も保証しますので、市長におかれましては安心して提案して下さるようお願いするものです。

この実現となれば、山田勝鷹市長は、最後の最後まで市民や地元の企業のことを心配していた市長だという名前を後世に残すことになるであろうことを述べて、討論いたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号及び第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

(26番 大竹秀文議員登壇) (拍手)

〇26番(大竹秀文議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成21年度決算は、一般会計で実質単年度収支が6億2,924万2,000円の黒字と収支の改善が大きく進み、また、22年度も一定程度の黒字が見込めるとのことであり、16年度から続く赤字体質を脱却するまでもう一息というところまでこぎつけている。この状態を次年度以降も継続していくため、財政健全化計画の見直しも含めて、今後の大局的な財政のかじ取りの方向について市はどのように考えているのか。

財政健全化審査意見書によると、実質赤字比率などはいずれも基準をクリアしていると言うが、財政健全化法では、本市のように他会計から借入れをしてもその金額を控除して算定することにはなっておらず、また、監査委員もそうした要素を除外した実質の試算は行っていないと言う。本来の財政健全化とは、見せかけの黒字や予想を上回る交付税によるものではなく、自助努力により達成すべきものであると思うが、監査委員は現在の財政状況についてどのように考えているのか。

また、財政状況が好転した際には、介護保険料などさまざまな市民負担の軽減を図るために、市の負担分を増やすべきと思うがどうか。

市税や使用料などの収入は、行政運営に欠かすことのできない大切な財源であることから増収を図ることはもちろんだが、負担の公平性を確保するためにも悪質な滞納者については厳しい対応が重要である。他都市では、滞納者に対し、行政サービスを制限する条例や要綱を定める動きもあるが、こうしたことについてはどのように考えているのか。

本市では入札への参加資格や産廃処分場の管理運営業務委託の受託資格など、業者向けには一定程度の制限を行っているとのことだが、市民に対し、行政サービスの制限を行う場合は慎重に議論し、基準を定める必要があると思うがどうか。

財政健全化計画において、人件費抑制の観点から退職者は不補充としており、職員の削減を図っているため、現在、30歳未満の事務職は6.4パーセント、建築技術職は5.4パーセント、土木技術職に至ってはゼロというのが実態である。技術の継承に支障を来すことが懸念されるが、現状と問題点についてどのようにとらえているのか。

また、適切な事務処理による残念な事件が続いた一つの要因として、部署により繁忙の度合いや職員数に偏りがあることも挙げられると思うことから、再発防止のマニュアルを作成するだけでなく、バランスを考えた人員配置を検討すべきと思うがどうか。

本市は、昭和41年9月にナホトカ市と、昭和55年7月にダニーデン市と姉妹都市提携を結び、今日まで友好親善を深めてきている。当初は経済的なつながりをきっかけに提携に至ったことからそうした交流も行われていたものの、なかなか実を結ばなかったため、現在は文化的交流が中心であると言う。しかし、今後のビジネスチャンスにつなげるため、経済交流に関しても積極的にアプローチしていく考えはないのか。

また、平成21年2月に友好都市提携を結んだソウル特別市江西区とは、本年7月に姉妹都市提携を結んだことで今後さらなる交流の発展が期待されるが、ナホトカ、ダニーデン両市とも疎遠となることなく、これまで培ってきた関係がさらに熟成されたものになるよう交流活動を継続してほしいと思うがどうか。

小樽市への移住を促進するため、平成17年から専用ホームページによる情報提供等を行い、現在までに33世帯74人が移住している。この事業は、団塊世代の大量退職を見据えた人口対策として始まったものだが、実績としてはどのような年齢層が移住しているのか。

この事業は、本市の人口問題を考える上でも、外部の人の目に映る本市の姿を知る上でも非常に重要で

あるが、決算額が予算額のほぼ満額を執行している状況からは、十分な予算措置がされているとはいえない。次年度以降、財政的に余力があれば、新たな取組などを考えているのか。

小樽市内はJRや路線バスなど住民の足となる公共交通機関が充実しており、市民にとっては大変恵まれた環境にある。しかし、燃料の高どまりや高速道路の無料化による自家用車の利用増、景気の低迷などにより、事業者の経営状態は悪化の一途をたどっており、経営努力ではカバーしきれないほど深刻になっていると聞く。現在、市では、公共交通政策にかかわる部署が複数あるため、行政として統一した組織ができるように窓口を一本化し、専門の部署を設置するべきと思うがどうか。

市立小樽病院の不良債務やこれに関する小樽市議会の質疑にかかわり、民主党・道民連合の広田まゆみ道議は、10月4日の北海道議会予算特別委員会において、道民の医療と命を守る観点から、小樽市及び小樽市議会の対応を問題視する旨の発言をしている。小樽市は、この発言内容に疑義があり、看過できないことから、小樽市議会の民主党・市民連合を通じ、説明を求めたとのことであるが、これは、他人にげたを預けるようなおかしい行為であり、本来であれば、北海道議会民主党・道民連合、あるいは広田道議に直接抗議するべきではなかったのか。

現在、学校規模・学校配置適正化基本計画により学校再編を進めるため、地区別懇談会を実施しているが、中でもスクールバスなど通学時のバス利用については保護者の関心が高いと聞く。しかし、導入が必要な箇所等は今後再編を進めていく中で検討すると言うが、統合後の学校の児童・生徒数や通学距離については、ブロック別再編プランで示しているように、かなり詰めているはずであり、市教委はその検討結果に基づく具体的な案を持たずに懇談会に臨んでいるのか。

また、現在運行しているスクールバスの運営経費については交付税措置されているとのことだが、学校再編に合わせ、市の判断でスクールバスを増やす場合であっても交付税上の取扱いは変わらないのか。

平成21年度の総合博物館使用料は、予算に比べ約500万円もの減となっている。全体の入館者数は増加しているものの、有料入館者数は期待どおりの伸びがなかったためと言うが、予算は年間の目標を示すものであり、何としてもやり遂げるという意欲を持って計上しても達成できなければ意味がないと思うが、そのことについてはどのように考えているのか。

また、おたる自然の村については、管理代行業務費と使用料収入を比較すると約5,000万円もの赤字となっている。施設の必要性について市民の理解を得るためには、この施設は青少年の健全育成を目的とする社会教育的施設であり、収支均衡を目指すものではないことを広報等を通じて周知すべきと思うがどうか。

市教委は、スポーツ団体の育成と強化を目的として、各競技団体の統括組織である小樽体育協会、小樽スポーツ少年団、小樽野球協会の3団体へ助成を行っているが、これらに加盟していない団体は助成を受けられないのが現状である。しかし、これらの団体は、組織の規模が小さく運営費や負担金を賄えないことや、特殊な競技であるため加盟に至らないというのが理由であるため、人を育て競技を育てるという助成事業本来の趣旨から考えれば、何らかの手だてを講ずる必要があると思うがどうか。

公の施設の指定管理者は、公募によって3年間指定されるものと、任意選定によって5年間指定されるものがあり、監査の実施基準は、業務開始後2年度目の施設を対象とすることが原則とのことである。施設ごとの指定開始年度に偏りがあるため、現状としては年次計画を立て実施しているとのことだが、いずれにしても、指定を受けている期間中に一度しか監査が行われないのか。

公の施設の運営には多額の公費が投入されていることから、市民サービス向上のために、より密度の高い監査を執行してほしいと思うがどうか。

北海道の物産品は全国の百貨店などで開催される物産展で人気を博しているが、一方では、百貨店の閉

店や物産展の規模縮小が見られることから、将来を見据え、新たな収入の柱として小樽物産協会に委託する形で地場産品インターネットショッピングサイト「小樽家族」を昨年10月31日に開設し、その成果が期待されている。昨年11月から本年8月までの売上げは125万円にとどまっており、今後は、今回行った新規雇用を継続していくことを目標にしていると言うが、多額の費用をかけている事業でもあるので、初めから売上目標を低く設定することなく取り組んでいくべきではないのか。

また、インターネットショッピングサイトの利用度の目安となる購入決定率は、現在0.47パーセントとのことだが、一般的には1パーセント程度と言われているため、さらなる利用度に向けた調査・研究に努めてほしいと思うがどうか。

市は市内企業における従業員の雇用実態を把握するため、労働実態調査を行い、労働条件の改善や労働力の確保、定着を図るための資料としてしていると聞く。調査結果では、育児休業制度のある事業所は全体の67.5パーセント、介護休業制度のある事業所は全体の57.2パーセントと、各制度がしっかりと定着している実態がうかがえるが、制度が導入されていない事業所に対してはどのような働きかけをするつもりなのか。

今後も、調査結果を基に、各企業と連携をとり、より働きやすい職場環境の整備が図られるよう指導に努めてほしいと思うがどうか。

平成21年度における市内での倒産は、20年度に比べ、件数、負債金額とも少なくなっている。これは、20年10月に始まった国の緊急保証制度により、一定の抑止効果が働いたためと聞くが、この制度は23年3月末で終了することとなっており、その後、本市ではどのような対応を考えているのか。また、個人経営の小さな商店は、当面の運転資金を調達したくても、信用保証協会の保証が受けられず、経営安定短期特別資金などを活用できないケースも多いと聞く。こうしたところは50万円程度の当面の運転資金を必要としていることから、市内経済を下支えしている多くの事業所を支援するためにも、無担保・無保証の市による直貸し制度を創設してほしいと思うがどうか。

北海道内でのトドによる魚資源の食害及び漁網等の被害は年間10億円を超えており、それを防止するため、市は、とど被害防止対策事業として、小樽市沿岸海域における駆除を委託していると言う。事業の進め方については、小樽市漁業協同組合と市を主体とした協議会の中で決められているとのことだが、本市における被害状況の把握や補償問題についてもこの協議会で話し合われているのか。

トドは絶滅危惧種ということで捕獲数も制限されているため、駆除による防止策にも限界があるとのことだが、漁業者保護の観点から被害補償については北海道に対しどのような要望をしているのか。

昨年度、問題となった福祉医療助成事業にかかわる北海道への返還金について、市は、書類が確認できる平成15年度分までさかのぼって返還しているが、15年度分の補助金確定通知があった16年5月から返還金額が確定した本年1月までの期間は、地方自治法で定める消滅時効の5年間を既に経過している。市は、北海道に対し、事情を説明した時点で債務承認をしているため時効は中断していると主張するが、金額の確定していない債務承認などあり得ず、債権債務の関係で言えば返還するべきではなかったのではないのか。

また、決算審査意見書では、この問題に関する意見として、不適切な事務処理が見られたことはまことに残念なことであり、非常にあっさり書かれている。しかし、本件は、この程度の文言で片づけられる問題ではないため、随時、監査を実施することのできる立場にある監査委員として、引き続き調査に当たってほしいと思うがどうか。

ふれあいパスは、現在、バス券方式であるため、片手でパスを提示しながら、もう一方の手でバス券を投入するのが利用者にとって非常に煩わしく、降車の際に苦慮している姿を目にすることが多いことか

ら、札幌市やJRなどで採用しているカード方式に変更することはできないのか。

設備投資に係る費用負担や、あらゆることに手を差し伸べることは介護予防の観点からも望ましくないとの理由で、市は導入に後ろ向きであるが、高齢者が健康で住みやすいまちにする上で移動の利便性を図ることは重要であり、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

生活保護における住宅扶助費の平成21年度決算額は9億6,140万円と、前年度より増加傾向にある。生活保護受給者の中には、何度も引っ越しを繰り返し、市からその費用を受給しているにもかかわらず、業者に支払われていないというトラブルが以前あったが、現在でもそのような事例は見られるのか。

また、住宅扶助費を受給しながら家賃を払わないという話も以前から聞くが、この問題については、市が、直接、家主に支払をするなど取扱いの改善は図られているのか。

町会活動支援員制度は、市民と協働のまちづくりを進めるため、市の職員がボランティアで町会支援員となり、町会活動に参加したり、相談窓口としての役割を担うものとして始めたが、実際には3分の1程度の町会にしか利用されておらず、支援員の数も年々減少している状況である。町会からの強い要望により発足したこの制度がなかなか浸透していかないのは、現在のやり方が必ずしも町会のニーズにこたえていないと考えられるため、制度のあり方そのものを見直す必要があるのではないのか。

高齢化により、町会としての機能が低下しているところも見受けられ、市との橋渡し役として支援員の役割が今後さらに重要になってくると思われることから、職員には積極的に町会にかかわるという意識を持ち、支援員制度が定着するよう努めてほしいと思うがどうか。

男女平等参画基本計画では、平成24年度までに各種審議会における女性の登用率を40パーセントにする目標を掲げているが、この5年間は30パーセント台前半にとどまっている状況である。あと2年間で目標を達成するために、今後どのような具体策を講じていくつもりなのか。

また、市の管理職に占める女性の数は、21年度で102人中3人であり、全体の2.9パーセントと極めて低い比率となっている。本市においても、あらゆる分野に女性が参画し、女性の意見がひとしく反映されることが不可欠であると思われることから、積極的に女性職員の管理職登用を図り、能力を発揮する機会を設けていく必要があると思うがどうか。

事務執行状況説明書では、ハチの駆除について、737件の相談があり、うち417件は業者を紹介したとなっている。駆除に当たる業者は、特に資格や許可を必要としていないとのことであるが、作業により周囲にハチが飛び回り、近隣住民などに危害が及ぶことはなかったのか。万が一、事故が発生したとしても、あくまで個人の契約に基づく問題であるため、市の責任はないとの姿勢であるが、市が業者を紹介している以上、無関係とは言えないのではないのか。

市民からは過去に危険な状況があったとの声も寄せられており、問題が起きてからでは遅いので、今後は、賠償責任能力も考慮し、業者に保険への加入を強く促してほしいと思うがどうか。

市営住宅の施設維持補修費は、指定管理者制度導入前の平成18年度が約1億3,000万円であるのに比べ、導入後の19年度には約7,000万円と激減しており、その後も毎年度減少し、21年度決算額は約4,700万円となっている。これは、従来、市が直接行っていた退去時の修繕を指定管理者の業務代行費に含めたためと言うが、市営住宅の管理人からは、指定管理者制度導入以降、修繕の対応が悪いとの声もあることから、市が現在も行っている随時修繕の部分において必要な対応をしていないためではないのか。

また、退去時の修繕は指定管理者が発注しているとのことだが、受注業者に偏りがあると聞く。契約上、発注業務は指定管理者の権限に属するものではあるが、あくまでも市営住宅に関することでもあるので、公平性、透明性の観点から実態を調査し、改善すべきではないのか。

まちづくり協働事業における手宮公園桜再生事業について、これは、樹木にネームプレートを掲示する

といったことを主な内容として実施され、13万1,938円を交付しているが、その中には、樹木医に対する指導料として3万1,500円もの支出が含まれている。この事業は、市民との協働による個性豊かなふるさとづくりに資することを目的とし、小樽ファンが支えるまちづくり寄附金の一部を財源に公益性の高い事業へ交付されるものであり、多くはボランティアにより実施されている中、未経験者でもできる軽易な作業であるにもかかわらず、わざわざ樹木の専門家に技術指導を委託し、指導料の名目で経費を支出しているのは、事業本来の趣旨にそぐわないと思うがどうか。

経費の中身については、まちづくり協働事業審査会において十分な精査をする必要があると思うが、その際には、市として明確な判断基準を持って審査員に助言してほしいと思うがどうか。

平成18年度に景観行政団体になったことを受け、市は、現在まで、景観計画の策定、関係条例の改正と取組を進めており、次の課題は、市独自の屋外広告物条例の制定とのことである。条例が制定されれば、新設される広告物の色彩や形状について規制が可能であるが、既存のもので景観と調和がとれていないものについてはどのように対応するつもりなのか。

まち並みの色彩に統一感を持たせるため、れんがや海など小樽を連想させる独特な色彩を持つべきとの意見もあり、それをどのような色合いにするかは重要と思うが、その一方で、企業の広告物にはその企業のイメージカラーを取り入れたものも多くあるため、規制が厳しすぎると小樽への出店にも影響が出ることも懸念される。このようなことを踏まえ、市は企業の個性を損なうことなく景観との調和を図るため、どのような配慮をするつもりなのか。

水道事業会計では、平成21年度に施設用地の売却を行ったことで特別利益が生じているが、水道局ではまだ多くの遊休資産を抱えているため、経営改善の観点からも、市民に対し、積極的に公表して売却を促進すべきではないのか。

施設用地は、大正時代をはじめとし、古くから取得したものが多く、地籍図などがないことから、売却の際には測量を行い、その費用も上乗せして予定価格を定めているとのことである。現在、国土交通省では、土地取引の円滑化などを目的とし、土地の境界と面積を測量する地籍調査を推進しているが、これは、国や道の補助のほか、特別交付税も措置されるものであり、市内全域で測量調査が行われた場合、遊休地売却の際、売買価格から測量費用が軽減され、売買の成立する可能性が高くなることから。早急に地籍調査に着手してほしいと思うがどうか。

契約金額が1,000万円以上の工事の落札率について、一般会計では70パーセント台から90パーセント台まで幅があるのに対し、水道事業会計では、ほとんどが94パーセント程度と格段に高い数値となっている。水道工事の個々の入札執行状況を見ると、各業者の入札金額は非常に接近しながらも、最低価格が重複することはなく、常に予定価格に近い金額で落札となっており、企業努力が全く感じられないが、この状況についてはどのように考えているのか。

水道工事は、他の工事に比べ、企業の利益となる経費率が低いいため積算体系的に入札金額が近似すると言うが、あまりにもその傾向が強過ぎることに疑問を感じる。発注側である市としても、適切な競争原理が働くような設計や入札手法を検討すべきと思うがどうか。

道央地域の石狩西部圏域における水需要量の増加に対応し、円滑かつ効率的な水の供給を行うことを目的とした当別ダムは、平成25年度に供用開始される予定であり、約2年後には石狩西部広域水道企業団から受水費として水道水を購入することになるとのことだが、受水単価はいつごろわかる見通しなのか。

経済活動の停滞から石狩湾新港地区の水道使用量は年々減少しており、施設規模は過大との思いはあるが、小樽市としては、当別ダムを利用せざるを得ないのが現状である。全国的には、ダムの建設後、水需要が見込めない等の理由で水利権を国に返還した例もあると聞くことから、企業団を構成している他の自

治体が何らかの事情で抜けることとなった場合でも、本市にさらなる負担がかかる事態を招くことのないよう進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成22年第3回定例会議案第15号ないし第26号及び第28号ないし第31号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

次に、平成22年第3回定例会議案第27号につきましては、採決の結果、全会一致により、認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、平成22年第3回定例会議案第15号ないし第26号及び第28号ないし第31号については不認定を主張して、討論を行います。

平成21年度の一般会計決算では、単年度収支で6億2,875万2,427円の黒字となり、平成16年度以来の累積赤字を平成22年度には解消するとの見通しとなりました。黒字決算に至った要因として、職員給与費、生活保護費、公債費などで不用額が生じたことを市長は挙げています。

長引く景気低迷に加え、税制改革、医療、介護など社会保障制度の改悪で、国民生活は苦境から抜け出せない状況にあり、国民健康保険料の支払が困難、滞納による資格証明書発行では病院にかかることができない、こういった相談は後を絶ちません。雇用の実態も深刻です。こうした状況の中、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など、国の経済対策による財源の手だてで住宅行政、緊急雇用政策が予算化されたことは、一定、評価に値します。

しかし、この間の財政健全化に向けた財源対策は、職員給与の大幅な独自削減、ふれあいパスの有料化や使用料・手数料の改定による市民負担、他会計からの借入れがその主な内容であり、平成21年度予算執行もその枠内から抜け出してはいない状況です。

平成21年度当初予算で、我が党は、国保料の1世帯1万円引き下げ、産休明け保育の待機児童解消のための人件費措置の予算化、中小零細業者の経営応援のための直貸し制度新設など、直接、市民生活を応援することで雇用を拡大し、地域経済を活性化する内容の予算修正案を提案しました。否決はされましたが、保育所の毎年50名に上る待機児童の全体的な解消は、結局、平成21年度では先送りとなりました。さきに述べた苦境の中にある国民生活を守るためには、限られた財政規模の中でも、こうした施策は求められています。

病院事業会計では、平成20年度中に退職していた呼吸器系の医師を補充することを前提にしての過大見積予算であり、結果として、不良債務解消との乖離が大きくなったことを指摘します。

水道事業会計では、良好な経営状況にありながら、将来の料金値上げを回避するとした水道料金徴収の民間委託は、地元の業者を排除することになり、個人情報保護の観点からも重大な問題をはらんでいたことを改めて指摘し、さきに述べた議案の不認定の討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）

○6番（成田祐樹議員） 平成22年第3回定例会議案第15号及び第28号は、不認定の討論をいたします。

本件に関しましては、病院事業会計、特に病院の経営にかかわる保守管理費用の部分が随意契約でなされていて、医療の本質と関係ない部分でむだな費用が使われているという部分が改善されなかったという点を指摘しております。こういったむだな費用がかかっている部分を改善せずに、医療スタッフにさらなる収益を上げるよう努力せよと言うのは、やはり順序として違っているのではないのでしょうか。最初に削れるものは削り、そこから、その中で皆さんで頑張っていくのだ、収益を上げていくのだというほうが本来の病院経営の本質であるというふうに考えます。

よって、本件に関しましては不認定、一般会計からの繰出分についても、赤字を最大限考慮して埋めるという部分までまだ至っていないというところから不認定として、討論とさせていただきます。

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成22年第3回定例会議案第15号及び第28号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成22年第3回定例会議案第16号ないし第26号及び第29号ないし第31号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成22年第3回定例会議案第27号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第8号及び第9号は、新市立病院建設にかかわる起債許可の条件の一つとして、道から求められている職員及び病院職員の自宅に係る住居手当を国家公務員に準じて段階的に廃止するものである。国家公務員については、異動に伴い転勤を伴うことから、あらかじめ低廉な家賃による公宅が措置されているが、一方、地方公務員は、市内居住者が大半を占め、持ち家比率が高く、これらを単純に比較するのは、実態を踏まえておらず、あまりに不条理ではないか。

景気の減退基調による財政状況の悪化に伴い、本市のように財政健全化に取り組み、職員給与の独自削減を実施している中であって、国家公務員に追随し、地方公務員の生活に影響を及ぼすような給与制度の改悪はすべきではないと思うがどうか。

新・市民プールの建設については、第6次総合計画前期実施計画で、平成25年度までに基本設計及び実施設計を実施する旨位置づけており、教育委員会では、これまで利用団体などとの協議を踏まえ、建設場

所や施設規模の検討を行っていると言うが、利用団体からどのような意見、要望があったのか。

教育委員会では、現在進めている学校再編により学校敷地があいた場合、プール建設の候補地として検討の材料になり得るとの考えを示している。しかし、学校再編の各ブロック別協議は、量徳小学校を除き、これから本格化していくことになるため、実施計画の最終年度までに建設候補地が決定されるのか非常に疑問を感じており、教育委員会としては、学校再編と新・市民プール建設候補地の選定との関係をどのように考えているのか。

平成22年度市税概要によると、22年度一般会計歳入当初予算は約551億円を計上し、歳入総額に占める市税の割合は25.4パーセントとのことである。景気の低迷に伴い、企業の業況停滞が続く中、予算どおり歳入の確保ができるのか注目しているが、本年度も残り4か月となり、現状における歳入の見込みはどのようなになっているのか。

一方、累積赤字解消の目途がついたとはいえ、本市の財政状況は、他会計や基金からの多額の借入れといった財源対策に依存していることには変わらない。予算は、常に財政状況を踏まえ、身の丈に合った規模にすべきであり、23年度予算についてはどのような編成方針に基づき取り組んでいくつもりなのか。

消防機関の一翼を担う消防団は、近年、機動力を生かし、大規模災害時での地域における即応体制のかなめとして、その役割を担うことが期待されている。しかし、人口減少や高齢化の進展に伴い、全国的に消防団員の確保が難しくなっていると聞いているが、本市ではこれまでどのように団員の勧誘を行ってきたのか。

地域における防災力の強化のためには、子供のころから防火・防災に関して意識づけを行い、将来の地域防災の担い手を育てる取組が肝要とされているが、本市における少年消防クラブではどのような活動を行っているのか。

教員の作成した性教育に関するプリントを上級生が下級生に対して読み聞かせる手法で子供を指導するという、性教育における一般的な授業では絶対に行われることのない不適切な方法で授業を計画した学校があったと聞く。性教育は、人間の尊厳や人格の完成、豊かな人間形成をはぐくむためのデリケートな問題であるからこそ、指導方法を熟知している教員が適切な指導に当たるべきであり、性教育に読み聞かせの手法を取り入れることに何の意味があるというのか。

教育委員会としても、性教育の読み聞かせによる指導は授業として確立しておらず、性教育には当たらないとの見解を示しており、この指導方法を考え、実践しようとした教員や学校長に対して指導室はどのような指導・助言を行ったのか。

第6次総合計画前期実施計画では、オタモイ共同調理場と新光共同調理場を統合・新築し、建替えを22年度からスタートする計画となっている。しかし、新光共同調理場周辺は第一種住居地域であり、住宅が密集していることや、調理場建設には比較的大きな敷地を必要とするなどの理由から、教育委員会は、現在地での建替えに慎重な姿勢を示し、現在、建設適地の検討、選定作業の進捗はおくれている。このままでは、計画期間内の事業着手は困難と思われるが、両調理場とも老朽化が進行しており、作業を急ぐ必要があるのではないか。

小樽を代表する縄文時代後期の遺跡である忍路土場遺跡及び忍路環状列石について、忍路土場遺跡の発掘調査を行った際、部分的な調査であったにもかかわらず、土器や木製品など約30万点もの出土品が発掘したことでこの遺跡は大規模集落跡と考えられている。また、忍路環状列石は葬送にかかわる遺構であるとの見解が示されているが、先祖を祭る神聖な場所として周囲の村々で共同管理に当たっていたとの説が有力とのことである。これらのことから、縄文人は、狩猟、採集のために各地を移動していたのではなく、既にこの地で定住していたと考えられるのではないか。

忍路地区から半径20キロメートル以内には、同時代の環状列石が集中しており、集落の規模では特別史跡の三内丸山遺跡にも匹敵すると言う研究者もいる。将来、遺跡調査を行った場合、新たな発見が十分期待できることから、調査は拙速に行わず、じっくりと時間をかけて取り組んでほしいと思うがどうか。

洞爺湖町の縄文後期の入江・高砂貝塚でポリオに感染した成人の骨が発見されたことは、一般的に知られている縄文社会の考え方を覆し、当時はハンディキャップのある人も支えられて生きてきたことを示しており、ともに助け合う共生の文化であったことを物語っている。このように縄文遺跡の調査研究によってその時代の生きる人々の生活文化を知ることが、現代人にとっても改めて人と人との結びつきの大切さを知るきっかけになると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第25号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第8号及び第9号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号、第1170号、第1171号及び第1174号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第8号及び第9号は否決、第25号は可決、継続審査中の陳情は、第1161号を除き、採択を主張して、討論をします。

国家公務員に準じ、職員給与の改定と持ち家手当の削減、廃止の条例についてです。

国家公務員の給与改定では、年間、平均で9万4,000円の減額となり、この改定が独立行政法人、国立大学法人、学校、病院など全国およそ580万人の労働者へ影響を及ぼします。小樽市は、職員給与については独自削減を続行中ですが、独自削減前の給与表に還元するときには、独自削減前と比較して大幅な減額になってしまいます。あわせて、今回は、住居手当の段階的削減を経て廃止の提案がされました。国家公務員に準拠と言いますが、安価な家賃での住環境が整備されている国家公務員と同列視するのは大いに問題です。

新市立病院建設起債協議の支障になると言いますが、財政健全化に向けて、給与や手当の独自削減の努力への評価はされず、すべて国家公務員準拠を強制されるのは、地方自治体の自主性を損なうものであり、地域の消費意欲をさらに低下させることにもつながり、賛成できません。

次に、小樽市非核港湾条例案です。

第65回国連総会での軍縮と国際安全保障を扱う第一委員会では、核兵器を全面的に禁止する条約の交渉を開始するよう求める決議など、核兵器に関する20件の決議が採択されました。この委員会での議論では、本年5月、ニューヨークで開催されたNPT再検討会議で議長を務めたフィリピンのカバクトゥラン大使が、核兵器の全面廃絶に向けた世界的な規範と合意する目標は既に存在するとして、核兵器禁止条約の交渉を真剣に考えなければならないと訴えました。世界の世論が速やかな核廃絶を願っています。

小樽市においても、非核港湾条例を制定し、核兵器廃絶平和都市宣言の実質的有効性を世界に発信しようではありませんか。

陳情について、簡単に触れます。

新・市民プールについては、平成25年度までに実施設計を策定するとしています。しかし、土地の確保、施設規模の決定までの経過が順当に進んでいるとはいいがたい状況です。市民の方々からも、この点について心配や疑問の声が寄せられています。今任期での議会審議も残すところ1回です。新・市民プール建設計画は明確ですから、議会任務としては負託された市民の意向を正面から受け止めて採択することが求められています。

他の陳情についても、願意は妥当、いずれも採択を主張し、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第25号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

本年5月、核兵器不拡散条約会議が開催され、核兵器のない世界の実現に向けた大きな前進が図られました。核兵器の完全な廃絶に向けた具体的な措置や核軍備撤廃に関する行動計画が、5月28日の最終日に、全会一致で採択されたからであります。アメリカのオバマ大統領も、繰り返し、核保有国に対し、核兵器の廃絶に向けた一層の前進と協調を求め、発言をしております。

しかし、核兵器の保有国の中には、核兵器を保有することが抑止力につながるといった誤った信仰や、国家の存亡を託すといった極めて危険な動きもあり、我が国は、世界で唯一の被爆国として、核兵器がもたらす壊滅的な結果と人類の存亡に対する重大な危機をもたらすことを訴え続けなければならない大きな責任があります。

小樽市議会は、28年も前に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、全国的な核兵器廃絶に向けた取組を先取りすることとなり、今日の世界の流れをも先取りする崇高な宣言と評価されています。朝鮮半島における重大な平和の危機が懸念される今こそ、核兵器の廃絶と不使用の国際的な動きを加速させるためには、恒例化している小樽港への、米艦船をはじめ、いかなる国籍であろうと、核搭載の可能性があれば入港を認めないという小樽市議会の意思を明確に示すことは大きな意義があり、そうした意味で今は、議案第25号小樽市非核港湾条例案を可決し、再び、国内はもとより、世界に向けて非核の意思を発信する重要な時期であると思います。また、安全・安心を願う市民の声にもこたえ得るものと確信し、議員各位の御賛同を訴え、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 平成会を代表して、議案第25号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論を行います。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、この継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）

○6番（成田祐樹議員） 議案第25号小樽市非核港湾条例案に対して、継続審査を主張する討論をいたします。

本件に関しましては、外交、国防に関する非常に重要な案件であり、本市だけの判断ですべてがうまくいくとは限らないものと考えております。よって、これからも議論を継続することが必要だと思いますので、継続審査を主張し、討論にかえさせていただきます。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権いたします。

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第25号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について、採決いたします。

可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号、第1170号及び第1171号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号及び第9号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号及び第1174号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

1次産業から3次産業までの広範な分野を所管する産業港湾部では、現在、市が直面する多くの困難な課題に取り組んでいる。中でも、中心街にある丸井今井小樽店跡については、年内にも市と商工会議所による合同プロジェクトチームを設置することであり、新たな動きが期待されるが、ウイングベイ小樽へのテナント誘致や観光入込客数の増加に向けた戦略など、市はどのように考えているのか。

ほかにも、忍路漁港整備事業については、現政権が小規模漁港の整備抑制方針を打ち出したため、その実施が危ぶまれており、政府に対し要望しているものの、今後の方向性を注視する必要があることや、中小企業向けの緊急保証制度については来年3月末で打ち切る方針が示されたが、疲弊した市内経済の再生のためには、中小企業への積極的な経営支援策を求めるまちの声も依然として多いことから、市は、現状を把握した上で、今後、これら多岐にわたる喫緊の課題に対してしっかりと対処してほしいと思うがどうか。

市が例年実施している歩行者通行量調査は、都通り商店街など中心商店街における歩行者の通行量を計測することにより、過去のデータと時系列的な比較を行い、商業立地動向等の変化を把握するための基礎資料としてしていると聞く。この調査結果については、市内のみならず、札幌圏の大型店舗の動向に照らして記載している点はわかりやすく、評価できるが、市としては、単に通行量が年々減少しているという現状認識にとどまることなく、例えば、既存の商店街振興策をさらに補うような施策を立案するなど、十分活用してほしいと思うがどうか。

商工会議所が実施している小樽市経済動向調査の第2・四半期の結果では、全業種平均では業況が悪化したとする企業の割合が好転したとする企業を上回ったものの、D I 値は昨年同期と比べマイナス幅を21.8ポイント縮小する改善が見られたとのことである。しかしながら、市内の経営者からは一向に好転の兆しは感じられないとの声も多く聞けるが、市はこの調査結果をどのように分析しているのか。

行政はとかく統計の数値を重視する傾向にあるが、今回の調査結果にとらわれることなく、いまだ厳しい市内景気動向を感じ取り、より現実的な経済の実態把握に努めてほしいと思うがどうか。

本年5月31日、市中心部で発生した観光馬車の暴走事故を契機として、市民や観光客の安全を確保するため、馬車等軽車両運送事業に対する規制の条例化を検討してきたが、軽車両が道路運送法の適用外となった経過から、市が条例により規制することは憲法にうたう職業選択の自由に反するおそれがあることから、このたび、小樽市安全で安心なまちをつくる条例に基づく観光客等の安全確保に関する指針の中に、観光馬車などの旅客軽車両運行事業者に対して、安全確保や損害賠償保険加入などを求める事項を盛り込んだとのことである。これは、従来よりも前進した対応であり、評価できるものだが、指針には罰則規定がないため、実効性のあるものとするのが課題であり、事業者には保険の加入を促すため、市は具体的にどのように取り組むつもりなのか。

現在、政府が参加を検討しているTPP、環太平洋戦略的経済連携協定は、関税を原則100パーセント

撤廃しようとするものであり、仮に参加が決定すれば、国内の1次産業に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。本市の農業が抱える課題は小規模農地による営農と従事者の高齢化であり、限られた農地を効率的に運用し、十分に生計を維持していくことが可能な収益性の高い農業の確立が求められるが、漁業においても、同様に経営基盤の強化や後継者の育成が課題であると聞く。しかし、これらは、TPP参加の有無にかかわらず取り組むべき重要課題であり、今後、市は、農水産業の振興を図るためにどのような方向性を持って臨んでいくつもりなのか。

広尾町の十勝港は、これまで利用がなかなか進まなかったが、本年10月5日に道内最大級の生産能力を誇る飼料コンビナートが竣工し、来年4月から本格供用されるとのことであり、固定資産税や岸壁使用料、地元従業員の雇用など、その経済波及効果は10億円にも上ると聞く。これにより、道内最大の酪農畜産地帯である十勝管内の農家に最短ルートで飼料を供給することが可能となり、コストダウンや安定供給が期待されているとのことであり、穀物サイロを有する小樽港としては競合が心配されるが、どれくらい影響があるかとしているのか。

十勝港で取り扱う配合飼料は、牛用が中心であるのに対し、小樽港は豚用が中心であり、供給先は道北の一部から道央・道南地方であることから、市は、小樽港が持つ地の利を十分に生かし、穀物基地としての機能強化を図ってもらいたいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号は、採択を求める討論を行います。

小樽商工会議所が7月から9月に行った市内企業の経済動向調査の全業種概況では、前年同期と比べて、全業種平均で好転したとする企業が12.3パーセント、悪化したとする企業が33.4パーセントでした。よいとした企業の割合を悪いとした企業の割合が上回り、D I値は21.8ポイントマイナス幅を縮小したと報告されていますが、依然として経営状況は苦しいという声が多く聞かれます。

動向調査に回答している企業は249社、回収率は57.4パーセント、売上げについては、増加と回答した企業は18.6パーセント、減少は51.0パーセント、採算悪化は41.5パーセントで、設備投資についても、実施していないという企業は実施したという企業の2倍以上になっており、来期の見通しについても、全業種で好転したのはわずか6.2パーセント、悪化は28.7パーセントで、まだまだ景気は好転していません。

陳情は、2008年第3回定例会に提出され、経済常任委員会の冒頭、陳情者から、灯油価格の高騰による苦しい経営状況が話され、業者の営業と生活を守るための措置方についての訴えがありましたが、その後も業況は変わっておりません。市内企業の倒産も、11月時点で、件数、負債総額とも前年度を上回っています。国の緊急保証制度も来年3月に終了ということですから、中小企業はますます厳しい経営を余儀なくされるのではないのでしょうか。

小樽市生活安全課燃料生活必需品小売価格調査、12月5日付けの灯油平均価格は76.32円、対前年同月比10.5パーセント値上がりし、市内でのレギュラーガソリンの小売価格も平均で136.65円、対前年同月比8パーセントの値上がりです。12月14日には、生活協同組合コープ札幌が、原油価格の上昇を受け、19日

から定期配達価格を1リットル当たり一律3円値上げすると発表していますから、さらに値上げになるのは必至です。石油価格の値上がりは、原材料価格の高騰にもつながり、中小企業の営業の厳しさに追い打ちをかけます。ほかにも、野菜、肉、卵、魚、加工食品、米の22品目のうち15品目が対前年の価格を上回り、キャベツは130.7パーセント、長ネギ79.2パーセント、大根77.2パーセント、ニンジン53.3パーセントと、大幅に値上がりしています。こうした灯油、ガソリン、食料の値上がりは、消費を冷え込ませ、食堂、レストラン、運送業などの営業にも大きな影響を与え、景気回復の遅れを招くものです。

陳情は、いずれも異常な原油高騰に対して市内中小業者への指導と助成を求めるものですが、2009年にいったん下がった石油価格がまた上がり始めています。

陳情の願意は妥当、各会派の皆さんの御賛同を呼びかけて、討論とします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1166号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時21分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1184号は、現行の容器包装リサイクル法では自治体が容器包装の分別収集を行うこととなっているため、リサイクルの総費用のうち9割が製品価格に内部化されていないなど多くの課題を抱えていることから、同法の改正と、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を要望するものである。現実には、小樽市のペットボトル、プラスチック製容器包装の収集運搬処理費用は、平成19年度に約4,200万円であったものが21年度には約6,100万円と年々増加する傾向にある。リサイクルの推進に

力を入れれば入れるほど、市民の税金である自治体負担が増える今のシステムには問題があるため、国に改善を求めていく必要があるのではないかと。

陳情の背景にある地球環境に負荷を与えまいとする観点から、循環型社会の形成や実現を求める精神は理解できるが、リサイクル費用を製品の価格に内部化することやレジ袋の無料配布の禁止などは関連業界に新たな負担を求めることになり、低迷している市内経済にさらなる打撃を与える懸念がある。そうした影響や制度設計について十分な検討が必要であることから、性急に判断すべき問題ではないと思うがどうか。

また、市内の事業者には、環境に配慮し、廃棄物の焼却処理で発生するエネルギーを冷暖房用に利用するサーマル・リサイクルを実践している企業があると聞くことから、市としても、こうした方法を含め、廃プラスチック処理の研究をしてほしいと思うがどうか。

陳情第1182号は、市立保育所の規模・配置に関する計画で、平成26年度をめどに今後の方向性を決定するとしている最上保育所の存続を求めているものである。この計画では少子化による児童の減少を前提としているが、新年度になるまで解消の見通しが立たない待機児童数は12月1日時点で35人にも上っており、今後、計画どおり進められた場合、待機児童のさらなる増加が懸念される。本来、子育て支援とは育てやすい環境整備を進めるものであり、まるで子供が減るのを願っているかのような市の考えは、到底、容認できるものではないため、計画は、一度、白紙に戻すべきではないのか。

平成19年4月から新規の募集を停止し、介護保険施設等へ入所者の移行を進めていた軽費老人ホーム福寿荘は、平成23年3月に廃止予定であることから、現在公募している特別養護老人ホームの施設用地として利用可能である旨が募集要領に記載されている。しかし、福寿荘の廃止計画について地域と協議した際に、跡地には福祉施設を建てるとの話合いがあったと聞いており、このことを公募の必須条件として明記することはできないのか。

近隣に母体施設のない事業者にとって、この施設面積だけでは効率的な運営ができず、建設に至るのは難しいとも聞くので、今回の公募で利用者が決まらなかった場合には、高齢者向け住宅などバリエーションを広げた検討をすべきと思うがどうか。

また、地域密着型サービス事業者の選定は、ヒアリング審査等の採点によるものであるが、経過の透明性を確保するとともに、実態を広く伝えることでサービス全般の質を向上させるためにも、前回と同程度の内容で結果を公表してほしいと思うがどうか。

各グループホームでは、地域と連携し、住民等の意見を施設運営に反映させることを目的に運営推進会議を設置しており、そこに参加した委員の提案により、入所者と小学生の交流事業を実施した施設もあると聞く。こうした世代間交流は、高齢者にとって活力につながるとともに、子供たちには敬老の心が芽生えるなど、双方にプラスの効果をもたらしていることから、他の運営推進会議においても先進事例として紹介してはどうか。

また、地域との交流を通じて互いの理解をさらに深めるためにも、要介護度の軽度な入所者が地域の行事に参加しやすくなるよう、市が積極的に指導・助言に当たってほしいと思うがどうか。

子ども・子育て新システムが検討され、保育を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、全国知事会では、保育に関する事項を含む構造改革特区を共同提案している。これは、児童1人当たりの面積基準を定める権限を市町村に移譲するなどの規制緩和を求めるものであるが、このことにより、保育全体の質が低下することはないのか。

また、平成16年に実施された公立保育所運営費の一般財源化が私立保育所にも拡大される見通しであり、市は、交付税の中に必要経費が参入され、実額に影響がなければ問題なしという姿勢であるが、必要

な額は本当に確保されるのか。

一般的には実額が減られ、保育施策に使われる保障がなくなるとも言われることから、引き続き、国が責任を持って財源措置をするよう要望すべきと思うがどうか。

脳の機能障害とも言われている発達障害は、通常、低年齢において発現すると言われ、成長過程に応じで一貫した支援が重要である。3歳児健診で判明した場合に、市は関係機関への連絡・調整をしていると言うが、その後の経過や状態については継続して把握しているのか。

こうした子供たちは、保育所、幼稚園から小学校へ入学するなど、ライフステージが変わる都度、経過を伝えることになるが、正確に引き継ぐのは困難との声がある。他都市では、支援内容等を一貫して記録することのできるサポートファイルを作成し、配布している例もあると聞くので、小樽市も同様の取組を前向きに検討するべきと思うがどうか。

また、発達障害にはいろいろなタイプがあり、特性に応じた職種では健常者以上の能力が発揮されると聞くので、就労体験により適職を見極めることは重要である。しかし、受入れ企業は少ないと聞くことから、市としても、多くの事業所に対し、実習に協力してもらえるよう申し入れてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号、第1164号、第1176号、第1177号、第1182号及び第1184号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査につきましては、継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1182号及び第1184号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、新たに提出された陳情第1176号、第1177号、第1182号及び第1184号は採択、継続審査中の陳情第247号、第250号、第251号、第258号、第1003号、第1116号、第1117号、第1145号及び第1164号はすべて採択を主張して、討論します。

陳情第1176号は、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出を求めるものです。

国立病院は、がん、心疾患などの高度医療とともに、重症心身障害者や筋ジストロフィー、神経難病、結核、災害医療や僻地医療など、民間では困難な分野を担っています。国立病院機構144病院で、重症心身障害者は国全体の4割、筋ジストロフィーは9割、結核は4割も診ています。2004年度に独立行政法人に移行してから2010年度まで、病床総数は4,768床も削減され、そのうち結核病床が1,964床です。その結果、国立病院機構の結核病床数は4,408床から2,444床に激減です。

政府は、独立行政法人の原則廃止を掲げ、事業仕分けでは、国立病院に対して非効率病床の削減など経営合理化を求める意見が出されています。不採算部門が非効率的になるのはやむを得ないことです。命を

守る公共部門を機械的に切り捨てることは許されません。国民に必要な医療を国が責任を持って実施するために、国民の共有財産である国立病院を削減するのではなく、積極的に活用すべきです。

公務員人件費の大幅削減を掲げる政府は、医師、看護師不足で医療崩壊が社会問題になっているにもかかわらず、国立病院に対しても5年で5パーセントの人件費削減を計画しています。深刻な医師不足で、2010年度は常勤医師100人欠員で閉鎖する病棟も出ています。病院運営は、医療職だけでなく、技能職や事務職など多くの職種で成り立っています。

しかし、政府の技能職不補充、総人件費削減の下、6年間で1,300人を超える技能職が削減されています。技能職のあらゆる職場に業務委託が拡大され、安さを最優先する競争入札で、質の低下や職場の混乱、低賃金の労働者の拡大など、多くの問題が起きており、医療の質と安全が問われています。100床当たりの日本の医師、看護師数はアメリカの4分の1で、欧米諸国に比べて非常に少ないのです。医療の実態を無視した人件費削減をやめ、医師、看護師をはじめ、医療従事者を増員することが必要です。

独立行政法人の運営交付金の7割は、国立病院時代の退職金など過去の債務の精算に関するもので、診療事業への交付金は16パーセントにすぎません。一律削減の対象から外すべきです。

陳情の願意は、現在の国立病院を一律の公費削減の対象にすることなく、地域医療を守るというものであり、願意は妥当、採択を求めます。

陳情第1177号は、看護師の大幅増員と夜勤改善で安全な介護、看護を求める意見書の提出を求めるものです。

医療現場では、患者の命を守って24時間365日働くため、夜勤は避けられません。最近、世界では例のない16時間以上の夜勤が増加しています。北海道医療労働組合連合会の道内の看護師や助産師1,402人を対象にした労働実態調査では、看護師確保法に基づく指針で月8日以内とされている夜勤が、9回以上と答えた看護職員が49.6パーセントでした。疲れが翌日に残る、休日でも回復せず、いつも疲れていると慢性的な疲労を訴えている職員は全体の約73パーセントになることがわかりました。医療現場は、長時間、過密労働に加え、医療技術の進歩や医療の安全性に対する期待も高く、看護職員の労働条件は厳しくなるばかりで、離職者も多く、深刻な人手不足になっています。また、2005年に実施された日本医労連の看護師労働実態調査では、看護業務量が増えたとする者が62.7パーセント、3年間の間、ミスやニアミスを経験した者が86.1パーセント、仕事をやめたいが73.1パーセント、やめたい理由のトップは、仕事が忙しすぎるが37パーセントと深刻です。

私たちが病気になったとき、医師や看護師が不足しては安心して医療が受けられません。第166回通常国会では、次のような決議が行われています。1、医師、看護師などの医療従事者を大幅に増員すること。2、看護職員の配置基準を夜勤は患者10人に対して1人以上、日勤は4人に対して1人以上にするなど抜本的に改善すること。3、夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法を改正すること。これを実現するために実効ある政策が求められており、陳情趣旨は大変理解できるものです。

願意は妥当、採択を主張します。

小樽市では、新市立病院建設を進めていますが、現病院運営上でも医師不足や看護師確保が重要な課題になっています。このようなときに、両陳情を採択して、政府や関係団体に意見を上げることは、新市立病院建設を進める立場からも重要ではないでしょうか。継続審査を主張する会派の皆さんの討論をぜひ聞きたいと思います。

陳情第1182号は、最上保育所の存続方で、署名が1,110筆寄せられており、陳情趣旨説明では、署名を訴える中で、孫が保育所になかなか入れなかったとか、仕事をする若い人のために保育所は必要ですなどと、廃止に反対する声が多数寄せられたと述べられました。

12月1日の本市の待機児童数は35人で、4月1日の8人より27人も増加しています。そのうち、公立の赤岩保育所が6人ですが、年度途中の保育士確保が困難なため、来年の4月まで入所できる見通しが無いと言います。最上保育所は、中心部から離れた地域ですが、8月1日から定員数が45人になっています。4月から8月までの間に10人の子供たちが入所していますが、そのうち9人が最上保育所を第1希望にしており、地域で必要とされている保育所ということです。

市は、当初、平成26年度から28年度の間に、最上保育所を廃止するとしていましたが、今回、最上保育所は建物が老朽化しているものの、現在の入所率が100パーセントであることや、近隣の保育所の入所率が100パーセントを超えていることなどから、現段階では廃止年次を特定せず、今後の入所状況を注視しつつ、平成26年度以降に方向性を決定するとのこと。平成26年度の見直し時には廃止も含めて検討すると答弁していますが、小樽市は、子供が減少することを待っているのでしょうか。少子高齢化が問題になっている今日、子供の数を増やし、若い世代が安心して子育てできるよう支援するのが行政の役割ではありませんか。

現在の待機児童数の増加、対象保育所の定数確保、近隣施設の定数もまた100パーセント以上という中で、4年後の保育所廃止の検討そのものに根拠がありません。この際、最上保育所の廃止を含めた見直しについては撤回すべきです。今、行政に求められることは、保育所廃止計画ではなく、待機児童解消対策ではありませんか。ともにフルタイムで働く両親が保育所に通う子供たちを育てながら、集めた署名の重さをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

陳情の願意は妥当、採択を求めます。

陳情第1184号は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求めるものです。

日本では、近年、まぜればごみ、分ければ資源としてリサイクルが強化されてきました。ところが、大量生産、大量販売、大量消費を野放しにしたまま大量リサイクルの方向に向かったため、さまざまなひずみが生まりました。1995年、国は、容器包装の再資源化を図る目的で、容器包装にかかわる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、容器包装リサイクル法を制定しました。この法律の特徴は、容器包装廃棄物の再商品化の責任は容器包装の製造・利用事業者が負うことを初めて明確にしたことです。そして、容器包装の分別収集の責任は市町村、再商品化の責任は事業者、分別は消費者と3者の責任分担を決めました。

ところが、その後、ビール瓶や牛乳瓶など繰り返し使われるリターナブル容器が大幅に減少し、その一方で、使い捨て容器のペットボトルが急増しました。その理由の一つは、容器包装リサイクル法が成立する以前は行政指導で1リットル以上の大きなものに限られていたペットボトルが、96年にその規制を取り払ったために、小型のペットボトルの生産・使用量が一挙に増え、2006年には1995年の3.8倍になり、ごみとして捨てられる量は3割も増加する結果になりました。

こうなった最大の理由は、規制緩和と容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルなどの使い捨て容器の回収、運搬、保管などの処理作業の経費については、自治体が行うようになり、事業者は負担しなくてよかったためです。従来、リターナブル容器は、事業者が使用後の回収、洗浄、再利用を行っていましたが、使い捨てのペットボトル容器にした方が事業者にとっては安上がりになったのです。ある自治体がペットボトルの処理にかかった経費を計算していますが、行政の負担は約75パーセント、事業者負担は25パーセントにすぎないと言います。プラスチック容器全体で見ると、行政負担は58パーセント、紙製容器では行政負担は86パーセントなど、自治体負担は事業者負担に比べて大変重くなっています。

これらの多くの問題があり、2005年に法制定10年後の見直し条項を受ける形で改正が行われています。

改正に当たり、全国都市清掃会議や市民団体が要望や提案をしています。ほとんどこたえる中身ではありませんでした。平成22年6月には、全国市長会が廃棄物リサイクル対策に対する提言、要望として、家電リサイクル制度や容器包装リサイクル制度について4項目の提言をしています。拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化、明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管などの費用を事業者負担にすること、リターナブル容器の普及を図り、容器包装の発生抑制を図ること、設計段階から容器包装等の軽量化、分別、リサイクルに配慮したものにするよう事業者には義務づけるなどが盛り込まれています。また、平成22年7月には、全国都市清掃会議からリサイクル関連法の推進に関する要望が出され、ここには、クリーニング袋の取扱いの変更やレジ袋の有料化を含めた対策などが出されており、陳情内容はこれらを反映したものと思われます。

委員会質疑の中では、事業者責任の強化による事業者負担を懸念する声もありましたが、現状の資源・リサイクルの推進の最大の課題は、生産者責任があいまいなまま、大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ増量です。資源化すればするほど、自治体負担、つまり市民の税金が使われるのです。ごみそのものを発生源で抑制し、資源化しやすい対策を事業者に求めることは基本的なルールです。

陳情の願意は妥当、採択を主張します。

継続審査中の陳情については、これまでも繰り返し述べてきたとおり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

他会派の皆さんの御賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、陳情第1182号最上保育所の存続方について、陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書提出方については、いずれも継続審査の討論を行います。

最初に、陳情第1182号最上保育所の存続方についてです。この陳情は、最上保育所の存続を決めてくださいというものです。

市立保育所の将来像については、真栄保育所の民間移譲を契機に議論が始まり、小樽市は、市内の有識者による小樽市保育所の在り方検討委員会を設置し、協議、検討を進めました。昨年12月に出されたこの検討委員会の報告では、公立と私立の保育所の役割分担が今以上に整理され、公立保育所は、ゼロ歳保育、延長保育、障害児保育、そして地域の子育て支援の中心施設に特化していくという方向とあわせて、少子化の進行による保育所を利用する子供の減少を考慮し、定員割れという現実に対しては民間の保育所に考慮していくというものでありました。またあわせて、病児・病後児保育の実施の提起も行っています。

この報告書を踏まえて提出されたのが市立保育所の規模・配置に関する計画（案）でありました。この計画（案）については、本年第2回定例会以来、議会だけでなく、地域においても広く議論が展開され、結果として、銭函保育所、奥沢保育所の新しいサービスを提供するための改築工事は前倒しになり、また、長橋保育所は「廃止年度の2年延期」、手宮保育所は「5年後をめどに廃止又は民間移譲等方向性を決定する」を、「平成26年度に方向性を決定」に、そして、最上保育所についても、「平成26年度から28年度の間に廃止」を「平成26年度に方向性を決定」というふうに変更され、今定例会の厚生常任委員会に報告されました。

繰り返しのようになりますが、最上保育所のあり方については、平成26年度に、その時点での子供の動向などを踏まえ、改めて検討することになっています。その検討の時点で、今回の陳情の思いも含め、改めて協

議できるのではないのでしょうか。今定例において陳情を採択することはできません。陳情文において、最上保育所について大変よく書いていただいたことを最上保育所の職員は大変喜んでいたことを申し添えますけれども、継続審査を主張させていただきます。

次に、陳情第1184号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求めることについては、これは、今後の社会生活において、今以上に環境に配慮した生活、さらには生産や流通活動の必要性を、時には消費者や生産者が一定の痛みを伴ってでも実践していかなければならないと提起しています。その趣旨は基本的に了解できると考えております。

しかし、この陳情は、小樽市議会として意見書の提出を求めるものであります。添付されている意見書案も読ませていただきました。また、全国市長会の決議、提言事項や全国都市清掃会議の要望書も参考にさせていただきました。しかし、なにぶんにも時間的な制限もあり、意見書の成案にまで至りませんでした。

民主党・市民連合としては、できるだけ多くの会派の賛同を得た意見書案を目指す立場から、今定例会での採決については、継続審査を主張するところであります。

以上、議員各位の賛同を訴え、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、いずれも継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1176号及び第1177号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1145号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第1003号、第1164号、第1182号及び第1184号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○9番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第1185号満寿美湯の経営存続方についての質疑といたしましては、満寿美湯を年度内に廃止し、代替案としてオタモイ住宅の住民を近隣の銭湯まで送迎することについて、市は、11月上旬に、突然、住民に通知し、数日後に開催された説明会において理解を得られたとして、住宅行政審議会の議題や本委員会への報告にしている。満寿美湯は、ふろのない市営オタモイ住宅の住民に対する政策として市が経営を支援してきたが、公衆浴場法上は、公衆浴場商業協同組合が経営する銭湯であり、オタモイ住宅の住民にとって、公衆衛生上、大切な施設であることはもちろん、周辺住民のコミュニティの場としても親しまれている。経営者でもない市には営業の廃止権限がないことは言うまでもなく、その市が一部住民に満寿美湯の廃止を表明するなどほめてのほかである。実態は、一方的に補助金の支出を打ち切り、兵糧攻めにして組合に廃止届を出さざるを得なくさせるやり方ではないのか。

陳情者が趣旨説明で訴えたように、せめてオタモイ住宅4号棟が完成する2年後まで経営を存続させることはできないのか。

陳情の願意は、現状以上の便利さを求めるものではなく、最低限、今の生活をどうにか維持してほしいという切実な思いを訴えるものである。現在の満寿美湯の営業時間と市が提案する代替策を比べると、ふろを使える時間が半分以下となり、陳情者が訴えているとおり、ふろの時間に生活を合わせる不便を強いられる上、公衆衛生上の問題もある。また、今年度予算での補助金等の額と、代替案で示す送迎費用の概算を比較しても、大幅に支出を削減したとは言えず、いわば不便にするためにお金をかけることには矛盾を感じる。公衆浴場商業協同組合側から廃業の申出がないのであれば、市として支援を継続し、設備の故障時には早急な対応ができるよう備え、満寿美湯を存続させた方が市民の納得を得られるのではないのか。

満寿美湯の存続のために、市は、これまで修繕費を含め6,600万円を超える支援をしており、営業を続けるにはなお一層の修繕費がかかることになる。本市の市営住宅にはオタモイ以外にもふろなしの住宅があり、他の住宅では交通費をかけて銭湯に通っている入居者もいる中、オタモイ住宅の入居者を対象として近隣の銭湯まで送迎することとしたことは、代替措置として一定の配慮がなされたものと理解している。当初、代替の銭湯としていた都湯が廃業する意向を示したことで、現在、新たな受入先を選考中とのことだが、今後とも、入居者と十分話し合い、遺漏のないよう進めてほしいと思うがどうか。

満寿美湯の設備は、市が支援を始めた平成8年にボイラーを改修してから既に14年が経過している上、排水を河川放流しているなど、市が関与している施設としてこのまま営業を続けるには困難な状況にあり、仮にこれらを改修した場合には、かなりの費用を要するとのことである。公衆浴場組合が引き継いだ当時は、ふろなしの市営住宅が572戸もあったため、市は例外的に支援に踏み切ったものと思うが、入居戸数は70戸となった今、当初の行政目的は達成されており、満寿美湯の廃止後については近隣の銭湯へ

の送迎をする方針が示されており、十分な配慮がなされているのではないかと。

満寿美湯に対する市の支援は、平成8年当時、オタモイにふろのない市営住宅が相当数あったことから、住宅政策の一環として進められたものだが、オタモイ住宅の建替えが進む中、他の住宅との平等性や費用対効果も考えていかなければならないのではないかと。

今後、市が示す代替案については、住民に対して丁寧に説明し、少しでも不安が解消できるよう配慮してほしいと思うがどうか。

次に、その他の質疑・質問としましては、議案第11号及び第13号は、いずれも本年2月に北海道から移管された市営若竹住宅2号棟に関する議案であるが、この住宅は、今年度中に改修工事を終え、来年2月から入居者を公募する予定であり、駅前という立地のよさからかなりの倍率となることが予想される。工事には、解体作業など騒音が伴うものであるが、できるだけ1階の店舗の営業時間外とするなど、近隣への影響を最小限に抑える配慮がなされており、今後、隣接する1号棟、3号棟も道から移管され、市営住宅としてリニューアルする予定であるが、2号棟の改修工事を参考に、地域や入居者のコンセンサスを得ながら、できるだけ早期に改修工事に着手してほしいと思うがどうか。

本市が平成24年度に施行を予定している（仮称）小樽市屋外広告物条例について経過報告がされたが、今回示された規制項目は、高さ、面積、色彩の3項目にとどまっている。小樽の景観レベルの落ち込みが感じられる中、本市観光を担う都市景観にとっても屋外広告物の規制は重要な課題と認識するが、今回示された項目だけでは周辺のまち並みとマッチしない看板が設置されてしまうといった想定外の事態が懸念される。広告物については、経営者が営業活動の一環として独自に設置したものが、とすると景観を阻害することにもつながりかねないことから、条例制定に向けて精力的に議論を重ね、全国的にもいち早く景観条例を制定した小樽市にふさわしい他の手本となるような条例にしてほしいと思うがどうか。

中央下水終末処理場の汚泥処理棟にある火災報知器の故障は、昨年度に行われた工事が原因とのことだが、この事実は本年3月に判明していたにもかかわらず、速やかに交換することなく、8月に消防本部へ提出した消防用設備等点検結果報告書には故障の記載すらしなかったことは、組織ぐるみの隠ぺいともとらえられる問題である。汚泥処理棟に関しては、不特定多数が利用する雑居ビルなどと違い、消防法上の罰則はないとのことだが、市民のライフラインのかなめである下水終末処理場に、万が一、火災が発生したならば市民生活への影響は必至であり、水道局の責任は重大である。今回の件は、危機管理意識の欠如が招いたことであり、水道局長は、管理監督者としてこの責任をどのように考えるのか。

今年度、国道の除雪基準が見直され、排雪回数の減少や路肩の除雪が行われないなどの報道がされていたが、本市の除雪基準への影響はないのか。

国の方針変更により、市道との交差部分が排雪されず、市民が著しく不便を強いられる事態とならないよう、市は国に対して要望するとともに、各道路管理者が連携をとりながら冬道の安全確保に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1185号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により、決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1185号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について、不採択を主張し、討論いたします。

満寿美湯については、平成7年に経営者の事情や設備の老朽化を理由に廃業の申出があり、平成8年に、市が満寿美湯の経営を支援し、公衆浴場商業協同組合が経営を引き継ぐ形で存続をしてきましたが、年々、利用者の減少に伴い、補助金の負担は増えているという状況であります。平成8年に572世帯あった入居者も、現在では70世帯まで減少し、この間、市としても、補助金、修繕費、土地代を合わせ6,681万3,000円を支出しており、オタモイの市営住宅入居者に対しては、平成17年、19年、22年と、オタモイ住宅1号棟、2号棟、3号棟の整備を通し、住宅行政としてしっかりと対応してきた経過や、24年度には4号棟が完成する点も踏まえ、また、ほかの浴室のない市営住宅に住む住民との公平性から見ても、現在の形での存続は難しいものと考えます。

今現在、満寿美湯に通っている人の中には、代替案として示されたマイクロバスによる送迎案に対して、そこまでしてもらえるのはありがたいという声も聞いておりますし、現施設の老朽化に伴い、特に冬場は寒いという声も聞いております。今後のさらなる施設の老朽化や排水処理問題、収支の悪化を考えると早急な対応が必要だと考えますし、利用者に対する代替案も示されております。また、住民に対し、一定の配慮もされていることから、満寿美湯の経営存続方については、不採択を主張いたします。

今後開かれる説明会では、理解が得られるよう、丁寧、誠実な対応を要望し、全議員の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1185号並びに継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号については、いずれも願意は妥当につき、採択を求めて討論いたします。

まず、陳情第1185号はオタモイにあります満寿美湯の経営存続方についてであります。

討論に入るに当たり、委員長報告の冒頭部分について正しておきます。

委員長報告は、満寿美湯の廃止と近隣浴場への送迎が代替案だと述べておりました。しかし、それは不正確であります。そもそも、9月に入ってから事務方が用意してきた代替案というのは、近隣浴場ではなく、長橋の都湯への送迎でありました。まずはこの点を正確に押さえておいていただきたいと思います。

さて、委員会冒頭、陳情代表者からの趣旨説明を聞かせていただきました。願意は極めて控えめでありましたが、しかし、それだけに切実なものが感じられました。

最初に申し上げておかなければいけないことは、オタモイ地区における市営住宅整備事業と本件満寿美湯とは、いわば車の両輪の関係で来たものであります。ふろはついていない市営住宅だが、すぐそばには銭湯があるから心配がない。逆に言えば、ふろなし住宅が600戸もあるから銭湯の経営も成り立ってきた。つまり、どちらが欠けても住宅整備事業としては成り立ち得なかったものであります。

これらを踏まえた上で、第1に、何よりもまず、ふろなし旧市営住宅に現在も入居している方々には、絶対なくなつては困る施設が銭湯であるということです。

第2に、旧住宅入居者以外にも、新棟入居者、あるいは近隣の持ち家の方々などもたくさん利用されています。オタモイ地区は、御多分に漏れず高齢化が進み、しかも単身化が進んでいます。利用者の中には、連絡を取り合って満寿美湯で会うことを楽しみにしているという方も少なくはありません。この地域唯一の社交の場と言っても過言ではないでしょう。

第3に、常任委員会の報告では、説明会において大方の賛成を得たとしていました。陳情代表者にお聞きしたところ、わずか二、三日しかない急遽の署名だったそうですが、旧住宅入居者のみならず、周辺の方々の大半は、地域からこの満寿美湯がなくなってしまうのは困る、廃止には反対だと言っておられました。それを証明するように署名も添えられております。どちらが本当なのか。最低でもみずから確認、検証すべきではありませんか。事務方には、そうした上でも大方の賛成を得たという自信がおりなのでしょう。

第4に、費用対効果において、現行補助金等の支出と代替案費用ではそれほど違わないと説明されていました。陳情代表者は、現行満寿美湯は、週4日営業ですが、3日に減らしても、銭湯が地域内で近くにあることが大事だと述べておられました。日常の生活リズムを守っていく上からも、また、公衆衛生の向上から大事なのだと述べておられました。その説明に耳をかそうとしません。営業日を減らせば、費用対効果の数値だって変わるはずであります。しかし、何が何でも先に廃止ありきの態度、これは、到底、認められません。

加えて、費用対効果の関連では、委員会審査の中でも、これまでに約6,000万円、先ほどの秋元議員の討論にも出てまいりましたが、約6,000万円も助成、補助をつぎ込んでいる。あたかも特別扱いしているかのような意見も出されていました。

しかし、皆さん、考えてみてください。約600戸の市営住宅がふろなしです。この住宅の整備で、ふろの施設が最初から整備されていた場合、その事業費は果たしてこの6,000万円程度のもので済んだのでしょうか。費用対効果を考える場合には、そういった面からも考えなければいけないと思います。

第5に、そもそも満寿美湯は公衆浴場法の適用を受けた民間経営の銭湯です。経営者は小樽市長ではありません。経営者でない小樽市長が、どのような権限において、さきの住宅行政審議会や議会という公式の場でこの銭湯の営業廃止を説明したり宣告したりすることができるのでしょうか。市長の越権行為、法律、他人の権利を侵害する法律違反の疑義さえ生じてきます。

(発言する者あり)

そこで、佐野議員と議論すれば、ずっと長くなりますよ。平成7年、8年までさかのぼらなければいけないのですから。この仕組みをつくったのには、あなたが一番汗をかいたのではないですか。

第6は、公衆浴場法との関係です。

市の出過ぎた行為は百歩譲ったとしても、地域の銭湯の存在であるにもかかわらず、一部利用者だけに突然説明をし、他の利用者や町会など地域関係団体の皆さんには何のお知らせもしていません。しかも、代替案とされている他の銭湯への送迎車利用対象からも排除されています。公衆浴場法の目的などの規定に照らせば、これをどのように説明されるのでしょうか。

第7は、今後のスケジュールに関連してであります。

事務方によれば、代替案で示していた長橋の都湯が受入れを返上された後、急ぎ、他の銭湯を変更先にと動いたようです。丁寧なる説明どころか、既にあと5分したら旧住宅入居者だけを対象とした夕方の部の説明会が始まります。6時半から2回目が行われて、我々も知らない代替先の変更についての説明が事務方から行われます。その後、年末もいよいよ押し迫ろうとする12月27日には住宅行政審議会を開催するというのです。何とも慌ただしい限りであります。

こうした事務方が考えているようなことが進められれば、市長が条例に基づいて設置した附属機関であ

る審議会も、そして我々議会も、単なる追認機関でしかなくなってしまいます。

なお、あえて言えば、審議会会長と私の連絡においても、審議内容の重要な変更にあたるため、これは、一度、審議会に戻されてしかるべきだという共通認識に立っていたし、そのことも事務方には伝えてあります。この点は、申し添えておきます。

案件への賛否とは別に、こうした執行機関側の乱暴なやり方で看過することができるのか。このことが、あわせ問われているのではないのでしょうか。どうあれ与党だからというのであれば、与党というよるいをまとった議員の皆さんのよって立つべき位置は一体どこにあるのでしょうか。

次に、継続審査案件についてであります。

これまで、何度もその願意の妥当性については語り尽くしてきました。さきの満寿美湯のように市長との対決案件では、与党の皆さんは非常にわかりやすく不採択、反対の態度をはっきりさせます。しかし、他の多くの陳情案件は、継続審査という名でどれほど多くの市民願意が棚上げにされてきたのでしょうか。今任期の議会もあとうずかであります。陳情案件の中には、数期の議会にわたって提出され続けているものや、例えば、残念ながら、私の所属するオタモイ町会のように、オタモイ線の道路の拡張整備に向けた陳情が今任期の議会への提出をついに見送るということが起きていました。同じ地区から選出され、しかも、その町会の役員でありながら、町会が提出した陳情にも賛成しない、こうした議員さえいます。

その理由が与党だからでは通りません。せつかく議会に送り出してくれた有権者、市民が果たして納得してくれるのでしょうか。審議未了、廃案まで、今任期4年間のうち、残すところはあとうずかに3か月余であります。明年、第1回定例会までであります。これに心を痛めない議員にはならないでください。市民の願い、声にアンテナを向け続ける議員であっていただきたいのです。そのことを最後に呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）

○6番（成田祐樹議員） 陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について、採択の討論をいたします。

本件の話を市側から最初に聞いたときには、当然、そういった故障等のリスクもありますから、そういう部分で代替案を出されたと思いますが、その代替案を精査しましたら、市民の生活を非常に不便にさせるものでした。現在、週4日、1日7時間営業をしている銭湯があるのに、それを週3日、1日4時間のバスにかえると。これは、単純に週4日を週3日にしたということではなく、4掛ける7の28時間入れる時間を3掛ける4の12時間にした。そういった部分で、ふろという基本的な生活の部分の不便にさせてしまうということに対して非常に危機感を覚えたというところではあります。

また、その件に対して、非常に安価でそういった代替案ができるのであれば、そういった部分を認めざるを得ない部分もあるかと思うのですが、現在支援している補助金額は470万円なのに、出た代替案は400数十万円で、ほとんど金額は変わらないということだったのです。なぜ、週4日の7時間営業で470万円のもの、週3日の400数十万円にするか。しかも、その400数十万円という見積もりは、長橋の都湯までの見積もりなのです。これが、もっと遠くなれば当然ながら金額が上がる可能性もあります。そういった部分で、ほとんど金額が変わらないのに入れる時間を半分にするというのは、あまりにかわいそうではないかというふうに考えます。

まだ決まっていけないというふうに私は伺っていて、この後、説明会があるという話は全く伺っていなかったのですが、一体、その部分ではどういった見積りが出てくるのか、そして、決まっていけないと言うのであれば、ぜひ、週3日4時間という短い時間ではなく、少しでもバスの時間を長くするなどといった努

力をされて、市民の生活である一番基本的な部分であるおふろに入るということをぜひ守っていただきたいということを主張し、討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1185号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について、採決いたします。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定すること御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小規模特認校については、その特性を生かし、成功している事例も多いことから、本市の学校規模・学校配置適正化基本計画に反映することを要望していたが、市教委は、望ましい学校規模との兼ね合いから断固として受け入れない方針を取り続け、結局、盛り込まれるには至らなかった。しかし、本年5月から行った地区別懇談会では、豊倉小学校や張碓小学校の参加者から、両校のメリットが紹介され、他校からも小規模特認校を認めてほしい旨の意見があったと聞く。これまでの議論経過の中で、市教委は、小規模校を否定しているわけではなく、個別の協議には応じていく考えも示していることから、再編プランには改めて盛り込まずとも、保護者等に対し、話合いの余地がある姿勢を明らかにするとともに、具体的な検討に入るべきではないのか。

南小樽地区ブロックAグループでは、平成24年4月の統合を目指しており、年度内の学校統合協議会設置に向け、12月中には関係小学校のPTA役員等による懇談を行う予定であるが、その中に、同時期の統合に反対する声のある若竹小学校は含まれていないとのことである。しかし、今回の再編は、ブロックごとに行うことが大前提であり、若竹小学校を外したまま進めることにはならないため、保護者には誠意を持って説明し、当初から話合いに参加してもらうよう働きかけていくべきではないのか。

また、統合校となる花園、潮見台両小学校の施設整備には多額の費用を要するとのことであり、今後、市内全域の再編を進めるに当たっては、耐震化や改築などが同時期に重なることも想定されるが、財政的

な理由により統合を遅らせることのないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

若竹小学校では、保護者や地域の方を対象とした説明会を3回開催しているが、プランで示されている新校区は、国道をはじめ、交通量が多い道路が走っているため、通学に関して危惧する声も多く、保護者などの中には、その安全確保が再編に当たっての判断基準としている向きもある。量徳小学校や花園小学校、潮見台小学校の間では、既に通学路の安全対策について協議がなされているが、若竹小学校についてはどのようなになっているのか。

ここは懇談会の参加者が少なく、事実が正確に伝わっていないため、保護者の中にはスクールバスが運行されるとのうわさをうのみにしている人がいるなど、情報は錯綜しており、理解を得ているとはいえないのが現状である。統合までの期間はあと1年3か月しかなく、こうした状況の中、ブロック内での同時開校を拙速に進めようとする市教委の姿勢は、問題ではないのか。

10月に開催された緑小学校、最上小学校、松ヶ枝中学校の3校PTA役員との懇談会では、緑小学校の建替え場所としては、市の旧車両整備工場敷地が適切であるとの意見が多く出され、保護者の期待は高まっている。しかし、この敷地は公園用地であるため、北海道の都市計画審議会での協議が必要など、解決しなければならない問題があるとのことだが、最終的に了解を得られる見通しはついているのか。

この地区は、松ヶ枝中学校をはじめ、耐震補強では済まないほど老朽化した校舎が多く、再編が急がれることから、市教委は、早期に都市計画上の条件を整え、再編に向けた協議を加速してほしいと思うがどうか。

現在、再編に向けた地区別懇談会では、南小樽地区ブロックと高島・手宮地区ブロック、中央・山手地区ブロックが先行して進められており、塩谷・長橋地区ブロックについては協議がとまった状態であると言う。長橋地区は、通学路がバス路線に面しているところも多く、また、統合校と想定される小・中学校の耐震化にも着手していることから、地域の合意も得られやすい環境が整ってきていると思われる。統合への機運が高まっているときに協議を進めなければ話がとんざしてしまうため、早期に懇談会を開催し、意向をまとめる必要があると思うがどうか。

このたび改訂された小樽市小中学校再編計画の推進フローでは、地区別実施計画づくりの手順として、最終目標である統合学校開校までの流れが時系列に示されている。それによると、今後、（仮称）学校統合協議会の設置など、節目となるポイントが幾つかあるので、ブロックごとの進捗状況が一目でわかる一覧表を作成し、公表してほしいと思うがどうか。

再編を円滑に進めるためには、保護者を含めた市民の理解を得ることが重要であることから、今後も、よりわかりやすい資料の提供に努める必要があるのではないか。

市内小・中学校の再編に当たり、ハード面の整備についてはよく話題になるが、全国学力・学習状況調査でも下位に低迷している本市にとって、学力向上につながるソフト面での体制をいかに構築するかは非常に重要である。しかし、学力は短期間で身につくものではないため、適正配置と同様に、一定程度の期間を設置し、目標を定めて取り組んでいくべきではないのか。

また、本市の子供は、予習、復習をしない傾向にあると言うが、家庭での学習が習慣化するには、勉強に興味を持ち、おもしろいと感じさせることが不可欠であるため、子供の学ぶ意欲を喚起することに重きを置いた指導に当たってほしいと思うがどうか。

発達障害を含む特別支援学級の子供については、担任が中心となり、各学校に1名配置される特別支援コーディネーターの協力や、校内委員会での協議を受けて指導に当たっているとのことである。コーディネーターにはその学校の教員が当たり、自身が担任を受け持つ傍ら、保護者や関係機関と連携して多岐にわたる業務を行っているため、専門的知識まで習得するのが難しい状況にあると聞くが、この現状をどう

認識しているのか。

現に、保護者からは、コーディネーターが療育手帳の存在を知らなかったため、各種サービスを受けられなかったという話も聞いていることから、市教委は、学校間によって対応が異なることのないよう、各学校において必要な情報を共有できるような仕組みをつくってほしいと思うがどうか。

また、こうした子供たちの保護者は、学校再編により、通学路がかわったり、路線バスに乗ることによってパニックを起こすことなどを非常に危惧しているので、実施計画策定前に、学校がかわった場合は子供たちにどういった影響があるのかというシミュレーションを保護者に示した上で、不安の解消に向け、個別にきめ細やかな対応をとるよう望むがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方についての願意は妥当、採択を求める討論を行います。

まず、指摘しなければならないことは、市教委の学校統廃合計画が進められているにもかかわらず、豊倉小学校存続を求める署名が引き続き行われていることです。本年6月21日に行われた豊倉小学校の懇談会で、地域の学校評議員の方から、まだ豊倉小学校を守る会の署名運動は続いており、70名ほど集めてきた、地域の方の要望は、豊倉小学校をぜひ残していただきたいということだ、朝里川温泉町会地区から、豊倉小学校がなくなったらまちの火が消えたようになってしまうという切々たる要望が訴えられました。

小規模校の予算については、本年5月以降行われた地区別懇談会の中でも、保護者や地域の方々から切々と訴えられただけではありません。教育委員会自身が豊倉小学校の予算について集った保護者や地域の方々に次のように説明していることでも明かです。

少し長くなりますが、引用させていただきます。

教育活動についての豊倉小学校の様子を見てきているので、お話ししたい、こう前置きして、次のように紹介しています。豊倉小学校の子供たちが堂々と胸を張って自分たちの調べてきたことを発表する姿、それは、ほかではまねできないすばらしさがあった。大人でも、しゃべるとき、自分の思いが全部伝わらないと困るので紙に書くものだが、子供たちがノー原稿で発表する姿はすばらしい。

また、次のようにも紹介しています。総合的な学習の時間の発表会では、豊倉小学校の子供たちは常連で、大きな学校の子供たちに負けないくらい一生懸命やっている姿を評価している。これは、教育委員会が最大限の賛辞を述べているところです。ただ、その一方で、この子供たちが大きな学校や中学校に行った場合、このよさを発揮してもらえるかは心配しているとも述べています。

これに対する回答と言っては何ですが、既に保護者から出されています。朝里小学校から豊倉小学校へ転校してきた2年生の母親は、次のように述べています。朝里小学校では、1学年3から4クラスです。授業の内容については、朝里小学校では、子供がわからないのに、先生がこの子たちを置いて次に進んでしまう。流れ作業の授業だ。ついていけない子供たちは、みんな目をつぶってしまう以外ない。6年生では半分ぐらいがそうだ。ところが、豊倉小学校を見に来て、ここの子供たちは目がきれいで輝いている。それに感動してこちらの校区に土地を買って転校してきた。ここで育てられた子供たちは、中学校、高校、

社会に出て通用すると思います。このような学校をなくすようなことはしないで、他の学校から子供を呼ぶことができないのでしょうか。

これは、議会にも配られた教育委員会作成の懇談会の記録に記されています。

この母親は、教育の専門家ではありませんから教育の専門用語は知らない方ではありますが、特認校として小規模校を残してほしいという要望であることは明らかです。これは、豊倉小学校だけにはとどまりません。張碓小学校の懇談会でも、札幌の盤溪小学校を例にとって、校区外からの入学を認めるという特認校という形でさらにすばらしい子供たちを育てていくということで、小樽市教育委員会の判断で認定できるのだから、ぜひ、特認校として張碓小学校を残していただきたいとの要望も出ています。

本特別委員会の質疑で、教育委員会も、小規模特認校の要望を何らかの形で検討するということから、議会として陳情第260号を採択し、教育委員会を後押しし、多くの保護者の願いにこたえることを強く要望し、討論いたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○24番（成田晃司議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、新市立病院建設工事等の発注方法に関する質疑といたしましては、陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号については、建設に当たっての受注や建設資材の調達等を市内企業に求めるものである。発注方法の最終判断は、議会の議論を聞いた上で決定することとし、幾つかの選択肢を示しているが、市内企業が一番多く参加できる方法としては、設計と施工を分離発注し、また、建設工事も、機械・電気等の工事種別ごとに分けて発注し、さらに、同規模病院の施工実績を入札参加の条件としたことで共同企業体方式になると聞く。今までの経過や答弁において市内経済への配慮を示していることから類推すると、一番効果がある方法としてさきの発注方法を選択すると考えてよいのか。

工事種別ごとに分離発注することで建設費が高上がりになるとの声もあるが、市内建設業者の参加があってこそ、税収の増加や消費の拡大につながるものであり、単純に工事費が安ければよいというものではないと思うがどうか。

建設工事費については、市内経済への波及効果が最大限に得られ、なおかつ、一定程度の許容範囲になることが望ましいと思うが、市は、その兼ね合いをどのように考え、発注方法を検討しているのか。

平成19年9月に開設された北海道立子ども総合医療・療育センターでは、新築時に多数の業者が参入できるよう、工区を6ブロックに分け、また、電気、空調、冷暖房、衛生設備など工事種別ごとに細分化して発注したが、工事費は1平方メートル当たり23万円程度と非常に安い価格となっている。しかし、開設後、ICU病棟の壁に結露ができるなど、23項目にもわたるふぐあいが生じ、現在もその対応に追われていると聞く。この原因と工区分けとの関連性については明確ではないものの、問題が発生しているのは事実であり、「安かろう悪かろう」という結果にならないよう、工事に当たっては先行する事例も参考にし

ながら、市内業者と地域経済に寄与する中身となるよう十分検討してほしいと思うがどうか。

一般的に、分離発注をすると建設費が高くなると言われ、過去10年間に道内で建設された七つの市立病院の1平方メートル当たりの単価は35万円から42万円となったが、現在建設を進めている市立根室病院は30万500円と聞くことから、小樽市も同程度まで下がると見込んでいるのか。

また、根室市では、契約に当たり、総合評価方式を採用しているが、これを取り入れると、独自の項目として地域での下請活用計画などを盛り込むことも可能になる。今回提出された陳情の願意は重く受け止めるが、発注方法を性急に判断することなく、先進事例を研究し、実施設計の発注までによりよい方法を模索してほしいと思うがどうか。

小樽市の普通建設事業費が以前と比べて大幅に減少するなどの事情により、市内建設業界の経営状態は非常に厳しいものとなっており、今回の新市立病院の建設に当たっては、市内業者の受注機会の確保について一定程度の配慮が必要であると考えます。分離発注は、建設費が高上がりになるとの話もあるが、発注方法については、最終的にどのように決定されるのか。

また、今回の建設工事に伴って、量徳小学校と現市立病院の解体工事、駐車場整備や外構工事など付随する工事があるが、これらは、本体工事のように同種同規模の施工実績が求められる工事ではないことから、市内業者に発注されることになると考えてよいのか。

次に、その他の質問といたしましては、小樽商科大学と小樽市医師会との共催で開かれた新市立病院についての特別講演会では、ヘリポート設置の必要性を問うアンケート調査が行われており、市民の間にはいまだ新市立病院では必要以上の施設をつくらうとしていると懸念する声があると聞く。実際、今年度、ヘリコプターで札幌市へ搬送した件数は13件とのことであり、費用対効果を考えても真に必要な施設と言えるのか。

脊髄損傷や脳の急性疾患の場合、ヘリコプターで搬送するかどうかによって後遺症の有無にも大きく影響し、その有用性は非常に高いとのことであるが、現状では市民や医師会に理解されていないことから、市はその必要性を十分説明していくべきと思うがどうか。

市立小樽病院と医療センターの看護師の現員数は、定員に対して1割前後不足している。看護師確保のためには、何といたっても働きやすい環境や整備が必要であり、特に子育て世代の看護師に再就職を促すためにも院内保育の充実が求められている。現在、両病院では、看護師を対象に3歳未満児の院内保育を行っているが、保育児童の年齢に上限を設けている理由は何か。

また、就学前まで児童を受け入れることにより、新たな看護師の応募が期待できることから、看護師確保のための待遇改善策として検討してはどうか。

3歳から就学前までの児童は活動範囲が拡大することや、保護者から幼稚園に準ずる教育を求められるため、3歳未満児と一緒に保育することは難しく、また、相応のスペースを必要とすることから、新市立病院のゾーニングの中では限界があると言う。例えば、民間病院では、幼稚園と連携し、幼稚園終了後、病院の保育室まで送迎を行っている例もあるので、この取組を参考に、働く人が安心して子供を預けられる環境を整備してほしいと思うがどうか。

病院改革プランでは、経営改革実現のため、民間的経営手法を導入することとしており、その一つとして、部門別コスト計算に必要な管理会計システムの選定と、導入時期を現在検討しているとのことである。この件については、どの部門でコストの削減が可能かなどを分析するため、治療科ごとの収支状況等を把握できるシステムを早期に導入するよう以前から求めているが、その方向で検討は進められているのか。

また、他都市では、部門別のデータを日々把握できるシステムが導入されているところもある。これにより、リアルタイムで患者動態や費用を把握できるため、素早くニーズに対応することができるなど、効

率的な経営に効果を発揮しているとのことであるが、本市で導入予定のシステムでも同様の対応は可能なのか。

済生会小樽病院は、築港地区に移転する計画を示したが、これまで済生会を利用してきた地域の住民は、今後も続けて移転先で医療を受けたいという声が大きいのという。市は、こうした患者のために、バス路線の開設方について事業者に働きかけてはどうか。また、済生会が移転した後は、市が設置した夜間急病センターの建物がそのまま残るとのことだが、これは築17年ほどと十分利用価値があり、地域の住民には病院の移転後もこの施設を診療所として活用してほしいという要望も多い。市は、センター跡の建物で済生会に診療所を運営してもらうよう要請するなど、地域の医療を守るための手当てを講じてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○3番（鈴木喜明議員） 自由民主党を代表して、今回新たに提出された陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号について、いずれも採択を主張して討論をいたします。

これらの5件の陳情は、すべて、新市立病院建設に際して、地元企業の参加、地元企業からの調達を求めるものです。

我が自民党は、新市立病院建設に関して、一貫して、適地で、適正規模で、早期に建設、最大限の地元経済波及効果をと主張してきました。新市立病院建設に際しての財源はすべて起債であり、つまり小樽市の借金で、地方交付税措置はありますが、その額は大きく、起債総額をでき得る限り抑制するべきとは考えます。しかし、今、市内では、建設、建築、設備、そして、その関連企業を取り巻く経営環境はとりわけ厳しく、新市立病院建設に係る受注機会に対する期待感は極めて大きいものがあります。

我が党は、建設費などがすべて市外業者に流れるような事態には賛成できません。このような市発注の大型プロジェクトは、今後、当面見込めず、採択を選ばず、この機会を逃すことは、市内関連業者それぞれが描いていた市内経済の活性化への期待感を裏切ることとなり、市内経済波及効果を断つだけでなく、今後の市内関連企業の経営意欲すら奪いかねず、精神的喪失感もはかり知れません。また同様に、市内全体の経済活動にも悪影響を与えることは必至で、若者の市外流出をも促進させかねません。

以上により、陳情は、いずれも願意は妥当で、採択を強く主張し、議会全体で市中景気の高揚を図り、関連業者に光明を与えるためにも、全議員の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号の採択を求めて討論します。

陳情は、いずれも、新市立病院建設時に、市内業者の参加と、建設資材についても市内企業から調達す

るよう要請しています。陳情者は、小樽建設事業協会、小樽管設備工業協会、小樽電設会、小樽鋼製建具・硝子懇話会、小樽地区生コンクリート協同組合、小樽砕石協同組合、小樽家具建具工業協同組合と、広く建設関係全体です。

小樽商工会議所が実施した今年度7月から9月の小樽市経済動向調査によると、建設の対象企業は47社、回答は20社で、前年同期と比べて、景気動向指数は、マイナス幅は縮小していますが、具体的な好転の見通しがなく、先行き不透明な状況と言います。政府、民間の建築・土木投資の縮小、新築住宅戸数の大幅減少など、建築投資全体の縮小で建築業界関係者は悲鳴を上げています。資金繰りに行き詰まった経営者が自殺に追い込まれたり、企業倒産や廃業が続いています。

建築政策研究所北海道センターの2008年度北海道建設事業者の経営及び公共事業をめぐる実態調査では、次のような声が寄せられています。受注量減少、価格競争、利益率の低下、本来利益あつての商いが、利益どころか、赤字になる工事の割合が年々増加している。ランクを維持するために、採算の合わないものも受けている。将来のビジョンを描くことができない。工事量の減少とともに、競争が激しく、過当競争で適切な利益を確保できない。このままでは、地方の建設会社は大半が倒産する。受注量が減少する中、コスト縮減も限界、受注量の季節的変動の不安定さがさらに増し、資金繰りの苦労時期が年間通して発生するようになった。利益率も低下傾向にある。また、全建総連東京都連が行った2009年賃金調査によれば、1か月の労働時間は平均18日で、15日以下の職員が2.5割に上り、仕事の確保が厳しくなっています。

民間投資が冷え込んでいればいるほど、公共工事の発注内容と受注の動向は地域経済に大きな影響を与えます。地方の公共事業は、雇用も資機材も地元からの調達を増やし、地域に金が落ち、循環型経済にする役割を果たさなければなりません。現在、小樽市は、オタモイに公営住宅建替え事業を実施し、平成21年度は、消防署朝里出張所を建設しています。市立小樽病院の新築は、地域経済に大きな波及効果がもたらされるよう建設業界全体が期待するのは当然です。

免震工事など特殊技術の導入による業者枠に限られる分があるにしても、地域業者の参入に努力すべきです。分割発注によるコスト高の問題はありますが、国立病院機構が設定した、民間よりも5割も高い単価を低く抑えれば、全体の事業費を適正にする調整は可能です。

陳情趣旨は、願意妥当、いずれも採択を求め、討論とします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号について、いずれも採択を主張し、討論いたします。

北海道における公共、民間の建設投資額は、平成5年度の4兆8,486億円をピークに減少が続き、20年度では、5年度に比べ約49パーセントの2兆3,668億円となっており、道内の建設投資額に占める公共投資額の割合は、20年度で58.9パーセントで、全国の約34.4パーセントと比較すると依然として公共投資への依存度が高い状況であります。

このような中、公共事業の削減、民間需要の減少、建設資材の高騰などに伴い、大きな打撃を受けており、その影響は建設業界のみにとどまらず、市内経済はもとより、雇用の悪化にもつながっており、さらには、平成21年8月の政権交代により、公共事業の廃止や、予算が大幅に削減されているのが現状です。

本市の全会計で見る普通建設事業費では、過去10年を見ましても、平成13年度123億5,700万円あったのをピークに大幅に減少し、平成21年度には国の経済対策に伴う追加事業があり、若干持ち直しは見られたものの、その規模は41億2,800万円まで減少しています。市内経済を取り巻く厳しい状況を考えましても、

新市立病院建設時には、市内業者にも一定の配慮をすることは市内経済の活性化や雇用創出の一助になることは間違いないものと考えますし、今回の陳情を見ても、その趣旨は、新市立病院建設に当たり、地元建設業の受注機会の拡充を図り、建設資材を調達する際にはでき得る限り市内業者からの調達を要請し、地場産材の使用を要望するものであります。

よって、陳情は、願意妥当、いずれも採択を主張いたします。

全議員の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して、陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号に対し、継続審査を主張して討論を行います。

これらの陳情の趣旨は、新市立病院の建設に当たっては、地元建設業者の受注を担保すること、また、下請事業者の選定に対して地元事業者を優先させること、また、建設資材の調達に当たってはでき得る限り市内企業から調達をすることなど、長引く地域経済の低迷による建設需要の減少や公共事業の減少などで厳しい経営環境にある地元事業者の受注に配慮を求めるものであります。その願意については、おおむね異議を唱えるものではありません。

しかし、文面では、建設工事を分離・分割発注とすることなど、具体的に工事発注の手法にまで立ち入って要望されております。私どもは、今定例会の中で、工事発注にかかわり、地元下請割合を重点項目として、企画提案型のプロポーザル方式として工事費の圧縮と地元配慮とを半ば実現した他都市の自治体病院の事例など、例示をさせていただきました。理事者の皆さんからも、今定例会にさまざまな発注の手法の事例が示されたばかりであります。陳情の求める発注の手法を今定例会で採択するには時期尚早、継続して審査をすべきと考えるものであります。

なお、継続審査が否決をされた場合、その後の採決に当たりましては、民主党・市民連合としては自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）

○18番（成田祐樹議員） 陳情第1178号ないし第1181号及び第1183号に対して継続審査を主張し、討論いたします。

本市立病院の新築計画について、最も優先して考えなければならないことというのは、市立病院を建て、安定して患者をしっかりと診て、長く運営すること、これが優先順位の一番ではないでしょうか。それよりも先に地元企業が工事を請け負うことが上に来るということは、やはり、非常に考えにくいことです。地元企業のための病院建設ではない。優先順位を間違えてしまえば、これは大きな問題になってしまいます。何よりも建設費が大きくなればなるほど、その後の運営に大きく支障を来すのは間違いありません。地元企業を入れたいという気持ちは当然ながら理解できる部分がありますが、その総額が大きくなった場合には、安定した運営ができないということもしっかり考えなければならないと思います。

よって、まだこの件に関しては検討の余地があると思いますので、継続審査を主張します。

また、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告はいずれの陳情も採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続

審査について、採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第26号ないし第28号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝麿市長登壇) (拍手)

○市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第26号平成22年度一般会計補正予算につきましては、国の平成22年度補正予算に関連した子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費として、平成23年2月から、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種を市内の医療機関に委託して行うため、本年度実施分に係る所要の経費を計上いたしました。

これに対する財源といたしましては、道支出金及び諸収入を計上いたしました。

議案第27号公平委員会委員の選任につきましては、藤島豊氏の任期が平成22年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任するものであります。

議案第28号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、泉幸子氏、山崎忠顯氏、加納萬壽美氏の任期が平成23年3月31日をもって満了となりますので、引き続き、泉幸子氏、加納萬壽美氏を、新たに長門亨二氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(見楚谷登志) これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号は可決と、第27号及び第28号につきましてはいずれも同意とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました、

日程第3「意見書案第1号ないし第14号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第14号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第5号について、提出者から、順次、提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号について、提案の趣旨説明

を行います。

意見書案第1号は、非核三原則の法制化を求めるものです。

社団法人北海道被爆者協会から要請が上がっています。

広島、長崎の原子爆弾被爆から65年がたちました。再び被爆者をつくってはならないという被爆者の悲願をはじめとし、我が国の非核三原則を国是とする核兵器反対の政策は世界から尊重されています。核兵器廃絶を目指す潮流は、核兵器を使用した唯一の国、アメリカ・オバマ大統領の核兵器のない世界を追求していくという発言以来、さらにその流れを強めています。本年5月のNPT再検討会議の決議は、核兵器廃絶への大きな第一歩を踏み出し、広島、長崎では各国政府代表者が核兵器廃絶に言及しています。

こうした今こそ、日本は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たすときです。そのためにも、非核三原則を国是として掲げるだけでなく、法制化を早急に図ることによって国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができるのではないのでしょうか。

世界の諸国民から期待されている大きさから、非核三原則の法制化を早期に制定すべきです。

意見書案第2号は、道立衛生学院の存続を求めるもので、北海道医療労働組合連合会から要請されたものです。

道立衛生学院は、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士等を養成し、地域の医療に貢献してきました。にもかかわらず、道立衛生学院を廃止する方針が出されています。現在、医師や看護師不足で地域医療の崩壊が社会問題になっていますが、こういうときだからこそ、道民の命と健康を守るべき北海道の責任において医療従事者を確保し、安全と安心の医療実現のために力を尽くすべきです。道立衛生学院は、入学料、授業料など学費が他の養成所と比べて安く設定され、経済的理由で進学の道を断念することを防いできました。道立だから頑張れたという声は少なくありません。医師、看護師が都市に集中する中、地方は深刻な状態にあり、医療への不安は増すばかりです。

深刻な医療・看護現場の実態改善、崩壊寸前と言われる地域医療を再生するために、北海道内の看護職員等医療従事者確保に寄与している道立衛生学院を存続させ、廃止した保健師養成と、廃止予定の通信制の看護師2年課程の学生募集を再開することを求めるものです。

意見書案第3号は、社会保障にふさわしい国保制度の改善を求めるものです。

国民健康保険法第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めています。

ところが、高すぎる保険料や保険証の取上げによる病気の手遅れ、死亡などが起きており、こうした事態は、国民すべてが安心して医療を受けられるべき国保の目的に逆行するものです。

全国の2009年度の国保加入世帯は2,100万世帯を数えますが、世帯当たりの所得は、1990年240万5,000円から2008年には168万円に減少し、保険料は15万1,000円が15万円と横ばいではあるものの、負担率は6.30パーセントから8.94パーセントに増大しています。30万円から60万円の所得層では実に12パーセント台の大きな負担率になっています。国保滞納世帯は加入世帯の20パーセントにも上り、短期保険証の発行は120万世帯、資格証明書発行は31万世帯で、差押えも強行されています。

こうした一方、国庫支出金は、1984年49.8パーセントから2008年24.1パーセントと大きく削減され、国民負担を増やす原因になっています。国民健康保険法の目的に沿って国保制度が社会保障にふさわしい制度になるよう、国庫負担金を抜本的に増やし、加入者の保険料軽減を図り、短期保険証、資格証明書発行を含む無保険者の解消を図るべきです。

以上、意見書案の提案趣旨説明を終わりますが、皆さんの御賛同をぜひお願いしまして、終わります。

(拍手)

○議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○12番（山田雅敏議員） 提出者を代表して、意見書案第4号国に対して万全の危機管理体制の構築を求める意見書案について、提案趣旨説明を行います。

先月、11月23日、日本じゅうを震撼させる臨時ニュースが流れました。北朝鮮が韓国領の延坪島を無差別砲撃したのです。民間人を含め死者が4名、そして、多くの負傷者が出ました。まさに蛮行で、人道上、決して許されるものではなく、中国を含む世界じゅうの国々が北朝鮮を強く非難しております。

この蛮行、そして、我が国周辺の緊急事態に対して、日本政府はどう対応したのでしょうか。午後2時半の砲撃開始後、政府は、午後3時20分、首相官邸の危機管理センターに情報連絡室を設置しましたが、菅首相が公邸から官邸に移ったのは午後4時45分です。菅首相は、その後の5時10分に記者会見し、北朝鮮が韓国の島に砲撃を加え、韓国軍も応戦したという報道があり、私にも3時半ごろに秘書官を通して連絡がありましたと、第一報が報道であったことをためらいもなく明らかにしたということです。

砲撃開始から2時間以上経過してやっと官邸入りした菅首相の危機管理意識は、極めて希薄というほかありません。さらに、関係閣僚会議は、砲撃発生から6時間以上経過してから行われ、当然開かれてしかるべき安全保障会議はついに開かれませんでした。安全保障会議設置法第2条第1項第9号では、内閣総理大臣は次の事項について会議に諮らなければならないとして、周辺事態等への対処を掲げています。なぜ、安全保障会議を開催しなかったのか、疑問であります。

本市のような地方自治体は、周辺事態が発生すれば、周辺事態法に基づき、関係行政機関の求めに応じ、港湾、空港の使用などについて国に協力することとされております。事ほどさように、日本国の危機管理は、国と地方自治体の有機的な連携協力が必要不可欠であります。その中心となる内閣が、前述のように危機管理意識の希薄さを露呈しているようでは、この日本の平和、安全、領土を守り、帰結として国民の生命、身体、財産をも守ることはできません。

よって、国においては、速やかに不測の事態に備えた万全の危機管理体制を構築するよう強く要望するものです。

全議員の賛同をお願いして、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 提出者を代表し、意見書案第5号切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案について、提案説明を行います。

現在、中小企業は、長引く民間需要の低迷と官公需の削減による業績悪化に加え、デフレ要因による価格の切下げ、円高による為替差損など、深刻な経済状況に置かれています。政府は、政治と金をめぐる小沢元幹事長の国会招致問題などに縛られて、本格的な経済対策に踏み切れず、ずるずると景気はさらなる後退の様相を強めています。このような状況にもかかわらず、緊急保証制度の延長打ち切りや、中小企業金融円滑化法も時限を迎えるなど、政府は、年末、年度末を迎える中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復のための切れ目ない対策をとることが求められています。

また、平成23年度税制改革において、法人税率を引き下げする場合、その財源対策として、租税特別措置

を見直すことにより、中小企業が増税にならないよう配慮する必要があります。

したがって、政府に対し、2010年度末で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保障制度を再延長し、保証枠を拡大すること、法人税率引下げの財源確保に当たっては、中小企業に配慮し、租税特別措置の見直しで増税となる場合には負担の緩和に最大限の措置を講ずることを求めるものであります。

以上、提出者を代表し、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○23番（横田久俊議員） 意見書案第4号国に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書に対して、賛成の討論を行います。

北朝鮮砲撃に対する政府の対応は、先ほど、我が党の山田議員が提案説明で指摘したとおりであります。

先月1日に、ロシアのメドベージェフ大統領が北方領土国後島を訪問した際も、政府は報道で知ったを連発しました。情報収集体制の不備を批判されておりましたが、今回の砲撃事件も、まさに同じ轍を踏んだわけであります。菅首相の対応については提案説明でありましたので、私は、国民を守る警察のトップである岡崎トミ子国家公安委員長の危機管理意識について触れさせていただきます。

衆議院予算委員会集中審議で、砲撃があった23日にどこにいたかを問われた岡崎氏は、私自身は、その日は警察庁に入ってはおりませんと、一度も警察庁に登庁しなかったことを認めた上で、議員宿舎におり、随時報告を受け、情報収集に努め、適宜、指示していたと述べております。さらに、いつでも官邸、警察庁に行けるとして待機していたと、にこにこ顔で答弁したのをテレビでごらんになった議員もたくさんおられることでしょう。

議員宿舎——議員会館ではありません。寝泊まりをする議員宿舎で指揮をとるのと、情報端末あるいは通信設備が十分に整備されている警察庁の庁舎で指揮をとるのと、どちらが的確な指揮をとれるのでしょうか。だれが考えても、多くの情報が集まる後者の方が、緊急事態が発生した場合の国家公安委員長の執務場所としての確実と思われるでしょう。

しかし、岡崎大臣は、議員宿舎で十分だと判断したわけであります。彼女の下で働く全国25万人の警察官は頻繁に非常招集がかかります。犯罪発生時はもとより、災害の警報が発令されただけでも自主参集することになっております。大臣に直ちに現場へ向かえとは言いません。でも、都内にいるなら、せめて登庁し、的確な指揮をとってほしかったと思うのは私だけではないでしょう。

「国民の暮らしが第一」も大変結構なスローガンであります。しかし、国が危機に見舞われれば、暮らしどころではなくなります。国があつての暮らしなのです。国家の安全を守るのは内閣の最重要の責務です。早期に、そして、着実に万全の危機管理体制を構築されるよう強く強く要望するものであります。

本意見書案に、民主党・市民連合、共産党の両会派は反対とのことであります。現政権を担う民主党が、自党の閣僚が批判されている本意見書に賛意を示せないことは、ある意味、やむを得ないといひましようか、本当はぜひ賛意をお願いしたかったわけでありますが、共産党までもが反対というのは納得がいきません。この後に、反対討論があるようですので、じっくりと聞かせていただきますが、なぜ反対なのか、明らかにしていただけたらと思っておりますが、常に民主党政権を痛烈に批判しておられるのに、事、本件に関しては、なぜかトーンが低いように思います。

ぜひ、共産党会派の皆さんの御賛同をいただけますようお願いして、意見書案第4号に賛成の討論といたします。（拍手）

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇) (拍手)

○7番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第3号は可決、意見書案第4号及び第5号については否決を主張して、討論を行います。

意見書案第1号は、非核三原則の法制化を求めるものです。

今年の原水爆禁止世界大会では、核兵器廃絶条約の速やかな交渉開始を求める「長崎からのすべての国の政府への手紙」が採択され、世界各国へ送付されました。スイス、クロアチア、モンテネグロの大統領をはじめ、各国から返書が届いています。スイスのドリス・ロイトハルト大統領は、すべての核兵器を違法と言い、オーストラリア政府は、核兵器禁止条約が完全核軍縮を効率的に実現するための主要な手段であるとの意見に同意しています。こうした国々からの返書は、核兵器廃絶に向け、核兵器禁止条約の交渉開始を求める流れへの支持の広がりを示すものです。

こうした流れの中であって、我が国は、非核三原則を国是としながら、日米安全保障条約の下で、核兵器の先制使用もあり得るとする核の傘政策をとり続け、核密約を結んで核の持ち込みを事実上容認してきました。国是である非核三原則を空洞化させないためには、三原則を法制化することです。それによって、世界で唯一の被爆国として核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たし、恒久平和の実現を世界に率先して尽力できると確信するものです。

意見書案第2号は、道立衛生学院の存続を求めるものです。

厚生労働省では、第7次看護職員需給見通しに関する検討会で不足する看護師の必要数の検討や長期的な見通しについて議論が行われ、来年の看護職員は5万6,000人不足するとしています。第7次看護職員需給見通し策定のための実態調査では、看護職員の退職理由の第1位は本人の健康の問題、第3位が人間関係となっています。免許取得の看護師が潜在的にいたとしても、厳しい職場環境の改善が一方では追いついていません。労働条件の改善と職場安定促進の取組が急がれます。

同時に、衛生学院の廃止は、こうした厳しい職場でありながら、なお、看護の仕事に従事したいとの熱意を持つ人々の免許取得の道を閉ざすことになり、看護師不足の現状をさらに悪化させることにつながります。

かつて、短期大学の保育科設置や専門学校の新設が進み、保育士の供給過多と言い、道立保育専門学院が閉鎖されました。しかし、保育現場では、保育士需要に供給が追いつかず、保育士不足に悩まされています。待機児童解消のための年度途中の保育士の採用が大変困難になっているのが現実です。道立衛生学院の廃止は、結局、医療分野でさらなる看護師不足を引き起こすことになります。

意見書案第3号は、社会保障にふさわしい国保制度の改善を求めるものです。

国保加入世帯1世帯当たりの平均所得が減少し、所得に占める保険料の負担率は増えています。国保料滞納世帯は加入世帯の2割を超え、そのうち短期保険証、資格証明書発行世帯は34パーセントにも上ります。さらに、北海道の調査では、平成21年度1人当たり療養諸費は市町村国保の平均で33万4,374円となっています。国保加入世帯の平均所得は、意見書案本文にあるように、2008年で168万円ですから、その中から国保の保険料を払い、介護保険料を払い、さらに診療を受けるとなると窓口負担が重くのしかかります。こうした実態は、国民健康保険法の目的を大きく逸脱し、国保制度が崩壊していることを物語っています。

社会保障にふさわしい制度として国保制度が成り立つためには、削減され続けてきた国庫負担を抜本的に増やし、短期保険証、資格証明書ではなく、本証の発行で安心して診療できる環境をつくることです。

次に、意見書案第4号国に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書に反対の見解を述べます。

北朝鮮による韓国・延坪島への無法な砲撃が断じて許されない重大な挑発行動であることは、言うまでもありません。この問題の解決のために、国際社会の一致した政治的努力を尽くすことが求められています。我が党は、日本政府にそうした立場でイニシアチブの発揮をするよう求めています。

しかし、政府の対応の遅れを口実にした意見書案の内容による危機管理体制の構築は、逆に、北東アジアの緊張激化、有事法制の強化につながるものであり、賛成できません。

(発言する者あり)

御不満かもしれませんが。

次に、意見書案第5号です。

意見書案本文にあるように、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。政府の経済対策も、抜本的に景気を好転させる状況にはありません。緊急保証制度の延長打ち切りではなく、中小企業金融円滑化法とあわせ、再延長を図り、保証枠を拡大することは当然であり、この点については同意するものです。

しかし、本意見書案で、活用、提供を積極的に行うとしている官民ファンド、産業革新機構やリスクマネーについては、その支援先がエレクトロニクス業界、特定の電機業界で大手の電機業界救済制度であり、リスクマネーはリーマンショックを再現させるものであり、投機マネーは進めるべきではありません。

さらに、これは、財源確保を税制改正における法人税の引下げを前提として求めています。日本の法人税は高すぎる、減税しなければ企業が海外に出ていくとの議論もありますが、税と社会保険料を合わせた大企業の負担はフランスの7割など、ヨーロッパよりも低くなっています。さらに、経済産業省の調査でも、海外進出の理由として税金の負担を挙げた企業は8パーセントにすぎません。

これまで十分にため込んだ巨額の資金を投資や雇用などで日本経済に還流させ、中小企業、家計を応援し、内需底上げ政策への転換こそ、中小企業支援策として求められていることを訴え、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたけれども、振り返ってみますと、一昨年のリーマンショック以来、世界規模での金融経済危機が一層深刻さを増し、国内においても、円高ドル安、デフレ傾向が一年を通じて暗い影を投げかけました。そのような中で、上海万博の開催で反映ぶりを誇示した中国、そしてインドといった新興国の躍進が目立ちましたが、今後においても世界を動かすほどの経済成長を遂げた新興国の動向が注目されるところであります。

一方、国内的に、今年の夏は記録的な猛暑に襲われましたが、領土問題、安全保障に関してもヒートアップし、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件やロシア大統領の国後島訪問、さらに、朝鮮半島において軍事的緊張が高まるなど、いずれも我が国にとりまして新たな外交の火種となる課題が発生しております。

暗いニュースが続く中で喜ばしいこともありました。国際宇宙ステーションで初めて日本人同士が対面したこと、さらには、ノーベル化学賞を日本人がダブル受賞し、とりわけ道内出身で北海道大学名誉教授の鈴木章氏が受賞したことは、北海道民の誇りとするところでもあります。スポーツ界では、サッカーワールドカップで日本チームの決勝トーナメント進出、アメリカ大リーグ、イチロー選手の10年連続200本安打達成、そして、地元関連では、小樽北照高等学校が春、夏連続して甲子園出場を果たしたことが記憶に残ります。

また、小樽市におきましては、市民の安全・安心、福祉の向上を図るため、消防署朝里出張所、小樽・北しりべし成年後見センターがそれぞれ開設され、国指定重要文化財手宮鉄道施設も保存・修理工事が終了し、4月から一般公開されました。本年は、姉妹都市交流も活発に行われ、7月に新たに韓国・ソウル特別市江西区と姉妹都市提携をしたほか、提携30周年となったニュージーランド・ダニーデン市とは使節団の相互派遣による交流促進事業が実施されました。

市議会におきましては、この1年を通して、主に新市立病院の統合新築問題や学校規模・学校配置適正化に向けた取組について市民、関係者との懇談会等での意見交換などを踏まえながら熱心な議論が行われ、また、市内経済の低迷が深刻化する中、国の補正予算に関連した雇用創造事業や緊急経済対策事業などが円滑に実施できるよう精力的に議論をしてまいりました。

全国的には、地方自治の根幹をなす二元代表制をめぐる首長と議会が対立をする動きも見られましたが、小樽市議会といたしましては、議会の動向をインターネット中継や市議会だよりの発行などを通して市民にタイムリーにお知らせするとともに、議会報告・意見交換会の開催などにより、より開かれた議会

を目指し、取組を進めてきたところであります。

平成21年度一般会計決算では、実質単年度収支が約6億2,900万円の黒字となり、累積赤字は約3,000万円に圧縮されました。これは、市民はもとより、市長をはじめ、職員の皆さん、そして議会が一丸となって財政健全化に取り組んできた成果であります。他会計や基金からの借入れによる収支均衡という実態を考えますと依然として不安定な財政体質でありますので、今後とも緩むことなく財政健全化の取組を継続する必要があります。

改選期まで残り数か月ほどとなりましたが、引き続き、新市立病院の建設、小・中学校再編の問題、そして丸井今井の跡地問題など、さまざまな課題が山積しておりますので、今後とも市民の代表としてなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、この一年、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、心から感謝申し上げます。

終わりにになりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますように祈念を申し上げまして、本年最後の議会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 6時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 山 田 雅 敏

議 員 林 下 孤 芳

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成２２年小樽市議会第４回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２２年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以　上

非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

佐々木 勝利
新 谷 と し
北 野 義 紀

広島・長崎の原子爆弾被爆から65年がたちました。

「再び被爆者をつくってはならない」という生存被爆者の悲願を始めとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、更にその流れを強めつつあります。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言し、広島、長崎では各国政府代表者が核兵器の廃絶について言及しました。さらに本年のNPT（核不拡散条約）の再検討会議の決議は核兵器廃絶への大きな第一歩を踏み出しております。

今こそ日本は核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たす時です。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早急に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民から掛けられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

道立衛生学院の存続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同
同
同

成 田 祐 樹
中 島 麗 子
斎 藤 博 行
新 谷 と し

看護師、保健師、助産師等を養成する道立衛生学院廃止の方針が打ち出されています。医師・看護師不足、地域医療の崩壊が社会問題となっている今こそ、道民の生命と健康を守るべき地方自治体がその責任において、医療従事者の確保、安全と安心の医療実現のために力を尽くさなければならない時です。

道立衛生学院は、准看護師が正看護師の資格を取るいわゆる「進学コース」を始め、保健師養成、助産師養成など、看護職員養成に欠くことのできない重要な施設です。衛生学院の廃止は道内の看護職員確保に多大な影響を与えることは明らかです。

また、道立衛生学院の入学料、授業料など学費は他の養成所と比べて格段に安く設定され、経済的理由で進学の道を断念することを防止してきました。現に「道立だからがんばれた」との声は少なくありません。そういう意味からも道立衛生学院の役割は大きなものです。

「北海道第6次看護職員需給見通し」（平成18年策定）は、初年度から供給見込数に大幅な狂いが生じていますが、道はその「見通し」の見直しも行おうとしません。

また、医師・看護師が都市に集中する中、地方自治体ではもっと深刻な状況にあり、「安心して生み育てられる北海道」をつくるためには、民間任せの施策だけでは、北海道全体の、とりわけ地方の医療不安の解消につながりません。

深刻な医療・看護現場の実態改善、崩壊寸前と言われる地域医療を再生するために、医師・看護職員確保対策の強化を財政措置も含めて道が率先して行うべき時です。

以上の趣旨から、下記の点について要望します。

記

- 1 北海道内の看護職員等医療従事者確保に寄与している道立衛生学院を存続させること。
- 2 保健師養成課程及び看護師2年課程（通信制）の学生募集を再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	否	決
-------	-------------	------	---	---

社会保障にふさわしい国保制度の改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同
同
同

吹 田 友三郎
成 田 祐 樹
斎 藤 博 行
新 谷 と し

国民健康保険法は、その第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。ところが高すぎる保険料、保険証の取上げによる手遅れ死亡など、国保を巡る深刻な事態は、国民全てが安心して医療を受けられるようにしようという国保の目的に逆行するものと言わなくてはなりません。

国保加入世帯は2,100万世帯(2009年度)を数えますが、世帯当たりの所得は、1990年の240.5万円から2008年には168万円に減少、世帯あたりの保険料は1990年の15万1千円が2008年の15万円と横ばいですが、負担率は6.30パーセントから8.94パーセントへと増大、30万円から60万円の所得層では12パーセント台の負担率となっています。

こうした中、国保滞納世帯は、加入世帯の20パーセントに当たる445万4千世帯に上り、短期保険証の発行は120万世帯（滞納世帯の27.15パーセント）、資格証明書発行世帯は31万世帯（同6.98パーセント）となっています。こうした世帯に対する取立て、差押えなども強行されています。

一方、国庫支出金は、1984年49.80パーセント、1990年38.00パーセント、2008年24.1パーセントと大きく減少しており、これこそが制度崩壊の根本と指摘せざるを得ません。

また、これらの事実は「国保制度が崩壊」していることを示しています。

よって政府は、下記の項について特段の努力をし、国保制度が社会保障にふさわしい制度として改善されるように強く要望します。

記

- 1 国庫負担を抜本的に増やし、加入者の保険料軽減を図ること。
- 2 短期保険証、資格証明書の発行を含む無保険者の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

国に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同
同
同

大 橋 一 弘
成 田 祐 樹
斉 藤 陽一良
山 田 雅 敏

北朝鮮は、本年11月23日、突如として韓国領延坪島に対して砲撃を行いました。この砲撃は、朝鮮戦争休戦以来、初めて韓国領土に対して無差別に行われ、その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでおり、人道上許されるものではない言語道断の暴挙であり、本市議会として強く非難するものです。

また、このことは、北東アジアの平和と安定にとって重大な影響を与えるばかりでなく、我が国の周辺事態にも発展しかねない事態です。

しかしながら、砲撃という緊急事態の発生にも関わらず、菅総理大臣を始めとした関係閣僚の官邸入りなどの初動が遅く、国内でのテロ対策の責任者たる岡崎国家公安委員長にあっては登庁すらしていないなど対応の鈍さが指摘されています。

更に、関係閣僚会議は砲撃発生から6時間以上経過してから行われ、国防に関する重大緊急事態への対処について審議する安全保障会議は開かれませんでした。

地方自治体は周辺事態が発生すれば、周辺事態法に基づき関係行政機関の求めに応じ、港湾・空港の使用などについて国に協力することとされており、国家の危機管理は国と地方自治体が有機的に連携・協力してなされるものです。

その司令塔たる内閣がこのような危機意識の極めて薄い対応では、我が国の平和・安全・領土を守る体制としては極めて不十分なものです。

よって、国においては、速やかに不測の事態に備えた万全の危機管理体制を構築するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

秋 元 智 憲

大 橋 一 弘

成 田 祐 樹

山 口 保

大 竹 秀 文

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にあります。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針を全く示すことはなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ません。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化させ、一層の産業の空洞化が懸念されます。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎えます。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることによって資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響します。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要です。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要です。

一方、来年度税制改正において法人税率の引下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されています。法人税率引下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきです。よって政府におかれては、以下の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 2011年度税制改正における法人税率引下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

政府の T P P 交渉に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

秋 元 智 憲

鈴 木 喜 明

大 橋 一 弘

成 田 祐 樹

新 谷 と し

世界的に食料需要が増大し食料輸出国における輸出規制などにより、食料供給に不安定要素が増す中で、国は本年 3 月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を 50 パーセントに引き上げることとし、また、先日開催された A P E C 食料安全保障担当大臣会合は「地域内の食料増大等を図り、世界的な食料不足に柔軟に対応できる不安のない食生活を保障していく」ことを宣言しました。

北海道農業は我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、本道水産業においても全国の約 2 割弱を生産するなど、国民への食料安定供給を図り、食料自給率の向上に寄与しています。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結び付き、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農水産業・農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められています。

しかしながら、我が国が参加を検討している T P P（環太平洋パートナーシップ協定）は、原則 100 パーセント関税撤廃とされており、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きい米国や豪州などを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は 5,563 億円失われ、本道の販売農家全戸数の 7 割を超える 3 万 3,000 戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17 万人の雇用が消失するなど、その経済的影響額は 2 兆 1,000 億円を超えると試算されており、この他に漁業生産額にも 500 億円を超える影響が予想され、地域社会の崩壊さえ懸念されています。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、時期尚早とも言われている T P P 交渉への参加を行わないよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 国際貿易交渉に当たっては、農林水産業の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、T P P 交渉の不参加も含め、食の安全の確保、食料自給率の向上、農林水産業の多面的機能の発揮、国内農林水産業の振興を損なわないよう対応すること。
- 2 E P A ・ F T A 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目、並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 20 日
小樽市議会

議決年月日	平成 22 年 12 月 20 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

平成 22 年

第 4 回定例会

意見書案第 7 号

小樽市議会

公契約で働く人の「ディーセント・ワーク」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

吹 田 友三郎

菊 地 葉 子

斉 藤 陽一良

佐々木 勝 利

久 末 恵 子

昨今、行政改革・規制緩和の進展により、主に公的支出の削減を目的として、国や地方公共団体が建物や物品の調達のみならず、保育事業・ビルメンテナンス事業・医療事務などを民間企業に委託する動きが広がっています。

公共業務の効率的な遂行は、その財源が税金であることを踏まえればもとより極めて重要です。しかし、ともすると民間企業の過当競争・過度の低価格契約により、公契約（国又は地方公共団体が契約の主体となって発注や契約をするもの）の下で働く人たちの労働条件の悪化、非正規雇用化、教育訓練不足、さらには雇用の喪失などをもたらしているのが現状です。

平成22年6月18日に政府が閣議決定した「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ」では、「雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が国内消費の拡大、次の経済成長へとつながる」と述べ、そのために「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）の実現に向けて取り組む」とされていますが、現在の公契約を巡る状況は「ディーセント・ワークの実現」とは大きく矛盾するものです。

こうした公契約を巡る状況を放置すれば、公契約の下で働く人たちの労働条件の悪化などがサービスの質や市場価格の低下につながり、それがデフレの長期化や税収減少を招き、更なる公共支出の削減圧力へつながるという負の悪循環に陥ることが強く懸念されます。

国は、こうした負の悪循環を断ち切るため、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とすることなどを内容とする公契約基本法を速やかに制定し、もって「ディーセント・ワーク」の実現と経済成長につなげるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日

小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

鉄道分野・公共交通への予算配分と政策推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	山田	雅敏
	同	林下	孤芳

政府は本年6月に「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方（案）」を発表しました。この考え方から見て、環境問題やまちづくり政策など、持続可能な交通、社会づくりに資する鉄道分野の充実、公共交通の発展は21世紀に求められる国家的な重要政策であると考えます。

一方、会計検査院は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に余剰資金（約1.2兆円）があると指摘し、国庫への返納を求めています。当該勘定の資金が国鉄改革や整備新幹線の敷設の経過で生じてきた事実を鑑みれば、この資金は単に国庫返納するのではなく、いまだ達成されていない国鉄改革の目標であるJR北海道を始めとする三島会社及びJR貨物の経営自立や経営基盤の強化への助成や、整備新幹線の建設、少子高齢化や過疎化など厳しさの増す並行在来線の維持に関連する施策等に有効に活用すべきものと考えます。

また、私鉄、バス、フェリー等の公共交通の充実も極めて重要な課題となっています。

よって、国においては、平成23年度予算編成において、持続可能な交通の形成に向け、次の事項を実施されるよう強く要望します。

記

- 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益余剰金については、国庫に返納させることなく、JR北海道を始めとする三島会社及びJR貨物の経営支援策の恒久化を含む助成策の実施、整備新幹線の計画的な建設推進、及び並行在来線の安定経営による貨物鉄道ルートと地域交通の維持のための対策等、地方路線の維持・活性化に向けた助成策を実施できるようにすること。
- 2 私鉄、バス、フェリー等公共交通機関の充実を図り住民の足を守るために地域交通の維持及び支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成 22 年

第 4 回定例会

意見書案第 9 号

小樽市議会

「障害者権利条約」の批准のため、条約の精神にのっとったインクルーシブ教育を実現する
国内法整備を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

同

吹 田 友三郎

成 田 祐 樹

菊 地 葉 子

斉 藤 陽一良

佐 藤 禎 洋

佐々木 勝 利

平成18年12月の国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則とし、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、締約国がこれらを確保、促進するための措置をとることなどを定め、障害のある人全ての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどを求めています。

また、同条約中の教育関係の条項においては、「インクルーシブ教育」の実現が求められており、障害のある子が地域の普通学級で「合理的配慮」の下、他の子供たちと共に学び育つ権利が明記されたところです。しかし、国においては、「障害者権利条約」への署名を平成19年9月に行ったものの、まだ批准には至っておりません。法整備を前提とした批准を実現することが必要です。

そのためにはできる限り速やかに、学校教育法及び学校教育法施行規則、学校教育法施行令等の改正、並びに「合理的配慮」を規定するための新たな法律などの制定を実施する上で下記項目を盛り込むことを強く要望するものです。

記

- 1 障害のある子の学籍をその子の住む地域の小・中学校の普通学級にすること。
- 2 「インクルーシブ教育」を原則とし、現状の特別支援学校・特別支援学級等に対応する新たな教育システムの選択については、本人・保護者の合意を基に決定すること。
- 3 障害のある子も普通学級で共に学ぶために、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障すること。
- 4 「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日

小 樽 市 議 会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	吹	田	友三郎	
	同	中	島	麗子	
	同	濱	本	進	
	同	斎	藤	博行	

政府は平成22年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきましたが、平成22年度予算では「暫定措置」として地方負担約6,100億円が盛り込まれました。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示しています。

子育て支援は地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきです。こうした内容について地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続されることに強く反対します。

よって、国においては、平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たり、国と地方で十分な協議を行い、国が全額国庫負担すべきであるとの地方の主張に沿った制度を実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、けん怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っています。

今年4月、厚生労働省より、本症と分かる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものです。これは、患者にとって朗報でした。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境に置かれています。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月についに、中間目標数を達成しました。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定めるべきです。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきです。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきです。

よって国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

免税軽油制度の存続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

秋 元 智 憲

鈴 木 喜 明

大 橋 一 弘

林 下 孤 芳

新 谷 と し

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、2009年の地方税法の改正によって2012年3月に廃止される状況にあります。

免税軽油は、農業用機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など農業生産者の経営にとって大きな援助制度となってきたものです。この制度は、これまでも延長措置が講じられてきたものですが、引き続き制度の存続が強い要望となっています。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営に更なる多大な負担を強いることになり、とりわけ面積や飼育頭数の大きい北海道農業への影響は重大です。また、農業だけでなく、漁業や林業、倉庫業など地域全体の経済にとっても、大きな影響を及ぼします。

よって、政府におかれては、免税軽油の制度を継続されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

吹 田 友三郎

斉 藤 陽一良

佐々木 勝 利

古 沢 勝 則

成 田 晃 司

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、1855年「日魯通好条約」によって、日露両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定め、以来我が国領土となっています。1945年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確にしたにも関わらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、1951年に関係国との間で締結された「サンフランシスコ平和条約」においては、我が国が放棄した千島列島には択捉島などの北方四島は含まれておらず、我が国固有の領土であることは歴史的な事実です。

1993年に当時の細川総理大臣がエリツィン・ロシア大統領と共に署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する、との交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針です。

この度のメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものです。

よって、国においては、この度の我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意をもって断固抗議するとともに、今後ともロシア政府首脳が北方領土を訪問しないよう強く求めます。また、北方領土問題の一日も早い解決に向けて我が国とロシア政府とが公正な解決に向けた本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

国庫負担を増やし、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行

2012年度からの介護保険制度の改定に向けての「見直し」案が明らかになりました。

介護保険法には「10年を経過した場合において必要な措置を講じる」（附則4条）と規定されています。高齢化が急速に進むだけでなく、一人暮らしや高齢者だけの世帯も増え、公的な介護体制の整備が急務となっています。また、現行介護保険制度の様々な問題点が浮き彫りになっており、中でも、定率1割の利用料、ホテルコスト（食費・居住費）の導入など、「応益負担」の原則に基づく過重な利用者負担が、低所得者の高齢者を介護サービスの利用から排除する事態を引き起こしているという実態は、極めて深刻です。

介護保険料についても、重い負担が家計を圧迫し、軽減・免除を望む声がますます強くなっています。

「見直し」に当たっては、被保険者、利用者の生活実態に見合った改善が強く求められていたところ です。

しかし、明らかになった「見直し」案には、公費負担は全く認めず、保険料の引上げを抑えるために給付削減を対置し、負担あって介護なしの実態を一層深刻にしようとしています。

よって政府は、下記の事項について抜本的に改善するよう強く要望します。

記

- 1 介護保険を安心できる制度にするため、国庫負担割合を引き上げること。
- 2 国の制度としてサービス利用料等減免制度を拡充すること。要支援などのサービス除外はしないこと。
- 3 居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）に利用者負担を導入しないこと。
- 4 軽度者に対する給付については、利用者負担の引上げは行わないこと。
- 5 4人部屋などの多床室の入所者に居住費などのさらなる負担を求めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成22年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会 期 平成22年12月1日～平成22年12月20日 (20日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22. 12. 1	市長	—	—	—	—	H22. 12. 7	可決
2	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
3	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別 会計補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
4	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計 補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
5	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特 別会計補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
6	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
7	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
8	小樽市職員給与条例の一部を改正する条 例案	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	総 務	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
9	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及 び基準に関する条例の一部を改正する条 例案	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	総 務	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
10	小樽市特別会計設置条例の一部を改正す る条例案	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	総 務	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
11	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例 案	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	建 設	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
12	市立小樽美術館条例の一部を改正する条 例案	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	総 務	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
13	工事請負変更契約について	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	建 設	H22. 12. 14	可決	H22. 12. 20	可決
14	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市いなきたコミュニティセン ター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
15	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横 駐車場)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
16	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市総合福祉センター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
17	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市身体障害者福祉センター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
18	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市銭函市民センター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市夜間急病センター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市産業会館)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市事業内職業訓練センター)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について (おたる自然の村)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
23	公の施設の指定管理者の指定について (小樽市観光物産プラザ)	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
24	公の施設の指定管理者の指定について (各市営住宅の集会所(会館))	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	可決	H22. 12. 20	可決
25	小樽市非核港湾条例案	H22. 12. 1	議員	H22. 12. 8	総 務	H22. 12. 14	否決	H22. 12. 20	否決
26	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22. 12. 20	市長	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決
27	小樽市公平委員会委員の選任について	H22. 12. 20	市長	—	—	—	—	H22. 12. 20	同意
28	人権擁護委員候補者の推薦について	H22. 12. 20	市長	—	—	—	—	H22. 12. 20	同意
報告 1	専決処分報告 [平成22年度小樽市一般会 計補正予算]	H22. 12. 1	市長	H22. 12. 8	予 算	H22. 12. 13	承認	H22. 12. 20	承認
22年3定 第15号	平成21年度小樽市一般会計歳入歳出決算 認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第16号	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第17号	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第18号	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第19号	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第20号	平成21年度小樽市土地取得事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第21号	平成21年度小樽市老人保健事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定
22年3定 第22号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計歳入 歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認定	H22. 12. 20	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議		
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果	
22年3定 第23号	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第24号	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第25号	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第26号	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特 別会計歳入歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第27号	平成21年度小樽市物品調達特別会計歳入 歳出決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第28号	平成21年度小樽市病院事業決算認定につ いて	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第29号	平成21年度小樽市水道事業決算認定につ いて	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第30号	平成21年度小樽市下水道事業決算認定に ついて	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
22年3定 第31号	平成21年度小樽市産業廃棄物等処分事業 決算認定について	H22. 9. 8	市長	H22. 9. 15	決 算	H22. 10. 7	認 定	H22. 12. 20	認 定	
意見書案 第 1 号	非核三原則の早期法制化を求める意見書 （案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	否決	
意見書案 第 2 号	道立衛生学院の存続を求める意見書 （案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	否決	
意見書案 第 3 号	社会保障にふさわしい国保制度の改善を 求める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	否決	
意見書案 第 4 号	国に対し万全の危機管理体制の構築を求 める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 5 号	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策 を求める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 6 号	政府のＴＰＰ交渉に関する意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 7 号	公契約で働く人の「ディーセント・ワー ク」を実現し、経済成長につなげる「公 契約基本法」の制定を求める意見書 （案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 8 号	鉄道分野・公共交通への予算配分と政策 推進を求める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 9 号	「障害者権利条約」の批准のため、条約 の精神にのっとったインクルーシブ教育 を実現する国内法整備を求める意見書 （案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 1 0 号	子ども手当財源の地方負担に反対する意 見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 1 1 号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求 める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 1 2 号	免税軽油制度の存続を求める意見書 （案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 1 3 号	メドベージェフ・ロシア大統領の北方領 土訪問に抗議を求める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
意見書案 第 1 4 号	国庫負担を増やし、安心できる介護保険 制度の実現を求める意見書（案）	H22. 12. 20	議員	—	—	—	—	H22. 12. 20	可決	
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について（経済常任委員会 所管事項）	—	—	—	経 済	H22. 12. 14	継 続 審 査	H22. 12. 20	継 続 審 査	
	市民福祉に関する調査について（厚生常 任委員会所管事項）	—	—	—	厚 生	H22. 12. 14	継 続 審 査	H22. 12. 20	継 続 審 査	

陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19. 6. 22	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19. 6. 22	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19. 6. 25	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 3. 4	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20. 6. 13	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20. 6. 16	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 6. 17	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 12. 9	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21. 3. 3	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 3. 9	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 6. 4	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 9. 24	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21. 11. 27	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1170	J R直営による函館本線・塩谷駅の存続方について	H22. 6. 8	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1171	J R直営による函館本線・蘭島駅の存続方について	H22. 6. 8	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1174	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設促進方について	H22. 9. 6	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1166	小樽市銭函3丁目駐車場の料金見直し方について	H22. 5. 28	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19. 9. 3	H22. 12. 14	採 択	H22. 12. 20	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19. 9. 5	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19. 9. 6	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19. 12. 11	H22. 12. 14	採 択	H22. 12. 20	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20. 4. 23	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	採 択	H22. 12. 20	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20. 9. 17	H22. 12. 14	採 択	H22. 12. 20	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21. 3. 3	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について	H21. 12. 8	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1165	長橋地区の公衆浴場（普通浴場）の経営支援方について	H22. 4. 6	—	—	H22. 12. 8	取 下 げ
1176	地域医療と国立病院の充実を求める意見書提出方について	H22. 11. 5	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1177	看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出方について	H22. 11. 5	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1182	最上保育所の存続方について	H22. 12. 6	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1184	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書提出方について	H22. 12. 6	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19. 6. 14	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
246	市道桜 1 8 号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19. 8. 16	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20. 3. 3	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20. 12. 9	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1154	朝里川温泉 1 丁目 3 0 6 番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21. 6. 15	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1167	市道桜 9 号線舗装延長及び側溝蓋整備方について	H22. 5. 31	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1173	最上 1 丁目 2 4 番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方について	H22. 8. 31	H22. 12. 14	継続審査	H22. 12. 20	継続審査
1185	満寿美湯の経営存続方について	H22. 12. 7	H22. 12. 14	不採択	H22. 12. 20	不採択

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20. 2. 26	H22. 12. 15	継続審査	H22. 12. 20	継続審査

市立病院調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1178	新市立病院建設時における市内業者の参加方について	H22. 11. 8	H22. 12. 16	採 択	H22. 12. 20	採 択
1179	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について	H22. 11. 18	H22. 12. 16	採 択	H22. 12. 20	採 択
1180	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について	H22. 11. 22	H22. 12. 16	採 択	H22. 12. 20	採 択
1181	新小樽病院建設時における地場産碎石の使用方について	H22. 11. 22	H22. 12. 16	採 択	H22. 12. 20	採 択
1183	新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について	H22. 12. 6	H22. 12. 16	採 択	H22. 12. 20	採 択